

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料について

標記の件、各事業で以下の通り整理した。

- |     |                            |         |
|-----|----------------------------|---------|
| 添付1 | 再処理事業所 再処理施設保安規定           |         |
|     | 保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料 | 2/117   |
| 添付2 | 再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定         |         |
|     | 保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料 | 29/117  |
| 添付3 | 濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定          |         |
|     | 保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料 | 56/117  |
| 添付4 | 濃縮・埋設事業所 廃棄物埋設施設保安規定       |         |
|     | 保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料 | 80/117  |
| 添付5 | 再処理事業所 MOX燃料加工施設保安規定       |         |
|     | 保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料 | 101/117 |

再処理事業所 再処理施設保安規定  
保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料

2020 年 8 月 17 日  
日本原燃株式会社

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（再処理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
I. 目的		
II. 使用前事業者検査又は使用前検査		
1. 使用前事業者検査又は使用前検査の実施		
<p>第1号から第3号までに規定する「十分な方法」は次に掲げるとおりとし、設計及び工事の計画の認可又は届出（以下「設工認」という。）、核燃料物質の使用の許可（以下「使用許可」という。）、保安規定等に基づき、原子力施設の特性に応じ、検査の時期、実施場所、対象、方法及び判定基準を加えて、検査体制、記録方法をあらかじめ第2項の規定する検査実施要領書に定め、これに従って実施する必要がある。</p> <p>また、実用発電用原子炉施設（以下「実用炉施設」という。）では、検査対象となる構造物、系統、設備、機械又は器具（以下「機器等」という。）ごとに対応する技術基準の条項ごとの要求事項及び設工認に記載される機器等の仕様を整理し、これらに留意して検査の方法を設定する必要がある（別記1）。</p> <p>（1）第1項第1号に規定する方法</p> <p>第1号に規定する「構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法」には、表4-1から表4-3までに示す材料検査、寸法検査、外観検査、非破壊検査、漏えい検査等を必要に応じ適切に組み合わせた客観性を有するものであることが必要である。なお、溶接に係る使用前事業者検査及び使用前検査（以下「使用前事業者検査等」という。）の方法は、表4-2に示す事項（溶接施工法に関する検査及び溶接士の技能に関する検査に係るものに限る。）をあらかじめ確認した後、表2に示す規則の「材料及び構造」に定める溶接部（耐圧部分の溶接及び主要な耐圧部の溶接を含む。）に対して、表4-2に示す溶接施工した構造物に対する検査に係る検査の方法等に留意して設定する必要がある。また、燃料体に係る使用前事業者検査の方法は、燃料体の加工の工程を考慮し、表4-3に示す検査の方法に留意して設定する必要がある。</p> <p>（2）第1項第2号に規定する方法</p> <p>第2号に規定する「機能及び性能を確認するために十分な方法」には、表4-1に示す特性検査、機能・性能検査及び総合性能検査等を必要に応じ適切に組み合わせた客観性を有するものであることが必要である。</p> <p>（3）第1項第3号に規定する方法</p> <p>第3号に規定する「その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法」（使用施設等において、「その他使用施設等が法第55条の2第2項各号のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法」）には、設工認における工事計画で定められた仕様（使用施設等の場合は、使用許可の記載事項及び技術基準）、基本設計方針等と適合するように施工されているかどうかを確認できる方法であることが必要である。また、第1号及び第2号の方法では確認できないものについて、施工管理等の状況も含めて確認できる方法であることが必要である。</p> <p>設工認のうち「基本設計方針」については、技術基準の要求を満たすための基本的な方針が定められており、機器等の仕様等のハード面だけでなく、品質マネジメントシステムとの関連、事業者活動や運用等のソフト面の方針も記載されている必要がある。「基本設計方針」に対する使用前事業者検査の適合性確認においては、機器等の仕様等に対する要求事項に加え、設計、工事、事業者検査等の保安活動に対する要求事項についても適合していることが確認されている必要がある。この際、技術基準の要求事項が整理され、設計から工事及び使用前事業者検査までの各プロセスにどのように反映されているかを明確しておく必要がある。</p> <p>設工認のうち「品質マネジメントシステム」及び使用許可のうち「品質管理に必要な体制の整備に関する事項」（以下「品質マネジメントシステム等」という。）については、原子力施設の設置から廃止までの保安のための業務に係る一連の品質管理に必要な体制を管理する仕組みを明確に定め、当該記載に従って施工及び検査のPDCAサイクルに係る保安活動が行われることが記載されている。この「品質マネジメントシステム等」に対する使用前事業者検査等の適合性確認においては、上述のPDCAサイクルが確実に機能しているかについても確認されている必要がある。</p>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第74条 再処理施設について事業指定（変更許可）を受けた設備に係る事項及び再処理施設の技術基準に関する規則を含む要求事項への適合を維持し、再処理施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>【略】</p> <p>6.2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 設計及び工事を行う各職位は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、計画の策定段階において、法令に基づき必要な手続き<sup>※1</sup>の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>【略】</p> <p>(3) 設計及び工事を行う各職位は、工事を実施する構築物、系統及び機器所定の機能を発揮する状態にあることを、第77条に基づき実施する使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試験（以下「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮する状態であることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p> <p>※1：法令に基づく手続きとは、法第44条の4（変更の許可及び届出等）、第45条（設計及び工事の計画の認可）、及び第46条第3項（使用前事業者検査の確認申請）に係る手続きをいう。</p> <p>（使用前事業者検査の実施）</p> <p>第77条 事業部長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる再処理施設の設置又は変更の工事に当たり、設工認に従って行われたものであること、「再処理施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。</p> <p>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第74条 6.2(3)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制構築する。</p> <p>(2) 検査要領書<sup>※1</sup>を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の再処理施設が次の基準と適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a. 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b. 「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の再処理施設が前号a及びbの基準と適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第16条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要箇所に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 設計及び工事を実施する各職位又は事業者検査課長は、検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>8 各職位は、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第74条 6.2(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p> <p>※1 検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>b. 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c. その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたであることを確認するために十分な方法</p>	<p>ガイドの記載を参考に、検査の時期、対象、方法、判定基準、検査体制及び記録方法等を規定する。</p>

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（再処理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明																							
<p>2. 使用前事業者検査等の結果の記録</p> <p>II. 1. に記載している検査の時期、対象、方法その他必要な事項をあらかじめ定めた検査実施要領書に基づき使用前事業者検査等を実施した結果について、第1項に掲げる事項を記載した使用前事業者検査成績書等を作成し、第2項に従い記録の保存を行うものとする。</p>	<p>（使用前事業者検査の実施）</p> <p>第77条</p> <p>【略】</p> <p>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>【略】</p> <p>（記録）</p> <p>第125条 各職位は、別表53に定めるところにより、保安に関する記録を適正に作成し、保存する。</p> <p>別表53 保安に関する記録（第125条関係）</p> <p>1. 再処理規則第8条に基づく記録</p> <p>【略】</p> <p>2. 再処理規則第4条の3及び第7条の11に基づく記録</p> <table border="1" data-bbox="1240 680 2211 1188"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>記録責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用前事業者検査の結果</td> <td rowspan="11">検査の都度</td> <td rowspan="11">事業者検査課長</td> <td rowspan="11">当該使用前事業者検査に係る再処理施設の存続する期間</td> </tr> <tr> <td>(1) 検査年月日</td> </tr> <tr> <td>(2) 検査の対象</td> </tr> <tr> <td>(3) 検査の方法</td> </tr> <tr> <td>(4) 検査の結果</td> </tr> <tr> <td>(5) 検査を行った者の氏名</td> </tr> <tr> <td>(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</td> </tr> <tr> <td>(7) 検査の実施に係る組織</td> </tr> <tr> <td>(8) 検査の実施に係る工程管理</td> </tr> <tr> <td>(9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</td> </tr> <tr> <td>(10) 検査記録の管理に関する事項</td> </tr> <tr> <td>(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間	1. 使用前事業者検査の結果	検査の都度	事業者検査課長	当該使用前事業者検査に係る再処理施設の存続する期間	(1) 検査年月日	(2) 検査の対象	(3) 検査の方法	(4) 検査の結果	(5) 検査を行った者の氏名	(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	(7) 検査の実施に係る組織	(8) 検査の実施に係る工程管理	(9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項	(10) 検査記録の管理に関する事項	(11) 検査に係る教育訓練に関する事項	【略】	【略】	【略】	【略】	<p>ガイドの記載を参考に、使用前事業者検査に係る記録の管理を行うことを規定する。</p>
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間																						
1. 使用前事業者検査の結果	検査の都度	事業者検査課長	当該使用前事業者検査に係る再処理施設の存続する期間																						
(1) 検査年月日																									
(2) 検査の対象																									
(3) 検査の方法																									
(4) 検査の結果																									
(5) 検査を行った者の氏名																									
(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容																									
(7) 検査の実施に係る組織																									
(8) 検査の実施に係る工程管理																									
(9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項																									
(10) 検査記録の管理に関する事項																									
(11) 検査に係る教育訓練に関する事項																									
【略】	【略】	【略】	【略】																						
<p>3. 溶接に係る使用前事業者検査等を行った旨の表示</p> <p>溶接に係る使用前事業者検査等を行った旨の表示については、許認可事項に従っていること及び技術基準に適合することが確認された上で、全ての検査が終了したときに当該検査に係る原子力施設であって溶接をするもの又は溶接をした原子力施設であって輸入したものの容器又は管ごとに容易に消えない方法で付す必要がある。</p>	<p>—</p>	<p>（溶接に係る使用前事業者検査等を行った旨の表示に係るガイドの記載については社内標準類を策定する際の参考とする。）</p>																							

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（再処理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
Ⅲ. 定期事業者検査		
1. 定期事業者検査の実施時期		
<p>(1) 原子力施設の運転等を停止して行う検査（第1項及び第2項）</p> <p>原子力施設の運転等（原子炉の運転及び設備の操作をいう。以下同じ。）の停止時に実施する必要がある機器等の分解検査（Ⅲ. 2. (1) ①に記載の方法に相当）、その後の機能・性能検査等（Ⅲ. 2. (1) ②に記載の方法に相当）及び設定した一定の期間中技術基準に適合している状態を維持するかどうかの判定（Ⅲ. 2. (2)に記載の方法に相当）については、実用炉施設の場合にあっては、第1項の表上欄に掲げる発電用原子炉施設に当たると表下欄に掲げる時期ごとに、研究開発炉等発電用原子炉施設の場合にあっては、第1項に示すとおり原子力規制委員会が別に定める場合を除き13月を超えない時期ごとに、その他の原子力施設の場合にあっては、第1項に示すとおり原子力規制委員会が別に定める場合を除き12月を超えない時期ごとに行う必要がある。</p> <p>第1項の「運転が開始された日」と及び「使用が開始された日」とは、新設又は増設工事に係る使用前審査済の交付日とし、同項中「定期事業者検査が終了した日」とは定期事業者検査報告書（Ⅲ. 4. (1)に記載した報告書をいう。以下同じ。）において記載された定期事業者検査の終了日とする。</p> <p>また、第1項の「判定期間」は、定期事業者検査において設定され、原子力規制検査において、技術基準に適合している状態を維持することが確認された一定の期間をいい、原子力規制委員会の告示で定められる。</p> <p>なお、実用炉施設において、同一の工事又は事業所内の発電用原子炉（号機）間で共用されている発電用原子炉施設に係る定期事業者検査は、原則として、法第43条の3の9又は第43条の3の10の設工認の対象に位置付けられている原子力施設に係る定期事業者検査において行うものとする。</p> <p>核燃料施設等のように、工程ごとに運転状態が異なる原子力施設においては、工程ごとに定期事業者検査の範囲を区切り、それぞれの範囲で実施時期を設定することができる。</p>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第74条 再処理施設について事業指定（変更許可）を受けた設備に係る事項及び「再処理施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、再処理施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>【略】</p> <p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>【略】</p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 保守担当課長は、再処理施設の操作中及び操作停止中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>【略】</p> <p>(4) 管理担当課長又は保守担当課長は、点検を実施する構造物、系統及び機器が所定の機能を発揮する状態にあることを、第78条に基づき実施する定期事業者検査により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 定期事業者検査の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮する状態にあることを確認・評価するために必要な定期事業者検査の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 定期事業者検査の実施時期</p>	<p>ガイドの記載を参考に、再処理施設の操作中及び操作停止中に行う定期事業者検査の具体的方法、項目、評価方法及び管理基準、実施時期を定めることを規定する。</p>
<p>(2) 原子力施設の運転等中に行う検査（第3項）</p> <p>原子力施設の運転等時における原子力施設の保安の確保に支障を来さない機器等に係る検査において設定した一定の期間中技術基準に適合する状態を維持するかどうかの判定については、原子力施設の運転を停止して行う検査（Ⅲ. 1. (1)）を行うべき時期より前に実施することができる。</p> <p>具体的には、例えば実用炉施設においては、発電用原子炉の運転を停止時に使用する必要がある燃料取扱装置、補助ボイラー等の機器等及び予備品等の発電用原子炉の運転とは関係しない機器等がこれに該当する。また、当該検査の実施の際に保安確保対策を講ずることによって保安の確保が十分に図られる場合も、これに該当するものとするが、定期事業者検査報告書の記載事項である点検、検査等（以下「点検等」という。）を実施する際に行う保安の確保のための措置（Ⅲ. 4. (2) ④エ）に当該保安確保策を記載する必要がある。</p>		
<p>(3) 時期変更承認（第4項第1号及び第2号並びに第5項）</p> <p>第1号に基づく定期事業者検査の実施時期の変更に係る承認は、その内容が次の各号に適合しているときは承認する。</p> <p>①当該承認申請が第1回目の定期事業者検査に係るものでないこと。</p> <p>②検査時期の変更による当該原子力施設の運転延長期間（以下単に「運転延長期間」という。）が1月を超えるものでないこと。</p> <p>③当該原子力施設において、法第62条の3の規定（発電用原子炉施設においては原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成24年経済産業省令第71号）第3条第1項の規定を含む。）に基づき原子力規制委員会に報告すべき事象（以下「法令報告事象」という。）が発生している場合にあっては、定期事業者検査の実施時期を変更することによってその是正処置の適切な遂行に支障を来すものでないこと。</p> <p>④運転延長期間中、当該原子力施設の機能及び性能が、該当する定期事業者検査の判定基準を満足するものと評価できること。また、保安規定において認可を受けた運転期間の設定において評価されている制限値等を満足することが確認されていること。</p> <p>第5項に規定する申請書の提出は、第1項に定める時期の2月前までにすることとし、第6項に規定する原子力施設の使用の状況を記載した書類は、③及び④を満足することを説明するものとする必要がある。</p>	<p>—</p>	<p>定期事業者検査の実施時期の変更手続きに係る申請書に関する内容であるため、保安規定には規定しない。</p>

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（再処理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
<p>2. 定期事業者検査の実施</p> <p>(1) 検査項目・手法（第1項）</p> <p>第1号及び第2号に規定する「十分な方法」は次に掲げるとおりとし、保安規定等に基づき、原子力施設の特性に応じ、検査の時期、実施場所、対象、方法及び判定基準に加えて、検査体制、記録方法等をあらかじめ第6項に規定する検査実施要領書に定め、これに従って実施する必要がある。</p> <p>この「検査の時期」には、検査を行う際の保安規定で定める原子力施設の状況と各検査項目を行おうとする時期を記載するとともに、Ⅲ. 4. (2) ④の点検等の時期についても工程表等で明確にする必要がある。</p> <p>① 第1号に規定する方法</p> <p>第1号に規定する「各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法」とは、表4-1に示す分解検査及び開放検査、外観検査、非破壊検査、漏えい（率）検査等を必要に応じ適切に組み合わせた客観性を有するものであることが必要である。また、実用炉施設では、確認対象となる技術基準の条項に対応して、別記1の事項については、特に留意して検査の方法を設定する必要がある。</p> <p>② 第2号に規定する方法</p> <p>第2号に規定する「機能及び作動の状況を確認するための十分な方法」とは、表4-1に示す特性検査、機能・性能検査、総合性能検査等を必要に応じ適切に組み合わせた客観性を有するものであることが必要である。また、実用炉施設では確認対象となる技術基準の条項に対応して、別記1の事項については、特に留意して検査の方法を設定する必要がある。</p> <p>(2) 判定方法（第2項及び第3項）</p> <p>第2項に規定する判定方法、すなわち、「一定の期間」を設定し、その期間において技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法については、以下を踏まえた基本的な考え方及び一定の期間の設定に関する考え方を明確にし、その考え方に従って定期事業者検査（設定した一定の期間中技術基準に適合している状態を維持するかどうかの判定に係るものに限る。）を実施することが必要である。</p> <p>○点検等の実施頻度の設定により機器等を維持する場合</p> <p>Ⅲ. 4. (2) ④点検等の方法に記載される時間基準保全の方式（時間を基準に点検等の時期を定める方式をいう。以下同じ。）としている点検等については、その実施頻度の設定において、所定の機能を発揮できなくなる前、すなわち技術基準に適合する状態を維持すると考えられる期間中に点検等を行うように考慮されている。</p> <p>このため、点検等の実施頻度を「一定の期間」とみなすことができる。</p> <p>○機器等の劣化等の程度を定量的に評価して判定する場合</p> <p>機器等の劣化及び特性変化を定量的に評価し判定する検査については、当該検査の実施頻度にかかわらず、当該評価で判定に考慮する期間を一定の期間とする必要がある。</p> <p>また、一定の期間の設定においては、第3項に考慮すべき事項が規定されており、同項に掲げられている事項のうち一又は二以上の事項を知見として収集する必要がある。さらに、当該機器等を構成する部品ごとに経年劣化事象を考慮した上で、時間依存性のある劣化事象により技術基準に適合しなくなる前に点検等を行うとの観点で、施設管理の重要度を踏まえて、点検等の実施頻度を決定するための主要部位を抽出し、抽出した主要部位に対して、第3項各号に掲げられている事項を考慮して、以下に示す分類ごとの評価の考え方を踏まえる必要がある。</p> <p>・点検等及び取替結果の評価（Ⅵ. 5. のii、同項第1号の劣化の有無に相当）</p> <p>想定される劣化事象に対する設計上の考慮がなされており、過去の点検等又は取替実績で有意な劣化が認められない場合には、当該部位についての実施頻度は影響がないものと評価できる。ただし、点検等の実施頻度の設定において定量的な根拠とはならないことから、その後の機器等の点検等において変更後の点検等の実施頻度においても有意な劣化がないことを確認する必要がある。</p> <p>・劣化トレンドによる評価（Ⅵ. 5. のii、同項第1号の劣化の傾向に相当）</p> <p>設計上特定の劣化事象の発生を想定している場合又は過去の運転実績若しくは点検等若しくは取替実績で有意な劣化傾向が認められている場合においては、取替実績等から得られる劣化トレンドから劣化の進展を評価し、変更後の機器等が次回行う点検等までに機能が維持されることを評価する。</p> <p>・施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究成果による評価（Ⅵ. 5. のvi、同項第2号に相当）</p> <p>耐久性に関する研究成果、メーカー推奨等により、変更後の機器等の点検等の実施頻度での使用に対して耐久性があるとの知見が得られていることを評価する。</p> <p>・類似する機器等の使用実績による評価（Ⅵ. 5. のv、同項第3号に相当）</p> <p>類似する機器等において、変更後の点検の実施頻度以上の頻度での運転実績があり、かつ、点検等の実施頻度を決定する主要部位の劣化に起因する故障が生じていないことを評価する。なお、評価に当たっては、想定される劣化事象に係る要因を踏まえ、使用材料及び使用環境を考慮して類似性を確認する必要がある。</p>	<p>(施設管理計画)</p> <p>第74条 再処理施設について事業指定（変更許可）を受けた設備に係る事項及び再処理施設の技術基準に関する規則を含む要求事項への適合を維持し、再処理施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>【略】</p> <p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>【略】</p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 保守担当課長は、再処理施設の操作中及び操作停止中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>【略】</p> <p>(4) 管理担当課長又は保守担当課長は、点検を実施する構造物、系統及び機器が所定の機能を発揮する状態にあることを、第78条に基づき実施する定期事業者検査により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 定期事業者検査の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮する状態にあることを確認・評価するために必要な定期事業者検査の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 定期事業者検査の実施時期</p> <p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第78条 事業部長は、再処理施設が再処理施設の技術基準に関する規則に適合するものであることを定期確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。</p> <p>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第74条 6.1(4) の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設備の点検を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書<sup>※1</sup>を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の再処理施設が再処理施設の技術基準に関する規則に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の再処理施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第16条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 保守担当課長又は事業者検査課長は、第4項の検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>8 各課長は、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第74条 6.1(4)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p> <p>※1 施設の特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>b. 試験動作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>c. a.、b.による方法のほか、設定した期間において技術基準に適合している状態が維持することを判定できる方法</p>	<p>ガイドの記載を参考に、検査の時期、対象、方法、判定基準、検査体制、記録方法等を定めることを規定する。</p>

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（再処理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明												
3. 定期事業者検査の結果の記録														
<p>Ⅲ. 2. (1)に記載している検査実施要領書に基づき定期事業者検査を実施した結果について、第1項に掲げる事項を記載した定期事業者検査成績書を作成し、第2項に従い記録の保存を行うものとする。</p>	<p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第78条 【略】 7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。 【略】</p> <p>(記録)</p> <p>第125条 各職位は、別表53に定めるところにより、保安に関する記録を適正に作成し、保存する。 別表53 保安に関する記録（第125条関係） 1. 再処理規則第8条に基づく記録 【略】 2. 再処理規則第4条の3及び第7条の11に基づく記録</p> <table border="1" data-bbox="1240 680 2086 1234"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>記録責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>2. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項</td> <td>検査の都度</td> <td>事業者検査課長</td> <td>その再処理施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間	【略】	【略】	【略】	【略】	2. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	事業者検査課長	その再処理施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間	<p>ガイドの記載を参考に、定期前事業者検査に係る記録の管理を行うことを規定する。</p>
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間											
【略】	【略】	【略】	【略】											
2. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	事業者検査課長	その再処理施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間											
4. 定期事業者検査の報告														
<p>(1) 定期事業者検査の報告書の記載事項（第2項）</p> <p>第3号の原子力施設の種類の種類については、特に、原子力施設の一部について実施することとしている場合は、当該定期事業者検査の期間で検査対象としている原子力施設の種類を記載する必要がある。なお、実用炉施設において、同じ原子力施設内の複数の発電用原子炉（号機）の設備を共用している場合において他の発電用原子炉（号機）の設備において検査対象として管理しているものは当該号機で検査対象の原子力施設として記載を要さない。</p> <p>「検査開始予定日」とは、原則として、検査対象とする原子力施設の運転等を停止する日（発電用原子炉施設においては発電機を解列する日。以下同じ。）とする。ただし、故障等により原子力施設を停止したこと等により、原子力施設の運転等を停止した日より後に定期事業者検査を実施することとした場合においては、この限りではない。</p> <p>第4号の「検査の実績又は予定の概要」には、当該定期事業者検査の期間で実施し、又は実施することとしている定期事業者検査の項目を記載するとともに、検査の実績については当該検査項目ごとの終了日を記載する必要がある。</p>	<p>—</p>	<p>定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。</p>												
<p>(2) 定期事業者検査報告書の添付書類記載事項（第3項）</p> <p>① 定期事業者検査の計画（第1号）</p> <p>○定期事業者検査に係る工程</p>	<p>—</p>	<p>定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。</p>												

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（再処理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
<p>計画している工程として、定期事業者検査の開始から終了までの一連の工程、各予定日（実用炉施設においては、開始については発電機の解列日並びに終了については発電用原子炉の起動日及び発電機の並列日を含む。）並びに定期事業者検査の項目ごとの検査の実施時期（前回の定期事業者検査終了以降、当該定期事業者検査開始までに実施した検査（先行実施検査）がある場合は、その旨を明示。）を記載する必要がある。</p> <p>○当該定期事業者検査期間中に実施する工事 定期事業者検査の工程に直接影響する工事について、その概要を記載すること。また、定期事業者検査の結果に伴い発生する工事があらかじめ想定される場合は、その旨を記載すること。</p> <p>○当該定期事業者検査期間中に実施する定期事業者検査項目 定期事業者検査の全ての検査項目を明示した上で、それぞれの検査項目について、以下の事項を記載する必要がある。 ・当該定期事業者検査の期間中における実施の予定の有無及びその理由（施設管理の目標、施設管理の実施に関する計画（以下「施設管理実施計画」という。）で定めている実施頻度に基づくものか又はこれ以外の状況によるものか等） ・前回の定期事業者検査から、定期事業者検査の項目、保全方式、実施頻度及び検査範囲等の内容を変更した場合にはその旨 ・長期施設管理方針の反映として実施し、又はこれを考慮することにより内容を変更するものか否か</p> <p>○前回の定期事業者検査からの変更点 前回の定期事業者検査の結果等を踏まえて今回の定期事業者検査に反映した事項等について、定期事業者検査全体を概括して記載する必要がある。ここで、前回の定期事業者検査の結果等には、当該原子力施設についてのこれまでの運転経緯、国内外におけるトラブル事例等を含むものとする。</p>		
<p>② 施設管理目標（第2号）、施設管理実施計画（第3号）及び定期事業者検査の判定方法（第4号）に係る記載の対象範囲 施設管理実施計画及び定期事業者検査の判定方法に記載する事項は、技術基準が適用される設備又は設工認に記載されている設備若しくは施設管理の重要度が高い系統に属する設備について記載する必要がある。</p>	—	定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。
<p>③ 施設管理目標（第2号） VI. 3. において記載している「プラントレベルの指標」及び施設管理の重要度が高い系統の「系統レベル」の指標について、①指標、②指標ごとの具体的な目標値を記載する必要がある。</p>	—	定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。
<p>④ 施設管理実施計画（第3号） ア. 施設管理実施計画の始期及び期間（イ） VI. 4. ア. において記載している計画の始期及び期間として設定しているものを記載する必要がある。</p>	—	定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。
<p>イ. 点検計画（第3号）のうち点検等に関する事項 VI. 4. I. において記載している点検等の計画として、点検等の方法、実施頻度及び時期を記載することが必要である。</p> <p>○記載すべき点検の範囲及び単位 点検等を実施する機器等又は系統ごとに、点検項目を記載する必要がある。 このうち、以下のいずれかに該当する点検については、点検方法として適切な単位に分けて記載する必要がある。 ・定期事業者検査に係る点検等 ・長期施設管理方針を踏まえて実施する点検等 ・定期事業者検査の都度性能劣化防止のための措置を伴う点検等 ・定期事業者検査に係る点検等の実施頻度より低い実施頻度で行う点検等であって、性能劣化防止のための措置を伴うもの（特に、第7号の定期事業者検査での判定における一定の期間の変更において考慮した事項を記載した書類を提出した以降においては、当該書類において評価対象とした劣化事象に対する性能劣化防止のための措置を伴う点検等が漏れなく記載する必要がある。） これら以外の点検等については、系統単位でまとめる等、簡易に記載とすることができる。ただし、この場合であってもまとめた点検等の最短の</p>	—	定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。



保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（再処理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
<p>実施頻度を明示する必要がある。</p> <p>○点検等の方法                      点検等の方法としては、点検等を行う機器等又は系統の施設管理の重要度を踏まえて、時間基準保全、状態基準保全（機器等の状態を監視し、その状態を基準に点検等の時期を定める方式）、及び事後保全（機器等の機能喪失発見後に修復を行う方式）のいずれかの保全方式とするかを明確にした上で、経年劣化事象による劣化の有無及び劣化の傾向を監視できるものであるか、性能維持のための措置を伴うものであるかを含め、点検等の内容が明確となるよう記載する必要がある。                      状態基準保全の方式とする点検等については、状態監視データの採取方法も記載する必要がある。                      また、定期事業者検査の項目を付記するとともに、「定期事業者検査の実施」に係る規定の第1項各号に掲げる方法で行っているかどうかを示すため、各号との関係を明確にする必要がある。</p> <p>○点検等の実施頻度                      時間基準保全の方式とする点検等の実施頻度については、点検等を行う間隔（月、年、運転・保全サイクル等）を記載する必要がある。また、状態基準保全の方式とする点検等の実施頻度については、状態監視データの採取頻度を記載する必要がある。                      点検等の結果及び異常発生機器等の交換が推奨された時期を踏まえ、定期に機能・性能の回復を図るために行う修理、取替等の工事についても、実施頻度（工事を行う間隔：月、年、施設管理実施期間等）を記載する必要がある。</p> <p>○点検等の時期                      時期としては、点検等を行う際の原子力施設の状況として、実用炉施設については発電用原子炉の運転の停止中、発電用原子炉の起動後の検査期間中、及び発電用原子炉の運転中（通常運転時の総合的な性能に関する検査が終了していない期間を除く。）のいずれかの区別を記載する必要がある。核燃料施設等については、施設全体の運転状況を踏まえて、工程ごとに定期事業者検査の範囲を区切っている場合にはそれぞれの範囲の検査時期が明確なるよう記載する必要がある。</p> <p>○点検計画の策定範囲                      原子力規制委員会の内規（別記1で記載しているものを除く。）に従い実施する点検等及び長期施設管理方針を踏まえて実施する点検等の計画については、これらの点検等以外の点検等とは区別して点検計画を記載する必要がある。その際、当該点検等の進捗状況を把握するため、点検実績についても付記する必要がある。</p> <p>○計画期間中における点検等の実施状況等                      各点検等の項目について、当該定期事業者検査に係る施設管理実施計画の期間中での実施の有無、実施数等を参考資料として添付する必要がある。                      その際、複数の運転・保全サイクルにわたって行う点検項目については、それぞれの運転・保全サイクルでの具体的な点検箇所数その他点検の実施状況を示すデータを記載する必要がある。特に、実用炉施設において、技術基準規則第18条及び第56条に定める基準への適合性を確認するために行う検査については、対象とする箇所が多いため、これ以外の点検等とは区別して記載する必要がある。                      なお、参考資料は報告時点の計画のものとし、当該資料の記載内容に変更があった場合はその後の報告において実績として記載することにより。</p>	<p>—</p>	<p>定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。</p>
<p>ウ. 工事の計画（第3号ロ及び二のうち工事に関する事項）                      当該定期事業者検査に係る施設管理実施計画の期間中に実施する原子力施設の保安のための工事について、方法及び時期を記載する必要がある。</p> <p>○工事の範囲及び単位                      範囲としては、以下のいずれかに該当する工事について、記載する必要がある。                      ・設工認の対象となる工事                      ・設備の信頼性の維持又は向上を図るために行う工事であって、その後の点検等の方法、実施頻度及び時期が変更となるもの                      ・長期施設管理方針を踏まえて実施する工事</p>	<p>—</p>	<p>定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。</p>

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（再処理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
<p>・それまでの点検等の有効性の評価結果を踏まえて実施する工事</p> <p>・NRA 指示文書又は指導文書に基づき実施する工事</p> <p>・施設管理の重要度が高い設備の工事</p> <p>・使用前事業者検査又は使用前検査の対象となる工事（設工認の対象となる工事を除く。）</p> <p>○工事の方法</p> <p>工事の方法としては、工事を実施する機器等又は系統ごとに、実施理由を明確にした上で、工事の実施内容及びその適切性を示す根拠（学協会規格等）を記載する必要がある。</p> <p>設工認の対象となる工事については、当該工事の審査において適切性を確認することから、設工認の対象となる工事である旨の記載のみで足りる。</p> <p>また、予防保全を含め工事を計画する際は、施工部等への影響の評価及び施工後における当該影響範囲の健全性確認についても、必要に応じて記載するものとする。</p> <p>○実施理由の明確化</p> <p>NRA 指示文書又は指導文書に基づき実施する工事及び長期施設管理方針を踏まえて実施する工事については、これら以外の工事とは区別できるようにその旨を記載する必要がある。</p> <p>さらに、参考資料として、点検等も含めて、長期施設管理方針の項目ごとに、長期施設管理方針に基づく活動の全体像が把握できるよう、対象としている機器等又は系統名、部位と経年劣化事象、活動項目、実施時期、当該施設管理実施計画期間中における実施の有無及び進捗状況等を記載した資料を添付する必要がある。</p> <p>なお、参考資料は報告時点の計画のものとし、当該資料の記載内容に変更があった場合はその後の報告において実績として記載することにより。</p> <p>○工事の時期</p> <p>工事の時期としては、当該定期事業者検査に係る施設管理実施計画期間中のみの実施か、又は、複数の施設管理実施計画期間中にわたって継続的に実施するものかの区別を記載する必要がある。さらに、発電用原子炉については運転中・停止中の区別を記載する必要がある。</p> <p>また、工. に定めた事項についても記載する必要がある。</p>		
<p>工. 点検等の計画及び保安の確保のための措置（第3号ハ及びヒのうち点検に関する事項）</p> <p>点検等の工程に応じて、特に原子力施設の運転等の停止時において、当該工程における原子力施設の状態、遵守すべき運転上の制限及びその遵守のための具体的な計画を記載する必要がある。さらに、定期事業者検査以外の安全上重要な点検等を抽出し、保安の確保上注意すべき事項を記載する必要がある。</p> <p>なお、上述の計画は報告時点のものとし、当該資料の記載内容に変更があった場合はその後の報告において実績として記載することにより。</p> <p>※工の趣旨は、定期事業者検査のため停止していた沸騰水型原子炉において、制御棒駆動水圧系の点検等の作業中に、想定外の制御棒の引き抜きが起きたことを踏まえたものである。</p>	—	定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。
<p>⑤定期事業者検査の判定方法（第4号）</p> <p>Ⅲ. 2.（2）に記載している考え方を記載するとともに、定期事業者検査項目ごとの一定の期間について記載する必要がある。</p> <p>ただし、実施頻度を一定の期間とみなす点検等については、その実施頻度は点検計画に記載されていることから、原子力施設の運転等を停止して実施する必要がある点検の実施頻度のうち、最短のものを記載すればよい。</p>	—	定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。
<p>⑥施設管理目標又は施設管理実施計画の評価の結果（第6号及び第4項）</p> <p>○評価に用いた情報ごとの記載</p> <p>施設管理目標及び施設管理実施計画について、経年劣化事象を考慮した上で、少なくともVI. 5. に記載の情報収集すべき項目ごとに評価に用いた情報収集が定できるように評価した結果を記載する必要がある。</p> <p>特に、i. 施設管理目標の監視結果については、目標値と実績値（評価に用いた監視結果の範囲（評価期間）を付記すること。）の比</p>	—	定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（再処理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
<p>較表を添付する必要がある。</p> <p>また、長期施設管理方針に基づき実施した研究結果、評価結果等については、その旨を明示して記載する必要がある。</p> <p>○評価の結果を反映して計画を変更した内容の記載</p> <p>上記の情報を基に評価した結果、施設管理目標又は施設管理実施計画を変更した場合には、評価に用いた具体的な情報の概要、評価内容、反映した内容及び変更した点検等に関連する定期事業者検査について記載する必要がある。</p> <p>なお、点検等の実施頻度を変更する場合には、Ⅲ. 2.（2）の一定の期間の設定において考慮すべき事項について、以下の分類に従い、各事項を整理して記載する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・点検等及び取替結果の評価</li> <li>・劣化トレンドによる評価</li> <li>・研究成果等による評価</li> <li>・類似機器等の使用実績による評価</li> </ul> <p>また、定期事業者検査での判定における一定の期間の変更を行う場合には、第7号の書類に詳細を記載している点検等についても、当該機器等に対する点検等の概要については記載し、点検等の全体像を記載する必要がある。</p>		
<p>⑦定期事業者検査での判定における一定の期間の設定及び変更において考慮した事項（第7号及び第5項）</p> <p>定期事業者検査の判定における一定の期間の設定及び変更をした場合には、Ⅲ. 2.（2）に記載の考慮すべき事項について整理して、Ⅲ. 2.（1）又は（2）に記載の定期事業者検査の対象の原子力施設に係る点検等の実施頻度の妥当性を示す評価の内容を記載する必要がある。</p> <p>○一定の期間を設定する際の評価内容の記載における留意事項</p> <p>定期事業者検査が終了した日以降13月（発電用原子炉施設以外の原子力施設については12月）を超えない時期までを一定の期間として設定する場合には、Ⅲ. 2.（2）に記載している点検等及び取替結果の評価、劣化トレンドによる評価及び類似機器等の使用実績による評価に相当する事項として、当該原子力施設において報告時点以前10年間に時間依存性のある劣化事象により発生した法令報告事象に関して、再発防止対策が実施されていることを記載する必要がある。</p> <p>○一定の期間を変更する際の評価内容の記載における留意事項</p> <p>点検等の実施頻度を決定するための主要部位の抽出状況とともに、抽出した主要部位に対して、評価に用いた情報を、Ⅲ. 2.（2）に示す分類を整理した上で、当該部位に適用できることを示す必要がある。</p> <p>○一定の期間を変更する際の条件</p> <p>評価の結果、設備改造等により一定の期間を変更する場合には、その設備改造等の内容とその妥当性を明確に記載すること。点検等の方法等の変更により一定の期間を変更する場合も同様とする。なお、これらの内容は、点検計画、設計及び工事の計画並びに保安規定に反映することが必要である。</p>	—	定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。
<p>⑧特別な施設管理実施計画を定めた場合の対応</p> <p>Ⅵ. 6に記載している特別な施設管理実施計画を定めた場合においては、主に④に記載している事項に大きな変更が生じるため、通常の計画から変更がある内容についてそれぞれの書類において記載して報告するものとする。</p>	—	定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。
5. 原子力施設の評価		
<p>実用炉施設において、第1項に規定している実用炉施設で技術基準規則第18条（第56条において準用する場合を含む。）の規定に係る評価が必要な亀裂等を確認した場合には、第2項の規定に従い評価を行うとともに、評価の結果を記録し、保存するとともに、原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>本評価に係る活動については、Ⅵ. 4. カ. からク. までに位置付けられるものであり、その後の補修等も含め、施設管理に含めて適切に計画して対応する必要がある。</p>	—	実用炉施設に係る事項であるため、保安規定には規定しない。

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（再処理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
<p>VI. 施設管理</p>		
<p>1. 施設管理における各種活動（第1項）</p>		
<p>原子力施設が許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するように、設置し、維持するため、原子力事業者等は施設の保全のために構築物、系統、機器等の状態を把握する各種の保安活動を実施する必要がある。当該保安活動を各原子力施設の事業規則において「施設管理」を意味している。施設管理とは、「設備」、「工事」のほか、施設の状態を日常的に確認する「巡視」、設備等の劣化進展等の状態を把握するとともに正常な状態に保つための計画的な手入れ、潤滑油取替、部品交換等を含めた「点検」、設備等が所定の機能を有しているかを確認する「試験」、要求事項に適合しているかどうかを判定する「検査」などが含まれる。</p> <p>施設管理に係る保安活動は相互に関連するものであり、それぞれに連携を図って実施していく必要がある。特に、その基礎となるものとして、要求事項と設計情報の関係性を整理した資料や設備等の実態が確認できる資料（以下「設備図書」という。）の整備が重要である。</p>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第74条 再処理施設について事業指定（変更許可）を受けた設備に係る事項及び「再処理施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、再処理施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>【略】</p> <p>12 構成管理</p> <p>保全を実施する各職位は、施設管理を適し以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>(1) 設備要件（第5条 7.2.1 に示す業務・機器等に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器などのようなものでなければならぬか」という要件を含む第75条で実施する設備に対する要求事項をいう。）</p> <p>(2) 施設構成情報（「構築物、系統及び機器などのようなものか」を示す図書、情報をいう。）</p> <p>(3) 物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）</p>	<p>ガイドの記載を参考に、事業変更許可を受けた設備に係る事項及び「再処理施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持することを目的として施設管理計画を定めることとしている。</p> <p>また、図書の整備については、構成管理として設備要件、施設構成情報、物理的構成の均衡を維持する活動を実施していくことを規定する。</p>
<p>2. 施設管理方針（第1項第1号及び第2号）</p>		
<p>原子力施設における安全確保については、事業許可等の際に基本的な設備の方針などの設備要求が事業許可等に規定されており、さらに表2に示す原子力規制委員会規則及び同規則の解釈に適合するように原子力施設を維持するため、これらの規制要求事項を体系的に整理し、具体的な計画を立てて活動していくことが重要である。また、規制要求事項としては、事業所外運搬や事業所外廃棄のほか、廃止措置段階においては廃止措置計画の作成などの各種の原子力規制委員会規則等に基づく措置があり、他法令も含めて整理する必要がある。</p> <p>また、原子力施設に対する要求事項としては、上述の安全確保のための規制要求事項に加えて、廃止措置実施方針の記載事項となっている廃止措置における解体撤去作業の容易化、放射性廃棄物発生量の最小化などの設備上の考慮や、原子力施設の利用に当たっての考慮など、原子力事業者等が設定する事項もあり、これら一連の事項について、それぞれの位置付け等を明確にしつつ、全体的に整合を取って取り組むようこれらの間の関連性を整理する必要がある。</p> <p>点検等においては経年劣化事象※1による劣化の有無及び傾向を監視できるように、また、劣化の程度に応じて性能維持のために適切に補修又は取替工事が行えるように、設備上の配慮をすることが重要である。さらに、点検等においては異常振動等に係る設備等において偶発的な故障が発生した際の検知性についても配慮し、全体的な管理体系を構築することが重要であり、これらの視点と対応方針については、各種施設管理に係る保安活動の相互の関連性及び連携並びにこれらの基礎となる設備図書の整備に係る活動方針とともに、施設管理方針として整理する必要がある。</p> <p>また、原子力施設全体を一体として管理していく必要がある一方で、対象となる設備等と対応する作業が非常に多いことから、設備等及び作業の重要度を踏まえて管理の程度を仕分けするなど、資源の適正配分と安全上重要な事項についての配慮が確実になされるための方向性を施設管理方針として整理する必要がある。</p> <p>※1 表3に示す傾向監視が可能な経年劣化事象及び日本原子力学会日本原子力学会標準「原子力発電所の高経年化対策実施基準：2008」（AESJ-SC-P005：2008）附属書Aの規定より特定される経年劣化事象並びに応力腐食割れ（塩化物による貫粒型応力腐食割れを含む。）、高サイクル疲労、異物付着、固着等の事象を含むものであって、最新の科学的知見、運転経験等を踏まえたもの。</p>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第74条</p> <p>【略】</p> <p>1 施設管理方針及び施設管理目標</p> <p>(1) 社長は、再処理施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ施設管理方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、第79条に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い、保全を実施することを施設管理方針に反映する。</p>	<p>ガイドの記載を参考に、再処理施設の安全確保を最優先として、施設管理の現状等を踏まえ施設管理方針を定めること、経年劣化評価結果に基づき策定する長期施設管理方針の内容を施設管理方針へ反映して施設管理を実施することを規定する。</p>
<p>3. 施設管理目標（第1項第3号）</p>		
<p>施設管理方針に従って実施する施設管理に係る保安活動について、その達成状況を明確にして施設管理の有効性を監視し、及び評価するため、プラントレベルの指標（原子力施設全体の保全が確保されているかを監視し、評価するための指標）、施設管理の重要度が高い系統※2の系統レベルの指標を設定し、指標ごとの具体的な目標値を定める必要がある。</p> <p>なお、系統レベルの指標を設定しない系統については、プラントレベルの指標によって施設管理の有効性を監視し、及び評価することをもって足りる。</p> <p>施設管理目標は、主に運転段階の原子力施設における維持管理の有効性として、原子力施設の機能維持の状態を示す指標を念頭に置いているが、設備点検段階においては工程管理の中で達成すべき機能確保の状態を監視するなど、施設状況に応じて創意工夫が図られるべきものである。</p> <p>※2 「施設管理の重要度が高い系統」とは、要求される機能を確保する上で施設管理の果たす役割の程度の高い系統が該当するものとする。実用炉施設においては、①重要度分類段階においてクラス1及びクラス2に分類される機能を要する系統、及び②技術基準において重大事故等クラス1から重大事故等クラス3までに分類される機能を要する系統を原則とする。ただし、確率論的リスク評価から得られるリスク軽減及び運転経験等を考慮して、具体的な個別の機器等、系統に対して、要求される機能を確保する上で施設管理の果たす役割の程度を検討し、原子力施設ごとに定めることができる。</p>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第74条</p> <p>【略】</p> <p>1 施設管理方針及び施設管理目標</p> <p>【略】</p> <p>(3) 事業部長は、施設管理方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>【略】</p> <p>5 保全活動管理目標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 保全技術課長は、保全の有効性を監視、評価するために4の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベル及び系統レベルの保全活動管理目標を設定する。</p> <p>(2) 保全技術課長は、前号の保全活動管理目標の目標値を設定する。また、10の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理目標の目標値の見直しを行う。</p> <p>(3) 保全技術課長は、保全活動管理目標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) 保全技術課長は、監視計画に従い保全活動管理目標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p>	<p>ガイドの記載を参考に、施設管理方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定すること、施設管理の有効性評価結果及び特別な保全計画を踏まえ施設管理目標の見直しを行うことを規定する。</p> <p>ガイドの記載を参考に、施設管理の重要度を踏まえ、保全の有効性を監視するための保全管理目標とその目標値を設定すること、保全の有効性評価の結果を踏まえ保全管理目標の目標値を見直すことを規定する。</p>

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（再処理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
<p>4. 施設管理の実施に関する計画（第1項第4号）</p> <p>施設管理実施計画は、施設管理目標を達成するため、原子力施設を構成する設備等を要求される機能や施設管理の重要性を踏まえて整理し、以下の事項を含めて策定する必要がある。</p>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第74条</p> <p>【略】</p> <p>2 保全プログラムの策定</p> <p>事業部長は、保全企画部長に、1の施設管理目標を達成するため3から10の保全の実施に必要なプロセスを保全プログラムとして策定させる。</p> <p>また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p>【略】</p> <p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 技術課長は、3の保全対象範囲に対して実施する保全活動及び事業変更許可に基づき実施する設備の設置に係る業務に対し、6.1から6.3の計画に基づき次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>a. 施設管理実施計画の始期及び期間</p> <p>b. 再処理施設の設計及び工事の計画</p> <p>c. 再処理施設の巡視（再処理施設の保全のために実施するものに限る。）</p> <p>d. 再処理施設の点検等の方法、実施頻度及び時期（再処理施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。）</p> <p>e. 再処理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</p> <p>f. 再処理施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法</p> <p>g. 上記f.の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関する事</p> <p>h. 再処理施設の施設管理に関する記録に関する事</p>	<p>ガイドの記載を参考に、施設管理目標を達成するための保全プログラムおよび施設管理実施計画を策定することを規定する。</p>
<p>ア. 計画の始期及び期間（第4号イ）</p>		
<p>○設計建設段階の原子力施設</p> <p>設置又は変更の工事の工程に応じて、次期の計画の期間に移行するに際してそれまでの施設管理に係る保安活動の評価を行うことが必要な時期を踏まえて設定する必要がある。具体的には、工事着手前の設計に係る期間と、工事着手後の施工、点検、検査等に係る期間を区分するほか、工事期間において一部の設備等を長期に使用する場合には当該期間を区分して部分的に使用開始後と同様の施設管理に係る保安活動を追加するなど考えられる。</p> <p>○使用開始後の原子力施設</p> <p>施設管理実施計画の始期は直近（次回）の定期事業者検査の開始日を、施設管理実施計画の期間はその後（次々回）の定期事業者検査の開始日前日までの期間として設定する必要がある。ただし、廃止措置計画に規定する廃止措置の工程の終了間近であって、定期事業者検査の必要がない場合にあっては、廃止措置の終了までの期間とすることができる。</p>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第74条</p> <p>【略】</p> <p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 技術課長は、3の保全対象範囲に対して実施する保全活動及び事業変更許可に基づき実施する設備の設置に係る業務に対し、6.1から6.3の計画に基づき次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>a. 施設管理実施計画の始期及び期間</p>	<p>ガイドの記載を参考に、施設管理実施計画において始期及び期間を明確化することを規定する。</p>
<p>イ. 設計及び工事の計画及び実施（第4号ロ）</p>		
<p>施設管理実施計画の期間中に実施する原子力施設の設計及び工事について、対象とする設備等、関係する要求事項、実施体制、工程等を明確にする必要がある。なお、設計及び工事は長期間を要することも多く、施設管理実施計画の期間を超えるものについては、設計及び工事の全体工程を明確にしつつ、施設管理実施計画の期間内で実施する事項について特に明確にしておくものとする。</p> <p>設計及び工事の計画については、使用開始後では、要求事項の変更を受けて行うもののほか、点検等の結果から機能を回復するために行うもの、他の原子力施設及び原子力施設以外の運転誘発等も含めて予防保全として行うものなどが考えられ、経緯、理由等を整理した上で計画していくことが重要である。</p> <p>設計時には、対象となる設備等が周囲の設備等へ悪影響を及ぼさないよう配慮しつつ、要求事項に適合していることを検査で検証できるよう、工事の方法を加えて、点検等の方法、時期等についても検討する必要がある。その際、採用する施工方法に応じて、施工前に施工段階への影響を適切に評価するとともに、施工後において当該影響の範囲の健全性について適切に確認することについても検討する必要がある。また、オ.に記載している工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置と合わせて検討し、安全が確保された中で、点検等及び工事が実施できるよう設計上の配慮がなされる必要がある。</p> <p>工事の実施においては、あらかじめ要領書を定め、設計時の考慮事項等が適切に施工時に反映されるよう体制を整備する必要がある。</p> <p>また、原子力施設の安全確保には設備等の実態を把握することが基礎となることから、設備図書が実態を適切に示すものとなっていることを設計及び工事</p>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第74条</p> <p>【略】</p> <p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 技術課長は、3の保全対象範囲に対して実施する保全活動及び事業変更許可に基づき実施する設備の設置に係る業務に対し、6.1から6.3の計画に基づき次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>【略】</p> <p>b. 再処理施設の設計及び工事の計画</p> <p>【略】</p> <p>e. 再処理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</p> <p>【略】</p> <p>(2) 6.1から6.3の計画を策定する各職位は、計画の策定に当たり、4の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項及び10の保全の有効性評価の結果を考慮する。</p>	<p>ガイドの記載を参考に、施設管理の重要度及び再処理施設の安全性の確保を踏まえ、設計及び工事の計画を策定し、この計画に基づき施設管理実施計画を定めることを規定する。</p> <p>ガイドの記載を参考に、策定した施設管理実施計画に従い、保全を実施し、また実施するに当たり、設計管理、作業管理及び使用前事業者検査を実施することを規定する。</p> <p>ガイドの記載を参考に、構成管理として設計要件、施設構成情報、物理的構成の均衡を維持する活動を実施していくことを規定する。</p>

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（再処理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
<p>の計画、実施の各段階で確認していく必要がある。</p>	<p>a. 運転実績、事故及び故障事例等の運転記録                      b. 使用環境及び設置環境                      c. 劣化、故障モード                      d. 機器の構造等の設計的知見                      e. 科学的知見</p> <p>(3) 6.1から6.3の計画を策定する各職位は、保安の実施段階での再処理施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、計画を策定する。</p> <p>【略】</p> <p>6.2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 設計及び工事を行う各職位は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、計画の策定段階において、法令に基づく手続き※1の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 設計及び工事を行う各職位は、再処理施設の設置又は変更に係る設備の使用を開始する前に使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 設計及び工事を行う各職位は、工事を実施する構造物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態であることを、第77条に基づき実施する使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試験（以下「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法                      b. 所定の機能を発揮している状態であることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目、評価方法及び管理基準                      c. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p> <p>※1：法令に基づく手続きとは、法第44条の4（変更の許可及び届出等）、第45条（設計及び工事の計画の認可）、及び第46条第3項（使用前事業者検査の確認申請）に係る手続きをいう。</p> <p>【略】</p> <p>7 保安の実施</p> <p>(1) 施設管理実施計画に定める各職位は、6で定めた施設管理実施計画に従って保安を実施する。</p> <p>(2) 施設管理実施計画に定める各職位は、保安の実施に当たって、第75条による設計管理、第76条による作業管理を実施するとともに、使用前事業者検査等は、第77条、第78条に従う。</p> <p>【略】</p> <p>(4) 施設管理実施計画に定める各職位は、保安の結果について記録する。</p> <p>【略】</p> <p>12 構成管理</p> <p>保安を実施する各職位は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>(1) 設計要件（第5条 7.2.1 に示す業務・機器等に対する要求事項のうち、「構造物、系統及び機器がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第75条で実施する設計に対する要求事項をいう。）                      (2) 施設構成情報（「構造物、系統及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。）                      (3) 物理的構成（実際の構造物、系統及び機器をいう。）</p> <p>（設計管理）</p> <p>第75条 各職位は、再処理施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更が該当するかどうかを判断する。</p> <p>2 各職位は、第1項において第5条 7.3の適用の対象と判断した場合、第5条 7.3に従って設計を実施する。</p> <p>なお、本条に基づき実施する第5条 7.3の設計開発には、保安の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理及び第77条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p> <p>（作業管理）</p> <p>第76条 各職位は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2 各職位は、再処理施設の点検及び工事を行う場合、再処理施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</p>	

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（再処理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
	<p>(1) 他の再処理施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p> <p>(2) 供用中の再処理施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 使用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 使用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第6章に基づき放射性廃棄物管理</p> <p>(7) 第7章に基づき放射線管理</p> <p>3 各職位は、以下の各号に該当する工事を実施する場合は、工事に関連する設備等の管理担当課長及び総括当直長と協議するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>(1) 第56条第1項に該当する場合に行う補修</p> <p>(2) 再処理施設の改造（設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出を行うものに限る）</p> <p>4 各職位は、安全上重要な施設の安全機能に影響を及ぼすおそれのある作業を行う場合は、作業に関連する設備等の管理担当課長及び総括当直長と協議した上で、次の各号に定める事項を記載した作業実施計画を作成し、事業部の課長は事業部長の承認を、技術本部の課長は技術本部長の承認を得る。</p> <p>ただし、第56条第1項第1号に掲げる設備以外の設備において別表8～別表19に定める「設備ご求められる状態」を逸脱せずに作業を実施する場合及び別表8～別表19に定める「設備ご求められる状態」を確認するためにあらかじめ計画された試験及び検査を第26条第1項の手順書に基づき実施する場合は除く。</p> <p>(1) 作業の目的</p> <p>(2) 作業を行う設備等</p> <p>(3) 作業工程</p> <p>(4) 作業実施体制</p> <p>(5) 作業の内容及び保安上必要な措置</p> <p>5 事業部長及び技術本部長は、前項の計画を承認する場合は、第5条 7.3 適用の対象と判断した工事については再処理安全委員会に諮問するとともに、その他の作業については核燃料取扱主任者の承認を受ける。また、技術本部長が承認を行うに当たっては、事業部長と協議する。</p> <p>6 総括当直長及び燃料管理課長は、予防保全を目的とした作業を実施するため別表8～別表19に定める「設備ご求められる状態」外に移行させる場合においては、当該状態を満足していないと判断した場合に要求される措置を同表に定める完了時間内に実施する。</p> <p>7 各職位は、第3項及び第4項の作業を実施した場合は、当該設備等が所定の機能を発揮すること又は発熱し得ることを確認し、核燃料取扱主任者に報告するとともに、第3項及び第4項に基づき協議した管理担当課長及び総括当直長に通知する。</p> <p>8 前項の各職位は、第4項の作業を実施した場合は、前項の結果及びその評価を、事業部の各職位は事業部長に、技術本部の各職位は技術本部長及び事業部長に報告する。</p> <p>9 事業部長及び技術本部長は、前項の報告の内容を評価し、是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>（使用前事業者検査の実施）</p> <p>第77条 事業部長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる再処理施設の設置又は変更の工事につき、設工認に従って行われたものであること、「再処理施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を総括するとともに、検査実施責任者を選任する。</p> <p>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第74条 6.2(3)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制構築する。</p> <p>(2) 検査要項書<sup>※1</sup>を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の再処理施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a. 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b. 「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の再処理施設が前号a及びbの基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第16条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者</p>	

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（再処理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
	<p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要箇所に応じて、検査実施責任者及び前項の規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 設計及び工事を実施する各職位又は事業者検査課長は、検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>8 各職位は、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第74条 6.2(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p> <p>※1 検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</li> <li>b. 機能及び性能を確認するために十分な方法</li> <li>c. その他設置又は変更の工事その設置及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</li> </ul>	
ウ. 巡視の計画及び実施（第4号ハ）		
<p>原子力施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から逸脱した場合、又は逸脱する兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、保安に従事する者が毎日1回以上（廃止措置中で施設内に核燃料物質が存在しない場合※3には毎週1回以上）の巡視をするものとし、体制、巡視時の確認の視点等を整備し、実施していく必要がある。</p> <p>また、設備図書が実態を適切に示すものとなるように設備図書を見直す機会を持つことにもつながることから、巡視時の設備図書との照合は重要である。</p> <p>※3 第一種廃棄物監視施設及び第二種廃棄物監視施設に係る巡視の場合を含む。</p>	<p>(施設管理実施計画)</p> <p>第74条</p> <p>【略】</p> <p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 技術課長は、3の保安対象範囲に対して実施する保安活動及び事業変更許可に基づき実施する設備の設置に係る業務に対し、6.1から6.3の計画に基づき次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>【略】</p> <p>c. 再処理施設の巡視（再処理施設の保安のために実施するものに限る。）</p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 保安担当課長は、再処理施設の操作中及び操作停止中に点検を実施する場合は、あらかじめ保安方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>【略】</p> <p>(3) 保安担当課長は、選定した保安方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>【略】</p> <p>b. 状態基準保安</p> <p>【略】</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 巡視点検の具体的方法</li> <li>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</li> <li>iii) 実施頻度</li> <li>iv) 実施時期</li> <li>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</li> </ul> <p>【略】</p> <p>7 保安の実施</p> <p>(1) 施設管理実施計画に定める各職位は、6で定めた施設管理実施計画に従って保安を実施する。</p> <p>【略】</p> <p>(3) 各課長及び所長は、再処理施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本号及び第25条による巡視を定期的に行う。</p> <p>【略】</p> <p>(巡視点検)</p> <p>第25条 統括当直長及び放射線安全課長は、毎日1回以上、別表3に示す設備等について巡視点検を行う。実施においては、第74条に定める観点を含めて行う。</p>	<p>ガイドの記載を参考に、点検方法、頻度等定めた点検計画を策定し、この計画に基づき施設管理実施計画を定めることを規定する。</p> <p>ガイドの記載を参考に、策定した施設管理実施計画に従い、巡視点検を実施することを規定する。</p>



保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（再処理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
<p>Ⅰ. 点検等の計画及び実施（第4号ニ）</p> <p>点検等（使用前事業者検査、使用前検査及び定期事業者検査に係るものを含む。）について、方法、実施頻度及び時期、全体像を整理した実施計画や個別の点検等に係る要領書等によって、あらかじめ定める必要がある。</p> <p>点検等は、工事対象の設備等の使用を開始する前に実施するもの（以下「使用前点検」という。）と、使用開始後の機能の維持のために実施するもの（以下「使用中点検」という。）に区分し、全体の計画を策定する必要がある。使用前点検については、Ⅱ. において記載している使用前事業者検査等に対する要求事項も踏まえて、使用中点検については、Ⅲ. において記載している定期事業者検査等に対する要求事項も踏まえて、それぞれ計画し、実施することが必要である。</p>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第74条</p> <p>【略】</p> <p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 技術課長は、3の保安対象範囲に対して実施する保安活動及び事業変更許可に基づき実施する設備の設置に係る業務に対し、6.1から6.3の計画に基づき次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>【略】</p> <p>d. 再処理施設の点検等の方法、実施頻度及び時期（再処理施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。）</p> <p>e. 再処理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</p> <p>【略】</p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 保修担当課長は、再処理施設の操作中及び操作停止中に点検を実施する場合は、あらかじめ保安方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保安を基本として、以下に示す保安方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保安</p> <p>① 時間基準保安</p> <p>② 状態基準保安</p> <p>b. 事後保安</p> <p>(3) 保修担当課長は、選定した保安方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保安</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 点検の具体的方法</p> <p>② 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態であることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③ 実施頻度</p> <p>④ 実施時期</p> <p>なお、時間基準保安を選定した機器に対して、運転中に設備制御技術を使った状態監視データ採取、状態監視として巡視点検又は定例試験を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保安を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保安</p> <p>① 設備制御技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態であることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p>	<p>ガイドの記載を参考に、保安方式を選択し点検方法、頻度等定めた点検計画を策定し、この計画に基づき施設管理実施計画を定めることを規定する。</p> <p>ガイドの記載を参考に、策定した施設管理実施計画に従い、保安を実施し、また実施するにあたり、設計管理、作業管理及び定期事業者検査を実施することを規定する。</p> <p>なお、使用前点検及び使用前事業者検査については、6.2 設計及び工事の計画の策定及び第77条 使用前事業者検査の実施に規定する。</p>

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（再処理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
	<p>iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全 事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>(4) 管理担当課長又は保修担当課長は、点検を実施する構造物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態であることを、第78条に基づき実施する定期事業者検査により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 定期事業者検査の具体的方法 b. 所定の機能を発揮している状態であることを確認・評価するために必要な定期事業者検査の項目、評価方法及び管理基準 c. 定期事業者検査の実施時期</p> <p>【略】</p> <p>7 保全の実施</p> <p>(1) 施設管理実施計画に定める各職位は、6で定めた施設管理実施計画に従って保全を実施する。 (2) 施設管理実施計画に定める各職位は、保全の実施に当たって、第75条による設備管理、第76条による作業管理を実施するとともに、使用前事業者検査等は、第77条、第78条に従う。</p> <p>【略】</p> <p>(4) 施設管理実施計画に定める各職位は、保全の結果について記録する。</p> <p>(作業管理)</p> <p>第76条 各職位は、前条の設備管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2 各職位は、再処理施設の点検及び工事を行う場合、再処理施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の再処理施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止 (2) 供用中の再処理施設に対する悪影響の防止 (3) 使用開始後の管理上重要な初期データの採取 (4) 作業工程の管理 (5) 使用開始までの作業対象設備の管理 (6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理 (7) 第7章に基づく放射線管理</p> <p>3 各職位は、以下の各号に該当する工事を実施する場合は、工事に関連する設備等の管理担当課長及び統括当直長と協議するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>(1) 第56条第1項に該当する場合に行う補修 (2) 再処理施設の改造（設備及び工事の計画の認可又は設備及び工事の計画の届出を行うものに限る）</p> <p>4 各職位は、安全上重要な施設の安全機能に影響を及ぼすおそれのある作業を行う場合は、作業に関連する設備等の管理担当課長及び統括当直長と協議した上で、次の各号に定める事項を記載した作業実施計画を作成し、事業部長の承認を、技術本部の課長は技術本部部長の承認を得る。</p> <p>ただし、第56条第1項第1号に掲げる設備以外の設備において別表8～別表19に定める「設備ごめられる状態」を逸脱せずに作業を実施する場合及び別表8～別表19に定める「設備ごめられる状態」を確認するためにあらかじめ計画された試験及び検査を第26条第1項の手順書に基づき実施する場合は除く。</p> <p>(1) 作業の目的 (2) 作業を行う設備等 (3) 作業工程 (4) 作業実施体制 (5) 作業の内容及び保安上必要な措置</p> <p>5 事業部長及び技術本部長は、前項の計画を承認する場合は、第5条 7.3 適用の対象と判断した工事については再処理安全委員会に諮問するとともに、その他の作業については核燃料取扱主任者の承認を受ける。また、技術本部長が承認を行うに当たっては、事業部長と協議する。</p> <p>6 統括当直長及び燃料管理課長は、予防保全を目的とした作業を実施するため別表8～別表19に定める「設備ごめられる状態」外に移行させる場合においては、当該状態を満足していないと判断した場合に要求される措置を同表に定める完了時間内に実施する。</p> <p>7 各職位は、第3項及び第4項の作業を実施した場合は、当該設備等が所定の機能を発揮すること又は発揮し得ることを確認し、核燃料取扱主任</p>	

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（再処理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
	<p>者に報告するとともに、第3項及び第4項に基づき協議した管理担当課長及び統括当直長に通知する。</p> <p>8 前項の各職位は、第4項の作業を実施した場合は、前項の結果及びその評価を、事業部の各職位は事業部長に、技術本部の各職位は技術部長及び事業部長に報告する。</p> <p>9 事業部長及び技術部長は、前項の報告の内容を評価し、是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>（定期事業者検査の実施）</p> <p>第78条 事業部長は、再処理施設及び再処理施設の技術基準に関する規則に適合するものであることを定期確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。</p> <p>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第74条 6.1(4)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設備の点検を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書<sup>※1</sup>を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の再処理施設及び再処理施設の技術基準に関する規則に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の再処理施設前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第16条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別のも、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項で規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 保安担当課長又は事業者検査課長は、第4項の検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>8 各課長は、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第74条 6.1(4)で定める計画に基づき確実に実行されることを管理する。</p> <p>※1 施設の特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>b. 試験動作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>c. a.、b.による方法のほか、設定した期間において技術基準に適合している状態が維持することを判定できる方法</p>	
○点検等の範囲		
<p>点検等を実施する機器等又は系統ごとに、以下の視点を踏まえて点検方法として適切な単位で計画することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用前事業者検査等又は定期事業者検査に係る点検等</li> <li>・長期施設管理方針を踏まえて実施する点検等</li> <li>・性能維持のための措置を伴う点検等</li> </ul> <p>これら以外の点検等については、系統単位でまとめる等簡易な扱いとすることができる。</p>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第74条</p> <p>【略】</p> <p>3 保安対象範囲の策定</p> <p>管理担当課長は、再処理施設の中から、保安を行うべき対象範囲を選定する。</p>	<p>ガイドの記載を参考に、保安の対象範囲を選定することを規定する。</p>
○点検等の方法		
<p>使用前点検の方法としては、設計事項が適切に具体化され、施工管理が適切になされているかどうかを確認できるよう検討することが必要であり、その上で要求事項に適合していることを確認するものである必要がある。また、使用前点検では、使用中点検で経年劣化の傾向を監視する上での初期点検を取得することも重要である。</p> <p>使用中点検の方法としては、点検等を行う設備等の施設管理の重要度を踏まえて、①時間基準保全、②状態基準保全（機器等の状態を監視し、その状態を基準に点検等の時期を定める方式）、及び③事後保全（機器等の機能喪失発見後に修復を行う方式）のいずれかの保全方式とするか※4を明確にした上で、経年劣化事象による劣化の有無及び劣化の傾向を監視できるものであるか、性能維持のための措置を伴うものであるかを含め、点検等の内容を明確にする必要がある。</p> <p>状態基準保全の方式とする点検等（時間基準保全の方式とする際状態監視も合わせて行う場合の状態監視に係る点検等を含む。以下同</p>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第74条</p> <p>【略】</p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 保安担当課長は、再処理施設の操作中及び操作停止中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 保安担当課長は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p>	<p>ガイドの記載を参考に、予防保全（時間基準保全、状態基準保全）を基本とし、予防保全、事後保全のいずれかの方式を選定することを規定する。</p> <p>ガイドの記載を参考に、点検を行う構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮している状態であることを定例試験、使用前事業者検査、定期事業者検査により確認することを規定する。</p>

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（再処理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
<p>じ。）については、状態監視データの採取の方法を明確にする必要がある。</p> <p>各部の損傷、変形及び摩耗等による異常の発生の兆候を作動している状態で確認するための方法としては、一般社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所の保守管理規程」（J E A C 4 2 0 9 - 2 0 0 7）に記載されている設備診断技術※ 5により異常の兆候を把握する方法があり、これらを選択して実施していくことにより、設備の信頼性を向上させていくことが重要である。</p> <p>【日本電気協会「原子力発電所の保守管理規程（J E A C 4 2 0 9 - 2 0 0 7）」及び関連指針に関する技術評価書（平成20年12月）】</p> <p>また、検査の方法については、検査の独立性の確保の観点から、検査の判定に係る実施体制も含めて、検査の体系を具体的に整理する必要があり、要求事項に適合している状態が維持されていることを体系的に確認できるよう構成される必要がある。特に検査に係る責任者及び要員は、当該検査対象となる機器等を所管する者又は検査対象の施設管理に係る保安活動を行う部門から判定に関して影響を受けないよう配慮（注）する必要がある。また、思い込みによる確認漏れや人手不足などの資源不足による不十分な確認を是正できるよう留意して体制を整備し、実施していく必要がある。</p> <p>なお、点検等の結果については、できる限り事後の検証が可能な方法とし、事後の検証が困難なものについては、あらかじめ科学的・技術的に妥当性が検証され、要領書や手順書において明確化された工程、手順及び方法を用いて、透明性のある方法で実施し、これらの客観的な記録を残す必要がある。</p> <p>※ 4 時間基準保全としつつ、状態監視の点検実績を積み、劣化の傾向を把握していく方式もある。また、事後保全においては、適切な時期に機能喪失が発見できるように巡視及び点検等を計画する必要がある。</p> <p>※ 5 具体的には、日本電気協会電気技術指針「原子力発電所の設備診断に関する技術指針－回転機械振動診断技術」（J E A G 4 2 2 1 - 2 0 0 7）等の指針に診断方法が取りまとめられているものがある。</p> <p>（注）重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。</p> <p>○点検等の実施頻度 実施頻度としては、使用中点検について、使用前点検の実施時期を始点として実施頻度を定め、予防保全である時間基準保全及び状態基準保全の方式については、経年劣化事象を考慮の上、所定の機能を発揮できなくなる前に点検等を行うように実施頻度を設定する必要がある。</p> <p>そのため、時間基準保全の方式とする点検等の実施頻度については点検等を行う間隔（月、年、運転・保全サイクル等）、状態基準保全の方式とする点検等の実施頻度については、状態監視データの採取頻度とする。</p> <p>特に定期事業者検査に係る点検等については、Ⅲ. 2.（2）に記載とおり、一定の期間を設定し、また保全の有効性を評価で見直しを検討する際に考慮する事項を踏まえて実施頻度を設定する必要がある。</p> <p>○点検等の時期 点検等の時期としては、点検等を行う際の原子力施設の状況として、①停止中、②試運転段階、及び③運転中（試運転中を除く。）のいずれかに区別する必要がある。</p> <p>○点検等の計画及び実施に当たっての留意事項 計画した実施頻度の範囲内で点検等を実施していく必要があるため、過去直近の点検等の時期と当該点検等の実施頻度を踏まえて、次の点検等の実施頻度を明確にして、それまでに確実に点検等を実施するよう管理する必要がある。また、類似の設備等が多数あり、順次点検等していくこととしているものについては、実施時期に偏りがあった場合には、継続的な監視としての点検量が不足する期間が発生するおそれがあることから、全体として計画的に実施する必要がある。</p> <p>巡視及び点検等の結果を踏まえ、機能の回復（予防保全を含む。）を図る場合には、できる限り、事前にその方法、体制等を確認し、機能回復後の点検等を含めて、手順等を明確しておくことが重要である。その際、設備情報の変更を伴わず、取替工事にも該当しない軽微な作業であっても、機能の回復のために行う溶接などの作業について、施工部周辺への影響を適切に評価するとともに、施工後において当該影響範囲の健全性を適切に確認することを含めて検討する必要がある。</p>	<p>① 時間基準保全 ② 状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 保守担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全 点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 点検の具体的方法 ② 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態であることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 ③ 実施頻度 ④ 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、状態監視として巡視点検又は定例試験を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い、状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法 ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準 iii) 状態監視データ採取頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法 ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 iii) 実施頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法 ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態であることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 iii) 実施頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全 事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>(4) 管理担当課長又は保守担当課長は、点検を実施する構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態であることを、第78条に基づき実施する定期事業者検査により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 定期事業者検査の具体的方法 b. 所定の機能を発揮している状態であることを確認・評価するために必要な定期事業者検査の項目、評価方法及び管理基準 c. 定期事業者検査の実施時期</p> <p>6.2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 設計及び工事を行う各職位は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、計画の策定段階において、法令に基づく必要な手続き※1の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 設計及び工事を行う各職位は、再処理施設の設置又は変更に係る設備の使用を開始する前に使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 設計及び工事を行う各職位は、工事を実施する構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態であることを、第77条に基づき実施する使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試験（以下「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p>	<p>ガイドの記載を参考に、使用前事業者検査、定期事業者検査においては、検査の独立性を確保することを規定する。</p>

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（再処理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
	<p>a. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮している状態であることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p> <p>※1：法令に基づく手続きとは、法 第 44 条の 4（変更の許可及び届出等）、第 45 条（設計及び工事の計画の認可）、及び第 46 条 第 3 項（使用前事業者検査の確認申請）に係る手続きをいう。</p> <p>（使用前事業者検査の実施）</p> <p>第 77 条 事業部長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる再処理施設の設置又は変更の工事に当たり、設工認に従って行われたものであること、「再処理施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。</p> <p>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第 74 条 6.2(3)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書<sup>※1</sup>を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の再処理施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a. 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b. 「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の再処理施設が前号a及びbの基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第16条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 設計及び工事を実施する各職位又は事業者検査課長は、検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>8 各職位は、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第74条 6.2(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p> <p>※1 検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>b. 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c. その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたであることを確認するために十分な方法</p> <p>（定期事業者検査の実施）</p> <p>第 78 条 事業部長は、再処理施設が「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。</p> <p>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第 74 条 6.1(4) の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設備の点検を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書<sup>※1</sup>を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の再処理施設が「再処理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の再処理施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすもの</p>	

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（再処理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
	<p>を指名する。</p> <p>(1) 第16条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 保安担当課長又は事業者検査課長は、第4項の検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>8 各課長は、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第74条 6.1(4)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p> <p>※1 施設の特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>b. 試験運転作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>c. a.、b.による方法のほか、設定した期間において技術基準に適合している状態が維持することを判定できる方法</p>	
オ. 工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置（4号ホ）		
<p>工事及び点検等の工程に応じて、原子力施設の運転等の停止時※6を含めて、当該工程における原子力施設の状態、遵守すべき運転上の制限及びその遵守のための具体的な対策を計画し、施設管理に係る保安活動の実施に当たって保安を確保する必要がある。</p> <p>なお、上述の計画は報告時点のものとし、工程の期間変更といった各工程における措置に変更がない場合には、報告の内容を変更する必要はないものとする。</p> <p>※6 オ. の趣旨は、定期事業者検査のため停止していた沸騰水型原子炉において、制御棒駆動水圧系の点検等の作業中に、想定外の制御棒の引き抜きが起きたことを踏まえたものである。</p>	<p>(施設管理計画)</p> <p>第74条</p> <p>【略】</p> <p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 技術課長は、3の保安対象範囲に対して実施する保安活動及び事業変更許可に基づき実施する設備の設置に係る業務に対し、6.1から6.3の計画に基づき次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>【略】</p> <p>e. 再処理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</p> <p>(設計管理)</p> <p>第75条 各職位は、再処理施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更が該当するかどうかを判断する。</p> <p>2 各職位は、第1項において第5条 7.3の適用の対象と判断した場合、第5条 7.3に従って設計を実施する。</p> <p>なお、本条に基づき実施する第5条 7.3の設計開発には、保全の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理及び第77条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p> <p>(作業管理)</p> <p>第76条 各職位は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2 各職位は、再処理施設の点検及び工事を行う場合、再処理施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の再処理施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p> <p>(2) 供用中の再処理施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 使用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 使用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>(7) 第7章に基づく放射線管理</p> <p>3 各職位は、以下の各号に該当する工事を実施する場合は、工事に関連する設備等の管理担当課長及び統括担当直長と協議するとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>(1) 第56条第1項に該当する場合に行う補修</p> <p>(2) 再処理施設の改造（設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出を行うものに限る）</p> <p>4 各職位は、安全上重要な施設の安全機能に影響を及ぼすおそれのある作業を行う場合は、作業に関連する設備等の管理担当課長及び統括担当直長と協議した上で、次の各号に定める事項を記載した作業実施計画を作成し、事業部の課長は事業部長の承認を、技術本部の課長は技術本部長の承認を得る。</p>	<p>ガイドの記載を参考に、施設管理実施計画に保安の確保のための措置を定めることを規定する。</p> <p>ガイドの記載を参考に、設計管理及び作業管理において、保安上重要と判断される設計及び工事、作業については別途実施計画書を作成し、その中で保安上必要な措置を定めることを規定する。</p>

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（再処理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
	<p>ただし、第56条第1項第1号に掲げる設備以外の設備において別表8～別表19に定める「設備ごめられる状態」を逸脱せずに作業を実施する場合及び別表8～別表19に定める「設備ごめられる状態」を確認するためあらかじめ計画された試験及び検査を第26条第1項の手順書に基づき実施する場合は除く。</p> <p>(1) 作業の目的 (2) 作業を行う設備等 (3) 作業工程 (4) 作業実施体制 (5) 作業の内容及び保安上必要な措置</p> <p>5 事業部長及び技術本部長は、前項の計画を承認する場合は、第5条 7.3 適用の対象と判断した工事については再処理安全委員会に諮問するとともに、その他の作業については核燃料取扱主任者の確認を受ける。また、技術本部長が承認を行うに当たっては、事業部長と協議する。</p> <p>6 総括当直長及び燃料管理部長は、予防保安を目的とした作業を実施するため別表8～別表19に定める「設備ごめられる状態」外に移行させる場合においては、当機状態を満足していないと判断した場合に要求される措置を同表に定める完了時間内に実施する。</p> <p>7 各職位は、第3項及び第4項の作業を実施した場合は、当該設備等が所定の機能を発揮すること又は発揮し得ることを確認し、核燃料取扱主任者に報告するとともに、第3項及び第4項に基づき協議した管理担当部長及び総括当直長に通知する。</p> <p>8 前項の各職位は、第4項の作業を実施した場合は、前項の結果及びその評価を、事業部の各職位は事業部長に、技術本部の各職位は技術本部長及び事業部長に報告する。</p> <p>9 事業部長及び技術本部長は、前項の報告の内容を評価し、是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p>	
<p>カ. 施設管理に係る保安活動の結果の確認及び評価の方法（第4号へ）</p>		
<p>設計の結果の確認及び評価においては、要求事項との対応関係を明確にし、要求事項を満たしているかどうかを検証することが必要であり、改善すべき事項が見つかった場合には設計の方法等の問題点を分析することが必要である。</p> <p>工事の結果の確認及び評価においては、点検等で確認することになるが、点検等の結果として工事の不備等が確認された場合においてその原因等を分析することが必要である。</p> <p>点検等の結果の確認及び評価については、点検等においてあらかじめ設定した判定基準に基づき対応することになるが、その際、Ⅲ. 5. に記載の原子力施設の評価を含め、経年劣化の傾向が見られるものであって引き続き使用するものにおいては、その後の使用における経年劣化の進展を評価し、次回の点検等まで機能を維持することの評価が必要である。</p>	<p>(設計管理) 第75条 【略】 2 各職位は、第1項において第5条 7.3の適用の対象と判断した場合、第5条 7.3に従って設計を実施する。</p> <p>(施設管理計画) 第74条 【略】 8 保安の結果の確認・評価 (1) 保安を実施した各職位は、あらかじめ定めた方法で、保安の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の保安の結果から所定の機能を発揮しうる状態であることを、所定の時期<sup>※2</sup>までに確認・評価し、記録する。 (2) 検査実施責任者は、再処理施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、使用前事業者検査を実施する。 (3) 保安を実施した各職位は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合は、定めたプロセスに基づき、保安が実施されていることを、所定の時期<sup>※2</sup>までに確認・評価し、記録する。 ※2：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保安の完了時をいう。</p> <p>9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置 (1) 各職位は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下のa. 及びb. に至った場合は、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。 a. 保安を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合 b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、保安が実施されていることが確認・評価できない場合 (2) 保安を実施する各職位は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響を照らし、適切な未然防止処置を講じる。 (3) 保安を実施する各職位は、(1)及び(2)の活動を第5条に基づき実施する。</p> <p>10 保安の有効性評価 保安担当課長は、保安活動から得られた情報等から、保安の有効性を評価し、保安が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改</p>	<p>ガイドの記載を参考に、設計の結果の確認及び評価を品質マネジメントシステムの章で定める設計開発に従って実施することを規定する。</p> <p>ガイドの記載を参考に、保安（設計、工事及び点検等）の実施段階で使用前事業者検査等により結果の確認・評価を行い、この評価結果を踏まえ、保安活動目標の監視結果、保安データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績等を組み合わせることにより保安の有効性評価を行うことを規定する。</p> <p>ガイドの記載を参考に、保安を実施した構築物等が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合等は不適合管理・是正処置を講じることを規定する。</p>

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（再処理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
	<p>善くつなげる。</p> <p>(1) 保守担当課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保安の有効性を評価する。なお、保安の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 保安活動管理指標の監視結果</li> <li>b. 保安データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</li> <li>c. トラブル等運動試験</li> <li>d. 経年劣化に関する技術的な評価</li> <li>e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</li> <li>f. リスク情報、科学的知見</li> </ul> <p>(2) 保守担当課長は、保安の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保安方式を変更する場合は、6.1 に基づき保安方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合は、保安重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 点検及び取替結果の評価</li> <li>b. 劣化トレンドによる評価</li> <li>c. 類似機器等のベンチマークによる評価</li> <li>d. 研究成果等による評価</li> </ul> <p>(3) 保守担当課長は、保安の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p>	
キ. 施設管理に係る保安活動の結果の確認及び評価の結果を踏まえた処置（第4号ト）		
<p>施設管理に係る保安活動の結果の確認及び評価で特定された問題点等の原因を除去し、さらに類似の事象が発生しないよう施設管理に係る保安活動の方法、体制等を見直すとともに、改めて必要な措置を実施する必要がある。特に、点検等の結果として、設計段階や点検等の計画段階において想定していた経年劣化の傾向との相違があった場合には、設計の見直し等まで遡って検討するなど、必要に応じて施設管理に係る保安活動全体に是正処置及び未然防止処置を検討し、対応を図る必要がある。</p>	<p>(施設管理計画)</p> <p>第74条</p> <p>【略】</p> <p>9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 各職位は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下のa. 及びb. に至った場合は、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 保安を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</li> <li>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定められたプロセスに基づき、保安が実施されていることが確認・評価できない場合</li> </ul> <p>(2) 保安を実施する各職位は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響を照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 保安を実施する各職位は、(1)及び(2)の活動を第5条に基づき実施する。</p>	<p>ガイドの記載を参考に、保安を実施した構築物等が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合等は不適合管理・是正処置を講じること、また他の原子力施設の運転経験等の知見を基に未然防止処置を講じることを規定する。</p>
ク. 施設管理に関する記録（第4号チ）		
<p>一連の施設管理に係る保安活動においては、要求事項との関連が明確となるように記録するとともに、半断根拠等の客観的事実も含めて、可能な限り事後の検証が可能な形で適切性を示せるようトレーサビリティを確保した記録を作成し、保存する必要がある。</p>	<p>(施設管理計画)</p> <p>第74条</p> <p>【略】</p> <p>5 保安活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>【略】</p> <p>(4) 保安技術課長は、監視計画に従い保安活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>【略】</p> <p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 技術課長は、3 の保安対象範囲に対して実施する保安活動及び事業変更許可に基づき実施する設備の設置に係る業務に対し、6.1 から6.3の計画に基づき次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>【略】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>h. 再処理施設の施設管理に関する記録に関すること</li> </ul> <p>【略】</p> <p>7 保安の実施</p>	<p>ガイドの記録を参考に、施設管理に係る活動の記録、使用前事業者検査及び定期事業者検査に係る記録を管理することを規定する。</p>



保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（再処理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明												
	<p>【略】</p> <p>(4) 施設管理実施計画に定める各職位は、保全の結果について記録する。</p> <p>【略】</p> <p>8 保全の結果の確認・評価</p> <p>(1) 保全を実施した各職位は、あらかじめ定めた方法で、保全の実段階で採取した構築物、系統及び機器の保全の結果から所定の機能を発揮する状態にあることを、所定の時期<sup>※2</sup>までに確認・評価し、記録する。</p> <p>【略】</p> <p>(3) 保全を実施した各職位は、最終的な機能評価では十分な確認・評価ができない場合は、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期<sup>※2</sup>までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※2：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>【略】</p> <p>10 保全の有効性評価</p> <p>【略】</p> <p>(3) 保修担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p>【略】</p> <p>11 施設管理の有効性評価</p> <p>【略】</p> <p>(2) 保全を実施した各職位は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第77条</p> <p>【略】</p> <p>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第78条</p> <p>【略】</p> <p>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(記録)</p> <p>第125条 各職位は、別表53に定めるところにより、保安に関する記録を適正に作成し、保存する。</p> <p>別表53 保安に関する記録（第125条関係）</p> <p>1. 再処理規則第8条に基づく記録</p> <p>【略】</p> <table border="1" data-bbox="1240 1440 2249 1839"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>記録責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 再処理施設の施設管理（再処理規則第11条第1項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録 (1) 使用前評価の結果</td> <td>確認の都度</td> <td>許認可業務課長</td> <td>同一事項に関する次の確認のときまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(2) 再処理規則第11条第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者 の氏名</td> <td>施設管理の実施の都度</td> <td>施設管理を実施した担当課長</td> <td>施設管理を実施した再処理施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間	1. 再処理施設の施設管理（再処理規則第11条第1項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録 (1) 使用前評価の結果	確認の都度	許認可業務課長	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	(2) 再処理規則第11条第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者 の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した担当課長	施設管理を実施した再処理施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	
記録事項	記録すべき場合	記録責任者	保存期間											
1. 再処理施設の施設管理（再処理規則第11条第1項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録 (1) 使用前評価の結果	確認の都度	許認可業務課長	同一事項に関する次の確認のときまでの期間											
(2) 再処理規則第11条第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者 の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した担当課長	施設管理を実施した再処理施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間											

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（再処理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）				説明
	(3) 再処理規則第 11 条第 1 項第 5 号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	施設管理方針：保全企画部長 施設管理目標：品質保証課長 施設管理実施計画：技術課長	評価を実施した再処理施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	
	【略】	【略】	【略】	【略】	
	2. 再処理規則第 4 条の 3 及び第 7 条の 11 に基づく記録				
	記録事項 1. 使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	事業者検査課長	当該使用前事業者検査に係る再処理施設の存続する期間	
	2. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	事業者検査課長	その再処理施設が廃棄された後 5 年が経過するまでの期間	
5. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価及び反映（第 1 項第 5 号及び第 6 号）					
施設管理方針及び施設管理目標の評価については、施設管理の全体の実施状況を踏まえて、管理体制等の改善を検討する必要がある。 施設管理実施計画の評価については、4. ア. の計画の期間ごとに施設管理に係る保安活動の実施状況を評価し、その後の施設管理に係る保安活動がより効果的かつ適切に実施されるよう、計画を改善していくことが必要である。 特に、施設管理目標及び施設管理実施計画については、経年劣化事象を考慮した上で、少なくとも以下の項目について最新の情報を収集して評価し、設備等の信頼性を向上させるよう検討する必要がある。その際は、点検等の計画段階において想定していた経年劣化の傾向との相違の有無等を全体的に確認し、今後の点検等において想定すべき事項として経年劣化の傾向等を評価することが必要である。 i. 施設管理目標の監視結果 ii. 保安データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績 iii. トラブル等の経緯その他の連絡記録 iv. 高経年化技術評価、安全性向上評価及び定期安全レビューの結果（該当する場合）	(施設管理計画) 第 74 条 【略】 10 保安の有効性評価 保修担当課長は、保安活動から得られた情報等から、保安の有効性を評価し、保安が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。 (1) 保修担当課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保安の有効性を評価する。なお、保安の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。 a. 保安活動管理目標の監視結果 b. 保安データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績				ガイドの記載を参考に、保安の有効性評価としてあらかじめ定められた時期に保安活動管理目標の監視結果等を組み合わせ評価し、必要に応じ保安方式を変更すること、また保安の有効性評価結果及び施設管理目標の達成状況から施設管理の有効性を評価し、継続的な改善を行っていくことを規定する。

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（再処理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
<p>v. 他の原子力施設のトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>vi. リスク情報及び科学的知見</p>	<p>c. トラブル等重複発現</p> <p>d. 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 保守担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合は、6.1 に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合は、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検及び取替結果の評価</p> <p>b. 劣化トレンドによる評価</p> <p>c. 類似機器等のベンチマークによる評価</p> <p>d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 保守担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p>【略】</p> <p>11 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 事業部長は、定期的に6の施設管理実施計画に基づき保全を実施した職位に10の保全の有効性評価の結果及び1の施設管理目標の達成状況を報告させるとともに、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 保全を実施した各職位は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p>	
<b>6. 特別な施設管理実施計画（第1項第7号）</b>		
<p>○特別な施設管理実施計画が必要な場合</p> <p>発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他原子力施設の施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、特別な施設管理実施計画を定め、実施する必要がある。</p> <p>相当期間とは、おおむね1年以上とする。特別な状態にある場合とは、比較的広範な機器等に対し追加的な点検等を実施する必要がある場合や設備全般に対する長期保管対策を実施する場合等とする。</p> <p>○特別な施設管理実施計画の内容</p> <p>特別な施設管理実施計画の内容としては、VI. 3. 及び4. の事項について、原子力施設の状態に応じて、適切な時期に点検等を行うことを定める必要がある。</p> <p>特別な施設管理実施計画の始期及び其期間は、原子力施設の状態に応じたものとして設定する必要がある。</p> <p>新たな施設管理実施計画の期間に移行する場合には、それまでの点検等の適切性の評価を行った上で、新たに計画した点検等の適切性の評価を行う必要がある。</p> <p>また、通常の管理とは異なることが想定されるため、当該計画の実施に係る体制、記録管理等について検討し、定める必要がある。</p>	<p>(施設管理計画)</p> <p>第74条</p> <p>【略】</p> <p>6.3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 保守担当課長は、地震、事故等により長期停止を伴った設備の保全を実施する場合等は、特別な措置として、あらかじめ再処理施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 保守担当課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮する状態であることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮する状態であることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p>	<p>ガイドの記載を参考に、地震、事故などにより長期停止を伴った設備の保全を実施する場合は特別な措置として再処理施設の状態に応じた保全方式及び実施時期を定めた計画を策定し、この計画に基づき保全を行っていくことを規定する。</p>
<b>7. 原子力施設の経年劣化に関する技術評価に基づく長期施設管理方針の反映（第2項）</b>		
<p>原子力施設の経年劣化に関する技術評価及び長期保守管理方針の策定と変更については、表5に記載した文書を参考にを行う必要があり、定めた長期施設管理方針をVI. 2. に記載している施設管理方針に反映することにより、施設管理における各種活動を一体として実施していく必要がある。</p>	<p>(施設管理計画)</p> <p>第74条</p> <p>【略】</p> <p>1 施設管理方針及び施設管理目標</p> <p>【略】</p> <p>(2) さらに、第79条に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理方針に反映する。</p> <p>(再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</p> <p>第79条 保全技術課長は、事業開始後20年を経過する日までに、再処理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2 保全技術課長は、10年を超えない期間ごとに行う再評価の実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>3 事業部長は、第1項及び前項の評価の実施計画の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問する。</p>	<p>ガイドの記載を参考に、事業開始後20年を経過する日までに、またその後10年を超えない期間ごとに経年劣化に関する技術的な評価を行い、保全のために有効な追加措置が抽出された場合は長期施設管理方針を策定することを規定する。</p> <p>ガイドの記載を参考に、長期施設管理方針を策定又は変更した場合は施設管理方針に反映することを規定する。</p>

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（再処理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
	<p>4 各職位は、第1項及び第2項の実施計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>5 各職位は、前項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。</p> <p>6 保全技術課長は、第4項の評価の結果を作成するとともに、再処理施設の保安のために有効な追加措置が抽出された場合は、長期施設管理方針を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>7 事業部長は、前項の評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問するとともに、品質・保安会議における審議を受ける。</p> <p>8 再処理施設のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の長期施設管理方針は添付1に示すものとする。</p> <p style="text-align: center;">添付1 長期施設管理方針 (第79条関連)</p> <p style="text-align: center;">再処理施設のうち使用済燃料の受入れ及び貯蔵に係る施設の長期施設管理方針 (始期：2019年11月29日、適用期間：10年間)</p> <p style="text-align: center;">高経年化対策の観点から充実すべき保守管理項目はなし</p>	

再処理事業所 廃棄物管理施設保安規定  
保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料

2020年8月17日  
日本原燃株式会社

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（廃棄物管理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
I. 目的		
II. 使用前事業者検査又は使用前検査		
1. 使用前事業者検査又は使用前検査の実施		
<p>第1号から第3号までに規定する「十分な方法」は次に掲げるとおりとし、設計及び工事の計画の認可又は届出（以下「設工認」という。）、核燃料物質の使用の許可（以下「使用許可」という。）、保安規定等に基づき、原子力施設の特性に応じ、検査の時期、実施場所、対象、方法及び判定基準を加えて、検査体制、記録方法等をあらかじめ第2項で規定する検査実施要領書に定め、これに従って実施する必要がある。</p> <p>また、実用発電用原子炉施設（以下「実用炉施設」という。）では、検査対象となる構造物、系統、設備、機械又は器具（以下「機器等」という。）ごとに対応する技術基準の条項ごとの要求事項及び設工認に記載される機器等の仕様を整理し、これらに留意して検査の方法を設定する必要がある（別記1）。</p> <p>（1）第1項第1号に規定する方法</p> <p>第1号に規定する「構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法」には、表4-1から表4-3までに示す材料検査、寸法検査、外観検査、非破壊検査、漏えい検査等を必要に応じ適切に組み合わせた客観性を有するものであることが必要である。なお、溶接に係る使用前事業者検査及び使用前検査（以下「使用前事業者検査等」という。）の方法は、表4-2に示す事項（溶接施工法に関する検査及び溶接士の技能に関する検査に係るものに限る。）をあらかじめ確認した後、表2に示す規則の「材料及び構造」に定める溶接部（耐圧部分の溶接部及び主要な耐圧部の溶接部を含む。）に対して、表4-2に示す溶接施工した構造物に対する検査に係る検査の方法等に留意して設定する必要がある。また、燃料体に係る使用前事業者検査の方法は、燃料体の加工の工程を考慮し、表4-3に示す検査の方法に留意して設定する必要がある。</p> <p>（2）第1項第2号に規定する方法</p> <p>第2号に規定する「機能及び性能を確認するために十分な方法」には、表4-1に示す特性検査、機能・性能検査及び総合性能検査等を必要に応じ適切に組み合わせた客観性を有するものであることが必要である。</p> <p>（3）第1項第3号に規定する方法</p> <p>第3号に規定する「その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法」（使用施設等においては、「その他使用施設等が法第55条の2第2項各号のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法」）には、設工認における工事計画で定められた仕様（使用施設等の場合は、使用許可の記載事項及び技術基準）、基本設計方針等に適合するように施工されているかどうかを確認できる方法であることが必要である。また、第1号及び第2号の方法では確認できないものについて、施工管理等の状況も含めて確認できる方法であることが必要である。</p> <p>設工認のうち「基本設計方針」については、技術基準の要求を満たすための基本的な方針が定められており、機器等の仕様等のハード面だけでなく、品質マネジメントシステムとの関連、事業者活動や運用等のソフト面の方針も記載されている必要がある。「基本設計方針」に対する使用前事業者検査の適合性確認においては、機器等の仕様等に対する要求事項に加え、設計、工事、事業者検査等の保安活動に対する要求事項についても適合していることが確認されている必要がある。この際、技術基準の要求事項が整理され、設計から工事及び使用前事業者検査までの各プロセスにどのように反映されているかを明確しておく必要がある。</p> <p>設工認のうち「品質マネジメントシステム」及び使用許可のうち「品質管理に必要な体制の整備に関する事項」（以下「品質マネジメントシステム等」という。）については、原子力施設の設置から廃止までの保安のための業務に係る一連の品質管理に必要な体制を管理する仕組みを明確に定め、当該記載に従って施工及び検査のPDCAサイクルに係る保安活動が行われることが記載されている。この「品質マネジメントシステム等」に対する使用前事業者検査等の適合性確認においては、上述のPDCAサイクルが確実に機能しているかについても確認されている必要がある。</p>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第23条 廃棄物管理施設について事業許可（変更許可）を受けた設備に係る事項及び「特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設」の技術基準に関する規則を含む要求事項への適合を維持し、廃棄物管理施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>6.2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 設計及び工事を行う各職位は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、計画の策定段階において、法令に基づく必要な手続き<sup>※1</sup>の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>【略】</p> <p>(3) 設計及び工事を行う各職位は、工事を実施する構造物、系統及び機器が所定の機能を発揮する状態にあることを、第26条に基づき実施する使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試験（以下「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮する状態であることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p> <p>※1：法令に基づく手続きとは、法第51条の5（変更の許可及び届出等）、第51条の7（設計及び工事の計画の認可）、第51条の8第3項（使用前事業者検査の確認申請）に係る手続きをいう。</p> <p>（使用前事業者検査の実施）</p> <p>第26条 事業者部長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる廃棄物管理施設の設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設」の技術基準に関する規則へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。</p> <p>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第23条 6.2(3)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書<sup>※1</sup>を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の廃棄物管理施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a. 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b. 「特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設」の技術基準に関する規則に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の廃棄物管理施設が前号 a. 及び b. の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項で規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 設計及び工事を実施する各職位又は事業者検査課長は、検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>8 各職位は、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第23条 6.2(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p> <p>※1 検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>b. 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c. その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたであることを確認するために十分な方法</p>	<p>ガイドの記載を参考に、検査の時期、対象、方法、判定基準、検査体制及び記録方法等を規定する。</p>

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（廃棄物管理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明															
<p>2. 使用前事業者検査等の結果の記録</p> <p>II. 1. に記載している検査の時期、対象、方法その他必要な事項をあらかじめ定めた検査実施要領書に基づき使用前事業者検査等を実施した結果について、第1項に掲げる事項を記載した使用前事業者検査成績書等を作成し、第2項に従い記録の保存を行うものとする。</p>	<p>（使用前事業者検査の実施）</p> <p>第26条 【略】</p> <p>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。 【略】</p> <p>（記録）</p> <p>第60条 作成責任者及び保存責任者は、別表20に定めるところにより、保安活動に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、気象記録のうち降雨量は、この規定による記録を行わない。</p> <p>別表20 保安活動に関する記録（第60条関係）</p> <p>1. 管理規則第26条に基づく記録 【略】</p> <p>2. 管理規則第6条の3及び第14条に基づく記録</p> <table border="1" data-bbox="1240 751 2193 1297"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>作成責任者</th> <th>保存責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項</td> <td>検査の都度</td> <td>事業者検査課長</td> <td>事業者検査課長</td> <td>当該使用前事業者検査に係る廃棄物管理施設の存続する期間</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者	保存期間	1. 使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	事業者検査課長	事業者検査課長	当該使用前事業者検査に係る廃棄物管理施設の存続する期間	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	<p>ガイドの記載を参考に、使用前事業者検査に係る記録の管理を行うことを規定する。</p>
記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者	保存期間													
1. 使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	事業者検査課長	事業者検査課長	当該使用前事業者検査に係る廃棄物管理施設の存続する期間													
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】													
<p>3. 溶接に係る使用前事業者検査等を行った旨の表示</p> <p>溶接に係る使用前事業者検査等を行った旨の表示については、許認可事項に従っていること及び付技術基準に適合することが確認された上で、全ての検査が終了したときに当該検査に係る原子力施設であって溶接をするもの又は溶接をした原子力施設であって輸入したものの容器又は管ごとに容易に消えない方法で付す必要がある。</p>	<p>—</p>	<p>（溶接に係る使用前事業者検査等を行った旨の表示に係るガイドの記載については社内標準等を策定する際の参考とする。）</p>															

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（廃棄物管理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
Ⅲ. 定期事業者検査		
1. 定期事業者検査の実施時期		
<p>(1) 原子力施設の運転等を停止して行う検査（第1項及び第2項）</p> <p>原子力施設の運転等（原子炉の運転及び設備の操作をいう。以下同じ。）の停止時に実施する必要がある機器等の分解検査（Ⅲ. 2. (1) ①に記載の方法に相当）、その後の機能・性能検査等（Ⅲ. 2. (1) ②に記載の方法に相当）及び設定した一定の期間中技術基準に適合している状態を維持するかどうかの判定（Ⅲ. 2. (2)に記載の方法に相当）については、実用炉施設の場合にあっては、第1項の表上欄に掲げる発電用原子炉施設に当たると表下欄に掲げる時期ごとに、研究開発炉等発電用原子炉施設の場合にあっては、第1項に示すとおり原子力規制委員会が別に定める場合を除き13月を超えない時期ごとに、その他の原子力施設の場合にあっては、第1項に示すとおり原子力規制委員会が別に定める場合を除き12月を超えない時期ごとに行う必要がある。</p> <p>第1項の「運転を開始された日」と及び「使用を開始された日」とは、新設又は増設工事に係る使用前審査済みの交付日とし、同項中「定期事業者検査が終了した日」とは定期事業者検査報告書（Ⅲ. 4. (1)に記載した報告書をいう。以下同じ。）において記載された定期事業者検査の終了日とする。</p> <p>また、第1項の「判定期間」は、定期事業者検査において設定され、原子力規制検査において、技術基準に適合している状態を維持することが確認された一定の期間をいい、原子力規制委員会の告示で定められる。</p> <p>なお、実用炉施設において、同一の工事又は事業所内の発電用原子炉（号機）間で共用されている発電用原子炉施設に係る定期事業者検査は、原則として、法第43条の3の9又は第43条の3の10の設工認の対象に位置付けられている原子力施設に係る定期事業者検査において行うものとする。</p> <p>核燃料施設等のように、工程ごとに運転状態が異なる原子力施設においては、工程ごとに定期事業者検査の範囲を区切り、それぞれの範囲で実施時期を設定することができる。</p>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第23条 廃棄物管理施設について事業許可（変更許可）を受けた設備に係る事項及び「特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設」の技術基準に関する規則を含む要求事項への適合を維持し、廃棄物管理施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>【略】</p> <p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>【略】</p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 保守担当課長は、廃棄物管理施設の操作中及び操作停止中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>【略】</p> <p>(4) 管理担当課長又は保守担当課長は、点検を実施する構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態であることを、第27条に基づき実施する定期事業者検査により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 定期事業者検査の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮している状態であることを確認・評価するために必要な定期事業者検査の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 定期事業者検査の実施時期</p>	<p>ガイドの記載を参考に、廃棄物管理施設の操作中及び操作停止中に行う定期事業者検査の具体的方法、項目、評価方法及び管理基準、実施時期を定めることを規定する。</p>
<p>(2) 原子力施設の運転等中に行う検査（第3項）</p> <p>原子力施設の運転等時における原子力施設の保安の確保に支障を来さない機器等に係る検査において設定した一定の期間中技術基準に適合する状態を維持するかどうかの判定については、原子力施設の運転を停止して行う検査（Ⅲ. 1. (1)）を行うべき時期より前に実施することができる。</p> <p>具体的には、例えば実用炉施設においては、発電用原子炉の運転停止時に使用する必要がある燃料取扱装置、補助ボイラー等の機器等及び予備品等の発電用原子炉の運転とは関係しない機器等がこれに該当する。また、当該検査の実施の際に保安確保対策を講ずることによって保安の確保が十分に図られる場合も、これに該当するものとするが、定期事業者検査報告書の記載事項である点検、検査等（以下「点検等」という。）を実施する際に行う保安の確保のための措置（Ⅲ. 4. (2) ④エ）に当該保安確保策を記載する必要がある。</p>		
<p>(3) 時期変更承認（第4項第1号及び第2号並びに第5項）</p> <p>第1号に基づく定期事業者検査の実施時期の変更に係る承認は、その内容が次の各号に適合しているときは承認する。</p> <p>①当該承認申請が第1回目の定期事業者検査に係るものでないこと。</p> <p>②検査時期の変更による当該原子力施設の運転延長期間（以下単に「運転延長期間」という。）が1月を超えるものでないこと。</p> <p>③当該原子力施設において、法第62条の3の規定（発電用原子炉施設においては原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成24年経済産業省令第71号）第3条第1項の規定を含む。）に基づき原子力規制委員会に報告すべき事象（以下「法令報告事象」という。）が発生している場合にあっては、定期事業者検査の実施時期を変更することによってその是正処置の適切な遂行に支障を来すものでないこと。</p> <p>④運転延長期間中、当該原子力施設の機能及び性能が、該当する定期事業者検査の判定基準を満足するものと評価できること。また、保安規定において認可を受けた運転期間の設定において評価されている制限値等を満足することが確認されていること。</p> <p>第5項に規定する申請書の提出は、第1項に定める時期の2月前までにすることとし、第6項に規定する原子力施設の使用の状況を記載した書類は、③及び④を満足することを説明するものとする必要がある。</p>	<p>—</p>	<p>定期事業者検査の実施時期の変更手続きに係る申請書に関する内容であるため、保安規定には規定しない。</p>



保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（廃棄物管理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
<p>2. 定期事業者検査の実施</p> <p>(1) 検査項目・手法（第1項）</p> <p>第1号及び第2号に規定する「十分な方法」は次に掲げるとおりとし、保安規定等に基づき、原子力施設の特性に応じ、検査の時期、実施場所、対象、方法及び判定基準に加えて、検査体制、記録方法等をあらかじめ第6項に規定する検査実施要領書に定め、これに従って実施する必要がある。</p> <p>この「検査の時期」には、検査を行う際の保安規定で定める原子力施設の状況と各検査項目を行おうとする時期を記載するとともに、Ⅲ. 4. (2) ④の点検等の時期についても工程表等で明確にする必要がある。</p> <p>① 第1号に規定する方法</p> <p>第1号に規定する「各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法」とは、表4-1に示す分解検査及び開放検査、外観検査、非破壊検査、漏えい（率）検査等を必要に応じ適切に組み合わせた客観性を有するものであることが必要である。また、実用炉施設では、確認対象となる技術基準の条項に対応して、別記1の事項については、特に留意して検査の方法を設定する必要がある。</p> <p>② 第2号に規定する方法</p> <p>第2号に規定する「機能及び作動の状況を確認するための十分な方法」とは、表4-1に示す特性検査、機能・性能検査、総合性能検査等を必要に応じ適切に組み合わせた客観性を有するものであることが必要である。また、実用炉施設では確認対象となる技術基準の条項に対応して、別記1の事項については、特に留意して検査の方法を設定する必要がある。</p> <p>(2) 判定方法（第2項及び第3項）</p> <p>第2項に規定する判定方法、すなわち、「一定の期間」を設定し、その期間において技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法については、以下を踏まえた基本的な考え方及び一定の期間の設定に関する考え方を明確にし、その考え方に従って定期事業者検査（設定した一定の期間中技術基準に適合している状態を維持するかどうかの判定に係るものに限る。）を実施することが必要である。</p> <p>○点検等の実施頻度の設定により機器等を維持する場合</p> <p>Ⅲ. 4. (2) ④点検等の方法に記載される時間基準保全の方式（時間を基準に点検等の時期を定める方式をいう。以下同じ。）としている点検等については、その実施頻度の設定において、所定の機能を発揮できなくなる前、すなわち技術基準に適合する状態を維持すると考えられる期間中に点検等を行うように考慮されている。</p> <p>このため、点検等の実施頻度を「一定の期間」とみなすことができる。</p> <p>○機器等の劣化等の程度を定量的に評価して判定する場合</p> <p>機器等の劣化及び特性変化を定量的に評価し判定する検査については、当該検査の実施頻度にかかわらず、当該評価で判定に考慮する期間を一定の期間とする必要がある。</p> <p>また、一定の期間の設定においては、第3項に考慮すべき事項が規定されており、同項に掲げられている事項のうち一又は二以上の事項を知見として収集する必要がある。さらに、当該機器等を構成する部品ごとに経年劣化事象を考慮した上で、時間依存性のある劣化事象により技術基準に適合しなくなる前に点検等を行うとの観点で、施設管理の重要度を踏まえて、点検等の実施頻度を決定するための主要部位を抽出し、抽出した主要部位に対して、第3項各号に掲げられている事項を考慮して、以下に示す分類ごとの評価の考え方を踏まえる必要がある。</p> <p>・点検等及び取替結果の評価（Ⅵ. 5. のii、同項第1号の劣化の有無に相当）</p> <p>想定される劣化事象に対する設計上の考慮がなされており、過去の点検等又は取替実績で有意な劣化が認められない場合には、当該部位についての実施頻度は影響がないものと評価できる。ただし、点検等の実施頻度の設定において定量的な根拠とはならないことから、その後の機器等の点検等において変更後の点検等の実施頻度においても有意な劣化がないことを確認する必要がある。</p> <p>・劣化トレンドによる評価（Ⅵ. 5. のii、同項第1号の劣化の傾向に相当）</p> <p>設計上特定の劣化事象の発生を想定している場合又は過去の運転実績若しくは点検等若しくは取替実績で有意な劣化傾向が認められている場合においては、取替実績等から得られる劣化トレンドから劣化の進展を評価し、変更後の機器等が次回行う点検等までに機能が維持されることを評価する。</p> <p>・施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究成果による評価（Ⅵ. 5. のvi、同項第2号に相当）</p> <p>耐久性に関する研究成果、メーカー推奨等により、変更後の機器等の点検等の実施頻度での使用に対して耐久性があるとの知見が得られていることを評価する。</p> <p>・類似する機器等の使用実績による評価（Ⅵ. 5. のv、同項第3号に相当）</p> <p>類似する機器等において、変更後の点検の実施頻度以上の頻度での運転実績があり、かつ、点検等の実施頻度を決定する主要部位の劣化に起因する故障が生じていないことを評価する。なお、評価に当たっては、想定される劣化事象に係る要因を踏まえ、使用材料及び使用環境を考慮して類似性を確認する必要がある。</p>	<p>(施設管理計画)</p> <p>第23条 廃棄物管理施設について事業許可（変更許可）を受けた設備に係る事項及び「特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持し、廃棄物管理施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>【略】</p> <p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>【略】</p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 保守担当課長は、廃棄物管理施設の操作中及び昇降停止中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>【略】</p> <p>(4) 管理担当課長又は保守担当課長は、点検を実施する構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮する状態にあることを、第27条に基づき実施する定期事業者検査により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 定期事業者検査の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮する状態にあることを確認・評価するために必要な定期事業者検査の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 定期事業者検査の実施時期</p> <p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第27条 事業者課長は、廃棄物管理施設が「特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。</p> <p>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第23条 6.1(4)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設備の点検を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書<sup>※1</sup>を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の廃棄物管理施設が「特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の廃棄物管理施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 保守担当課長又は事業者検査課長は、第4項の検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>8 各課長は、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第23条 6.1(4)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p> <p>※1 施設の特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>b. 試験動作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>c. a.、b. による方法のほか、設定した期間において技術基準に適合している状態が維持することを判定できる方法</p>	<p>ガイドの記載を参考に、検査の時期、対象、方法、判定基準、検査体制、記録方法を定めることを規定する。</p>

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（廃棄物管理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明															
<p>3. 定期事業者検査の結果の記録</p> <p>Ⅲ. 2. (1)に記載している検査実施要領書に基づき定期事業者検査を実施した結果について、第1項に掲げる事項を記載した定期事業者検査成績書を作成し、第2項に従い記録の保存を行うものとする。</p>	<p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第27条 【略】 7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。 【略】</p> <p>(記録)</p> <p>第60条 作成責任者及び保存責任者は、別表20に定めるところにより、保安活動に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、気象記録のうち降雨量は、この規定による記録を行わない。</p> <p>別表20 保安活動に関する記録（第60条関係）</p> <p>1. 管理規則第26条に基づく記録 【略】</p> <p>2. 管理規則第6条の3及び第14条に基づく記録</p> <table border="1" data-bbox="1240 751 2264 1276"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>作成責任者</th> <th>保存責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>2. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項</td> <td>検査の都度</td> <td>事業者検査課長</td> <td>事業者検査課長</td> <td>その廃棄物管理施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者	保存期間	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	2. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	事業者検査課長	事業者検査課長	その廃棄物管理施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間	<p>ガイドの記載を参考に、定期前事業者検査に係る記録の管理を行うことを規定する。</p>
記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者	保存期間													
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】													
2. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	事業者検査課長	事業者検査課長	その廃棄物管理施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間													
<p>4. 定期事業者検査の報告</p> <p>(1) 定期事業者検査の報告書の記載事項（第2項）</p> <p>第3号の原子力施設の種類の種類については、特に、原子力施設の一部分について実施することとしている場合は、当該定期事業者検査の期間で検査対象としている原子力施設範囲を記載する必要がある。なお、実用炉施設において、同じ原子力施設内の複数の発電用原子炉（号機）の設備を共用している場合において他の発電用原子炉（号機）の設備において検査対象として管理しているものは当該号機で検査対象の原子力施設として記載を要さない。</p> <p>「検査開始予定日」とは、原則として、検査対象とする原子力施設の運転等を停止する日（発電用原子炉施設においては発電機を解列する日。以下同じ。）とする。ただし、故障等により原子力施設を停止したこと等により、原子力施設の運転等を停止した日より後に定期事業者検査を実施することとした場合においては、この限りではない。</p> <p>第4号の「検査の実績又は予定の概要」には、当該定期事業者検査の期間で実施し、又は実施することとしている定期事業者検査の項目を記載するとともに、検査の実績については当該検査項目ごとの終了日を記載する必要がある。</p>	<p>—</p>	<p>定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。</p>															
<p>(2) 定期事業者検査報告書の添付書類記載事項（第3項）</p> <p>① 定期事業者検査の計画（第1号）</p>	<p>—</p>	<p>定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。</p>															

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（廃棄物管理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
<p>○定期事業者検査に係る工程</p> <p>計画している工程として、定期事業者検査の開始から終了までの一連の工程、各予定日（実用炉施設においては、開始については発電機の解列日並びに終了については発電用原子炉の起動日及び発電機の並列日を含む。）並びに定期事業者検査の項目ごとの検査の実施時期（前回の定期事業者検査終了以降、当該定期事業者検査開始までに実施した検査（先行実施検査）がある場合は、その旨を明示。）を記載する必要がある。</p> <p>○当該定期事業者検査期間中に実施する工事</p> <p>定期事業者検査の工程に直接影響する工事について、その概要を記載すること。また、定期事業者検査の結果に伴い発生する工事があらかじめ想定される場合は、その旨を記載すること。</p> <p>○当該定期事業者検査期間中に実施する定期事業者検査項目</p> <p>定期事業者検査の全ての検査項目を明示した上で、それぞれの検査項目について、以下の事項を記載する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該定期事業者検査の期間中における実施の予定の有無及びその理由（施設管理の目標、施設管理の実施に関する計画（以下「施設管理実施計画」という。）で定めている実施頻度に基づくものか又はこれ以外の状況によるものか等）</li> <li>・前回の定期事業者検査から、定期事業者検査の項目、保全方式、実施頻度及び検査範囲等の内容を変更した場合はその旨</li> <li>・長期施設管理方針の反映として実施し、又はこれを考慮することにより内容を変更するものか否か</li> </ul> <p>○前回の定期事業者検査からの変更点</p> <p>前回の定期事業者検査の結果等を踏まえて今回の定期事業者検査に反映した事項等について、定期事業者検査全体を概括して記載する必要がある。ここで、前回の定期事業者検査の結果等には、当該原子力施設についてのこれまでの運転経緯、国内外におけるトラブル事例等を含むものとする。</p>		
<p>② 施設管理目標（第2号）、施設管理実施計画（第3号）及び定期事業者検査の判定方法（第4号）に係る記載の対象範囲</p> <p>施設管理実施計画及び定期事業者検査の判定方法に記載する事項は、技術基準が適用される設備又は設工認に記載されている設備若しくは施設管理の重要度が高い系統に属する設備について記載する必要がある。</p>	—	定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。
<p>③ 施設管理目標（第2号）</p> <p>VI. 3. において記載している「プラントレベルの指標」及び施設管理の重要度が高い系統の「系統レベル」の指標について、①指標、②指標ごとの具体的な目標値を記載する必要がある。</p>	—	定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。
<p>④ 施設管理実施計画（第3号）</p> <p>ア. 施設管理実施計画の始期及び期間（イ）</p> <p>VI. 4. ア. において記載している計画の始期及び期間として設定しているものを記載する必要がある。</p>	—	定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。
<p>イ. 点検計画（第3号）のうち点検等に関する事項</p> <p>VI. 4. イ. において記載している点検等の計画として、点検等の方法、実施頻度及び時期を記載することが必要である。</p> <p>○記載すべき点検の範囲及び単位</p> <p>点検等を実施する機器等又は系統ごとに、点検項目を記載する必要がある。</p> <p>このうち、以下のいずれかに該当する点検については、点検方法として適切な単位に分けて記載する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期事業者検査に係る点検等</li> <li>・長期施設管理方針を踏まえて実施する点検等</li> <li>・定期事業者検査の都度性能劣化等のための措置を伴う点検等</li> <li>・定期事業者検査に係る点検等の実施頻度より低い実施頻度で行う点検等であって、性能劣化等のための措置を伴うもの（特に、第7号の定期事業者検査での判定における一定の期間の変更において考慮した事項を記載した書類を提出した以降においては、当該書類において評価対象とした劣化事象に対する性能劣化等のための措置を伴う点検等が漏れなく記載する必要がある。）</li> </ul>	—	定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（廃棄物管理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
<p>これら以外の点検等については、系統単位でまとめる等、簡易な記載とすることができる。ただし、この場合であってもまとめた点検等の最長の実施頻度を明示する必要がある。</p> <p>○点検等の方法                      点検等の方法としては、点検等を行う機器等又は系統の施設管理の重要度を踏まえて、時間基準保全、状態基準保全（機器等の状態を監視し、その状態を基準に点検等の時期を定める方式）、及び事後保全（機器等の機能喪失発見後に修復を行う方式）のいずれかの保全方式とするかを明確にした上で、経年劣化事象による劣化の有無及び劣化の傾向を監視できるものであるか、性能維持のための措置を伴うものであるかを含め、点検等の内容が明確となるよう記載する必要がある。                      状態基準保全の方式とする点検等については、状態監視データの採取方法も記載する必要がある。                      また、定期事業者検査の項目を付記するとともに、「定期事業者検査の実施」に係る規定の第1項各号に掲げる方法で行っているかどうかを示すため、各号との関係を明確にする必要がある。</p> <p>○点検等の実施頻度                      時間基準保全の方式とする点検等の実施頻度については、点検等を行う間隔（月、年、運転・保全サイクル等）を記載する必要がある。また、状態基準保全の方式とする点検等の実施頻度については、状態監視データの採取頻度を記載する必要がある。                      点検等の結果及び関連機器等の交換が推奨された時期を踏まえ、定期に機能・性能の回復を図るために行う修理、取替等の工事についても、実施頻度（工事を行う間隔：月、年、施設管理実施期間等）を記載する必要がある。</p> <p>○点検等の時期                      時期としては、点検等を行う際の原子力施設の状況として、実用炉施設については発電用原子炉の運転の停止中、発電用原子炉の起動後の検査期間中、及び発電用原子炉の運転中（通常運転時の総合的な性能に関する検査が終了していない期間を除く。）のいずれかの区別を記載する必要がある。核燃料施設等については、施設全体の運転状況を踏まえて、工程ごとに定期事業者検査の範囲を区切っている場合にはそれぞれの範囲の検査時期が明確なるよう記載する必要がある。</p> <p>○点検計画の策定範囲                      原子力規制委員会の内規（別記1で記載しているものを除く。）に従い実施する点検等及び長期施設管理方針を踏まえて実施する点検等の計画については、これらの点検等以外の点検等とは区別して点検計画を記載する必要がある。その際、当該点検等の進捗状況を把握するため、点検実績についても付記する必要がある。</p> <p>○計画期間中における点検等の実施状況等                      各点検等の項目について、当該定期事業者検査に係る施設管理実施計画の期間中での実施の有無、実施数等を参考資料として添付する必要がある。                      その際、複数の運転・保全サイクルにわたって行う点検項目については、それぞれの運転・保全サイクルでの具体的な点検箇所数その他点検の実施状況を示すデータを記載する必要がある。特に、実用炉施設において、技術基準規則第18条及び第56条に定める基準への適合性を確認するために行う検査については、対象とする箇所が多いため、これ以外の点検等とは区別して記載する必要がある。                      なお、参考資料は報告時点の計画のものとし、当該資料の記載内容に変更があった場合はその後の報告において実績として記載することによい。</p>	<p>—</p>	<p>定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。</p>
<p>ウ、工事の計画（第3号ロ及びこのうち工事に関する事項）                      当該定期事業者検査に係る施設管理実施計画の期間中に実施する原子力施設の保安のための工事について、方法及び時期を記載する必要がある。</p> <p>○工事の範囲及び単位                      範囲としては、以下のいずれかに該当する工事について、記載する必要がある。                      ・設工認の対象となる工事                      ・設備の信頼性の維持又は向上を図るために行う工事であって、その後の点検等の方法、実施頻度及び時期が変更となるもの</p>	<p>—</p>	<p>定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。</p>

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（廃棄物管理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
<p>・長期施設管理方針を踏まえて実施する工事</p> <p>・それまでの点検等の有効性の評価結果を踏まえて実施する工事</p> <p>・NRA 指示文書又は指導文書に基づき実施する工事</p> <p>・施設管理の重要度が高い設備の工事</p> <p>・使用前事業者検査又は使用前検査の対象となる工事（設工認の対象となる工事を除く。）</p> <p>○工事の方法</p> <p>工事の方法としては、工事を実施する機器等又は系統ごとに、実施理由を明確にした上で、工事の実施内容及びその適切性を示す根拠（学協会規格等）を記載する必要がある。</p> <p>設工認の対象となる工事については、当該工事の審査において適切性を確認することから、設工認の対象となる工事である旨の記載のみで足りる。</p> <p>また、予防保全を含め工事を計画する際は、施工部周辺への影響の評価及び施工後における当該影響範囲の健全性を確認についても、必要に応じて記載するものとする。</p> <p>○実施理由の明確化</p> <p>NRA 指示文書又は指導文書に基づき実施する工事及び長期施設管理方針を踏まえて実施する工事については、これら以外の工事とは区別できるようにその旨を記載する必要がある。</p> <p>さらに、参考資料として、点検等も含めて、長期施設管理方針の項目ごとに、長期施設管理方針に基づく活動の全体像が把握できるよう、対象としている機器等又は系統名、部位と経年劣化事象、活動項目、実施時期、当該施設管理実施計画期間中における実施の有無及び進捗状況等を記載した資料を添付する必要がある。</p> <p>なお、参考資料は報告時点の計画のものとし、当該資料の記載内容に変更があった場合はその後の報告において実績として記載することにより。</p> <p>○工事の時期</p> <p>工事の時期としては、当該定期事業者検査に係る施設管理実施計画期間中のみの実施か、又は、複数の施設管理実施計画期間中にわたって継続的に実施するものかの区別を記載する必要がある。さらに、発電用原子炉については運転中・停止中の区別を記載する必要がある。</p> <p>また、I. に定めた事項についても記載する必要がある。</p>		
<p>Ⅰ. 点検等の計画及び保安の確保のための措置（第3号Ⅷ及びⅡのうち点検に関する事項）</p> <p>点検等の工程に応じて、特に原子力施設の運転等の停止時において、当該工程における原子力施設の状態、遵守すべき運転上の制限及びその遵守のための具体的な計画を記載する必要がある。さらに、定期事業者検査以外の安全上重要な点検等を抽出し、保安の確保上注意すべき事項を記載する必要がある。</p> <p>なお、上述の計画は報告時点のものとし、当該資料の記載内容に変更があった場合はその後の報告において実績として記載することにより。</p> <p>※Ⅰの趣旨は、定期事業者検査のため停止していた沸騰水型原子炉において、制御棒挿入加水圧系の点検等の作業中に、想定外の制御棒の引き抜きが起きたことを踏まえたものである。</p>	—	定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。
<p>⑤定期事業者検査の判定方法（第4号）</p> <p>Ⅲ. 2.（2）に記載している考え方を記載するとともに、定期事業者検査項目ごとの一定の期間について記載する必要がある。</p> <p>ただし、実施頻度を一定の期間とみなす点検等については、その実施頻度は点検計画に記載されていることから、原子力施設の運転等を停止して実施する必要のある点検の実施頻度のうち、最長のものを記載すればよい。</p>	—	定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。
<p>⑥施設管理目標又は施設管理実施計画の評価の結果（第6号及び第4項）</p> <p>○評価に用いた情報ごとの記載</p> <p>施設管理目標及び施設管理実施計画について、経年劣化事象を考慮した上で、少なくともⅥ. 5.に記載の情報収集すべき項目ごとに評価に用いた情報が特定できるように評価した結果を記載する必要がある。</p>	—	定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（廃棄物管理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
<p>特に、i. 施設管理目標の監視結果については、目標値と実績値（評価に用いる監視結果の範囲（評価期間）を付記すること。）の比較表を添付する必要がある。</p> <p>また、長期施設管理方針に基づき実施した研究結果、評価結果等については、その旨を明示して記載する必要がある。</p> <p>○評価の結果を反映して計画を変更した内容の記載</p> <p>上記の情報を基に評価した結果、施設管理目標又は施設管理実施計画を変更した場合には、評価に用いた具体的な情報の概要、評価内容、反映した内容及び変更した点検等に関する定期事業者検査について記載する必要がある。</p> <p>なお、点検等の実施頻度を変更する場合には、Ⅲ. 2.（2）の一定の期間の設定において考慮すべき事項について、以下の分類に従い、各事項を整理して記載する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・点検等及び取替結果の評価</li> <li>・劣化トレンドによる評価</li> <li>・研究成果等による評価</li> <li>・類似機器等の使用実績による評価</li> </ul> <p>また、定期事業者検査での判定における一定の期間の変更を行う場合には、第7号の書類に詳細を記載している点検等についても、当該機器等に対する点検等の概要については記載し、点検等の全体像を記載する必要がある。</p>		
<p>⑦定期事業者検査での判定における一定の期間の設定及び変更において考慮した事項（第7号及び第5項）</p> <p>定期事業者検査の判定における一定の期間の設定及び変更をした場合には、Ⅲ. 2.（2）に記載の考慮すべき事項について整理して、Ⅲ. 2.（1）又は（2）に記載の定期事業者検査の対象の原子力施設に係る点検等の実施頻度の妥当性を示す評価の内容を記載する必要がある。</p> <p>○一定の期間を設定する際の評価内容の記載における留意事項</p> <p>定期事業者検査が終了した日以降13月（発電用原子炉施設以外の原子力施設については12月）を超えない時期までを一定の期間として設定する場合には、Ⅲ. 2.（2）に記載している点検等及び取替結果の評価、劣化トレンドによる評価及び類似機器等の使用実績による評価に相当する事項として、当該原子力施設において報告時点以前10年間に時間依存性のある劣化事象により発生した法令報告事象に関して、再発防止対策が実施されていることを記載する必要がある。</p> <p>○一定の期間を変更する際の評価内容の記載における留意事項</p> <p>点検等の実施頻度を決定するための主要部位の抽出状況とともに、抽出した主要部位に対して、評価に用いた情報を、Ⅲ. 2.（2）に示す分類を整理した上で、当該部位に適用できることを示す必要がある。</p> <p>○一定の期間を変更する際の条件</p> <p>評価の結果、設備改造等により一定の期間を変更する場合には、その設備改造等の内容とその妥当性を明確に記載すること。点検等の方法等の変更により一定の期間を変更する場合も同様とする。なお、これらの内容は、点検計画、設計及び工事の計画並びに保安規定に反映することが必要である。</p>	—	定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。
<p>⑧特別な施設管理実施計画を定めた場合の対応</p> <p>Ⅵ. 6に記載している特別な施設管理実施計画を定めた場合においては、主に④に記載している事項に大きな変更が生じるため、通常の計画から変更がある内容についてそれぞれの書類において記載して報告するものとする。</p>	—	定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。
<p>5. 原子力施設の評価</p>		
<p>実用炉施設において、第1項に規定している実用炉施設で技術基準規則第18条（第56条において準用する場合を含む。）の規定に係る評価が必要な亀裂等を発見した場合には、第2項の規定に従い評価を行うとともに、評価の結果を記録し、保存するとともに、原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>本評価に係る活動については、Ⅵ. 4. カ. からク. までに位置付けられるものであり、その後の補修等も含め、施設管理に含めて適切に計画して対応する必要がある。</p>	—	実用炉施設に係る事項であるため、保安規定には規定しない。

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（廃棄物管理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
<p>VI. 施設管理</p>		
<p>1. 施設管理における各種活動（第1項）</p>		
<p>原子力施設が許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するように、設置し、維持するため、原子力事業者等は施設の保全のために構築物、系統、機器等の状態を把握する各種の保安活動を実施する必要があり、当該保安活動を各原子力施設の事業規則において「施設管理」を意味している。施設管理とは、「設備」、「工事」のほか、施設の状況を日常的に確認する「巡視」、設備等の劣化進展等の状態を把握するとともに正常な状態に保つための計画的な手入れ、潤滑油取替、部品交換等を含めた「点検」、設備等が所定の機能を有しているかを確認する「試験」、要求事項に適合しているかどうかを判定する「検査」などが含まれる。</p> <p>施設管理に係る保安活動は相互に関連するものであり、それぞれに連携を図って実施していく必要がある。特に、その基礎となるものとして、要求事項と設計情報との関係性を整理した資料や設備等の実態が確認できる資料（以下「設備図書」という。）の整備が重要である。</p>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第23条 廃棄物管理施設について事業許可（変更許可）を受けた設備に係る事項及び「特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設」の技術基準に関する規則を含む要求事項への適合を維持し、廃棄物管理施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>【略】</p> <p>12 構成管理</p> <p>保全を実施する各職位は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>(1) 設計要件（第3条の4 7.2.1に示す業務・機器等に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器などのようなものでなければならぬか」という要件を含む第24条で実施する設計に対する要求事項をいう。）</p> <p>(2) 施設構成情報（「構築物、系統及び機器などのようなものか」を示す図書、情報をいう。）</p> <p>(3) 物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）</p>	<p>ガイドの記載を参考に、事業変更許可を受けた設備に係る事項及び「特定廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設」の技術基準に関する規則を含む要求事項への適合を維持することを目的として施設管理計画を定めることとしている。</p> <p>また、図書の整備については、構成管理として設計要件、施設構成情報、物理的構成の均衡を維持する活動を実施していくことを規定する。</p>
<p>2. 施設管理方針（第1項第1号及び第2号）</p>		
<p>原子力施設における安全確保については、事業許可等の際に基本的な設計の方針などの設計要求が事業許可等に規定されており、さらに表2に示す原子力規制委員会規則及び同規則の解釈に適合するように原子力施設を維持するため、これらの規制要求事項を体系的に整理し、具体的な計画を立てて活動していくことが重要である。また、規制要求事項としては、事業所外運搬や事業所外廃棄のほか、廃止措置段階においては廃止措置計画の作成などの各種の原子力規制委員会規則等に基づき措置があり、他法令も含めて整理する必要がある。</p> <p>また、原子力施設に対する要求事項としては、上述の安全確保のための規制要求事項に加えて、廃止措置実施方針の記載事項となっている廃止措置における解体撤去作業の容易化、放射性廃棄物発生量の最小化などの設計上の考慮や、原子力施設の利用に当たっての考慮など、原子力事業者等が設定する事項もあり、これら一連の事項について、それぞれの位置付け等を明確にしつつ、全体的に整合を取って取り組むようこれらの間の関連性を整理する必要がある。</p> <p>点検等においては経年劣化事象※1による劣化の有無及び傾向を監視できるように、また、劣化の程度に応じて性能維持のために適切に補修又は取替工事が行えるように、設計上の配慮をすることが重要である。さらに、点検等においては異常稼働状態に係る設備等において偶発的な故障が発生した際の検知性についても配慮し、全体的な管理体系を構築することが重要であり、これらの視点と対応方針については、各種施設管理に係る保安活動の相互の関連性及び連携並びにこれらの基礎となる設備図書の整備に係る活動方針とともに、施設管理方針として整理する必要がある。</p> <p>また、原子力施設全体を一体として管理していく必要がある一方で、対象となる設備等と対応する作業が非常に多いことから、設備等及び作業の重要度を踏まえて管理の程度を仕分けするなど、資源の適正配分と安全上重要な事項についての配慮が確実になされるための方向性を施設管理方針として整理する必要がある。</p> <p>※1 表3に示す傾向監視が可能な経年劣化事象及び日本原子力学会日本原子力学会標準「原子力発電所の高経年化対策実施基準：2008」(AESJ-SC-P005:2008) 附属書Aの規定により特定される経年劣化事象並びに応力腐食割れ（塩化物による貫粒型応力腐食割れを含む。）、高サイクル疲労、異物付着、固着等の事象を含むものであって、最新の科学的知見、運転経験等を踏まえたもの。</p>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第23条</p> <p>【略】</p> <p>1 施設管理方針及び施設管理目標</p> <p>(1) 社長は、廃棄物管理施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ施設管理方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、第28条に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理方針に反映する。</p>	<p>ガイドの記載を参考に、廃棄物管理施設の安全確保を最優先として、施設管理の現状等を踏まえ施設管理方針を定めること、経年劣化評価結果に基づき策定する長期施設管理方針の内容を施設管理方針へ反映して施設管理を実施することを規定する。</p>
<p>3. 施設管理目標（第1項第3号）</p>		
<p>施設管理方針に従って実施する施設管理に係る保安活動について、その達成状況を明確にして施設管理の有効性を監視し、及び評価するため、プラントレベルの指標（原子力施設全体の保全が確保されているかを監視し、評価するための指標）、施設管理の重要度が高い系統※2の系統レベルの指標を設定し、指標ごとの具体的な目標値を定める必要がある。</p> <p>なお、系統レベルの指標を設定しない系統については、プラントレベルの指標によって施設管理の有効性を監視し、及び評価することをもって足りる。</p> <p>施設管理目標は、主に運転段階の原子力施設における維持管理の有効性として、原子力施設の機能維持の状態を示す指標を念頭に置いているが、設計変更段階においては工程管理の中で達成すべき機能確保の状態を監視するなど、施設状況に応じて創意工夫が図られるべきものである。</p> <p>※2 「施設管理の重要度が高い系統」とは、要求される機能を確保する上で施設管理の果たす役割の程度の高い系統が該当するものとする。実用炉施設においては、①重要度分類設計においてクラス1及びクラス2に分類される機能を要する系統、及び②技術基準において重大事故等クラス1から重大事故等クラス3までに分類される機能を要する系統を原則とする。ただし、確率論的リスク評価から得られるリスク情報及び運転経験等を考慮して、具体的な個別の機器等、系統に対して、要求される機能を確保する上で施設管理の果たす役割の程度を検討し、原子力施設ごとに定めることができる。</p>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第23条</p> <p>【略】</p> <p>1 施設管理方針及び施設管理目標</p> <p>【略】</p> <p>(3) 事業部部長は、施設管理方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>【略】</p> <p>5 保全活動管理目標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 保全技術課長は、保全の有効性を監視、評価するために4の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベル及び系統レベルの保全活動管理目標を設定する。</p> <p>(2) 保全技術課長は、前号の保全活動管理目標の目標値を設定する。また、10の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理目標の目標値の見直しを行う。</p> <p>(3) 保全技術課長は、保全活動管理目標の監視項目、監視方法及び算出期間を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関する事項を含める。</p> <p>(4) 保全技術課長は、監視計画に従い保全活動管理目標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p>	<p>ガイドの記載を参考に、施設管理方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定すること、施設管理の有効性評価結果及び特別な保全計画を踏まえ施設管理目標の見直しを行うことを規定する。</p> <p>ガイドの記載を参考に、施設管理の重要度を踏まえ、保全の有効性を監視するための保全管理目標とその目標値を設定すること、保全の有効性評価の結果を踏まえ保全管理目標の目標値を見直すことを規定する。</p>

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（廃棄物管理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
<p>4. 施設管理の実施に関する計画（第1項第4号）</p> <p>施設管理実施計画は、施設管理目標を達成するため、原子力施設を構成する設備等を要求される機能や施設管理の重要性を踏まえて整理し、以下の事項を含めて策定する必要がある。</p>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第23条</p> <p>【略】</p> <p>2 保全プログラムの策定</p> <p>事業部長は、保全企画部長に、1の施設管理目標を達成するため3から10の保全の実施に必要なプロセスを保全プログラムとして策定させる。また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特異な状態（6.3参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行わせる。</p> <p>【略】</p> <p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 技術課長は、3の保全対象範囲に対して実施する保全活動及び事業変更許可に基づき実施する設備の設置に係る業務に対し、6.1から6.3の計画に基づき次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>a. 施設管理実施計画の始期及び期間</p> <p>b. 廃棄物管理施設の設計及び工事の計画</p> <p>c. 廃棄物管理施設の巡視（廃棄物管理施設の保安のために実施するものに限る。）</p> <p>d. 廃棄物管理施設の点検等の方法、実施頻度及び時期（廃棄物管理施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。）</p> <p>e. 廃棄物管理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</p> <p>f. 廃棄物管理施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法</p> <p>g. 上記f.の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること</p> <p>h. 廃棄物管理施設の施設管理に関する記録に関すること</p>	<p>ガイドの記載を参考に、施設管理目標を達成するための保全プログラムおよび施設管理実施計画を策定することを規定する。</p>
<p>ア. 計画の始期及び期間（第4号イ）</p> <p>○設計・建設段階の原子力施設</p> <p>設置又は変更の工事の工程に応じて、次期の計画の期間に移行するに際してそれまでの施設管理に係る保安活動の評価を行うことが必要な時期を踏まえて設定する必要がある。具体的には、工事着手前の設計に係る期間、工事着手後の施工、点検、検査等に係る期間を区分するほか、工事期間において一部の設備等を長期に使用する場合には当該期間を区分して部分的に使用開始後と同様の施設管理に係る保安活動を追加するなど考えられる。</p> <p>○使用開始後の原子力施設</p> <p>施設管理実施計画の始期は直近（次回）の定期事業者検査の開始日を、施設管理実施計画の期間はその後（次々回）の定期事業者検査の開始日前日までの期間として設定する必要がある。ただし、廃止措置計画に規定する廃止措置の工程の終了間近であって、定期事業者検査の必要がない場合にあっては、廃止措置の終了までの期間とすることができる。</p>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第23条</p> <p>【略】</p> <p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 技術課長は、3の保全対象範囲に対して実施する保全活動及び事業変更許可に基づき実施する設備の設置に係る業務に対し、6.1から6.3の計画に基づき次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>a. 施設管理実施計画の始期及び期間</p>	<p>ガイドの記載を参考に、施設管理実施計画において始期及び期間を明確化することを規定する。</p>
<p>イ. 設計及び工事の計画及び実施（第4号ロ）</p> <p>施設管理実施計画の期間中に実施する原子力施設の設計及び工事について、対象とする設備等、関係する要求事項、実施体制、工程等を明確にする必要がある。なお、設計及び工事は長期間を要することも多く、施設管理実施計画の期間を超えるものについては、設計及び工事の全体工程を明確にしつつ、施設管理実施計画の期間内で実施する事項について特に明確にしていくものとする。</p> <p>設計及び工事の計画については、使用開始後では、要求事項の変更を受けて行うものほか、点検等の結果から機能を回復するために行うもの、他の原子力施設及び原子力施設以外の運転係数等も含めて予防保全として行うものなどが考えられ、経緯、理由等を整理した上で計画していくことが重要である。</p> <p>設計時には、対象となる設備等が周囲の設備等へ悪影響を及ぼさないよう配慮しつつ、要求事項と適合していることを検査で検証できるよう、工事の方法に加えて、点検等の方法、時期等についても検討する必要がある。その際、採用する施工方法に応じて、施工前に施工部隊への影響を適切に評価するとともに、施工後において当該影響の範囲の健全性について適切に確認することについても検討する必要がある。また、オ.に記載している工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置と合わせて検討し、安全が確保された中で、点検等及び工事が実施できるよう設計上の配慮がなされる必要がある。</p> <p>工事の実施においては、あらかじめ要領書等を定め、設計時の考慮事項等が適切に施工時に反映されるよう体制を整備する必要がある。また、原子力施設の安全確保には設備等の実態を把握することが基礎となることから、設備図書が実態を適切に示すものとなっていることを設計及び工事の計画、実施の各段階で確認していく必要がある。</p>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第23条</p> <p>【略】</p> <p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 技術課長は、3の保全対象範囲に対して実施する保全活動及び事業変更許可に基づき実施する設備の設置に係る業務に対し、6.1から6.3の計画に基づき次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>【略】</p> <p>b. 廃棄物管理施設の設計及び工事の計画</p> <p>【略】</p> <p>e. 廃棄物管理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</p> <p>【略】</p> <p>(2) 6.1から6.3の計画を策定する各職位は、計画の策定に当たり、4の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項及び10の保全の有効性評価の結果を考慮する。</p> <p>a. 運転実績、事故及び故障事例等の運転係数</p> <p>b. 使用環境及び設置環境</p>	<p>ガイドの記載を参考に、施設管理の重要度及び再処理施設の安全性の確保を踏まえ、設計及び工事の計画を策定し、この計画に基づき施設管理実施計画を定めることを規定する。</p> <p>ガイドの記載を参考に、策定した施設管理実施計画に従い、保安を実施し、また実施するに当たり、設計管理、作業管理及び使用前事業者検査を実施することを規定する。</p> <p>ガイドの記載を参考に、構成管理として設計要件、施設構成情報、物理的構成の均衡を維持する活動を実施していくことを規定する。</p>



保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（廃棄物管理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
	<p>c. 劣化、故障モード                      d. 機器の構造等の設計的知見                      e. 科学的知見</p> <p>(3) 6.1 から 6.3 の計画を策定する各職位は、保安の実施段階での廃棄物管理施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、計画を策定する。</p> <p>【略】</p> <p>6.2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 設計及び工事を行う各職位は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、計画の策定段階において、法令に基づき必要な手続き※1の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 設計及び工事を行う各職位は、廃棄物管理施設の設置又は変更に係る設備の使用を開始する前に使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法ならびにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 設計及び工事を行う各職位は、工事を実施する構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態であることを、第 26 条に基づき実施する使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試験（以下「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法                      b. 所定の機能を発揮している状態であることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目、評価方法及び管理基準                      c. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p> <p>※1：法令に基づき手続きとは、法第 51 条の 5（変更の許可及び届出等）、第 51 条の 7（設計及び工事の計画の認可）、第 51 条の 8 第 3 項（使用前事業者検査の確認申請）に係る手続きをいう。</p> <p>【略】</p> <p>7 保安の実施</p> <p>(1) 施設管理実施計画に定める各職位は、6 で定めた施設管理実施計画に従って保安を実施する。</p> <p>(2) 施設管理実施計画に定める各職位は、保安の実施に当たって、第 24 条による設計管理及び第 25 条による作業管理を実施するとともに、使用前事業者検査等は、第 26 条、第 27 条に従う。</p> <p>【略】</p> <p>(4) 施設管理実施計画に定める各職位は、保安の結果について記録する。</p> <p>【略】</p> <p>12 構成管理</p> <p>保安を実施する各職位は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>(1) 設計要件（第 3 条の 4 7.2.1 に示す業務・機器等に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならぬか」という要件を含む第 24 条で実施する設計に対する要求事項をいう。）                      (2) 施設構成情報（「構築物、系統及び機器がどのようなものか」を示す図書、情報等をいう。）                      (3) 物理的構成（実際の構築物、系統及び機器等をいう。）</p> <p>（設計管理）</p> <p>第 24 条 各職位は、廃棄物管理施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更と該当するかどうかを判断する。</p> <p>2 各職位は、第 1 項において第 3 条の 4 7.3 の適用の対象と判断した場合、第 3 条の 4 7.3 に従って設計を実施する。</p> <p>なお、本条に基づき実施する第 3 条の 4 7.3 の設計開発には、保安の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理及び第 26 条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p> <p>（作業管理）</p> <p>第 25 条 各職位は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2 各職位は、廃棄物管理施設の点検及び工事を行う場合、廃棄物管理施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の廃棄物管理施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止                      (2) 供用中の廃棄物管理施設に対する悪影響の防止                      (3) 使用開始後の管理上重要な初期データの採取</p>	

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（廃棄物管理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
	<p>(4) 作業工程の管理                      (5) 使用開始までの作業対象設備の管理                      (6) 第5章に基づき放射性廃棄物管理                      (7) 第6章に基づき放射線管理</p> <p>3 各職位は、作業の実施に当たっては、作業に関連する設備等の管理担当課長と協議するとともに、廃棄物取扱主任者に報告する。                      4 各職位は、安全上重要な施設の安全機能に影響を及ぼすおそれのある作業（予め計画された試験及び検査を第12条第1項の手順書に基づき実施する場合は除く。）を行う場合は、作業に関連する設備等の管理担当課長と協議した上で、次の各号に定める事項を記載した作業実施計画を作成し、事業部の課長は事業部長の承認を、技術本部の課長は技術本部長の承認を得る。</p> <p>(1) 作業の目的                      (2) 作業を行う設備等                      (3) 作業工程                      (4) 作業実施体制                      (5) 作業の内容及び保安上必要な措置</p> <p>5 事業部長及び技術本部長は、前項の計画を承認する場合は、第3条の4 7.3適用の対象と判断した工事については、貯蔵管理安全委員会に諮問するとともに、その他の作業については廃棄物取扱主任者の確認を受ける。また、技術本部長が承認を行うに当たっては、事業部長と協議する。                      6 各職位は、第3項及び第4項の作業を実施した場合は、当該設備等が所定の機能を発揮すること又は発塵し得ることを確認し、廃棄物取扱主任者に報告するとともに、第3項及び第4項に基づき協議した管理担当課長に通知する。                      7 前項の各職位は、第4項の作業を実施した場合は、前項の結果及びその評価を、事業部の各職位は事業部長に、技術本部の各職位は技術本部長及び事業部長に報告する。                      8 事業部長及び技術本部長は、前項の報告の内容を評価し、是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第26条 事業部長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる廃棄物管理施設の設置又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。</p> <p>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第23条 6.2(3)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。                      3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。                      (2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。                      (3) 検査対象の廃棄物管理施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a. 設工認に従って行われたものであること。                      b. 「特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の廃棄物管理施設が前号 a. 及び b. の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者                      (2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者                      (3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。                      6 設計及び工事を実施する各職位又は事業者検査課長は、検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。                      7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。                      8 各職位は、検査に係る要員の教育訓練を行う。                      9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第23条 6.2(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p> <p>※1 検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法                      b. 機能及び性能を確認するために十分な方法                      c. その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたであることを確認するために十分な方法</p>	

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（廃棄物管理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
<p>ウ. 巡視の計画及び実施（第4号ハ）</p> <p>原子力施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から逸脱した場合、又は逸脱する兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、保安に従事する者が毎日1回以上（廃止措置中で施設内に核燃料物質が存在しない場合※3には毎週1回以上）の巡視をするものとし、体制、巡視時の確認の視点等を整備し、実施していく必要がある。</p> <p>また、設備図書が実態を適切に示すものとなるように設備図書を見直す機会を持つことにもつながることから、巡視時の設備図書との照合は重要である。</p> <p>※3 第一種廃棄物貯留施設及び第二種廃棄物貯留施設に係る巡視の場合を含む。</p>	<p>（施設管理書）</p> <p>第23条</p> <p>【略】</p> <p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 技術課長は、3 の保安対象範囲に対して実施する保安活動及び事業変更許可に基づき実施する設備の設置に係る業務に対し、6.1 から6.3の計画に基づき次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>【略】</p> <p>c. 廃棄物管理施設の巡視（廃棄物管理施設の保安のために実施するものに限る。）</p> <p>【略】</p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 保修担当課長は、廃棄物管理施設の操作中及び操作停止中に点検を実施する場合は、あらかじめ保安方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>【略】</p> <p>(3) 保修担当課長は、選定した保安方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>【略】</p> <p>b. 状態基準保安</p> <p>【略】</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>【略】</p> <p>7 保安の実施</p> <p>(1) 施設管理実施計画に定める各職位は、6 で定めた施設管理実施計画に従って保安を実施する。</p> <p>【略】</p> <p>(3) 各課長及び保修担当直長は、廃棄物管理施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本号及び第11条による巡視を定期的に行う。</p> <p>【略】</p> <p>（巡視点検）</p> <p>第11条 総括担当直長及び保修担当課長は、毎日1回以上、別表2に示す設備等について巡視点検を行う。実施においては、第23条に定める観点を含めて行う。</p>	<p>ガイドの記載を参考に、点検方法、頻度等定めた点検計画を策定し、この計画に基づき施設管理実施計画を定めることを規定する。</p> <p>ガイドの記載を参考に、策定した施設管理実施計画に従い、巡視点検を実施することを規定する。</p>
<p>エ. 点検等の計画及び実施（第4号ニ）</p> <p>点検等（使用前事業者検査、使用前点検及び定期事業者検査に係るものを含む。）について、方法、実施頻度及び時期を、全体像を整理した実施計画や個別の点検等に係る要領書等によって、あらかじめ定めることが必要である。</p> <p>点検等は、工事対象の設備等の使用を開始する前に実施するもの（以下「使用前点検」という。）と、使用開始後の機能の維持のために実施するもの（以下「使用中点検」という。）に区分し、全体の計画を策定する必要がある。使用前点検については、Ⅱ. において記載している使用前事業者検査等に対する要求事項も踏まえて、使用中点検については、Ⅲ. において記載している定期事業者検査等に対する要求事項も踏まえて、それぞれ計画し、実施することが必要である。</p>	<p>（施設管理書）</p> <p>第23条</p> <p>【略】</p> <p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 技術課長は、3 の保安対象範囲に対して実施する保安活動及び事業変更許可に基づき実施する設備の設置に係る業務に対し、6.1 から6.3の計画に基づき次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>【略】</p> <p>d. 廃棄物管理施設の点検等の方法、実施頻度及び時期（廃棄物管理施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。）</p> <p>e. 廃棄物管理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</p> <p>【略】</p>	<p>ガイドの記載を参考に、保安方式を選択し点検方法、頻度等定めた点検計画を策定し、この計画に基づき施設管理実施計画を定めることを規定する。</p> <p>ガイドの記載を参考に、策定した施設管理実施計画に従い、保安を実施し、また実施するに当たり、設計管理、作業管理及び定期事業者検査を実施することを規定する。</p> <p>なお、使用前点検及び使用前事業者検査については、6.2 設計及び工事の計画の策定及び第26条 使用前事業者検査の実施に規</p>

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（廃棄物管理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
	<p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 保修担当課長は、廃棄物管理施設の操作中及び操作停止中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>① 時間基準保全</p> <p>② 状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 保修担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 点検の具体的方法</p> <p>② 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態であることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③ 実施頻度</p> <p>④ 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備制御技術を使った状態監視データ採取、状態監視として巡視点検又は定例試験を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備制御技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例試験の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態であることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>(4) 管理担当課長又は保修担当課長は、点検を実施する構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態であることを、第 27 条に基づき実施する定期事業者検査より確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 定期事業者検査の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮している状態であることを確認・評価するために必要な定期事業者検査の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 定期事業者検査の実施時期</p> <p>【略】</p>	<p>定する。</p>

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（廃棄物管理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
	<p>7 保全の実施</p> <p>(1) 施設管理実施計画に定める各職位は、6 で定めた施設管理実施計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 施設管理実施計画に定める各職位は、保全の実施に当たって、第 24 条による設計管理及び第 25 条による作業管理を実施するとともに、使用前事業者検査等は、第 26 条、第 27 条に従う。</p> <p>【略】</p> <p>(4) 施設管理実施計画に定める各職位は、保全の結果について記録する。</p> <p>(作業管理)</p> <p>第 25 条 各職位は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2 各職位は、廃棄物管理施設の点検及び工事を行う場合、廃棄物管理施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の廃棄物管理施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p> <p>(2) 供用中の廃棄物管理施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 使用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 使用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第 5 章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>(7) 第 6 章に基づく放射線管理</p> <p>3 各職位は、作業の実施に当たっては、作業に関連する設備等の管理担当課長と協議するとともに、廃棄物取扱主任者に報告する。</p> <p>4 各職位は、安全上重要な施設の安全機能に影響を及ぼすおそれのある作業（予め計画された試験及び検査を第 12 条第 1 項の手順書に基づき実施する場合は除く。）を行う場合は、作業に関連する設備等の管理担当課長と協議した上で、次の各号に定める事項を記載した作業実施計画を作成し、事業部の課長は事業部長の承認を、技術本部の課長は技術本部長の承認を得る。</p> <p>(1) 作業の目的</p> <p>(2) 作業を行う設備等</p> <p>(3) 作業工程</p> <p>(4) 作業実施体制</p> <p>(5) 作業の内容及び保安上必要な措置</p> <p>5 事業部長及び技術本部長は、前項の計画を承認する場合は、第 3 条の 4 7.3 適用の対象と判断した工事については、貯蔵管理安全委員会に諮問するとともに、その他の作業については廃棄物取扱主任者の承認を受ける。また、技術本部長が承認を行うに当たっては、事業部長と協議する。</p> <p>6 各職位は、第 3 項及び第 4 項の作業を実施した場合は、当該設備等が所定の機能を発揮すること又は発塵し得ることを確認し、廃棄物取扱主任者に報告するとともに、第 3 項及び第 4 項に基づき協議した管理担当課長に通知する。</p> <p>7 前項の各職位は、第 4 項の作業を実施した場合は、前項の結果及びその評価を、事業部の各職位は事業部長に、技術本部の各職位は技術本部長及び事業部長に報告する。</p> <p>8 事業部長及び技術本部長は、前項の報告の内容を評価し、是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第 27 条 事業部長は、廃棄物管理施設が「特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期で確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。</p> <p>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第 23 条 6.1(4)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設備の点検を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書<sup>*1</sup>を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の廃棄物管理施設が「特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の廃棄物管理施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第 4 条で定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検を実施した組織とは別の組織の者</p>	

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（廃棄物管理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
	<p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項で規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 保守担当課長又は事業者検査課長は、第4項の検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>8 各課長は、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第23条 6.1(4)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p> <p>※1 施設の特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>b. 試験動作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>c. a.、b. による方法のほか、設定した期間において技術基準に適合している状態が維持することを判定できる方法</p>	
<p>○点検等の範囲</p> <p>点検等を実施する機器等又は系統ごとに、以下の視点を踏まえて点検方法として適切な単位で計画することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用前事業者検査等又は定期事業者検査に係る点検等</li> <li>・長期施設管理方針を踏まえて実施する点検等</li> <li>・性能維持のための措置を伴う点検等</li> </ul> <p>これら以外の点検等については、系統単位でまとめる等簡易な扱いとすることができる。</p>	<p>(施設管理計画)</p> <p>第23条</p> <p>【略】</p> <p>3 保全対象範囲の策定</p> <p>管理担当課長は、廃棄物管理施設の中から、保全を行うべき対象範囲の設備を選定する。</p>	<p>ガイドの記載を参考に、保全の対象範囲を選定することを規定する。</p>
<p>○点検等の方法</p> <p>使用前点検の方法としては、設事事項が適切に具体化され、施工管理が適切になされているかどうかを確認できるよう検査することが必要であり、その上で要求事項に適合していることを確認するものである必要がある。また、使用前点検では、使用中点検で経年劣化の傾向を監視する上での初期情報を取得することも重要である。</p> <p>使用中点検の方法としては、点検等を行う設備等の施設管理の重要度を踏まえて、①時間基準保全、②状態基準保全（機器等の状態を監視し、その状態を基準点検等の時期を定める方式）、及び③事後保全（機器等の機能喪失発見後に修復を行う方式）のいずれかの保全方式とする※4を明確にした上で、経年劣化事象による劣化の有無及び劣化の傾向を監視できるものであるか、性能維持のための措置を伴うものであるかを含め、点検等の内容を明確にする必要がある。</p> <p>状態基準保全の方式とする点検等（時間基準保全の方式とする際状態監視も合わせて行う場合の状態監視に係る点検等を含む。以下同じ。）については、状態監視データの採取の方法を明確にする必要がある。</p> <p>各部の損傷、変形及び摩耗による異常の発生兆候を作動している状態で確認するための方法としては、一般社団法人日本電気協会電気技術規格「原子力発電所の保守管理規程」（J E A C 4 2 0 9 - 2 0 0 7）に記載されている設備維持技術※5により異常の兆候を把握する方法があり、これらを適切に実施していくことにより、設備の信頼性を向上させていくことが重要である。</p> <p>【日本電気協会「原子力発電所の保守管理規程（J E A C 4 2 0 9 - 2 0 0 7）」及び「問題意識に関する技術評価書（平成20年12月）」】</p> <p>また、検査の方法については、検査の独立性の確保の観点から、検査の判定に係る実施体制も含めて、検査の体系を具体的に整理する必要があり、要求事項に適合している状態が維持されていることを体系的に確認できるよう構成される必要がある。特に検査に係る責任者及び要員は、当該検査対象となる機器等を所管する者又は検査対象の施設管理に係る保安活動を行う部門から判定に関して影響を受けないよう配慮（注）する必要がある。また、思い込みによる確認漏れや人手不足などの資源不足による不十分な確認を是正できるよう留意して体制を整備し、実施していく必要がある。</p> <p>なお、点検等の結果については、できる限り事後の検証が可能な方法とし、事後の検証が困難なものについては、あらかじめ科学的・技術的に妥当性が検証され、要領書や手順書において明確化された工程、手順及び方法を用いて、透明性のある方法で実施し、これらの客観的な記録を残すことが必要である。</p> <p>※4 時間基準保全としつつ、状態監視の点検実績を積み、劣化の傾向を把握していく方式もある。また、事後保全においては、適切な時期に機能喪失が発見できるように巡視及び点検等を計画する必要がある。</p> <p>※5 具体的には、日本電気協会電気技術規格「原子力発電所の設備維持に関する技術指針—回転機械運転診断技術」（J E A G 4 2 2 1 - 2 0 0 7）等の指針に診断方法が取りまとめられているものがある。</p> <p>(注) 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器</p>	<p>(施設管理計画)</p> <p>第23条</p> <p>【略】</p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 保守担当課長は、廃棄物管理施設の操作中及び作業停止中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 保守担当課長は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>① 時間基準保全</p> <p>② 状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 保守担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 点検の具体的方法</p> <p>② 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態であることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③ 実施頻度</p> <p>④ 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備維持技術を使った状態監視データ採取、状態監視として巡視点検又は定例試験を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備維持技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p>	<p>ガイドの記載を参考に、予防保全（時間基準保全、状態基準保全）を基本とし、予防保全、事後保全のいずれかの方式を選定することを規定する。</p> <p>ガイドの記載を参考に、点検を行う構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮している状態であることを定例試験、使用前事業者検査、定期事業者検査により確認することを規定する。</p> <p>ガイドの記載を参考に、使用前事業者検査、定期事業者検査においては、検査の独立性を確保することを規定する。</p>

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（廃棄物管理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
<p>等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。</p> <p>○点検等の実施頻度 実施頻度としては、使用中点検について、使用前点検の実施時期を始点として実施頻度を定め、予防保全である時間基準保全及び状態基準保全の方式については、経年劣化事象を考慮の上、所定の機能を発揮できなくなる前に点検等を行うように実施頻度を設定する必要がある。そのため、時間基準保全の方式とする点検等の実施頻度については点検等を行う間隔（月、年、運転・保全サイクル等）、状態基準保全の方式とする点検等の実施頻度については、状態監視データの採取頻度とする。</p> <p>特に定期事業者検査に係る点検等については、Ⅲ. 2.（2）に記載とおり、一定の期間を設定し、また保全の有効性評価で見直しを検討する際に考慮する事項を踏まえて実施頻度を設定する必要がある。</p> <p>○点検等の時期 点検等の時期としては、点検等を行う際の原子力施設の状態として、①停止中、②試運転段階、及び③運転中（試運転中を除く。）のいずれかに区別する必要がある。</p> <p>○点検等の計画及び実施に当たっての留意事項 計画した実施頻度の範囲内で点検等を実施していく必要があるため、過去直近の点検等の時期と当該点検等の実施頻度を踏まえて、次の点検等の実施期限を明確にして、それまでに確実に点検等を実施するよう管理する必要がある。また、類似の設備等が多数あり、順次点検等していくこととしているものについては、実施時期に偏りがあった場合には、継続的な監視としての点検量が不足する期間が発生するおそれがあることから、全体として計画的に実施する必要がある。</p> <p>巡視及び点検等の結果を踏まえ、機能の回復（予防保全を含む。）を図る場合には、できる限り、事前にその方法、体制等を確認し、機能回復後の点検等を含めて、手順等を明確しておくことが重要である。その際、設備情報の変更を伴わず、取替工事にも該当しない軽微な作業であっても、機能の回復のために行う溶接などの作業について、施工部周辺への影響を適切に評価するとともに、施工後において当該設備周囲の健全性を適切に確認することを含めて検討する必要がある。</p>	<p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 巡視点検の具体的方法</li> <li>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</li> <li>iii) 実施頻度</li> <li>iv) 実施時期</li> <li>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</li> </ul> <p>③ 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 定例試験の具体的方法</li> <li>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮する状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</li> <li>iii) 実施頻度</li> <li>iv) 実施時期</li> <li>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</li> </ul> <p>c. 事後保全 事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>(4) 管理担当課長又は保衛担当課長は、点検を実施する構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮する状態にあることを、第27条に基づき実施する定期事業者検査により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 定期事業者検査の具体的方法</li> <li>b. 所定の機能を発揮する状態にあることを確認・評価するために必要な定期事業者検査の項目、評価方法及び管理基準</li> <li>c. 定期事業者検査の実施時期</li> </ul> <p>6.2 設計及び工事の計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 設計及び工事を行う各職位は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、計画の策定段階において、法令に基づき必要な手続き<sup>※1</sup>の要否について確認を行い、その結果を記録する。</li> <li>(2) 設計及び工事を行う各職位は、廃棄物管理施設の設定又は変更に係る設備の使用を開始する前に使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法ならびにこれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</li> <li>(3) 設計及び工事を行う各職位は、工事を実施する構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮する状態にあることを、第26条に基づき実施する使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試験（以下「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法</li> <li>b. 所定の機能を発揮する状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目、評価方法及び管理基準</li> <li>c. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</li> </ul> </li> </ul> <p>※1：法令に基づく手続きとは、法第51条の5（変更の許可及び届出等）、第51条の7（設計及び工事の計画の認可）、第51条の8第3項（使用前事業者検査の確認申請）に係る手続きをいう。</p> <p>(使用前事業者検査の実施)</p> <p>第26条 事業部長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる廃棄物管理施設の設定又は変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「特定第一種廃棄物管理施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。</p> <p>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第23条 6.2(3)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 検査の実施体制を構築する。</li> <li>(2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。</li> </ul>	

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（廃棄物管理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
	<p>(3) 検査対象の廃棄物管理施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a. 設工認可に従って行われたものであること。</p> <p>b. 「特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の廃棄物管理施設が前号 a. 及び b. の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 設工及び工事を実施する各職位又は事業者検査課長は、検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>8 各職位は、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第23条 6.2(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p> <p>※1 検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>b. 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c. その他設置又は変更の工事がその設工及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第27条 事業者課長は、廃棄物管理施設が「特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。</p> <p>2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第23条 6.1(4)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設備の点検を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書<sup>※1</sup>を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の廃棄物管理施設が「特定第一種廃棄物処理施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の廃棄物管理施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検を実施する組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 設備点検課長又は事業者検査課長は、第4項の検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>8 各課長は、検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>9 事業者検査課長は、検査の実施時期及び検査が第23条 6.1(4)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p> <p>※1 施設の特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>b. 試験動作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>c. a.、b. による方法のほか、設定した期間において技術基準に適合している状態が維持することを判定できる方法</p>	



保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（廃棄物管理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
<p>オ. 工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置（4号ホ）</p> <p>工事及び点検等の工程に応じて、原子力施設の運転等の停止時※6を含めて、当該工程における原子力施設の状態、遵守すべき運転上の制限及びその遵守のための具体的な対策を計画し、施設管理に係る保安活動の実施に当たって保安を確保する必要がある。</p> <p>なお、上述の計画は報告時点のものとし、工程の期間変更といった各工程における措置に変更がない場合には、報告の内容を変更する必要はないものとする。</p> <p>※6 オ. の趣旨は、定期事業者検査のため停止していた沸騰水型原子炉において、制御棒駆動水圧系の点検等の作業中に、想定外の制御棒の引き抜きが起きたことを踏まえたものである。</p>	<p>（施設管理）</p> <p>第23条</p> <p>【略】</p> <p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 技術課長は、3 の保安対象範囲に対して実施する保安活動及び事業変更許可に基づき実施する設備の設置に係る業務に対し、6.1 から6.3の計画に基づき次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>【略】</p> <p>e. 廃棄物管理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</p> <p>（設計管理）</p> <p>第24条 各職位は、廃棄物管理施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2 各職位は、第1項において第3条の4 7.3の適用の対象と判断した場合、第3条の4 7.3に従って設計を実施する。</p> <p>なお、本条に基づき実施する第3条の4 7.3の設計開発には、保全の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理及び第26条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p> <p>（作業管理）</p> <p>第25条 各職位は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2 各職位は、廃棄物管理施設の点検及び工事を行う場合、廃棄物管理施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の廃棄物管理施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p> <p>(2) 供用中の廃棄物管理施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 使用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 使用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第5章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>(7) 第6章に基づく放射線管理</p> <p>3 各職位は、作業の実施に当たっては、作業に関連する設備等の管理担当課長と協議するとともに、廃棄物取扱主任者に報告する。</p> <p>4 各職位は、安全上重要な施設の安全機能に影響を及ぼすおそれのある作業（予め計画された試験及び検査を第12条第1項の手順書に基づき実施する場合は除く。）を行う場合は、作業に関連する設備等の管理担当課長と協議した上で、次の各号に定める事項を記載した作業実施計画を作成し、事業部の課長は事業部長の承認を、技術本部の課長は技術部長の承認を得る。</p> <p>(1) 作業の目的</p> <p>(2) 作業を行う設備等</p> <p>(3) 作業工程</p> <p>(4) 作業実施体制</p> <p>(5) 作業の内容及び保安上必要な措置</p> <p>5 事業部長及び技術部長は、前項の計画を承認する場合は、第3条の4 7.3適用の対象と判断した工事については、貯蔵管理安全委員会に諮問するとともに、その他の作業については廃棄物取扱主任者の確認を受ける。また、技術部長が承認を行うに当たっては、事業部長と協議する。</p> <p>6 各職位は、第3項及び第4項の作業を実施した場合は、当該設備等が所定の機能を発揮すること又は発車し得ることを確認し、廃棄物取扱主任者に報告するとともに、第3項及び第4項に基づき協議した管理担当課長に通知する。</p> <p>7 前項の各職位は、第4項の作業を実施した場合は、前項の結果及びその評価を、事業部の各職位は事業部長に、技術本部の各職位は技術部長及び事業部長に報告する。</p> <p>8 事業部長及び技術部長は、前項の報告の内容を評価し、是正処置を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p>	<p>ガイドの記載を参考に、施設管理実施計画に保安の確保のための措置を定めることを規定する。</p> <p>ガイドの記載を参考に、設計管理及び作業管理において、保安上重要と判断される設計及び工事、作業については別途実施計画書を作成し、その中で保安上必要な措置を定めることを規定する。</p>

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（廃棄物管理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
<p>カ. 施設管理に係る保安活動の結果の確認及び評価の方法（第4号へ）</p> <p>設計の結果の確認及び評価においては、要求事項との対応関係を明確にし、要求事項を満たしているかどうかを検証することが必要であり、改善すべき事項が見つかった場合には設計の方法等の問題点を分析することが必要である。</p> <p>工事の結果の確認及び評価においては、点検等で確認することになるが、点検等の結果として工事の不備等が確認された場合においてその原因等を分析することが必要である。</p> <p>点検等の結果の確認及び評価については、点検等においてあらかじめ設定した判定基準に基づき対応することになるが、その際、Ⅲ. 5. に記載の原子力施設の評価を含め、経年劣化の傾向が見られるものであって引き続き使用するものにおいては、その後の使用における経年劣化の進展を評価し、次の点検等まで機能を維持することの評価が必要である。</p>	<p>（設備管理）</p> <p>第24条 各【略】</p> <p>2 各職位は、第1項において第3条の4 7.3の適用の対象と判断した場合、第3条の4 7.3に従って設備を実施する。</p> <p>（施設管理計画）</p> <p>第23条 【略】</p> <p>8 保全の結果の確認・評価</p> <p>(1) 保全を実施した各職位は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採入れた構築物、系統及び機器の保全の結果から所定の機能を発揮している状態であることを、所定の時期※<sup>2</sup>までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 検査実施責任者は、廃棄物管理施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、使用前事業者検査を実施する。</p> <p>(3) 保全を実施した各職位は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合は、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※<sup>2</sup>までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※<sup>2</sup>：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 各職位は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a.及び b.に至った場合は、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</p> <p>a. 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しないことを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合であって、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 保全を実施する各職位は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 保全を実施する各職位は、(1)及び(2)の活動を第3条の4に基づき実施する。</p> <p>10 保全の有効性評価</p> <p>保修担当課長は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 保修担当課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理目標の監視結果</p> <p>b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c. トラブル等運転経験</p> <p>d. 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 保修担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合は、6.1に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合は、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検及び取替結果の評価</p> <p>b. 劣化トレンドによる評価</p> <p>c. 類似機器等のベンチマークによる評価</p> <p>d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 保修担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p>	<p>ガイドの記載を参考に、設計の結果の確認及び評価を品質マネジメントシステムの章で定める設計開発に従って実施することを規定する。</p> <p>ガイドの記載を参考に、保全（設計、工事及び点検等）の実施段階で使用前事業者検査等により結果の確認・評価を行い、この評価結果を踏まえ、保全活動目標の監視結果、保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績等を組み合わせることにより保全の有効性評価を行うことを規定する。</p> <p>ガイドの記載を参考に、保全を実施した構築物等が所定の機能を発揮していることを確認・評価できない場合等は不適合管理・是正処置を講じることを規定する。</p>

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（廃棄物管理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
<p>キ. 施設管理に係る保安活動の結果の確認及び評価の結果を踏まえた処置（第4号ト）</p> <p>施設管理に係る保安活動の結果の確認及び評価で特定された問題点等の原因を除去し、さらに類似の事象が発生しないよう施設管理に係る保安活動の方法、体制等を見直すとともに、改めて必要な措置を実施する必要がある。特に、点検等の結果として、設計段階や点検等の計画段階において想定していた経年劣化の傾向との相違があった場合には、設備の見直し等まで遡って検討するなど、必要に応じて施設管理に係る保安活動全体に是正処置及び未然防止処置を検討し、対応を図る必要がある。</p>	<p>（施設管理十画）</p> <p>第23条</p> <p>【略】</p> <p>9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 各職位は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a.及び b.に至った場合は、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</p> <p>a. 保安を実施した構造物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能評価では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、保安が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 保安を実施する各職位は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響を照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 保安を実施する各職位は、(1)及び(2)の活動を第3条の4に基づき実施する。</p>	<p>ガイドの記載を参考に、保安を実施した構造物等が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合等は不適合管理・是正処置を講じること、また他の原子力施設の運転経験等の知見を基に未然防止処置を講じることが規定する。</p>
<p>ク. 施設管理に関する記録（第4号チ）</p> <p>一連の施設管理に係る保安活動においては、要求事項との関連が明確となるように記録するとともに、半導根拠等の客観的事実も含めて、可能な限り事後の確認が可能な形で適切性を示せるようトレーサビリティを確保した記録を作成し、保存する必要がある。</p>	<p>（施設管理十画）</p> <p>第23条</p> <p>【略】</p> <p>5 保安活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>【略】</p> <p>(4) 保安支援課長は、監視計画に従い保安活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 技術課長は、3の保安対象範囲に対して実施する保安活動及び事業変更許可に基づき実施する設備の設置に係る業務に対し、6.1から6.3の計画に基づき次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>h. 廃棄物管理施設の施設管理に関する記録に関すること</p> <p>7 保安の実施</p> <p>【略】</p> <p>(4) 施設管理実施計画に定める各職位は、保安の結果について記録する。</p> <p>8 保安の結果の確認・評価</p> <p>(1) 保安を実施した各職位は、あらかじめ定めた方法で、保安の実施段階で採取した構造物、系統及び機器の保安の結果から所定の機能を発揮しうる状態であることを、所定の時期<sup>※2</sup>までに確認・評価し、記録する。</p> <p>【略】</p> <p>(3) 保安を実施した各職位は、最終的な機能評価では十分な確認・評価ができない場合は、定めたプロセスに基づき、保安が実施されていることを、所定の時期<sup>※2</sup>までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※2：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保安の完了時をいう。</p> <p>【略】</p> <p>10 保安の有効性評価</p> <p>(3) 保安担当課長は、保安の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p>11 施設管理の有効性評価</p> <p>(2) 保安を実施した各職位は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p>（使用前事業者検査の実施）</p> <p>第26条</p>	<p>ガイドの記録を参考に、施設管理に係る活動の記録、使用前事業者検査及び定期事業者検査に係る記録を管理することを規定する。</p>

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（廃棄物管理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明																																																																																										
	<p>【略】</p> <p>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>（定期事業者検査の実施）</p> <p>第27条</p> <p>7 事業者検査課長は、検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>（記録）</p> <p>第60条 作成責任者及び保存責任者は、別表20に定めるところにより、保安活動に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、気象記録のうち降雨量は、この規定による記録を行わない。</p> <p>別表20 保安活動に関する記録（第60条関係）</p> <p>1. 管理規則第26条に基づく記録</p> <table border="1" data-bbox="1240 667 2249 1335"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>作成責任者</th> <th>保存責任者*3</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 廃棄物管理施設の施設管理（管理規則第29条第1項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 使用前確認の結果</td> <td>確認の都度</td> <td>許認可業務課長</td> <td>許認可業務課長</td> <td>同一事項に関する次の確認のときまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(2) 管理規則第29条第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名</td> <td>施設管理の実施の都度</td> <td>施設管理を実施した担当課長</td> <td>施設管理を実施した担当課長</td> <td>施設管理を実施した廃棄物管理施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(3) 管理規則第29条第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>施設管理方針：社長 施設管理目標：事業部長 施設管理実施計画：技術課長</td> <td>施設管理方針：保全企画部長 施設管理目標：品質保証課長 施設管理実施計画：技術課長</td> <td>評価を実施した廃棄物管理施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 管理規則第6条の3及び第14条に基づく記録</p> <table border="1" data-bbox="1240 1409 2208 1875"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>作成責任者</th> <th>保存責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用前事業者検査の結果</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1) 検査年月日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(2) 検査の対象</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3) 検査の方法</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4) 検査の結果</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5) 検査を行った者の氏名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</td> <td>検査の都度</td> <td>事業者検査課長</td> <td>事業者検査課長</td> <td>当該使用前事業者検査に係る廃棄物管理施設の存続する期間</td> </tr> <tr> <td>(7) 検査の実施に係る組織</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(8) 検査の実施に係る工程管理</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(10) 検査記録の管理に関する事項</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者*3	保存期間	1. 廃棄物管理施設の施設管理（管理規則第29条第1項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録					(1) 使用前確認の結果	確認の都度	許認可業務課長	許認可業務課長	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	(2) 管理規則第29条第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した担当課長	施設管理を実施した担当課長	施設管理を実施した廃棄物管理施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	(3) 管理規則第29条第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	施設管理方針：社長 施設管理目標：事業部長 施設管理実施計画：技術課長	施設管理方針：保全企画部長 施設管理目標：品質保証課長 施設管理実施計画：技術課長	評価を実施した廃棄物管理施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者	保存期間	1. 使用前事業者検査の結果					(1) 検査年月日					(2) 検査の対象					(3) 検査の方法					(4) 検査の結果					(5) 検査を行った者の氏名					(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	検査の都度	事業者検査課長	事業者検査課長	当該使用前事業者検査に係る廃棄物管理施設の存続する期間	(7) 検査の実施に係る組織					(8) 検査の実施に係る工程管理					(9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項					(10) 検査記録の管理に関する事項					
記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者*3	保存期間																																																																																								
1. 廃棄物管理施設の施設管理（管理規則第29条第1項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）に係る記録																																																																																												
(1) 使用前確認の結果	確認の都度	許認可業務課長	許認可業務課長	同一事項に関する次の確認のときまでの期間																																																																																								
(2) 管理規則第29条第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した担当課長	施設管理を実施した担当課長	施設管理を実施した廃棄物管理施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間																																																																																								
(3) 管理規則第29条第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	施設管理方針：社長 施設管理目標：事業部長 施設管理実施計画：技術課長	施設管理方針：保全企画部長 施設管理目標：品質保証課長 施設管理実施計画：技術課長	評価を実施した廃棄物管理施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間																																																																																								
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】																																																																																								
記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者	保存期間																																																																																								
1. 使用前事業者検査の結果																																																																																												
(1) 検査年月日																																																																																												
(2) 検査の対象																																																																																												
(3) 検査の方法																																																																																												
(4) 検査の結果																																																																																												
(5) 検査を行った者の氏名																																																																																												
(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	検査の都度	事業者検査課長	事業者検査課長	当該使用前事業者検査に係る廃棄物管理施設の存続する期間																																																																																								
(7) 検査の実施に係る組織																																																																																												
(8) 検査の実施に係る工程管理																																																																																												
(9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項																																																																																												
(10) 検査記録の管理に関する事項																																																																																												

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（廃棄物管理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）					説明
	(11) 検査に係る教育訓練に関する事項					
	2. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	事業者検査課長	事業者検査課長	その廃棄物管理施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間	
5. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価及び反映（第1項第5号及び第6号）						
<p>施設管理方針及び施設管理目標の評価については、施設管理の全体の実施状況を踏まえて、管理体制等の改善を検討する必要がある。</p> <p>施設管理実施計画の評価については、4. ア. の計画の期間ごとに施設管理に係る保安活動の実施状況を評価し、その後の施設管理に係る保安活動がより効果的かつ適切に実施されるよう、計画を改善していく必要がある。</p> <p>特に、施設管理目標及び施設管理実施計画については、経年劣化事象を考慮した上で、少なくとも以下の項目について最新の情報を収集して評価し、設備等の信頼性を向上させるよう検討する必要がある。その際には、点検等の計画段階において想定していた経年劣化の傾向との相違の有無等を全体的に確認し、今後の点検等において想定すべき事項として経年劣化の傾向等を評価することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 施設管理目標の監視結果</li> <li>ii. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</li> <li>iii. トラブル等の経緯その他の運転経緯</li> <li>iv. 高経年化技術評価、安全性向上評価及び定期安全レビューの結果（該当する場合）</li> <li>v. 他の原子力施設のトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</li> <li>vi. リスク情報及び科学的知見</li> </ul>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第23条</p> <p>【略】</p> <p>10 保全の有効性評価</p> <p>保修担当課長は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 保修担当課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 保全活動管理目標の監視結果</li> <li>b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</li> <li>c. トラブル等運転経緯</li> <li>d. 経年劣化に関する技術的な評価</li> <li>e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</li> <li>f. リスク情報、科学的知見</li> </ul> <p>(2) 保修担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合は、6.1 に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統及び機器の点検間隔を変更する場合は、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 点検及び取替結果の評価</li> <li>b. 劣化トレンドによる評価</li> <li>c. 類似機器等のベンチマークによる評価</li> <li>d. 研究成果等による評価</li> </ul> <p>(3) 保修担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p>【略】</p> <p>11 施設管理の有効性評価</p>					<p>ガイドの記載を参考に、保全の有効性評価としてあらかじめ定められた時期に保全活動管理目標の監視結果等を組み合わせ評価し、必要に応じ保全方式を変更すること、また保全の有効性評価結果及び施設管理目標の達成状況から施設管理の有効性を評価し、継続的な改善を行っていくことを規定する。</p>

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（廃棄物管理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
	<p>(1) 事業部長は、定期的に6の施設管理実施計画に基づき保全を実施した職站到10の保全の有効性評価の結果及び1. の施設管理目標の達成状況を報告させるとともに、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 保全を実施した各職站は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p>	
<p>6. 特別な施設管理実施計画（第1項第7号）</p>		
<p>○特別な施設管理実施計画が必要な場合 発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他原子力施設の施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、特別な施設管理実施計画を定め、実施する必要がある。 相当期間とは、おおむね1年以上とする。特別な状態にある場合とは、比較的広範な機器等に対し追加的な点検等を実施する必要がある場合や設備全般に対する長期保管対策を実施する場合等とする。</p> <p>○特別な施設管理実施計画の内容 特別な施設管理実施計画の内容としては、VI. 3. 及び4. の事項について、原子力施設の状況に応じて、適切な時期に点検等を行うことを定める必要がある。 特別な施設管理実施計画の始期及び其期間は、原子力施設の状況に応じたものとして設定する必要がある。 新たな施設管理実施計画の期間に移行する場合には、それまでの点検等の適切性の評価を行った上で、新たに計画した点検等の適切性の評価を行う必要がある。 また、通常の管理とは異なることが想定されるため、当該計画の実施に係る体制、記録管理等について検討し、定める必要がある。</p>	<p>(施設管理計画) 第23条 【略】 6.3 特別な保全計画の策定 (1) 保修担当課長は、地震、事故等により長期停止を伴った設備の保全を実施する場合等は、特別な措置として、あらかじめ廃棄物管理施設の状況に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。 (2) 保修担当課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構造物、系統及び機器が、所定の機能を発揮する状態であることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 点検の具体的方法 b. 所定の機能を発揮する状態であることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準 c. 点検の実施時期</p>	<p>ガイドの記載を参考に、地震、事故などにより長期停止を伴う設備の保全を実施する場合は特別な措置として廃棄物管理施設の状況に応じた保全方式及び実施時期を定めた計画を策定し、この計画に基づき保全を行っていくことを規定する。</p>
<p>7. 原子力施設の経年劣化に関する技術評価に基づく長期施設管理方針の反映（第2項）</p>		
<p>原子力施設の経年劣化に関する技術評価及び長期保守管理方針の策定と変更については、表5に記載した文書を参考に行う必要があり、定めた長期施設管理方針をVI. 2. に記載している施設管理方針に反映することにより、施設管理における各種活動を一体として実施していく必要がある。</p> <p>使用者（核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令第324号。以下「令」という。）第41条各号に掲げる核燃料物質を使用する場合を除く。）の施設管理の例について参考に示す。</p>	<p>(施設管理計画) 第23条 【略】 1 施設管理方針及び施設管理目標 【略】 (2) さらに、第28条に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理方針に反映する。</p> <p>(廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針) 第28条 保全技術課長は、事業開始後20年を経過する日までに、廃棄物管理施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。 2 保全技術課長は、10年を超えない期間ごとに再評価の実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。 3 事業部長は、第1項及び前項の評価の実施計画の承認に当たっては、貯蔵管理安全委員会に諮問する。 4 各職站は、第1項及び第2項の実施計画に基づき、評価を実施する。 5 各職站は、前項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。 6 保全技術課長は、第4項の評価の結果を作成するとともに、廃棄物管理施設の保全のために有効な追加措置が抽出された場合は、長期施設管理方針を策定し、事業部長の承認を得る。 7 事業部長は、第6項の評価の結果及びこれに基づく長期施設管理方針の承認に当たっては、貯蔵管理安全委員会に諮問するとともに、品質・保安会議における審議を受ける。 8 廃棄物管理施設の長期施設管理方針は添付1に示すものとする。</p> <p>添付1 長期施設管理方針 (第28条関連)</p>	<p>ガイドの記載を参考に、事業開始後20年を経過する日までに、またその後10年を超えない期間ごとに経年劣化に関する技術的な評価を行い、保全のために有効な追加措置が抽出された場合は長期施設管理方針を策定することを規定する。</p> <p>ガイドの記載を参考に、長期施設管理方針を策定又は変更した場合は施設管理方針に反映することを規定する。</p>

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（廃棄物管理施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
	<p>廃棄物管理施設の長期施設管理方針                      （始期：2015年5月24日、適用期間：10年間）</p> <p>高経年化対策の観点から充実すべき保守管理項目はなし</p>	

濃縮・埋設事業所 加工施設保安規定  
保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料

2020年8月17日  
日本原燃株式会社



保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（加工施設（濃縮））

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
II. 使用前事業者検査又は使用前検査		
1. 使用前事業者検査又は使用前検査の実施		
<p>第1号から第3号までに規定する「十分な方法」は次に掲げるとおりとし、設計及び工事の計画の認可又は届出（以下「設工認」という。）、核燃料物質の使用の許可（以下「使用許可」という。）、保安規定等に基づき、原子力施設の特徴に応じ、検査の時期、実施場所、対象、方法及び判定基準を加えて、検査体制、記録方法をあらかじめ第2項に規定する検査実施要領書に定め、これに従って実施する必要がある。</p> <p>また、実用発電用原子炉施設（以下「実用炉施設」という。）では、検査対象となる構造物、系統、設備、機械又は器具（以下「機器等」という。）ごとに対応する技術基準の条項ごとの要求事項及び設工認に記載される機器等の仕様を整理し、これらに留意して検査の方法を設定する必要がある（別記1）。</p> <p>（1）第1項第1号に規定する方法</p> <p>第1号に規定する「構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法」には、表4-1から表4-3までに示す材料検査、寸法検査、外観検査、非破壊検査、漏えい検査等を必要に応じて適切に組み合わせた客観性を有するものであることが必要である。なお、溶接に係る使用前事業者検査及び使用前検査（以下「使用前事業者検査等」という。）の方法は、表4-2に示す事項（溶接施工法に関する検査及び溶接士の技能に関する検査に係るものに限る。）をあらかじめ確認した後、表2に示す規則の「材料及び構造」に定める溶接部（耐圧部分の溶接部及び主要な耐圧部の溶接部を含む。）に対して、表4-2に示す溶接施工した構造物に対する検査に係る検査の方法等に留意して設定する必要がある。また、燃料体に係る使用前事業者検査の方法は、燃料体の加工の工程を考慮し、表4-3に示す検査の方法に留意して設定する必要がある。</p> <p>（2）第1項第2号に規定する方法</p> <p>第2号に規定する「機能及び性能を確認するために十分な方法」には、表4-1に示す特性検査、機能・性能検査及び総合性能検査等を必要に応じて適切に組み合わせた客観性を有するものであることが必要である。</p> <p>（3）第1項第3号に規定する方法</p> <p>第3号に規定する「その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法」（使用施設等においては、「その他使用施設等が法第55条の2第2項各号のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法」）には、設工認における工事計画で定められた仕様（使用施設等の場合は、使用許可の記載事項及び技術基準）、基本設計方針等に適合するように施工されているかどうかを確認できる方法であることが必要である。また、第1号及び第2号の方法では確認できないものについて、施工管理等の状況も含めて確認できる方法であることが必要である。</p> <p>設工認のうち「基本設計方針」については、技術基準の要求を満たすための基本的な方針が定められており、機器等の仕様等のハード面だけでなく、品質マネジメントシステムとの関連、事業者活動や運用等のソフト面の方針も記載されている必要がある。「基本設計方針」に対する使用前事業者検査の適合性確認においては、機器等の仕様等に対する要求事項に加え、設計、工事、事業者検査等の保安活動に対する要求事項についても適合していることが確認されている必要がある。この際、技術基準の要求事項が整理され、設計から工事及び使用前事業者検査までの各プロセスにどのように反映されているかを明確しておく必要がある。</p> <p>設工認のうち「品質マネジメントシステム」及び使用許可のうち「品質管理に必要な体制の整備に関する事項」（以下「品質マネジメントシステム等」という。）については、原子力施設の設置から廃止までの保安のための業務に係る一連の品質管理に必要な体制を管理する仕組みを明確に定め、当該記載に従って施工及び検査のPDCAサイクルに係る保安活動が行われることが記載されている。この「品質マネジメントシステム等」に対する使用前事業者検査等の適合性確認においては、上述のPDCAサイクルが確実に機能しているかについても確認されている必要がある。</p>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第36条 加工施設について事業許可(変更許可)を受けた設備に係る事項及び加工施設の技術基準に関する規則を含む要求事項への適合を継続し、加工施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>【略】</p> <p>6.2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 保安担当課長は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、計画段階において、法令に基づき必要な手続き※1の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>【略】</p> <p>(3) 検査実施責任者は、工事を実施する構造物、系統及び機器が、所定の機能を発揮する状態にあることを第39条に基づき実施する使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試験（以下「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮する状態であることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p> <p>※1：法令に基づき手続きとは、法第16条（変更の許可及び届出）及び第16条の2（設計及び工事の計画の認可）、及び第16条の3第3項（使用前事業者検査の確認申請）に係る手続きをいう。</p> <p>（使用前事業者検査の実施）</p> <p>第39条 ウラン濃縮工場長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる加工施設の設置又は変更の工事に当たり、設工認に従って行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2 ウラン濃縮工場長は、第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事に関与していない要員を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の加工施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a. 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b. 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合すること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号 a.及び b.の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>(1) 第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事に関与していない要員</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調査における供給者の中で、当該工事に関与していない要員</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 検査実施責任者は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調査する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>7 検査実施責任者は、検査の実施時期及び検査が第36条6.2(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p> <p>※1：検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>b. 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c. その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたであることを確認するために十分な方法</p>	<p>ガイドの記載を参考に、検査の時期、対象、方法、判定基準、検査体制及び記録方法を規定する。</p>

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（加工施設（濃縮））

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明															
<p>2. 使用前事業者検査等の結果の記録</p> <p>II. 1. に記載している検査の時期、対象、方法その他必要な事項をあらかじめ定めた検査実施要領書に基づき使用前事業者検査等を実施した結果について、第1項に掲げる事項を記載した使用前事業者検査成績書等を作成し、第2項に従い記録の保存を行うものとする。</p>	<p>（使用前事業者検査の実施）</p> <p>第39条</p> <p>【略】</p> <p>6 検査実施責任者は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>【略】</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>（記録）</p> <p>第90条 作成責任者及び保存責任者各課長は、別表35に定めるところにより、保安に関する記録を適正に作成し、保存する。</p> <p>別表35 保安に関する記録（第90条関係）</p> <p>【略】</p> <p>2 加工規則第3条の4の3及び第3条の11に基づく記録</p> <table border="1" data-bbox="1190 636 2297 1182"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>作成責任者</th> <th>保存責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項</td> <td>検査の都度</td> <td>検査実施責任者</td> <td>検査実施責任者</td> <td>当該使用前事業者検査に係る加工施設の存続する期間</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者	保存期間	1. 使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	検査実施責任者	検査実施責任者	当該使用前事業者検査に係る加工施設の存続する期間	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	<p>ガイドの記載を参考に、使用前事業者検査に係る記録の管理を行うことを規定する。</p>
記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者	保存期間													
1. 使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	検査実施責任者	検査実施責任者	当該使用前事業者検査に係る加工施設の存続する期間													
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】													
<p>3. 溶接に係る使用前事業者検査等を行った旨の表示</p> <p>溶接に係る使用前事業者検査等を行った旨の表示については、許認可事項に従っていること及び技術基準に適合することが確認された上で、全ての検査が終了したときに当該検査に係る原子力施設であって溶接をするもの又は溶接をした原子力施設であって輸入したものの容器又は管ごとに容易に消えない方法で付す必要がある。</p>	<p>—</p>	<p>加工施設(濃縮)においては、溶接に係る使用前事業者検査の実施はないため、保安規定に規定しない。</p>															

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（加工施設（濃縮））

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
III. 定期事業者検査		
1. 定期事業者検査の実施時期（第1項）		
<p>（1）原子力施設の運転等を停止して行う検査（第1項及び第2項）</p> <p>原子力施設の運転等（原子炉の運転及び設備の操作をいう。以下同じ。）の停止時に実施する必要がある機器等の分解検査（Ⅲ. 2.（1）①に記載の方法に相当）、その後の機能・性能検査等（Ⅲ. 2.（1）②に記載の方法に相当）及び設定した一定の期間中技術基準に適合している状態を維持するかどうかの判定（Ⅲ. 2.（2）に記載の方法に相当）については、実用炉施設の場合にあっては、第1項の表上欄に掲げる発電用原子炉施設に於いた同表下欄に掲げる時期ごとに、研究開発段階発電用原子炉施設の場合にあっては、第1項に示すとおり原子力規制委員会が別に定める場合を除き13月を超えない時期ごとに、その他の原子力施設の場合にあっては、第1項に示すとおり原子力規制委員会が別に定める場合を除き12月を超えない時期ごとに行う必要がある。</p> <p>第1項の「運転を開始された日」及び「使用を開始された日」とは、新設又は増設工事に係る使用前確認証の交付日とし、同項中「定期事業者検査が終了した日」とは定期事業者検査報告書（Ⅲ. 4.（1）に記載した報告書をいう。以下同じ。）において記載された定期事業者検査の終了日とする。</p> <p>また、第1項の「判定期間」は、定期事業者検査において設定され、原子力規制検査において、技術基準に適合している状態を維持することが確認された一定の期間をいい、原子力規制委員会の告示で定められる。</p> <p>なお、実用炉施設において、同一の工事又は事業所内の発電用原子炉（号機）間で共用されている発電用原子炉施設に係る定期事業者検査は、原則として、法第43条の3の9又は第43条の3の10の設工認の対象に位置付けられている原子力施設に係る定期事業者検査において行うものとする。</p> <p>核燃料施設等のように、工程ごとに運転状態が異なる原子力施設においては、工程ごとに定期事業者検査の範囲を区切り、それぞれの範囲で実施時期を設定することができる。</p>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第36条 加工施設について事業許可(変更許可)を受けた設備に係る事項及び加工施設の技術基準に関する規則を含む要求事項への適合を維持し、加工施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>【略】</p> <p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>【略】</p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 保鮮担当課長は、加工施設の生産停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>【略】</p> <p>(4) 検査実施責任者は、点検を実施する構造物、系統及び機器が、所定の機能を発揮する状態であることを第40条に基づき実施する定期事業者検査により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 定期事業者検査の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮する状態であることを確認・評価するために必要な定期事業者検査の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 定期事業者検査の実施時期</p>	<p>ガイドの記載を参考に、加工施設の生産停止中又は運転中に行う定期事業者検査の具体的方法、項目、評価方法及び管理基準、実施時期を定めることを規定する。</p>
<p>（3）時期変更承認（第4項第1号及び第2号並びに第5項）</p> <p>第1号に基づく定期事業者検査の実施時期の変更に係る承認は、その内容が次の各号に適合しているときは承認する。</p> <p>①当該承認申請が第1回目の定期事業者検査に係るものでないこと。</p> <p>②検査時期の変更による当該原子力施設の運転延長期間（以下単に「運転延長期間」という。）が1月を超えるものでないこと。</p> <p>③当該原子力施設において、法第62条の3の規定（発電用原子炉施設においては原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成24年経済産業省令第71号）第3条第1項の規定を含む。）に基づき原子力規制委員会に報告すべき事象（以下「法令報告事象」という。）が発生している場合にあっては、定期事業者検査の実施時期を変更することによってその是正処置の適切な遂行に支障を来すものでないこと。</p> <p>④運転延長期間中、当該原子力施設の機能及び性能が、該当する定期事業者検査の判定基準を満足するものと評価できること。また、保安規定において認可を受けた運転期間の設定において評価されている制限値等を満足することが確認されていること。</p> <p>第5項に規定する申請書の提出は、第1項に定める時期の2月前までにを行うこととし、第6項に規定する原子力施設の使用の状況を記載した書類は、③及び④を満足することを説明するものとする必要がある。</p>	<p>—</p>	<p>定期事業者検査の実施時期の変更手続きに係る申請書に関する内容であるため、保安規定には規定しない。</p>

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（加工施設（濃縮））

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
<p>2. 定期事業者検査の実施</p> <p>(1) 検査項目・手法（第1項）</p> <p>第1号及び第2号に規定する「十分な方法」は次に掲げるとおりとし、保安規定等に基づき、原子力施設の特性に応じ、検査の時期、実施場所、対象、方法及び判定基準に加えて、検査体制、記録方法等をあらかじめ第6項に規定する検査実施要領書に定め、これに従って実施する必要がある。</p> <p>この「検査の時期」には、検査を行う際の保安規定で定める原子力施設の状況と各検査項目を行うとする時期を記載するとともに、Ⅲ. 4. (2) ④の点検等の時期についても工程表等で明確にする必要がある。</p> <p>① 第1号に規定する方法</p> <p>第1号に規定する「各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法」とは、表4-1に示す分解検査及び開放検査、外観検査、非破壊検査、漏えい（率）検査等を必要に応じ適切に組み合わせた客観性を有するものであることが必要である。また、実用炉施設では、確認対象となる技術基準の条項に対応して、別記1の事項については、特に留意して検査の方法を設定する必要がある。</p> <p>② 第2号に規定する方法</p> <p>第2号に規定する「機能及び作動の状況を確認するための十分な方法」とは、表4-1に示す特性検査、機能・性能検査、総合性能検査等を必要に応じ適切に組み合わせた客観性を有するものであることが必要である。また、実用炉施設では確認対象となる技術基準の条項に対応して、別記1の事項については、特に留意して検査の方法を設定する必要がある。</p> <p>(2) 判定方法（第2項及び第3項）</p> <p>第2項に規定する判定方法、すなわち、「一定の期間」を設定し、その期間において技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法について、以下を踏まえた基本的な考え方及び一定の期間の設定に関する考え方を明確にし、その考え方に従って定期事業者検査（設定した一定の期間中技術基準に適合している状態を維持するかどうかの判定に係るものに限る。）を実施することが必要である。</p> <p>○点検等の実施頻度の設定により機器等を維持する場合</p> <p>Ⅲ. 4. (2) ④点検等の方法に記載される時間基準保全の方式（時間を基準に点検等の時期を定める方式をいう。以下同じ。）としている点検等については、その実施頻度の設定において、所定の機能を発揮できなくなる前、すなわち技術基準に適合する状態を維持すると考えられる期間中に点検等を行うように考慮されている。このため、点検等の実施頻度を「一定の期間」とみなすことができる。</p> <p>○機器等の劣化等の程度を定量的に評価して判定する場合</p> <p>機器等の劣化及び特性変化を定量的に評価し判定する検査については、当該検査の実施頻度にかかわらず、当該評価で判定に考慮する期間を一定の期間とする必要がある。</p> <p>また、一定の期間の設定においては、第3項に考慮すべき事項が規定されており、同項に掲げられている事項のうち一又は二以上の事項を知見として収集する必要がある。さらに、当該機器等を構成する部品ごとに経年劣化事象を考慮した上で、時間依存性のある劣化事象により技術基準に適合しなくなる前に点検等を行うとの観点で、施設管理の重要度を踏まえて、点検等の実施頻度を決定するための主要部位を抽出し、抽出した主要部位に対して、第3項各号に掲げられている事項を考慮して、以下に示す分類ごとの評価の考え方を踏まえる必要がある。</p> <p>・点検等及び取替結果の評価（Ⅵ. 5. のii、同項第1号の劣化の有無に相当）</p> <p>想定される劣化事象に対する設計上の考慮がなされており、過去の点検等又は取替実績で有意な劣化が認められない場合には、当該部位についての実施頻度には影響がないものと評価できる。ただし、点検等の実施頻度の設定において定量的な根拠とはならないことから、その後の機器等の点検等において変更後の点検等の実施頻度においても有意な劣化がないことを確認する必要がある。</p> <p>・劣化トレンドによる評価（Ⅵ. 5. のii、同項第1号の劣化の傾向に相当）</p> <p>設計上特定の劣化事象の発生を想定している場合又は過去の運転実績若しくは点検等若しくは取替実績で有意な劣化傾向が認められている場合においては、取替実績等から得られる劣化トレンドから劣化の進展を評価し、変更後の機器等が次回行う点検等までに機能劣化を維持されることを評価する。</p> <p>・施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究成果による評価（Ⅵ. 5. のvi、同項第2号に相当）</p> <p>耐久性に関する研究成果、メーカー推奨等により、変更後の機器等の点検等の実施頻度での使用に対して耐久性があるとの知見が得られていることを評価する。</p> <p>・類似する機器等の使用実績による評価（Ⅵ. 5. のv、同項第3号に相当）</p> <p>類似する機器等において、変更後の点検の実施頻度以上の頻度での運転実績があり、かつ、点検等の実施頻度を決定する主要部位の劣化に起因する故障が生じていないことを評価する。なお、評価に当たっては、想定される劣化事象に係る要因を踏まえ、使用材料及び使用環境を考慮して類似性を確認する必要がある。</p>	<p>(施設管理計画)</p> <p>第36条 加工施設について事業者許可(変更許可)を受けた設備に係る事項及び加工施設の技術基準に関する規則を含む要求事項への適合を維持し、加工施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>【略】</p> <p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>【略】</p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 保守担当課長は、加工施設の生産停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>【略】</p> <p>(4) 検査実施責任者は、点検を実施する構造物、系統及び機器が、所定の機能を発揮する状態にあることを第40条に基づき実施する定期事業者検査により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 定期事業者検査の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮する状態であることを確認・評価するために必要な定期事業者検査の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 定期事業者検査の実施時期</p> <p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第40条 ウラン濃縮工場長は、加工施設が加工施設の技術基準に関する規則に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を締括する。</p> <p>2 ウラン濃縮工場長は、第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検に関与していない要員を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の加工施設が加工施設の技術基準に関する規則に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検に関与していない要員</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検に関与していない要員</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別個、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 検査実施責任者は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>7 検査実施責任者は、検査の実施時期及び検査が第36条6.1(4)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p> <p>※1：プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>b. 試験動作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>c. a.、b.による方法のほか、設定した期間において技術基準に適合している状態を維持することを判定できる方法</p>	<p>ガイドの記載を参考に、検査の時期、対象、方法、判定基準、検査体制、記録方法を定めることを規定する。</p>

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（加工施設（濃縮））

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明															
<p>3. 定期事業者検査の結果の記録</p> <p>Ⅲ. 2. (1)に記載している検査実施要領書に基づき定期事業者検査を実施した結果について、第1項に掲げる事項を記載した定期事業者検査成績書等を作成し、第2項に従い記録の保存を行うものとする。</p>	<p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第40条</p> <p>【略】</p> <p>6 検査実施責任者は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>【略】</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>別表 35 保安に関する記録（第90条関係）</p> <p>2 加工規則第3条の4の3及び第3条の11に基づく記録</p> <table border="1" data-bbox="1193 537 2297 1075"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>作成責任者</th> <th>保存責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>2. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供出した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項</td> <td>検査の都度</td> <td>検査実施責任者</td> <td>検査実施責任者</td> <td>その加工施設が廃棄された後5年が経過するまでの間</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者	保存期間	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】	2. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供出した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	検査実施責任者	検査実施責任者	その加工施設が廃棄された後5年が経過するまでの間	<p>ガイドの記載を参考に、定期事業者検査に係る記録の管理を行うことを規定する。</p>
記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者	保存期間													
【略】	【略】	【略】	【略】	【略】													
2. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供出した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	検査実施責任者	検査実施責任者	その加工施設が廃棄された後5年が経過するまでの間													
<p>4. 定期事業者検査の報告</p> <p>(1) 定期事業者検査の報告書の記載事項（第2項）</p> <p>第3号の原子力施設の種類については、特に、原子力施設の一部について実施することとしている場合は、当該定期事業者検査の期間で検査対象としている原子力施設範囲を記載する必要がある。なお、実用炉施設において、同じ原子力施設内の複数の発電用原子炉（号機）の設備を共用している場合において他の発電用原子炉（号機）の設備において検査対象として管理しているものは当該号機で検査対象の原子力施設として記載を要さない。</p> <p>「検査開始予定日」とは、原則として、検査対象とする原子力施設の運転等を停止する日（発電用原子炉施設においては発電機を解列する日。以下同じ。）とする。ただし、故障等により原子力施設を停止したこと等により、原子力施設の運転等を停止した日より後に定期事業者検査を実施することとした場合においては、この限りではない。</p> <p>第4号の「検査の実績又は予定の概要」には、当該定期事業者検査の期間で実施し、又は実施することとしている定期事業者検査の項目を記載するとともに、検査の実績については当該検査項目ごとの終了日を記載する必要がある。</p>	<p>-</p>	<p>定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。</p>															

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（加工施設（濃縮））

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
<p>(2) 定期事業者検査報告書の添付書類記載事項（第3項）</p> <p>① 定期事業者検査の計画（第1号）</p> <p>○定期事業者検査に係る工程</p> <p>計画している工程として、定期事業者検査の開始から終了までの一連の工程、各予定日（実用炉施設においては、開始については発電機の解列日並びに終了については発電用原子炉の起動日及び発電機の並列日を含む。）並びに定期事業者検査の項目ごとの検査の実施時期（前回の定期事業者検査終了以降、当該定期事業者検査開始までに実施した検査（先行実施検査）がある場合は、その旨を明示。）を記載する必要がある。</p> <p>○当該定期事業者検査期間中に実施する工事</p> <p>定期事業者検査の工程に直接影響する工事について、その概要を記載すること。また、定期事業者検査の結果に伴い発生する工事があらかじめ想定される場合は、その旨を記載すること。</p> <p>○当該定期事業者検査期間中に実施する定期事業者検査項目</p> <p>定期事業者検査の全ての検査項目を明示した上で、それぞれの検査項目について、以下の事項を記載する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該定期事業者検査の期間中における実施の予定の有無及びその理由（施設管理の目標、施設管理の実施に関する計画（以下「施設管理実施計画」という。）で定めている実施頻度に基づくものか又はこれ以外の状況によるものか等）</li> <li>・前回の定期事業者検査から、定期事業者検査の項目、保全方式、実施頻度及び検査範囲等の内容を変更した場合はその旨</li> <li>・長期施設管理方針の反映として実施し、又はこれを考慮することにより内容を変更するものか否か</li> </ul> <p>○前回の定期事業者検査からの変更点</p> <p>前回の定期事業者検査の結果等を踏まえて今回の定期事業者検査に反映した事項等について、定期事業者検査全体を概括して記載する必要がある。ここで、前回の定期事業者検査の結果等には、当該原子力施設についてのこれまでの運転経験、国内外におけるトラブル事例等を含むものとする。</p>	-	定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。
<p>② 施設管理目標（第2号）、施設管理実施計画（第3号）及び定期事業者検査の判定方法（第4号）に係る記載の対象範囲</p> <p>施設管理実施計画及び定期事業者検査の判定方法に記載する事項は、技術基準が適用される設備又は設工認に記載されている設備若しくは施設管理の重要度が高い系統に属する設備について記載する必要がある。</p>	-	定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。
<p>③ 施設管理目標（第2号）</p> <p>VI. 3. において記載している「プラントレベルの指標」及び施設管理の重要度が高い系統の「系統レベル」の指標について、①指標、②指標ごとの具体的な目標値を記載する必要がある。</p>	-	定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。
<p>④ 施設管理実施計画（第3号）</p> <p>ア. 施設管理実施計画の始期及び期間（イ）</p> <p>VI. 4. ア. において記載している計画の始期及び期間として設定しているものを記載する必要がある。</p>	-	定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（加工施設（濃縮））

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
<p>イ. 点検計画（第3号ハのうち点検等に関する事項）</p> <p>VI. 4. I. において記載している点検等の計画として、点検等の方法、実施頻度及び時期を記載することが必要である。</p> <p>○記載すべき点検の範囲及び単位</p> <p>点検等を実施する機器等又は系統ごとに、点検項目を記載する必要がある。このうち、以下のいずれかに該当する点検については、点検方法として適切な単位に分けて記載する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期事業者検査に係る点検等</li> <li>・長期施設管理方針を踏まえて実施する点検等</li> <li>・定期事業者検査の都度性能劣化のための措置を伴う点検等</li> <li>・定期事業者検査に係る点検等の実施頻度より低い実施頻度で行う点検等であって、性能劣化のための措置を伴うもの（特に、第7号の定期事業者検査での判定における一定の期間の変更において考慮した事項を記載した書類を提出した以降においては、当該書類において評価対象とした劣化事象に対する性能劣化のための措置を伴う点検等が漏れなく記載する必要がある。）</li> </ul> <p>これら以外の点検等については、系統単位でまとめる等、簡易に記載とすることができる。ただし、この場合であってもまとめた点検等の最短の実施頻度を明示する必要がある。</p> <p>○点検等の方法</p> <p>点検等の方法としては、点検等を行う機器等又は系統の施設管理の重要度を踏まえて、時間基準保全、状態基準保全（機器等の状態を監視し、その状態を基準に点検等の時期を定める方式）、及び事後保全（機器等の機能喪失発見後に修復を行う方式）のいずれかの保全方式とするかを明確にした上で、経年劣化事象による劣化の有無及び劣化の傾向を監視できるものであるか、性能劣化のための措置を伴うものであるかを含め、点検等の内容が明確なるように記載する必要がある。</p> <p>状態基準保全の方式とする点検等については、状態監視データの採取方法も記載する必要がある。</p> <p>また、定期事業者検査の項目を付記するとともに、「定期事業者検査の実施」に係る規定の第1項各号に掲げる方法で行っているかどうかを示すため、各号との関係を明確にする必要がある。</p> <p>○点検等の実施頻度</p> <p>時間基準保全の方式とする点検等の実施頻度については、点検等を行う間隔（月、年、運転・保全サイクル等）を記載する必要がある。また、状態基準保全の方式とする点検等の実施頻度については、状態監視データの採取頻度を記載する必要がある。</p> <p>点検等の結果及び設計上機器等の交換が推奨された時期を踏まえ、定期的に機能・性能の回復を図るために行う修理、取替等の工事についても、実施頻度（工事を行う間隔：月、年、施設管理実施期間等）を記載する必要がある。</p> <p>○点検等の時期</p> <p>時期としては、点検等を行う際の原子力施設の状況として、実用炉施設については発電用原子炉の運転の停止中、発電用原子炉の起動後の検査期間中、及び発電用原子炉の運転中（通常運転時の総合的な性能に関する検査が終了していない期間を除く。）のいずれかの区別を記載する必要がある。核燃料施設等については、施設全体の運転状況を踏まえて、工程ごとに定期事業者検査の範囲を区切っている場合にはそれぞれの範囲の検査時期が明確なるよう記載する必要がある。</p> <p>○点検計画の策定範囲</p> <p>原子力規制委員会の内規（別記1で記載しているものを除く。）に従い実施する点検等及び長期施設管理方針を踏まえて実施する点検等の計画については、これらの点検等以外の点検等とは区別して点検計画に記載する必要がある。その際、当該点検等の進捗状況を把握するため、点検実績についても付記する必要がある。</p> <p>○計画期間中における点検等の実施状況等</p> <p>各点検等の項目について、当該定期事業者検査に係る施設管理実施計画の期間中での実施の有無、実施数等を参考資料として添付する必要がある。</p> <p>その際、複数の運転・保全サイクルにわたって行う点検項目については、それぞれの運転・保全サイクルでの具体的な点検箇所数その他点検の実施状況を示すデータを記載する必要がある。特に、実用炉施設において、技術基準規則第18条及び第56条に定める基準への適合性を確認するために行う検査については、対象とする箇所が多いため、これ以外の点検等とは区別して記載する必要がある。</p> <p>なお、参考資料は報告時点の計画のものとし、当該資料の記載内容に変更があった場合はその後の報告において実績として記載することであり。</p>	<p>—</p>	<p>定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。</p>

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（加工施設（濃縮））

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
<p>ウ、工事の計画（第3号ロ及びこのうち工事に関する事項）</p> <p>当該定期事業者検査に係る施設管理実施計画の期間中に実施する原子力施設の保安のための工事について、方法及び時期を記載する必要がある。</p> <p>○工事の範囲及び単位</p> <p>範囲としては、以下のいずれかに該当する工事について、記載する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設工認の対象となる工事</li> <li>・設備の信頼性の維持又は向上を図るために行う工事であって、その後の点検等の方法、実施頻度及び時期が変更となるもの</li> <li>・長期施設管理方針を踏まえて実施する工事</li> <li>・それまでの点検等の有効性の評価結果を踏まえて実施する工事</li> <li>・NRA 指示文書又は指導文書に基づき実施する工事</li> <li>・施設管理の重要度が高い設備の工事</li> <li>・使用前事業者検査又は使用前検査の対象となる工事（設工認の対象となる工事を除く。）</li> </ul> <p>○工事の方法</p> <p>工事の方法としては、工事を実施する機器等又は系統ごとに、実施理由を明確にした上で、工事の実施内容及びその適切性を示す根拠（学協会規格等）を記載する必要がある。</p> <p>設工認の対象となる工事については、当該工事の審査において適切性を確認することから、設工認の対象となる工事である旨の記載のみで足りる。</p> <p>また、予防保全を含め工事を計画する際には、施工部局への影響の評価及び施工後における当該設備の健全性を確認についても、必要に応じて記載するものとする。</p> <p>○実施理由の明確化</p> <p>NRA 指示文書又は指導文書に基づき実施する工事及び長期施設管理方針を踏まえて実施する工事については、これら以外の工事とは区別できるようにその旨を記載する必要がある。</p> <p>さらに、参考資料として、点検等も含めて、長期施設管理方針の項目ごとに、長期施設管理方針に基づく活動の全体像が把握できるよう、対象としている機器等又は系統名、部位と経年劣化事象、活動項目、実施時期、当該施設管理実施計画期間中における実施の有無及び進捗状況等を記載した資料を添付する必要がある。</p> <p>なお、参考資料は報告時点の計画のものとし、当該資料の記載内容に変更があった場合はその後の報告において実績として記載することにより。</p> <p>○工事の時期</p> <p>工事の時期としては、当該定期事業者検査に係る施設管理実施計画期間中のみの実施か、又は、複数の施設管理実施計画期間中にわたって継続的に実施するものかの区別を記載する必要がある。さらに、発電用原子炉については運転中・停止中の区別を記載する必要がある。また、工. に定めた事項についても記載する必要がある。</p>	<p>—</p>	<p>定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。</p>
<p>エ、点検等の計画及び保安の確保のための措置（第3号ハ及びこのうち点検に関する事項）</p> <p>点検等の工程に応じて、特に原子力施設の運転等の停止時において、当該工程における原子力施設の状態、遵守すべき運転上の制限及びその遵守のための具体的な計画を記載する必要がある。さらに、定期事業者検査以外の安全上重要な点検等を抽出し、保安の確保上注意すべき事項を記載する必要がある。</p> <p>なお、上述の計画は報告時点のものとし、当該資料の記載内容に変更があった場合はその後の報告において実績として記載することにより。</p> <p>※工の趣旨は、定期事業者検査のため停止していた沸騰水型原子炉において、制御棒挿入加水圧系の点検等の作業中に、想定外の制御棒の引き抜きが起きたことを踏まえたものである。</p>	<p>—</p>	<p>定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。</p>
<p>⑤定期事業者検査の判定方法（第4号）</p> <p>Ⅲ. 2. (2)に記載している考え方を記載するとともに、定期事業者検査項目ごとの一定の期間について記載する必要がある。</p> <p>ただし、実施頻度を一定の期間とみなす点検等については、その実施頻度は点検計画に記載されていることから、原子力施設の運転等を停止して実施する必要のある点検の実施頻度のうち、最短のものを記載すればよい。</p>	<p>—</p>	<p>定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。</p>



保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（加工施設（濃縮））

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
<p>⑥施設管理目標又は施設管理実施計画の評価の結果（第6号及び第4項）</p> <p>○評価に用いた情報ごとの記載</p> <p>施設管理目標及び施設管理実施計画について、経年劣化事象を考慮した上で、少なくともVI. 5. に記載の情報を収集すべき項目ごとに評価に用いた情報が特定できるように評価した結果を記載する必要がある。</p> <p>特に、i. 施設管理目標の監視結果については、目標値と実績値（評価に用いる監視結果の範囲（評価期間）を付記すること。）の比較表を添付する必要がある。また、長期施設管理方針に基づき実施した研究結果、評価結果等については、その旨を明示して記載する必要がある。</p> <p>○評価の結果を反映して計画を変更した内容の記載</p> <p>上記の情報を基に評価した結果、施設管理目標又は施設管理実施計画を変更した場合には、評価に用いた具体的な情報の概要、評価内容、反映した内容及び変更した点検等に関連する定期事業者検査について記載する必要がある。</p> <p>なお、点検等の実施頻度を変更する場合には、III. 2.（2）の一定の期間の設定において考慮すべき事項について、以下の分類に従い、各事項を整理して記載する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・点検等及び取替結果の評価</li> <li>・劣化トレンドによる評価</li> <li>・研究成果等による評価</li> <li>・類似機器等の使用実績による評価</li> </ul> <p>また、定期事業者検査での判定における一定の期間の変更を行う場合においては、第7号の書類に詳細を記載している点検等についても、当該機器等に対する点検等の概要については記載し、点検等の全体像を記載する必要がある。</p>	<p>—</p>	<p>定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。</p>
<p>⑦定期事業者検査での判定における一定の期間の設定及び変更において考慮した事項（第7号及び第5項）</p> <p>定期事業者検査の判定における一定の期間の設定及び変更をした場合には、III. 2.（2）に記載の考慮すべき事項について整理して、III. 2.（1）又は（2）に記載の定期事業者検査の対象の原子力施設に係る点検等の実施頻度の妥当性を示す評価の内容を記載する必要がある。</p> <p>○一定の期間を設定する際の評価内容の記載における留意事項</p> <p>定期事業者検査が終了した日以降13月（発電用原子炉施設以外の原子力施設については12月）を超えない時期までを一定の期間として設定する場合には、III. 2.（2）に記載している点検等及び取替結果の評価、劣化トレンドによる評価及び類似機器等の使用実績による評価に相当する事項として、当該原子力施設において報告時点以前10年間に時間依存性のある劣化事象により発生した法令報告事象に関して、再発防止対策が実施されていることを記載する必要がある。</p> <p>○一定の期間を変更する際の評価内容の記載における留意事項</p> <p>点検等の実施頻度を決定するための主要部位の抽出状況とともに、抽出した主要部位に対して、評価に用いた情報を、III. 2.（2）に示す分類を整理した上で、当該部位に適用できることを示す必要がある。</p> <p>○一定期間を変更する際の条件</p> <p>評価の結果、設備改造等により一定の期間を変更する場合には、その設備改造等の内容とその妥当性を明確に記載すること。点検等の方法等の変更により一定の期間を変更する場合も同様とする。なお、これらの内容は、点検計画、設備計画、設置及び工事の計画並びに保安規定に反映することが必要である。</p>	<p>—</p>	<p>定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。</p>
<p>⑧特別な施設管理実施計画を定めた場合の対応</p> <p>VI. 6に記載している特別な施設管理実施計画を定めた場合においては、主に④に記載している事項に大きな変更が生じるため、通常の計画から変更がある内容についてそれぞれの書類において記載して報告するものとする。</p>	<p>—</p>	<p>定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。</p>
<p>5. 原子力施設の評価</p>		
<p>実用炉施設において、第1項に規定している実用炉施設で技術基準規則第18条（第56条において準用する場合を含む。）の規定に係る評価が必要な亀裂等を確認した場合には、第2項の規定に従い評価を行うとともに、評価の結果を記録し、保存するとともに、原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>本評価に係る活動については、VI. 4. カ. からク. までに位置付けられるものであり、その後の補修等も含め、施設管理を含めて適切に計画して対応する必要がある。</p>	<p>—</p>	<p>実用炉施設に係る事項であるため、保安規定には規定しない。</p>

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（加工施設（濃縮））

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
VI. 施設管理		
1. 施設管理における各種活動（第1項）		
<p>原子力施設助許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するように、設置し、維持するため、原子力事業者等は施設の保全のために構築物、系統、機器等の状態を把握する各種の保安活動を実施する必要があり、当該保安活動を各原子力施設の事業規則において「施設管理」を意味している。施設管理には、「設計」、「工事」のほか、施設の状況を日常的に確認する「監視」、設備等の劣化進展等の状態を把握するとともに正常な状態に保つための計画的な手入れ、潤滑油取替、部品交換等を含めた「点検」、設備等が所定の機能を有しているかを確認する「試験」、要求事項に適合しているかどうかを判定する「検査」などが含まれる。</p> <p>施設管理に係る保安活動は相互に関連するものであり、それぞれに連携を図って実施していく必要がある。特に、その基礎となるものとして、要求事項と設計情報の関係性を整理した資料や設備等の実態が確認できる資料（以下「設備図書」という。）の整備が重要である。</p>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第36条 加工施設について事業許可(変更許可)を受けた設備に係る事項及び加工施設の技術基準に関する規則を含む要求事項への適合を維持し、加工施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>【略】</p> <p>12 構成管理</p> <p>保管理当課長は、施設管理を直以下に要する均衡を維持する。</p> <p>(1) 設計要件（第6条 7.2.1 に示す業務・機器等に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器」のようなものでなければならぬか）という要件を含む第37条で実施する設計に対する要求事項をいう。）</p> <p>(2) 施設構成情報（「構築物、系統及び機器」のようなものを示す図書、情報をいう。）</p> <p>(3) 物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）</p>	<p>ガイドの記載を参考に、事業変更許可を受けた設備に係る事項及び「加工施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持することを目的として施設管理計画を定めることを規定する。</p> <p>また、図書の整備については、構成管理として設計要件、施設構成情報、物理的構成の均衡を維持する活動を実施していくことを規定する。</p>
2. 施設管理方針（第1項第1号及び第2号）		
<p>原子力施設における安全確保については、事業許可等の際に基本的な設計の方針などの設計要求が事業許可等に規定されており、さらに表2に示す原子力規制委員会規則及び同規則の解釈に適合するように原子力施設を維持するため、これらの規制要求事項を体系的に整理し、具体的な計画を立てて活動していくことが重要である。また、規制要求事項としては、事業所外運搬や事業所外廃棄のほか、廃止措置段階においては廃止措置計画の作成などの各種の原子力規制委員会規則等に基づく措置があり、他法令も含めて整理する必要がある。</p> <p>また、原子力施設に対する要求事項としては、上述の安全確保のための規制要求事項に加えて、廃止措置実施方針の記載事項となっている廃止措置における解体撤去作業の容易化、放射性廃棄物発生量の最小化などの設計上の考慮や、原子力施設の利用に当たっての考慮など、原子力事業者等が設定する事項もあり、これら一連の事項について、それぞれの位置付け等を明確にしつつ、全体的に整合を取って取り締まるようこれらの間の関連性を整理する必要がある。</p> <p>点検等においては経年劣化事象※1による劣化の有無及び傾向を監視できるように、また、劣化の程度に応じて性能維持のために適切に補修又は取替工事が行えるように、設計上の配慮をすることが重要である。さらに、点検等においては異常影響緩和に係る設備等において偶発的な故障が発生した際の検知性についても配慮し、全体的な管理体系を構築することが重要であり、これらの視点と対処方針については、各種施設管理に係る保安活動の相互の関連性及び連携並びにこれらの基礎となる設備図書の整備に係る活動方針とともに、施設管理方針として整理する必要がある。</p> <p>また、原子力施設全体を一体として管理していく必要がある一方で、対象となる設備等と対応する作業が非常に多いことから、設備等及び作業の重要度を踏まえて管理の程度を仕分けするなど、資源の適正配分と安全上重要な事項についての配慮が確実になされるための方向性を施設管理方針として整理する必要がある。</p> <p>※1 表3に示す傾向監視が可能な経年劣化事象及び日本原子力学会日本原子力学会標準「原子力発電所の高経年化対策実施基準：2008」(AESJ-SC-P005:2008) 附属書Aの規定により特定される経年劣化事象並びに応力腐食割れ（塩化物による貫粒型応力腐食割れを含む。）、高サイクル疲労、異物付着、固着等の事象を含むものであって、最新の科学的知見、運転記録等を踏まえたもの。</p>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第36条</p> <p>【略】</p> <p>1 施設管理方針及び施設管理目標</p> <p>(1) 社長は、加工施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。</p> <p>また、11の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、第41条に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い、安全を実施することを施設管理方針に反映する。</p>	<p>ガイドの記載を参考に、加工施設の安全確保を最優先として、施設管理の現状等を踏まえ施設管理方針を定めること、経年劣化評価結果に基づき策定する長期施設管理方針の内容を施設管理方針へ反映して施設管理を実施することを規定する。</p>
3. 施設管理目標（第1項第3号）		
<p>施設管理方針に従って実施する施設管理に係る保安活動について、その達成状況を明確にして施設管理の有効性を監視し、及び評価するため、プラントレベルの指標（原子力施設全体の安全が確保されているかを監視し、評価するための指標）、施設管理の重要度が高い系統※2の系統レベルの指標を設定し、指標ごとの具体的な目標値を定める必要がある。</p> <p>なお、系統レベルの指標を設定しない系統については、プラントレベルの指標によって施設管理の有効性を監視し、及び評価することをもって足りる。施設管理目標は、主に運転段階の原子力施設における維持管理の有効性として、原子力施設の機能維持の状態を示す指標を念頭に置いているが、設計書段階においては工程管理の中で達成すべき機能確保の状態を監視するなど、施設状況に応じて創意工夫が図られるべきものである。</p> <p>※2 「施設管理の重要度が高い系統」とは、要求される機能を確保する上で施設管理の果たす役割の程度の高い系統が該当するものとする。実用炉施設においては、①重要度分類設計においてクラス1及びクラス2に分類される機能を要する系統、及び②技術基準において重大事故等クラス1から重大事故等クラス3までに分類される機能を要する系統を原則とする。ただし、確率論的リスク評価から得られるリスク情報及び運転記録等を考慮して、具体的な個別の機器等、系統に対して、要求される機能を確保する上で施設管理の果たす役割の程度を精査し、原子力施設ごとに定めることができる。</p>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第36条</p> <p>【略】</p> <p>1 施設管理方針及び施設管理目標</p> <p>【略】</p> <p>(3) 事業部長は、施設管理方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。</p> <p>また、11の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>【略】</p> <p>5 保安活動管理目標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) 保管理当課長は、保安の有効性を監視、評価するために4の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベル及び系統レベルの保安活動管理目標を設定する。</p> <p>(2) 保管理当課長は、前号の保安活動管理目標の目標値を設定する。</p> <p>また、10の保安の有効性評価の結果を踏まえ保安活動管理目標の目標値の見直しを行う。</p> <p>(3) 保管理当課長は、保安活動管理目標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。</p> <p>なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) 保管理当課長は、監視計画に従い保安活動管理目標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p>	<p>ガイドの記載を参考に、施設管理方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定すること、施設管理の有効性評価結果及び特別な安全計画を踏まえ施設管理目標の見直しを行うことを規定する。</p> <p>ガイドの記載を参考に、施設管理の重要度を踏まえ、保安の有効性を監視するための保安管理目標とその目標値を設定すること、保安の有効性評価の結果を踏まえ保安管理目標の目標値を見直すことを規定する。</p>

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（加工施設（濃縮））

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
<p>4. 施設管理の実施に関する計画（第1項第4号）</p>		
<p>施設管理実施計画は、施設管理目標を達成するため、原子力施設を構成する設備等を要求される機能や施設管理の重要性を踏まえて整理し、以下の事項を含めて策定する必要がある。</p>	<p>（施設管理計画） 第36条 【略】 2 保全プログラムの策定 事業部長は、保全管理部長に1の施設管理目標を達成するため3から10の保全の実施に必要なプロセスを保全プログラムとして策定させる。 また、11の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行わせる。 【略】 6 施設管理実施計画の策定 (1) 保全管理部長は、3の保全対象範囲に対し、保樹担当課長及び検査実施責任者が作成する6.1から6.3の計画に基づき、次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、ウラン濃縮工場長の承認を得る。 a. 施設管理実施計画の始期及び期間 b. 加工施設の設計及び工事の計画 c. 加工施設の巡視（加工施設の保全のために実施するものに限る。） d. 加工施設の点検等の方法、実施頻度及び時期（加工施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。） e. 加工施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置 f. 加工施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法 g. 上記fの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること h. 加工施設の施設管理に関する記録に関すること</p>	<p>ガイドの記載を参考に、施設管理目標を達成するための保全プログラム及び施設管理実施計画を策定することを規定する。</p>
<p>ア. 計画の始期及び期間（第4号イ）</p>		
<p>○設計・建設段階の原子力施設 設置又は変更の工事の工程に応じて、次期の計画の期間に移行するに際してそれまでの施設管理に係る保安活動の評価を行うことが必要な時期を踏まえて設定する必要がある。具体的には、工事着手前の設計に係る期間と、工事着手後の施工、点検、検査等に係る期間を区分するほか、工事期間において一部の設備等を長期に使用する場合には当該期間を区分して部分的に使用開始後と同様の施設管理に係る保安活動を追加するなどが考えられる。</p> <p>○使用開始後の原子力施設 施設管理実施計画の始期は直近（次回）の定期事業者検査の開始日を、施設管理実施計画の期間はその後（次々回）の定期事業者検査の開始日前日までの期間として設定する必要がある。ただし、廃止措置計画に規定する廃止措置の工程の終了間近であって、定期事業者検査の必要がない場合にあっては、廃止措置の終了までの期間とすることができる。</p>	<p>（施設管理計画） 第36条 【略】 6 施設管理実施計画の策定 (1) 保全管理部長は、3の保全対象範囲に対し、保樹担当課長及び検査実施責任者が作成する6.1から6.3の計画に基づき、次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、ウラン濃縮工場長の承認を得る。 a. 施設管理実施計画の始期及び期間</p>	<p>ガイドの記載を参考に、施設管理実施計画において始期及び期間を明確化することを規定する。</p>
<p>イ. 設計及び工事の計画及び実施（第4号ロ）</p>		
<p>施設管理実施計画の期間中に実施する原子力施設の設計及び工事について、対象とする設備等、関係する要求事項、実施体制、工程等を明確にする必要がある。なお、設計及び工事は長期間を要することも多く、施設管理実施計画の期間を超えるものについては、設計及び工事の全体工程を明確にしつつ、施設管理実施計画の期間内で実施する事項について特に明確にしていくものとする。</p> <p>設計及び工事の計画については、使用開始後では、要求事項の変更を受けて行うものほか、点検等の結果から機能を回復するために行うもの、他の原子力施設及び原子力施設以外の運転設備等も含めて予防保安として行うものなどが考えられ、経緯、理由等を整理した上で計画していくことが重要である。</p> <p>設計時には、対象となる設備等が周囲の設備等へ悪影響を及ぼすことがないよう配慮しつつ、要求事項に適合していることを検査で検証できるよう、工事の方法に加えて、点検等の方法、時期等についても検討する必要がある。その際、採用する施工方法に応じて、施工前に施工部周辺への影響を適切に評価するとともに、施工後において当該影響の範囲の健全性について適切に確認することについても検討する必要がある。また、オ.に記載している工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置と合わせて検討し、安全が確保された中で、点検等及び工事が実施できるよう設計上の配慮がなされる必要がある。</p> <p>工事の実施においては、あらかじめ要領書等を定め、設計時の考慮事項等が適切に施工時に反映されるよう体制を整備する必要がある。</p> <p>また、原子力施設の安全確保には設備等の実態を把握することが基礎となることから、設備図書が実態を適切に示すものとなっていることを設計及び工事の計画、実施の各段階で確認していく必要がある。</p>	<p>（施設管理計画） 第36条 【略】 6 施設管理実施計画の策定 (1) 保全管理部長は、3の保全対象範囲に対し、保樹担当課長及び検査実施責任者が作成する6.1から6.3の計画に基づき、次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、ウラン濃縮工場長の承認を得る。 【略】 b. 加工施設の設計及び工事の計画 【略】 e. 加工施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置 【略】 (2) 保樹担当課長及び検査実施責任者は、6.1から6.3の計画の策定に当たり、4の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。 また、10の保全の有効性評価の結果を踏まえ計画の見直しを行う。 a. 運転実績、事故及び故障事例等の運転記録 b. 使用環境及び設置環境 c. 劣化、故障モード d. 機器の構造等の設計的知見 e. 科学的知見 (3) 保樹担当課長及び検査実施責任者は、保全の実施段階での加工施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、6.1から6.3の計画を策定する。</p>	<p>ガイドの記載を参考に、施設管理の重要度及び加工施設の安全性の確保を踏まえ、設計及び工事の計画を策定し、この計画に基づき施設管理実施計画を定めることを規定する。</p> <p>ガイドの記載を参考に、策定した施設管理実施計画に従い、保全を実施し、また実施するにあたり、設計管理、作業管理及び使用前事業者検査を実施することを規定する。</p> <p>ガイドの記載を参考に、構成管理として設計要件、施設構成情報、物理的構成の均衡を維持する活動を実施していくことを規定する。</p>

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（加工施設（濃縮））

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
	<p>6.2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 保樹担当課長は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。 また、計画段階において、法令に基づき必要な手続き※1の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 保樹担当課長は、加工施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 検査実施責任者は、工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮する状態であることを第39条に基づき実施する使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試験（以下「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮する状態であることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p> <p>※1：法令に基づく手続きとは、法第16条（変更の許可及び届出）及び第16条の2（設計及び工事の計画の認可）、及び第16条の3第3項（使用前事業者検査の確認申請）に係る手続きをいう。</p> <p>7 保全の実施</p> <p>(1) 保樹担当課長は、6で定めた施設管理実施計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 保樹担当課長は、保全の実施に当たって、第37条による設計管理及び第38条による作業管理を実施するとともに、使用前事業者検査等は、第39条、第40条に従う。</p> <p>【略】</p> <p>(4) 保樹担当課長及び監視点検担当課長は、保全の結果について記録する。</p> <p>12 構成管理</p> <p>保樹担当課長は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>(1) 設計要件（第6条7.2.1に示す業務・機器等に対する要求事項のうち、「構築物、系統及び機器がどのようなものでなければならぬか」という要件を含む第37条で実施する設計に対する要求事項をいう。）</p> <p>(2) 施設構成情報（「構築物、系統及び機器がどのようなものかを示す図書、情報」をいう。）</p> <p>(3) 物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）</p> <p>（設計管理）</p> <p>第37条 保樹担当課長は、加工施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2 保樹担当課長は、第1項において第6条7.3の適用の対象と判断した場合、第6条7.3に従って実施する。</p> <p>3 保樹担当課長は、前項のうち保安上重要と判断される設計を行う場合は、次の各号に定める事項を記載した設計管理に係る実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 設計の目的</p> <p>(2) 設計を行う設備等</p> <p>(3) 工程</p> <p>(4) 実施体制</p> <p>(5) 設計の内容及び保安上必要な措置</p> <p>4 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p> <p>5 本条における設計管理には、保全の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理及び第39条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p> <p>（作業管理）</p> <p>第38条 保樹担当課長は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2 保樹担当課長は、加工施設の点検及び工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の加工施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p> <p>(2) 供用中の加工施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 使用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 使用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第7章に基づき放射性廃棄物管理</p>	

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（加工施設（濃縮））

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
	<p>(7) 第8章に基づき放射線管理</p> <p>3 保守担当課長は、保安上重要と判断される作業を行う場合は、次の各号に定める事項を記載した作業管理に係る実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 作業の目的 (2) 作業を行う設備等 (3) 作業工程 (4) 作業実施体制 (5) 作業の内容及び保安上必要な措置</p> <p>4 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p> <p>（使用前事業者検査の実施）</p> <p>第39条 ウラン濃縮工場長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる加工施設の設置又は変更の工事に当たり、設工認に従って行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2 ウラン濃縮工場長は、第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事に関与していない要員を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。 (3) 検査対象の加工施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a. 設工認に従って行われたものであること。 b. 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号 a.及び b.の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>(1) 第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事に関与していない要員 (2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者の中で、当該工事に関与していない要員 (3) 前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 検査実施責任者は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。 (2) 検査に係る記録の管理を行う。 (3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>7 検査実施責任者は、検査の実施時期及び検査が第36条6.2(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p> <p>※1：検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法 b. 機能及び性能を確認するために十分な方法 c. その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p>	
<p>ウ. 巡視の計画及び実施（第4号ハ）</p>		
<p>原子力施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から逸脱した場合、又は逸脱する兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、保安に従事する者が毎日1回以上（廃止措置中で施設内に核燃料物質が存在しない場合※3には毎週1回以上）の巡視をするものとし、体制、巡視時の確認の視点等を整備し、実施していく必要がある。</p> <p>また、設備図書が実態を適切に示すものとなるように設備図書を見直す機会を持つことにもつながることから、巡視時の設備図書との照合は重要である。</p> <p>※3 第一種廃棄物処理施設及び第二種廃棄物処理施設に係る巡視の場合を含む。</p>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第36条</p> <p>【略】</p> <p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 保安管理課長は、3の保安対象範囲に対し、保守担当課長及び検査実施責任者が作成する6.1から6.3の計画に基づき、次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、ウラン濃縮工場長の承認を得る。</p> <p>【略】</p> <p>c. 加工施設の巡視（加工施設の保安のために実施するものに限る。）</p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 保守担当課長は、加工施設の生産停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保安方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p>	<p>ガイドの記載を参考に、点検方法、頻度等定めた点検計画を策定し、この計画に基づき施設管理実施計画を定めることを規定する。</p> <p>ガイドの記載を参考に、策定した施設管理実施計画に従い、巡視点検を実施することを規定する。</p>

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（加工施設（濃縮））

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
	<p>【略】</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>7 保全の実施</p> <p>(1) 保修担当課長は、6 で定めた施設管理実施計画に従って保全を実施する。</p> <p>(3) 保修担当課長及び巡視点検担当課長は、加工施設の状態を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、本号及び第 16 条による巡視点検を定期的に行う。</p> <p>（巡視点検）</p> <p>第 16 条 巡視点検を担当する課長（以下「巡視点検担当課長」という。）は、毎日 1 回以上、別表 3 に示す設備等について巡視点検を行う。実施においては、第 36 条に定める観点を含めて行う。</p> <p>ただし、休祭日における巡視点検については、運転管理課長が行う。</p>	
<p>Ⅰ. 点検等の計画及び実施（第 4 号二）</p>		
<p>点検等（使用前事業者検査、使用前検査及び定期事業者検査に係るものを含む。）について、方法、実施頻度及び時期を、全体像を整理した実施計画や個別の点検等に係る要領書等によって、あらかじめ定める必要がある。</p> <p>点検等は、工事対象の設備等の使用を開始する前に実施するもの（以下「使用前点検」という。）と、使用開始後の機能の維持のために実施するもの（以下「使用中点検」という。）に区分し、全体の計画を策定する必要がある。使用前点検については、Ⅱ. において記載している使用前事業者検査等に対する要求事項も踏まえて、使用中点検については、Ⅲ. において記載している定期事業者検査等に対する要求事項も踏まえて、それぞれ計画し、実施することが必要である。</p>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第36条</p> <p>【略】</p> <p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 保全管理課長は、3 の保全対象範囲に対し、保修担当課長及び検査実施責任者が作成する 6.1 から 6.3 の計画に基づき、次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、ウラン濃縮工場長の承認を得る。</p> <p>【略】</p> <p>d. 加工施設の点検等の方法、実施頻度及び時期（加工施設の操作中及び操作停止中の区別を含む。）</p> <p>e. 加工施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 保修担当課長は、加工施設の生産停止中又は運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>① 時間基準保全</p> <p>② 状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 保修担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 点検の具体的方法</p> <p>② 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態であることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③ 実施頻度</p> <p>④ 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、状態監視として巡視点検又は定例点検を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い、状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p>	<p>ガイドの記載を参考に、保全方式を選択し点検方法、頻度等定めた点検計画を策定し、この計画に基づき施設管理実施計画を定めることを規定する。</p> <p>ガイドの記載を参考に、策定した施設管理実施計画に従い、保全を実施し、また実施するにあたり、設計管理、作業管理及び定期事業者検査を実施することを規定する。</p> <p>なお、使用前点検及び使用前事業者検査については、6.2 設計及び工事の計画の策定及び第 39 条 使用前事業者検査の実施に規定する。</p>

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（加工施設（濃縮））

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
	<p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定例点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定例点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態であることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>(4) 検査実施責任者は、点検を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮している状態であることを第40条に基づき実施する定期事業者検査により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 定期事業者検査の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮している状態であることを確認・評価するために必要な定期事業者検査の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 定期事業者検査の実施時期</p> <p>7 保全の実施</p> <p>(1) 保修担当課長は、6で定めた施設管理実施計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 保修担当課長は、保全の実施に当たって、第37条による設備管理及び第38条による作業管理を実施するとともに、使用前事業者検査等の実施は、第39条、第40条に従う。</p> <p>【略】</p> <p>(4) 保修担当課長及び巡視点検担当課長は、保全の結果について記録する。</p> <p>(作業管理)</p> <p>第38条 保修担当課長は、前条の設備管理の結果に従い、作業を実施する。</p> <p>2 保修担当課長は、加工施設の点検及び工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の加工施設及び周辺環境からの影響による作業の妨げの防止</p> <p>(2) 供用中の加工施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 使用前後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 使用前後での作業設備の管理</p> <p>(6) 第7章に基き放射性廃棄物の管理</p> <p>(7) 第8章に基き放射性物質の管理</p> <p>3 保修担当課長は、前項のうち保安上重要と判断される加工施設の作業を行う場合は、次の各号に定める事項を記載した作業管理に係る実施計画を作成し、事業長の承認を得る。</p> <p>(1) 作業の目的</p> <p>(2) 作業を行う設備等</p> <p>(3) 作業工程</p> <p>(4) 作業実施体制</p> <p>(5) 作業の内容及び保安上必要措置</p> <p>4 事業長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び濃縮取扱主任者の確認をされていることを確認する。</p> <p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第40条 ウラン濃縮工場長は、加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期で確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2 ウラン濃縮工場長は、第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検に関与していない要員を、検査実施責任者として指名する。</p>	

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（加工施設（濃縮））

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
	<p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※ 1 を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検に関与していない要員</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検に関与していない要員</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別個、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要箇所に於いて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 検査実施責任者は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>7 検査実施責任者は、検査の実施時期及び検査が第36条6.1(4)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p> <p>※ 1：プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>b. 試験動作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>c. a.、b.による方法のほか、設定した期間において技術基準に適合している状態を維持することを判定できる方法</p>	
<p>○点検等の範囲</p> <p>点検等を実施する機器等又は系統ごとに、以下の視点を踏まえて点検方法として適切な単位で計画することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用前事業者検査等又は定期事業者検査に係る点検等</li> <li>・長期施設管理方針を踏まえて実施する点検等</li> <li>・性能維持のための措置を伴う点検等</li> </ul> <p>これら以外の点検等については、系統単位でまとめる等簡易な扱いとすることができる。</p>	<p>(施設管理計画)</p> <p>第36条</p> <p>【略】</p> <p>3 保安対象範囲の策定</p> <p>保安担当課長は、加工施設の中から保安を行うべき対象範囲を選定する。</p>	<p>ガイドの記載を参考に、保安の対象範囲を選定することを規定する。</p>
<p>○点検等の方法</p> <p>使用前点検の方法としては、設置事項が適切に具体化され、施工管理が適切になされているかどうかを確認できるよう検討することが必要であり、その上で要求事項に適合していることを確認するものである必要がある。また、使用前点検では、使用中点検で経年劣化の傾向を監視する上での初期点検を取得することも重要である。</p> <p>使用中点検の方法としては、点検等を行う設備等の施設管理の重要度を踏まえて、①時間基準保全、②状態基準保全（機器等の状態を監視し、その状態を基準に点検等の時期を定める方式）、及び③事後保全（機器等の機能喪失発見後に修復を行う方式）のいずれかの保全方式とする※ 4 を明確にした上で、経年劣化事象による劣化の有無及び劣化の傾向を監視できるものであるか、性能維持のための措置を伴うものであるかを含め、点検等の内容を明確にする必要がある。</p> <p>状態基準保全の方式とする点検等（時間基準保全の方式とする際、状態監視も合わせて行う場合の状態監視に係る点検等を含む。以下同じ。）については、状態監視データの採取の方法を明確にする必要がある。</p> <p>各部の損傷、変形及び摩耗等による異常の発生兆候を作用している状態を確認するための方法としては、一般社団法人日本電気協会電気技術課程「原子力発電所の保守管理規程」（J E A C 4 2 0 9 - 2 0 0 7）に記載されている設備診断技術※ 5 により異常の兆候を把握するなどの方法があり、これらを適切に実施していくことにより、設備の信頼性を向上させていくことが重要である。</p> <p>【日本電気協会「原子力発電所の保守管理規程（J E A C 4 2 0 9 - 2 0 0 7）」及び関連技術に関する技術評価書（平成20年12月）】</p> <p>また、検査の方法については、検査の独立性の確保の観点から、検査の判定に係る実施体制も含めて、検査の体系を具体的に整理する必要があり、要求事項に適合している状態を維持されていることを体系的に確認できるよう構成される必要がある。特に検査に係る責任者及び要員は、当該検査対象となる機器等を所管する者又は検査対象の施設管理に係る保安活動を行う部門から判定に関して影響を受けないよう配慮（注）する必要がある。また、思い込みによる確認漏れや人手不足などの資源不足による不十分な確認を是正できるよう留意して体制を整備し、実施していく必要がある。</p> <p>なお、点検等の結果については、できる限り事後の検証可能な方法とし、事後の検証が困難なものについては、あらかじめ科学的・技術的に妥当性が検証され、要領書や手順書において明確化された工程、手順及び方法を用いて、透明性のある方法で実施し、これらの客観的な記録を残す必要がある。</p> <p>※ 4 時間基準保全として、状態監視の点検実績を積み、劣化の傾向を把握していく方式もある。また、事後保全においては、適切な時期に</p>	<p>(施設管理計画)</p> <p>第36条</p> <p>【略】</p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 保安担当課長は、加工施設の生産停止中又は運転中点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 保安担当課長は、構築物、系統及び機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>① 時間基準保全</p> <p>② 状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 保安担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 点検の具体的方法</p> <p>② 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮している状態であることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③ 実施頻度</p> <p>④ 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、状態監視として巡視点検又は定例試験を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い、状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的な採取方法</p>	<p>ガイドの記載を参考に、予防保全（時間基準保全、状態基準保全）を基本とし、予防保全、事後保全のいずれかの方式を選定することを規定する。</p> <p>ガイドの記載を参考に、点検を行う構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮している状態であることを定例試験、使用前事業者検査、定期事業者検査により確認することを規定する。</p> <p>ガイドの記載を参考に、使用前事業者検査、定期事業者検査においては、検査の独立性を確保することを規定する。</p>



保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（加工施設（濃縮））

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
<p>機能喪失が発見できるように巡視及び点検等を計画する必要がある。</p> <p>※5 具体的には、日本電気協会電気技術指針「原子力発電所の設備診断に関する技術指針—回転機械振動診断技術」（J E A G 4 2 2 1 - 2 0 0 7）等の指針に診断方法が取りまとめられているものがある。</p> <p>（注）重大事故の発生及び広大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改修等）又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。</p> <p>○点検等の実施頻度</p> <p>実施頻度としては、使用中点検について、使用前点検の実施時期を始点として実施頻度を定め、予防保全である時間基準保全及び状態基準保全の方式については、経年劣化事象を考慮の上、所定の機能を発揮できなくなる前に点検等を行うよう実施頻度を設定する必要がある。</p> <p>そのため、時間基準保全の方式とする点検等の実施頻度については点検等を行う間隔（月、年、運転・保全サイクル等）、状態基準保全の方式とする点検等の実施頻度については、状態監視データの採取頻度とする。</p> <p>特に定期事業者検査に係る点検等については、Ⅲ. 2.（2）に記載とおり、一定の期間を設定し、また保全の有効性評価で見直しを検討する際に考慮する事項を踏まえて実施頻度を設定する必要がある。</p> <p>○点検等の時期</p> <p>点検等の時期としては、点検等を行う際の原子力施設の状態として、①停止中、②試運転段階、及び③運転中（試運転中を除く。）のいずれかに区別する必要がある。</p> <p>○点検等の計画及び実施に当たりの留意事項</p> <p>計画した実施頻度の範囲内で点検等を実施していく必要があるため、過去直近の点検等の時期と当該点検等の実施頻度を踏まえて、次回の点検等の実施期限を明確にして、それまでに確実に点検等を実施するよう管理する必要がある。また、類似の設備等が多数あり、順次点検等していくこととしているものについては、実施時期に偏りがあった場合には、継続的な監視としての点検量が不足する期間が発生するおそれがあることから、全体として計画的に実施する必要がある。</p> <p>巡視及び点検等の結果を踏まえ、機能の回復（予防保全を含む。）を図る場合には、できる限り、事前その方法、体制等を確認し、機能回復後の点検等を含めて、手順等を明確しておくことが重要である。その際、設備構成の変更を伴わず、取替工事にも該当しない軽微な作業であっても、機能の回復のために行う溶接などの作業について、施工部周辺への影響を適切に評価するとともに、施工後において当該影響範囲の健全性を適切に確認することを含めて検討する必要がある。</p>	<p>ii) 機器の故障の兆候を検出するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定期点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定期点検の具体的方法</p> <p>ii) 構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮する状態であることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。</p> <p>(4) 検査実施責任者は、点検を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮する状態であることを第40条に基づき実施する定期事業者検査により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 定期事業者検査の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮する状態であることを確認・評価するために必要な定期事業者検査の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 定期事業者検査の実施時期</p> <p>6.2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 保樹担当課長は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、計画段階において、法令に基づく必要な手続き※1の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 保樹担当課長は、加工施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 検査実施責任者は、工事を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮する状態であることを第39条に基づき実施する使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試験（以下「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮する状態であることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p> <p>※1：法令に基づく手続きとは、法第16条（変更の許可及び届出）及び第16条の2（設計及び工事の計画の認可）、及び第16条の3第3項（使用前事業者検査の確認申請）に係る手続きをいう。</p> <p>（使用前事業者検査の実施）</p> <p>第39条 ウラン濃縮工場長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる加工施設の設置又は変更の工事に当たり、設工認に従って行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を締括する。</p> <p>2 ウラン濃縮工場長は、第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事に関与していない要員を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の加工施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a. 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b. 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号 a.及び b.の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名</p>	

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（加工施設（濃縮））

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
	<p>する。</p> <p>(1) 第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事に関与していない要員</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者の中で、当該工事に関与していない要員</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 検査実施責任者は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>7 検査実施責任者は、検査の実施時期及び検査が第36条6.2(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p> <p>※1：検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>b. 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c. その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>（定期事業者検査の実施）</p> <p>第40条 ウラン濃縮工場長は、加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期確認するための定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2 ウラン濃縮工場長は、第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検に関与していない要員を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第7条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の工事又は点検に関与していない要員</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事又は点検の調達における供給者のなかで、当該工事又は点検に関与していない要員</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 検査実施責任者は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>7 検査実施責任者は、検査の実施時期及び検査が第36条6.1(4)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p> <p>※1：プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法</p> <p>b. 試験運転作その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法</p> <p>c. a.、b.による方法のほか、設定した期間において技術基準に適合している状態を維持することを判定できる方法</p>	
<p>オ. 工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置（4号ホ）</p> <p>工事及び点検等の工程に応じて、原子力施設の運転等の停止時※6を含めて、当該工程における原子力施設の状況、遵守すべき運転上の制限及びその遵守のための具体的な対策を計画し、施設管理に係る保安活動の実施に当たって保安を確保する必要がある。</p> <p>なお、上述の計画は報告時点のものとし、工程の期間変更といった各工程における措置に変更がない場合には、報告の内容を変更する必要はないものとする。</p> <p>※6 オ. の趣旨は、定期事業者検査のため停止していた沸騰水型原子炉において、制御棒運動加水圧系の点検等の作業中に、想定外の制御棒の引き抜きが起きたことを踏まえたものである。</p>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第36条</p> <p>【略】</p> <p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 保全管理課長は、3の保全対象範囲に対し、保安課長及び検査実施責任者が作成する6.1から6.3の計画に基づき、次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、ウラン濃縮工場長の承認を得る。</p> <p>【略】</p>	<p>ガイドの記載を参考に、施設管理実施計画に保安の確保のための措置を定めることを規定する。</p> <p>ガイドの記載を参考に、設計管理及び作業管理において、保安上重要と判断される設計及び工事、作業については別途実施計画を作成し、その中で保安上必要な措置を定めることを規定する。</p>

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（加工施設（濃縮））

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
	<p>e. 加工施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</p> <p>（設備管理）</p> <p>第37条 保修担当課長は、加工施設の工事を行う場合、新たな設備又は過去に実施した設備結果の変更が該当するかどうかを判断する。</p> <p>2 保修担当課長は、第1項において第6条7.3の適用の対象と判断した場合、第6条7.3に従って実施する。</p> <p>3 保修担当課長は、前項のうち保安上重要と判断される設備を行う場合は、次の各号に定める事項を記載した設備管理に係る実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 設備の目的</p> <p>(2) 設備を行う設備等</p> <p>(3) 工程</p> <p>(4) 実施体制</p> <p>(5) 設備の内容及び保安上必要な措置</p> <p>4 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p> <p>5 本条における設備管理とは、保安の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理及び第39条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p> <p>（作業管理）</p> <p>第38条 保修担当課長は、前条の設備管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2 保修担当課長は、加工施設の点検及び工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の加工施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p> <p>(2) 供用中の加工施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 使用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 使用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第7章に基づき放射線管理</p> <p>(7) 第8章に基づき放射線管理</p> <p>3 保修担当課長は、保安上重要と判断される作業を行う場合は、次の各号に定める事項を記載した作業管理に係る実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 作業の目的</p> <p>(2) 作業を行う設備等</p> <p>(3) 作業工程</p> <p>(4) 作業実施体制</p> <p>(5) 作業の内容及び保安上必要な措置</p> <p>4 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p>	
<p>カ. 施設管理に係る保安活動の結果の確認及び評価の方法（第4号ハ）</p>		
<p>設備の結果の確認及び評価においては、要求事項との対応関係を明確にし、要求事項を満たしているかどうかを検証することが必要であり、改善すべき事項が見つかった場合には設備の方法等の問題点を分析することが必要である。</p> <p>工事の結果の確認及び評価においては、点検等で確認することになるが、点検等の結果として工事の不備等が確認された場合においてその原因等を分析することが必要である。</p> <p>点検等の結果の確認及び評価については、点検等においてあらかじめ設定した判定基準に基づき対応することになるが、その際、Ⅲ. 5. に記載の原子力施設の評価を含め、経年劣化の傾向が見られるものであって引き続き使用するものにおいては、その後の使用における経年劣化の進展を評価し、次回の点検等まで機能を維持することの評価が必要である。</p>	<p>（設備管理）</p> <p>第37条</p> <p>【略】</p> <p>2 保修担当課長は、第1項において第6条7.3の適用の対象と判断した場合、第6条7.3に従って実施する。</p> <p>（施設管理計画）</p> <p>第36条</p> <p>【略】</p> <p>8 保安の結果の確認・評価</p> <p>(1) 保修担当課長は、あらかじめ定められた方法で、保安の実施段階で採用した構築物、系統及び機器の保安の結果から所定の機能を発揮している状態にあることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 検査実施責任者は、加工施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、使用前事業者検査等を実施する。</p> <p>(3) 保修担当課長は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保安が実施されていることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※2：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保安の完了時をいう。</p>	<p>ガイドの記載を参考に、設備の結果の確認及び評価を品質マネジメントシステムの章で定める設備開発に従って実施することを規定する。</p> <p>ガイドの記載を参考に、保安（設備、工事及び点検等）の実施段階で使用前事業者検査等により結果の確認・評価を行い、この評価結果を踏まえ、保安活動指標の監視結果、保安データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績等を組み合わせることにより保安の有効性評価を行うことを規定する。</p> <p>ガイドの記載を参考に、保安を実施した構築物等が所定の機能を発揮していることを確認・評価できない場合等は不適当管理・是正処置を講ずることを規定する。</p>

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（加工施設（濃縮））

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
	<p>9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 保樹担当課長は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a.及び b.に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</p> <p>a. 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合であって、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 保樹担当課長は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響を照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 保樹担当課長は、(1)及び(2)の活動を第6条に基づき実施する。</p> <p>10 保全の有効性評価</p> <p>保樹担当課長は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 保樹担当課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。</p> <p>なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理目標の監視結果</p> <p>b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c. トラブル等運転経験</p> <p>d. 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 保樹担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保全方式を変更する場合は、6.1に基づき保全方式を選定する。</p> <p>また、構築物、系統及び機器の点検部帯を変更する場合は、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検及び取替結果の評価</p> <p>b. 劣化トレンドによる評価</p> <p>c. 類似機器等のベンチマークによる評価</p> <p>d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 保樹担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録し、保全管理課長へ通知する。</p>	
<p>キ、施設管理に係る保安活動の結果の確認及び評価の結果を踏まえた処置（第4号ト）</p>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第36条</p> <p>【略】</p> <p>9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 保樹担当課長は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a.及び b.に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</p> <p>a. 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合であって、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 保樹担当課長は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響を照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 保樹担当課長は、(1)及び(2)の活動を第6条に基づき実施する。</p>	<p>ガイドの記載を参考に、保全を実施した構築物等が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合等は不適合管理・是正処置を講じること、また他の原子力施設の運転経験等の知見を基に未然防止処置を講じることを規定する。</p>
<p>施設管理に係る保安活動の結果の確認及び評価で特定された問題点等の原因を除去し、さらに類似の事象が発生しないよう施設管理に係る保安活動の方法、体制等を見直すとともに、改めて必要な措置を実施する必要がある。特に、点検等の結果として、設計段階や点検等の計画段階において想定していた経年劣化の傾向との相違があった場合には、設計の見直し等まで遡って検討するなど、必要に応じて施設管理に係る保安活動全体に是正処置及び未然防止処置を検討し、対応を図る必要がある。</p>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第36条</p> <p>【略】</p> <p>5 保全活動管理目標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>【略】</p> <p>(4) 保全管理課長は、監視計画に従い保全活動管理目標に関する情報の採択及び監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 保全管理課長は、3の保全対象範囲に対し、保樹担当課長及び検査実施責任者が作成する6.1から6.3の計画に基づき、次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、ウラン濃縮工場長の承認を得る。</p> <p>【略】</p> <p>h. 加工施設の施設管理に関する記録に関すること</p> <p>7 保全の実施</p> <p>【略】</p> <p>(4) 保樹担当課長及び監視点担当課長は、保全の結果について記録する。</p>	<p>ガイドの記録を参考に、施設管理に係る活動の記録、使用前事業者検査及び定期事業者検査に係る記録を管理することを規定する。</p>
<p>ク、施設管理に関する記録（第4号子）</p>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第36条</p> <p>【略】</p> <p>5 保全活動管理目標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>【略】</p> <p>(4) 保全管理課長は、監視計画に従い保全活動管理目標に関する情報の採択及び監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 保全管理課長は、3の保全対象範囲に対し、保樹担当課長及び検査実施責任者が作成する6.1から6.3の計画に基づき、次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、ウラン濃縮工場長の承認を得る。</p> <p>【略】</p> <p>h. 加工施設の施設管理に関する記録に関すること</p> <p>7 保全の実施</p> <p>【略】</p> <p>(4) 保樹担当課長及び監視点担当課長は、保全の結果について記録する。</p>	<p>ガイドの記録を参考に、施設管理に係る活動の記録、使用前事業者検査及び定期事業者検査に係る記録を管理することを規定する。</p>
<p>一連の施設管理に係る保安活動においては、要求事項との関連が明確となるように記録するとともに、判断根拠等の客観的事実も含めて、可能な限りの事後の検証が可能な形で適切性を示せるようトレーサビリティを確保した記録を作成し、保存する必要がある。</p>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第36条</p> <p>【略】</p> <p>5 保全活動管理目標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>【略】</p> <p>(4) 保全管理課長は、監視計画に従い保全活動管理目標に関する情報の採択及び監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 保全管理課長は、3の保全対象範囲に対し、保樹担当課長及び検査実施責任者が作成する6.1から6.3の計画に基づき、次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、ウラン濃縮工場長の承認を得る。</p> <p>【略】</p> <p>h. 加工施設の施設管理に関する記録に関すること</p> <p>7 保全の実施</p> <p>【略】</p> <p>(4) 保樹担当課長及び監視点担当課長は、保全の結果について記録する。</p>	<p>ガイドの記録を参考に、施設管理に係る活動の記録、使用前事業者検査及び定期事業者検査に係る記録を管理することを規定する。</p>

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（加工施設（濃縮））

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明															
	<p>8 保全の結果の確認・評価                      (1) 保修担当課長は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の保全の結果から所定の機能を発揮している状態であることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。                      【略】                      (3) 保修担当課長は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。                      ※2：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>10 保全の有効性評価                      【略】                      (3) 保修担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録し、保全管理課長へ通知する。</p> <p>11 施設管理の有効性評価                      【略】                      (2) 保全管理課長は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p>（使用前事業者検査の実施）                      第39条                      【略】                      6 検査実施責任者は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。                      【略】                      (2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>（定期事業者検査の実施）                      第40条                      【略】                      6 検査実施責任者は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。                      【略】                      (2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>（記録）                      第90条 作成責任者及び保存責任者は、別表35に定めるところにより、保安に関する記録を適正に作成し、保存する。</p> <p>別表35 保安に関する記録（第90条関係）                      1. 加工規則第7条に基づく記録</p> <table border="1" data-bbox="1190 1394 2318 1791"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>作成責任者</th> <th>保存責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 加工施設の施設管理（加工規則第7条の4第1項に規定するものをいう。以下、この表において同じ。）に係る記録 (1) 使用前確認の結果</td> <td>確認の都度</td> <td>機械保全課長、電気計装保全課長</td> <td>機械保全課長、電気計装保全課長</td> <td>同一事項に関する次の確認のときまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(2) 加工規則第7条の4第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名</td> <td>施設確認の実施の都度</td> <td>機械保全課長、電気計装保全課長、放射線管理課長</td> <td>機械保全課長、電気計装保全課長、放射線管理課長</td> <td>施設管理を実施した加工施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者	保存期間	1. 加工施設の施設管理（加工規則第7条の4第1項に規定するものをいう。以下、この表において同じ。）に係る記録 (1) 使用前確認の結果	確認の都度	機械保全課長、電気計装保全課長	機械保全課長、電気計装保全課長	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	(2) 加工規則第7条の4第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設確認の実施の都度	機械保全課長、電気計装保全課長、放射線管理課長	機械保全課長、電気計装保全課長、放射線管理課長	施設管理を実施した加工施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間	
記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者	保存期間													
1. 加工施設の施設管理（加工規則第7条の4第1項に規定するものをいう。以下、この表において同じ。）に係る記録 (1) 使用前確認の結果	確認の都度	機械保全課長、電気計装保全課長	機械保全課長、電気計装保全課長	同一事項に関する次の確認のときまでの期間													
(2) 加工規則第7条の4第1項第4号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設確認の実施の都度	機械保全課長、電気計装保全課長、放射線管理課長	機械保全課長、電気計装保全課長、放射線管理課長	施設管理を実施した加工施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間													

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（加工施設（濃縮））

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）					説明															
	(3) 加工規則第7条の4第1項第5号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者	評価の都度	保安管理課長	保安管理課長	評価を実施した加工施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間																
	【略】	【略】	【略】	【略】	【略】																
	2. 加工規則第3条の4の3及び第3条の11に基づく記録																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>作成責任者</th> <th>保存責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項</td> <td>検査の都度</td> <td>検査実施責任者</td> <td>検査実施責任者</td> <td>当該使用前事業者検査に係る加工施設の存続する期間</td> </tr> <tr> <td>2. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項</td> <td>検査の都度</td> <td>検査実施責任者</td> <td>検査実施責任者</td> <td>その加工施設が廃棄された後5年が経過するまでの間</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者	保存期間	1. 使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	検査実施責任者	検査実施責任者	当該使用前事業者検査に係る加工施設の存続する期間	2. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	検査実施責任者	検査実施責任者	その加工施設が廃棄された後5年が経過するまでの間	検査の都度	検査実施責任者	検査実施責任者	その加工施設が廃棄された後5年が経過するまでの間	
記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者	保存期間																	
1. 使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	検査実施責任者	検査実施責任者	当該使用前事業者検査に係る加工施設の存続する期間																	
2. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	検査実施責任者	検査実施責任者	その加工施設が廃棄された後5年が経過するまでの間																	
5. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価及び反映（第1項第5号及び第6号）																					
<p>施設管理方針及び施設管理目標の評価については、施設管理の全体の実施状況を踏まえて、管理体制等の改善を検討する必要がある。</p> <p>施設管理実施計画の評価については、4.ア.の計画の期間ごとに施設管理に係る保安活動の実施状況を評価し、その後の施設管理に係る保安活動がより効果的かつ適切に実施されるよう、計画を改善していく必要がある。</p> <p>特に、施設管理目標及び施設管理実施計画については、経年劣化事象を考慮した上で、少なくとも以下の項目について最新の情報を収集して評価し、設備等の信頼性を向上させるよう検討する必要がある。その際には、点検等の計画段階において想定していた経年劣化の傾向との相違の有無等を全体的に確認し、今後の点検等において想定すべき事項として経年劣化の傾向等を評価することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 施設管理目標の監視結果</li> <li>ii. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</li> <li>iii. トラブル等の経緯その他の運転記録</li> <li>iv. 高経年化技術評価、安全性向上評価及び定期安全レビューの結果（該当する場合）</li> <li>v. 他の原子力施設のトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</li> </ul>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第36条</p> <p>【略】</p> <p>10 保安の有効性評価</p> <p>保安担当課長は、保安活動から得られた情報等から、保安の有効性を評価し、保安が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 保安担当課長は、あらかじめ定められた時期及び内容に基づき、保安の有効性を評価する。</p> <p>なお、保安の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 保安活動管理目標の監視結果</li> <li>b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</li> <li>c. トラブル等運転記録</li> <li>d. 経年劣化に関する技術的な評価</li> </ul>					<p>ガイドの記載を参考に、保安の有効性評価としてあらかじめ定められた時期に保安活動管理目標の監視結果等を組み合わせ評価し、必要に応じ保安方式を変更すること、また保安の有効性評価結果及び施設管理目標の達成状況から施設管理の有効性を評価し、継続的な改善を行っていくことを規定する。</p>															

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（加工施設（濃縮））

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
<p>vi. リスク情報及び科学的知見</p>	<p>e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ f. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 保守担当課長は、保安の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統及び機器の保安方式を変更する場合は、6.1に基づき保安方式を選定する。 また、構築物、系統及び機器の点検箇所を変更する場合は、保安重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検及び取替結果の評価 b. 劣化トレンドによる評価 c. 類似機器等のベンチマークによる評価 d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 保守担当課長は、保安の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録し、保安管理課長へ通知する。</p> <p>11 施設管理の有効性評価 (1) 事業部長は、定期的に保安管理課長に10の保安の有効性評価の結果及び1の施設管理目標の達成状況を報告させ、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。 (2) 保安管理課長は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p>	
6. 特別な施設管理実施計画（第1項第7号）		
<p>○特別な施設管理実施計画が必要な場合 発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他原子力施設の施設管理を行う観点から特別な状態ある場合においては、特別な施設管理実施計画を定め、実施する必要がある。 相当期間とは、おおむね1年以上とする。特別な状態ある場合とは、比較的広範な機器等に対し追加的な点検等を実施する必要がある場合や設備全般に対する長期保管対策を実施する場合等とする。</p> <p>○特別な施設管理実施計画の内容 特別な施設管理実施計画の内容としては、VI. 3. 及び4. の事項について、原子力施設の状況に応じて、適切な時期に点検等を行うことを定める必要がある。 特別な施設管理実施計画の始期及び期間は、原子力施設の状況に応じたものとして設定する必要がある。 新たな施設管理実施計画の期間に移行する場合においては、それまでの点検等の適切性の評価を行った上で、新たに計画した点検等の適切性の評価を行う必要がある。 また、通常の管理とは異なることが想定されるため、当該計画の実施に係る体制、記録管理等について検討し、定める必要がある。</p>	<p>（施設管理計画） 第36条 【略】 6.3 特別な保安計画の策定 (1) 保守担当課長は、地震、事故等により長期停止を伴った設備の保安を実施する場合等は、特別な措置として、あらかじめ加工施設の状況に応じた保安方法及び実施時期を定めた計画を策定する。 (2) 保守担当課長は、特別な保安計画に基づき保安を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮する状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 点検の具体的方法 b. 所定の機能を発揮する状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準 c. 点検の実施時期</p>	<p>ガイドの記載を参考に、地震、事故などにより長期停止を伴った設備の保安を実施する場合は特別な措置として加工施設の状況に応じた保安方式及び実施時期を定めた計画を策定し、この計画に基づき保安を行っていくことを規定する。</p>
7. 原子力施設の経年劣化に関する技術評価に基づく長期施設管理方針の反映（第2項）		
<p>原子力施設の経年劣化に関する技術評価及び長期保守管理方針の策定と変更については、表5に記載した文書を参考にし、定められた長期施設管理方針をVI. 2. に記載している施設管理方針に反映することにより、施設管理における各種活動を一体として実施していく必要がある。</p>	<p>（施設管理計画） 第36条 【略】 1 施設管理方針及び施設管理目標 【略】 (2) さらに、第41条に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い保安を実施することを施設管理方針に反映する。</p> <p>（加工施設の経年劣化に関する技術評価及び長期施設管理方針） 第41条 保安管理課長は、事業開始後20年を経過する日までに、加工施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施手順及び実施体制を定め、実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。 2 保安管理課長は、10年を超えない期間ごとに行う再評価の実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。 3 事業部長は、第1項及び前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。 4 各課長は、第1項及び第2項の実施計画に基づき、評価を実施する。 5 各課長は、前項の評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。 6 保安管理課長は、第4項の評価の結果を作成するとともに、加工施設の保安のために有効な追加措置が抽出された場合は、長期施設管理方針を策定し、事業部長の承認を得る。 7 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会及び品質・保安会議における審議並びに核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。 8 加工施設の長期施設管理方針は添付3に示すものとする。</p>	<p>ガイドの記載を参考に、事業開始後20年を経過する日までに、またその後10年を超えない期間ごとに経年劣化に関する技術的な評価を行い、保安のために有効な追加措置が抽出された場合は長期施設管理方針を策定することを規定する。</p> <p>ガイドの記載を参考に、長期施設管理方針を策定又は変更した場合は施設管理方針に反映することを規定する。</p>

濃縮・埋設事業所 廃棄物埋設施設保安規定  
保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料

2020年8月17日  
日本原燃株式会社



保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（埋設施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
II. 使用前事業者検査又は使用前検査		
1. 使用前事業者検査又は使用前検査の実施		
<p>第1号から第3号までに規定する「十分な方法」は次に掲げるとおりとし、設計及び工事の計画の認可又は届出（以下「設工認」という。）、核燃料物質の使用の許可（以下「使用許可」という。）、保安規定等に基づき、原子力施設の特性に応じ、検査の時期、実施場所、対象、方法及び判定基準を加えて、検査体制、記録方法等をあらかじめ第2項に規定する検査実施要領書に定め、これに従って実施する必要がある。</p> <p>また、実用発電用原子炉施設（以下「実用炉施設」という。）では、検査対象となる構造物、系統、設備、機械又は器具（以下「機器等」という。）ごとに対応する技術基準の条項ごとの要求事項及び設工認に記載される機器等の仕様を整理し、これらに留意して検査の方法を設定する必要がある（別記1）。</p> <p>（1）第1項第1号に規定する方法</p> <p>第1号に規定する「構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法」には、表4-1から表4-3までに示す材料検査、寸法検査、外観検査、非破壊検査、漏えい検査等を必要に応じ適切に組み合わせた客観性を有するものであることが必要である。なお、溶接に係る使用前事業者検査及び使用前検査（以下「使用前事業者検査等」という。）の方法は、表4-2に示す事項（溶接施工法に関する検査及び溶接士の技能に関する検査に係るものに限る。）をあらかじめ確認した後、表2に示す規則の「材料及び構造」に定める溶接部（耐圧部分の溶接部及び主要な耐圧部の溶接部を含む。）に対して、表4-2に示す溶接施工した構造物に対する検査に係る検査の方法等に留意して設定する必要がある。また、燃料体に係る使用前事業者検査の方法は、燃料体の加工の工程を考慮し、表4-3に示す検査の方法に留意して設定する必要がある。</p> <p>（2）第1項第2号に規定する方法</p> <p>第2号に規定する「機能及び性能を確認するために十分な方法」には、表4-1に示す特性検査、機能・性能検査及び総合性能検査等を必要に応じ適切に組み合わせた客観性を有するものであることが必要である。</p> <p>（3）第1項第3号に規定する方法</p> <p>第3号に規定する「その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法」（使用施設等にあつては、「その他使用施設等が法第55条の2第2項各号のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法」）には、設工認における工事計画で定められた仕様（使用施設等の場合は、使用許可の記載事項及び技術基準）、基本設計方針等と適合するように施工されているかどうかを確認できる方法であることが必要である。また、第1号及び第2号の方法では確認できないものについて、施工管理等の状況も含めて確認できる方法であることが必要である。</p> <p>設工認のうち「基本設計方針」については、技術基準の要求を満たすための基本的な方針が定められており、機器等の仕様等のハード面だけでなく、品質マネジメントシステムとの関連、事業者活動や運用等のソフト面の方針も記載されている必要がある。「基本設計方針」に対する使用前事業者検査の適合性確認においては、機器等の仕様等に対する要求事項に加え、設計、工事、事業者検査等の保安活動に対する要求事項についても適合していることが確認されている必要がある。この際、技術基準の要求事項が整理され、設計から工事及び使用前事業者検査までの各プロセスにどのように反映されているかを明確しておく必要がある。</p> <p>設工認のうち「品質マネジメントシステム」及び使用許可のうち「品質管理に必要な体制の整備に関する事項」（以下「品質マネジメントシステム等」という。）については、原子力施設の設置から廃止までの保安のための業務に係る一連の品質管理に必要な体制を管理する仕組みを明確に定め、当該記載に従って施工及び検査のPDCAサイクルに係る保安活動が行われることが記載されている。この「品質マネジメントシステム等」に対する使用前事業者検査等の適合性確認においては、上述のPDCAサイクルが確実に機能しているかについても確認されている必要がある。</p>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第22条 埋設施設について事業許可（変更許可）を受けた設備に係る事項及び埋設規則第6条を含む要求事項への適合を維持し、埋設施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>【略】</p> <p>6.2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 開発部部長及び管理担当課長は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き※1の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>【略】</p> <p>(3) 管理担当課長は、工事を実施する設備が、所定の機能を発揮する状態にあることを自主検査等により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 自主検査等の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮する状態にあることを確認・評価するために必要な自主検査等の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 自主検査等の実施時期</p> <p>※1：法令に基づく手続きとは、法第51条の5（変更の許可及び届出等）に係る手続きをいう。</p> <p>（廃棄物埋設施設等の確認に係る自主検査の実施）</p> <p>第25条 安全管理部部長は、廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の対象となる廃棄物埋設施設等の設置、変更の工事又は実施に当たり、埋設規則第6条へ適合することを確認するための自主検査を統括する。</p> <p>2 検査課長は検査実施責任者として、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の埋設施設が次の基準と適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a. 施設確認項目に適合したものであること。</p> <p>b. 埋設規則第6条の技術基準と適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の埋設施設前号a.及びb.の基準と適合することを最終判断する。</p> <p>3 検査課長は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>(1) 検査課員のうち、検査対象となる廃棄物埋設施設等の設置、変更の工事又は実施に関与していない要員</p> <p>(2) 検査対象となる廃棄物埋設施設等の設置、変更の工事又は実施の調達における供給者の中で、当該工事に関与していない要員</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>4 検査課長は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査課長及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>5 検査課長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>6 検査課長は、検査の実施時期及び検査が第22条6.2(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p> <p>※1 検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>① 構造、強度及び透水性を確認するために十分な方法</p> <p>② 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>③ その他廃棄物埋設施設等の設置、変更の工事又は実施がその事業変更許可に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p>	<p>ガイドの記載を参考に、検査の時期、対象、方法、判定基準、検査体制及び記録方法等を規定する。</p>
2. 使用前事業者検査等の結果の記録		

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（埋設施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明																	
<p>II. 1. に記載している検査の時期、対象、方法その他必要な事項をあらかじめ定めた検査実施要領書に基づき使用前事業者検査等を実施した結果について、第1項に掲げる事項を記載した使用前事業者検査成績書等を作成し、第2項に従い記録の保存を行うものとする。</p>	<p>（廃棄物埋設施設等の確認に係る自主検査の実施）</p> <p>第25条</p> <p>【略】</p> <p>5 検査課長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>【略】</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>（記録）</p> <p>第66条 作成責任者及び保存責任者は、別表20に定めるところにより、保安活動に関する記録を適正に作成し、保存する。</p> <p>【略】</p> <p>別表20 保安活動に関する記録</p> <p>1. 埋設規則第13条に基づき記録</p> <table border="1" data-bbox="1249 646 2309 1121"> <thead> <tr> <th></th> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>作成責任者</th> <th>保存責任者*2</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(4)廃棄物埋設施設の施設管理に係る記録</td> <td>イ 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名</td> <td>施設管理の実施の都度</td> <td>施設管理を行った課長</td> <td>施設管理を行った課長</td> <td>施設管理を実施した廃棄物埋設施設の解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間（廃棄物埋設地に係る場合にあつては、法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間）</td> </tr> <tr> <td>ロ 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>評価を行った各職位の者</td> <td>評価を行った各職位の者</td> <td>評価を実施した廃棄物埋設施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間</td> </tr> </tbody> </table>		記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者*2	保存期間	(4)廃棄物埋設施設の施設管理に係る記録	イ 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を行った課長	施設管理を行った課長	施設管理を実施した廃棄物埋設施設の解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間（廃棄物埋設地に係る場合にあつては、法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間）	ロ 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	評価を行った各職位の者	評価を行った各職位の者	評価を実施した廃棄物埋設施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	<p>ガイドの記載を参考に、廃棄物埋設施設等の確認に係る自主検査の記録の管理を行うことを規定する。</p>
	記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者*2	保存期間														
(4)廃棄物埋設施設の施設管理に係る記録	イ 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を行った課長	施設管理を行った課長	施設管理を実施した廃棄物埋設施設の解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間（廃棄物埋設地に係る場合にあつては、法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間）														
	ロ 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	評価を行った各職位の者	評価を行った各職位の者	評価を実施した廃棄物埋設施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間														
<p>3. 溶接に係る使用前事業者検査等を行った旨の表示</p>	<p>—</p>	<p>埋設施設においては、溶接に係る使用前事業者検査の実施はないため、保安規定に規定しない。</p>																	
<p>III. 定期事業者検査</p>																			
<p>1. 定期事業者検査の実施時期</p>																			
<p>(1) 原子力施設の運転等を停止して行う検査（第1項及び第2項）</p> <p>原子力施設の運転等（原子炉の運転及び設備の操作をいう。以下同じ。）の停止時に実施する必要がある機器等の分解検査（III. 2. (1) ①に記載の方法に相当）、その後の機能・性能検査等（III. 2. (1) ②に記載の方法に相当）及び設定した一定の期間中技術基準に適合している状態を維持するかどうかの判定（III. 2. (2)に記載の方法に相当）については、実用炉施設の場合にあつては、第1項の表上欄に掲げる発電用原子炉施設に於いた同表下欄に掲げる時期ごとに、研究開発炉等発電用原子炉施設の場合にあつては、第1項に示すとおり原子力規制委員会が別に定める場合を除き13月を超えない時期ごとに、その他の原子力施設の場合にあつては、第1項に示すとおり原子力規制委員会が別に定める場合を除き12月を超えない時期ごとに行う必要がある。</p> <p>第1項の「運転を開始された日」とは、「使用を開始された日」とは、新設又は増設工事に係る使用前検査の交付日とし、同項中「定期事業者検査が終了した日」とは定期事業者検査報告書（III. 4. (1)に記載した報告書をいう。以下同じ。）において記載された定期事業者検査の終了日とする。</p> <p>また、第1項の「判定期間は、定期事業者検査において設定され、原子力規制検査において、技術基準に適合している状態を維持することが確認された一定の期間をいい、原子力規制委員会の告示で定められる。</p> <p>なお、実用炉施設において、同一の工事又は事業所内の発電用原子炉（号機）間で共用されている発電用原子炉施設に係る定期事業者検査は、原則として、法第43条の3の9又は第43条の3の10の設工認の対象に位置付けられている原子力施設に係る定期事業者検査において行うものとする。</p> <p>核燃料施設等のように、工程ごとに運転状態が異なる原子力施設においては、工程ごとに定期事業者検査の範囲を区切り、それぞれの範囲で実施時期を設定することができる。</p>	<p>—</p>	<p>埋設施設においては、定期事業者検査の実施はないため、保安規定に規定しない。</p>																	

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（埋設施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
<p>(2) 原子力施設の運転等中に行う検査（第3項）</p> <p>原子力施設の運転等時における原子力施設の保安の確保に支障を来さない機器等に係る検査において設定した一定の期間中技術基準に適合する状態を維持するかどうかの判定については、原子力施設の運転を停止して行う検査（Ⅲ. 1. (1)）を行うべき時期より前に実施することができる。具体的には、例えば実用炉施設においては、発電用原子炉の運転停止時に使用する必要がある燃料取扱装置、補助ボイラー等の機器等及び予備品等の発電用原子炉の運転とは関係しない機器等がこれに該当する。また、当該検査の実施の際に保安確保対策を講ずることによって保安の確保が十分に図られる場合も、これに該当するものとするが、定期事業者検査報告書の記載事項である点検、検査等（以下「点検等」という。）を実施する際に行う保安の確保のための措置（Ⅲ. 4. (2)④工）に当該保安確保策を記載する必要がある。</p> <p>(3) 時期変更承認（第4項第1号及び第2号並びに第5項）</p> <p>第1号に基づく定期事業者検査の実施時期の変更に係る承認は、その内容が次の各号に適合しているときは承認する。</p> <p>①当該承認申請が第1回目の定期事業者検査に係るものでないこと。</p> <p>②検査時期の変更による当該原子力施設の運転延長期間（以下単に「運転延長期間」という。）が1月を超えるものでないこと。</p> <p>③当該原子力施設において、法第62条の3の規定（発電用原子炉施設においては原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成24年経済産業省令第71号）第3条第1項の規定を含む。）に基づき原子力規制委員会に報告すべき事象（以下「法令報告事象」という。）が発生している場合にあっては、定期事業者検査の実施時期を変更することによってその是正処置の適切な遂行に支障を来すものでないこと。</p> <p>④運転延長期間中、当該原子力施設の機能及び性能が、該当する定期事業者検査の判定基準を満足するものと評価できること。また、保安規定において認可を受けた運転期間の設定において評価されている制限値等を満足することが確認されていること。</p> <p>第5項に規定する申請書の提出は、第1項に定める時期の2月前までに実行とし、第6項に規定する原子力施設の使用の状況を記載した書類は、③及び④を満足することを説明するものとする必要がある。</p>		
<b>2. 定期事業者検査の実施</b>		
<p>(1) 検査項目・手法（第1項）</p> <p>第1号及び第2号に規定する「十分な方法」は次に掲げるとおりとし、保安規定等に基づき、原子力施設の特徴に応じ、検査の時期、実施場所、対象、方法及び判定基準を加えて、検査体制、記録方法をあらかじめ第6項に規定する検査実施要領書に定め、これに従って実施する必要がある。この「検査の時期」には、検査を行う際の保安規定で定める原子力施設の状態と各検査項目を行おうとする時期を記載するとともに、Ⅲ. 4. (2)④の点検等の時期についても工程表等で明確にする必要がある。</p> <p>① 第1号に規定する方法</p> <p>第1号に規定する「各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法」とは、表4-1に示す分解検査及び補助検査、外観検査、非破壊検査、漏えい（率）検査等を必要に応じ適切に組み合わせた客観性を有するものであることが必要である。また、実用炉施設では、確認対象となる技術基準の条項に対応して、別記1の事項については、特に留意して検査の方法を設定する必要がある。</p> <p>② 第2号に規定する方法</p> <p>第2号に規定する「機能及び作動の状況を確認するために十分な方法」とは、表4-1に示す特性検査、機能・性能検査、総合性能検査等を必要に応じ適切に組み合わせた客観性を有するものであることが必要である。また、実用炉施設では確認対象となる技術基準の条項に対応して、別記1の事項については、特に留意して検査の方法を設定する必要がある。</p> <p>(2) 判定方法（第2項及び第3項）</p> <p>第2項に規定する判定方法、すなわち、「一定の期間」を設定し、その期間において技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法について、以下を踏まえた基本的な考え方及び一定の期間の設定に関する考え方を明確にし、その考え方に従って定期事業者検査（設定した一定の期間中技術基準に適合している状態を維持するかどうかの判定に係るものに限る。）を実施することが必要である。</p> <p>○点検等の実施頻度の設定により機器等を維持する場合</p> <p>Ⅲ. 4. (2)④点検等の方法に記載される時間基準保全の方式（時間を基準に点検等の時期を定める方式をいう。以下同じ。）としている点検等については、その実施頻度の設定において、所定の機能を発揮できなくなる前、すなわち技術基準に適合する状態を維持すると考えられる期間中に点検等を行うように考慮されている。</p> <p>このため、点検等の実施頻度を「一定の期間」とみなすことができる。</p> <p>○機器等の劣化等の程度を定量的に評価して判定する場合</p> <p>機器等の劣化及び特性変化を定量的に評価し判定する検査については、当該検査の実施頻度にかかわらず、当該評価で判定に考慮する期間を一</p>	-	埋設施設においては、定期事業者検査の実施はないため、保安規定に規定しない。

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（埋設施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
<p>定の期間とする必要がある。</p> <p>また、一定の期間の設定においては、第3項に考慮すべき事項が規定されており、同項に掲げられている事項のうち一又は二以上の事項を見知として収集する必要がある。さらに、当該機器等を構成する部品ごとに経年劣化事象を考慮した上で、時間依存性のある劣化事象により技術基準に適合しなくなる前に点検等を行うとの観点で、施設管理の重要度を踏まえて、点検等の実施頻度を決定するための主要部位を抽出し、抽出した主要部位に対して、第3項各号に掲げられている事項を考慮して、以下に示す分類ごとの評価の考え方を踏まえる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・点検等及び取替結果の評価（VI. 5. のii、同項第1号の劣化の有無に相当）</li> </ul> <p>想定される劣化事象に対する設計上の考慮がなされており、過去の点検等又は取替実績で有意な劣化が認められない場合には、当該部位についての実施頻度には影響がないものと評価できる。ただし、点検等の実施頻度の設定において定量的な根拠とはならないことから、その後の機器等の点検等において変更後の点検等の実施頻度においても有意な劣化がないことを確認する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・劣化トレンドによる評価（VI. 5. のii、同項第1号の劣化の傾向に相当）</li> </ul> <p>設計上特定の劣化事象の発生を想定している場合又は過去の運転実績若しくは点検等若しくは取替実績で有意な劣化傾向が認められている場合においては、取替実績等から得られる劣化トレンドから劣化の進展を評価し、変更後の機器等が次回行う点検等までに機能が維持されることを評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の耐久性に関する研究の成果その他の研究成果による評価（VI. 5. のvi、同項第2号に相当）</li> </ul> <p>耐久性に関する研究成果、メーカー推奨等により、変更後の機器等の点検等の実施頻度での使用に対して耐久性があるとの見知が得られていることを評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・類似する機器等の使用実績による評価（VI. 5. のv、同項第3号に相当）</li> </ul> <p>類似する機器等において、変更後の点検の実施頻度以上の頻度での運転実績があり、かつ、点検等の実施頻度を決定する主要部位の劣化起因する故障が生じていないことを評価する。なお、評価に当たっては、想定される劣化事象に係る要因を踏まえ、使用材料及び使用環境を考慮して類似性を確認する必要がある。</p>		
<p>3. 定期事業者検査の結果の記録</p>		
<p>Ⅲ. 2. (1) に記載している検査実施要領書に基づき定期事業者検査を実施した結果について、第1項に掲げる事項を記載した定期事業者検査成績書等を作成し、第2項に従い記録の保存を行うものとする。</p>	-	埋設施設においては、定期事業者検査の実施はないため、保安規定に規定しない。
<p>4. 定期事業者検査の報告</p>		
<p>(1) 定期事業者検査の報告書の記載事項（第2項）</p> <p>第3号の原子力施設の種別については、特に、原子力施設の一部について実施することとしている場合は、当該定期事業者検査の期間で検査対象としている原子力施設範囲を記載する必要がある。なお、実用炉施設において、同じ原子力施設内の複数の発電用原子炉（号機）の設備を共用している場合において他の発電用原子炉（号機）の設備において検査対象として管理しているものは当該号機で検査対象の原子力施設として記載を要さない。</p> <p>「検査開始予定日」とは、原則として、検査対象とする原子力施設の運転等を停止する日（発電用原子炉施設においては発電機を解列する日。以下同じ。）とする。ただし、故障等により原子力施設を停止したこと等により、原子力施設の運転等を停止した日より後に定期事業者検査を実施することとした場合においては、この限りではない。</p> <p>第4号の「検査の実績又は予定の概要」には、当該定期事業者検査の期間で実施し、又は実施することとしている定期事業者検査の項目を記載するとともに、検査の実績については当該検査項目ごとの終了日を記載する必要がある。</p>	-	埋設施設においては、定期事業者検査は実施しないため、保安規定に規定しない。
<p>(2) 定期事業者検査報告書の添付書類記載事項（第3項）</p> <p>① 定期事業者検査の計画（第1号）</p> <p>○定期事業者検査に係る工程</p> <p>計画している工程として、定期事業者検査の開始から終了までの一連の工程、各予定日（実用炉施設においては、開始については発電機の解列日並びに終了については発電用原子炉の起動日及び発電機の並列日を含む。）並びに定期事業者検査の項目ごとの検査の実施時期（前回の定期事業者検査終了以降、当該定期事業者検査開始までに実施した検査（先行実施検査）がある場合は、その旨を明示。）を記載する必要がある。</p> <p>○当該定期事業者検査期間中に実施する工事</p> <p>定期事業者検査の工程に直接影響する工事について、その概要を記載すること。また、定期事業者検査の結果に伴い発生する工事があらかじめ想定される場合は、その旨を記載すること。</p> <p>○当該定期事業者検査期間中に実施する定期事業者検査項目</p> <p>定期事業者検査の全ての検査項目を明示した上で、それぞれの検査項目について、以下の事項を記載する必要がある。</p>	-	埋設施設においては、定期事業者検査は実施しないため、保安規定に規定しない。

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（埋設施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
<p>・当該定期事業者検査の期間中における実施の予定の有無及びその理由（施設管理の目標、施設管理の実施に関する計画（以下「施設管理実施計画」という。）で定めている実施頻度に基づくものか又はこれ以外の状況によるものか等）</p> <p>・前回の定期事業者検査から、定期事業者検査の項目、保全方式、実施頻度及び検査範囲等の内容を変更した場合にはその旨</p> <p>・長期施設管理方針の反映として実施し、又はこれを考慮することにより内容を変更するものか否か</p> <p>○前回の定期事業者検査からの変更点</p> <p>前回の定期事業者検査の結果等を踏まえて今回の定期事業者検査に反映した事項等について、定期事業者検査全体を概括して記載する必要がある。ここで、前回の定期事業者検査の結果等には、当該原子力施設についてのこれまでの運転経緯、国内外におけるトラブル事例等を含むものとする。</p>		
<p>② 施設管理目標（第2号）、施設管理実施計画（第3号）及び定期事業者検査の判定方法（第4号）に係る記載の対象範囲</p> <p>施設管理実施計画及び定期事業者検査の判定方法に記載する事項は、技術基準が適用される設備又は設工認に記載されている設備若しくは施設管理の重要度が高い系統に属する設備について記載する必要がある。</p>	-	埋設施設においては、定期事業者検査は実施しないため、保安規定に規定しない。
<p>③ 施設管理目標（第2号）</p> <p>VI. 3. において記載している「プラントレベルの指標」及び施設管理の重要度が高い系統の「系統レベル」の指標について、①指標、②指標ごとの具体的な目標値を記載する必要がある。</p>	-	埋設施設においては、定期事業者検査は実施しないため、保安規定に規定しない。
<p>④ 施設管理実施計画（第3号）</p> <p>ア. 施設管理実施計画の始期及び期間（イ）</p> <p>VI. 4. ア. において記載している計画の始期及び期間として設定しているものを記載する必要がある。</p>	-	埋設施設においては、定期事業者検査は実施しないため、保安規定に規定しない。
<p>イ. 点検計画（第3号）のうち点検等に関する事項</p> <p>VI. 4. イ. において記載している点検等の計画として、点検等の方法、実施頻度及び時期を記載することが必要である。</p> <p>○記載すべき点検の範囲及び単位</p> <p>点検等を実施する機器等又は系統ごとに、点検項目を記載する必要がある。</p> <p>このうち、以下のいずれかに該当する点検については、点検方法として適切な単位に分けて記載する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期事業者検査に係る点検等</li> <li>・長期施設管理方針を踏まえて実施する点検等</li> <li>・定期事業者検査の都度性能維持のための措置を伴う点検等</li> <li>・定期事業者検査に係る点検等の実施頻度より低い実施頻度で行う点検等であって、性能維持のための措置を伴うもの（特に、第7号の定期事業者検査での判定における一定の期間の変更において考慮した事項を記載した書類を提出した以降においては、当該書類において評価対象とした劣化事象に対する性能維持のための措置を伴う点検等は漏れなく記載する必要がある。）</li> </ul> <p>これら以外の点検等については、系統単位でまとめる等、簡易な記載とすることができる。ただし、この場合であってもまとめた点検等の最長の実施頻度を明示する必要がある。</p> <p>○点検等の方法</p> <p>点検等の方法としては、点検等を行う機器等又は系統の施設管理の重要度を踏まえて、時間基準保全、状態基準保全（機器等の状態を監視し、その状態を基準に点検等の時期を定める方式）、及び事後保全（機器等の機能喪失発見後に修復を行う方式）のいずれかの保全方式とすることを明確にした上で、経年劣化事象による劣化の有無及び劣化の傾向を監視できるものであるか、性能維持のための措置を伴うものであるかを含め、点検等の内容が明確となるように記載する必要がある。</p> <p>状態基準保全の方式とする点検等については、状態監視データの採取方法も記載する必要がある。</p> <p>また、定期事業者検査の項目を付記するとともに、「定期事業者検査の実施」に係る規定の第1項各号に掲げる方法で行っているかどうかを示すため、各号との関係を明確にする必要がある。</p> <p>○点検等の実施頻度</p> <p>時間基準保全の方式とする点検等の実施頻度については、点検等を行う間隔（月、年、運転・保全サイクル等）を記載する必要がある。また、状態基準保全の方式とする点検等の実施頻度については、状態監視データの採取頻度を記載する必要がある。</p> <p>点検等の結果及び修復した機器等の交換が推奨された時期を踏まえ、定期機能・性能の回復を図るために行う修理、取替等の工事についても、実施頻度（工事を行う間隔：月、年、施設管理実施期間等）を記載する必要がある。</p>	-	埋設施設においては、定期事業者検査は実施しないため、保安規定に規定しない。

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（埋設施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
<p>○点検等の時期</p> <p>時期としては、点検等を行う際の原子力施設の状況として、実用炉施設については発電用原子炉の運転の停止中、発電用原子炉の起動後の検査期間中、及び発電用原子炉の運転中（通常運転時の総合的な性能に関する検査が終了していない期間を除く。）のいずれかの区別を記載する必要がある。核燃料施設等については、施設全体の運転状況を踏まえて、工程ごとに定期事業者検査の範囲を区切っている場合にはそれぞれの範囲の検査時期が明確なるよう記載する必要がある。</p> <p>○点検計画の策定範囲</p> <p>原子力規制委員会の内規（別記1で記載しているものを除く。）に従い実施する点検等及び長期施設管理方針を踏まえて実施する点検等の計画については、これらの点検等以外の点検等とは区別して点検計画を記載する必要がある。その際、当該点検等の進捗状況を把握するため、点検実績についても付記する必要がある。</p> <p>○計画期間中における点検等の実施状況等</p> <p>各点検等の項目について、当該定期事業者検査に係る施設管理実施計画の期間中での実施の有無、実施数等を参考資料として添付する必要がある。</p> <p>その際、複数の運転・保全サイクルにわたって行う点検項目については、それぞれの運転・保全サイクルでの具体的な点検箇所等その他点検の実施状況を示すデータを記載する必要がある。特に、実用炉施設において、技術基準規則第18条及び第56条に定める基準への適合性を確認するために行う検査については、対象とする箇所が多いため、これ以外の点検等とは区別して記載する必要がある。</p> <p>なお、参考資料は報告時点の計画のものとし、当該資料の記載内容に変更があった場合はその後の報告において実績として記載することにより。</p>		
<p>ウ、工事の計画（第3号口及び二のうち工事に関する事項）</p> <p>当該定期事業者検査に係る施設管理実施計画の期間中に実施する原子力施設の保安のための工事について、方法及び時期を記載する必要がある。</p> <p>○工事の範囲及び単位</p> <p>範囲としては、以下のいずれかに該当する工事について、記載する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設工認の対象となる工事</li> <li>・設備の信頼性の維持又は向上を図るために行う工事であって、その後の点検等の方法、実施頻度及び時期が変更となるもの</li> <li>・長期施設管理方針を踏まえて実施する工事</li> <li>・それまでの点検等の有効性の評価結果を踏まえて実施する工事</li> <li>・NRA 指示文書又は指導文書に基づき実施する工事</li> <li>・施設管理の重要度が高い設備の工事</li> <li>・使用前事業者検査又は使用前検査の対象となる工事（設工認の対象となる工事を除く。）</li> </ul> <p>○工事の方法</p> <p>工事の方法としては、工事を実施する機器等又は系統ごとに、実施理由を明確にした上で、工事の実施内容及びその適切性を示す根拠（学協会規格等）を記載する必要がある。</p> <p>設工認の対象となる工事については、当該工事の審査において適切性を確認することから、設工認の対象となる工事である旨の記載のみで足りる。</p> <p>また、予防保全を含め工事を計画する際には、施工部周辺への影響の評価及び施工後における当該影響範囲の健全性確認についても、必要に応じて記載するものとする。</p> <p>○実施理由の明確化</p> <p>NRA 指示文書又は指導文書に基づき実施する工事及び長期施設管理方針を踏まえて実施する工事については、これら以外の工事とは区別できるようにその旨を記載する必要がある。</p> <p>さらに、参考資料として、点検等も含めて、長期施設管理方針の項目ごとに、長期施設管理方針に基づく活動の全体像が把握できるよう、対象としている機器等又は系統名、部位と経年劣化事象、活動項目、実施時期、当該施設管理実施計画期間中における実施の有無及び進捗状況等を記載した資料を添付する必要がある。</p>	-	埋設施設においては、定期事業者検査は実施しないため、保安規定に規定しない。

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（埋設施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
<p>なお、参考資料は報告時点の計画のものとし、当該資料の記載内容に変更があった場合はその後の報告において実績として記載することにより。</p> <p>○工事の時期</p> <p>工事の時期としては、当該定期事業者検査に係る施設管理実施計画期間中のみの実施か、又は、複数の施設管理実施計画期間中にわたって継続的に実施するものかの区別を記載する必要がある。さらに、発電用原子炉については運転中・停止中の区別を記載する必要がある。また、工. に定めた事項についても記載する必要がある。</p>		
<p>工. 点検等の計画及び保安の確保のための措置（第3号ハ及びこのうち点検に関する事項）</p> <p>点検等の工程に応じて、特に原子力施設の運転等の停止時において、当該工程における原子力施設の状態、遵守すべき運転上の制限及びその遵守のための具体的な計画を記載する必要がある。さらに、定期事業者検査以外の安全上重要な点検等を抽出し、保安の確保上注意すべき事項を記載する必要がある。</p> <p>なお、上述の計画は報告時点のものとし、当該資料の記載内容に変更があった場合はその後の報告において実績として記載することにより。</p> <p>※工の趣旨は、定期事業者検査のため停止していた沸騰水型原子炉において、制御棒駆動水圧系の点検等の作業中に、想定外の制御棒の引き抜きが起きたことを踏まえたものである。</p>	-	埋設施設においては、定期事業者検査は実施しないため、保安規定に規定しない。
<p>⑤定期事業者検査の判定方法（第4号）</p> <p>Ⅲ. 2.（2）に記載している考え方を記載するとともに、定期事業者検査項目ごとの一定の期間について記載する必要がある。</p> <p>ただし、実施頻度を一定の期間とみなす点検等については、その実施頻度は点検計画に記載されていることから、原子力施設の運転等を停止して実施する必要のある点検の実施頻度のうち、最長のものを記載すればよい。</p>	-	埋設施設においては、定期事業者検査は実施しないため、保安規定に規定しない。
<p>⑥施設管理目標又は施設管理実施計画の評価の結果（第6号及び第4項）</p> <p>○評価に用いた情報ごとの記載</p> <p>施設管理目標及び施設管理実施計画について、経年劣化事象を考慮した上で、少なくともⅥ. 5. に記載の情報収集すべき項目ごとに評価に用いた情報が特定できるように評価した結果を記載する必要がある。</p> <p>特に、i. 施設管理目標の監視結果については、目標値と実績値（評価に用いる監視結果の範囲（評価期間）を付記すること。）の比較表を添付する必要がある。</p> <p>また、長期施設管理方針に基づき実施した研究結果、評価結果等については、その旨を明示して記載する必要がある。</p> <p>○評価の結果を反映して計画を変更した内容の記載</p> <p>上記の情報に基づき評価した結果、施設管理目標又は施設管理実施計画を変更した場合には、評価に用いた具体的な情報の概要、評価内容、反映した内容及び変更した点検等に関連する定期事業者検査について記載する必要がある。</p> <p>なお、点検等の実施頻度を変更する場合においては、Ⅲ. 2.（2）の一定の期間の設定において考慮すべき事項について、以下の分類に従い、各事項を整理して記載する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・点検等及び取替結果の評価</li> <li>・劣化トレンドによる評価</li> <li>・研究成果等による評価</li> <li>・類似機器等の使用実績による評価</li> </ul> <p>また、定期事業者検査での判定における一定の期間の変更を行う場合においては、第7号の書類に詳細に記載している点検等についても当該機器等に対する点検等の概要については記載し、点検等の全体像を記載する必要がある。</p>	-	埋設施設においては、定期事業者検査は実施しないため、保安規定に規定しない。
<p>⑦定期事業者検査での判定における一定の期間の設定及び変更において考慮した事項（第7号及び第5項）</p> <p>定期事業者検査の判定における一定の期間の設定及び変更をした場合には、Ⅲ. 2.（2）に記載の考慮すべき事項について整理して、Ⅲ. 2.（1）又は（2）に記載の定期事業者検査の対象の原子力施設に係る点検等の実施頻度の妥当性を示す評価の内容を記載する必要がある。</p> <p>○一定の期間を設定する際の評価内容の記載における留意事項</p> <p>定期事業者検査が終了した日以降13月（発電用原子炉施設以外の原子力施設については12月）を超えない時期までを一定の期間として設定する場合には、Ⅲ. 2.（2）に記載している点検等及び取替結果の評価、劣化トレンドによる評価及び類似機器等の使用実績による評価に相当する事項として、当該原子力施設において報告時点以前10年間に時間依存性のある劣化事象により発生した法令報告事象に関して、再発防止対</p>	-	埋設施設においては、定期事業者検査は実施しないため、保安規定に規定しない。

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（埋設施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
<p>策が実施されていることを記載する必要がある。</p> <p>○一定の期間を変更する際の評価内容の記載における留意事項 点検等の実施頻度を決定するための主要部品の抽出状況とともに、抽出した主要部品に対して、評価に用いた情報を、Ⅲ. 2.（2）に示す分類に整理した上で、当該部品に適用できることを示す必要がある。</p> <p>○一定期間を変更する際の条件 評価の結果、設備改造等により一定の期間を変更する場合には、その設備改造等の内容とその妥当性を明確に記載すること。点検等の方法等の変更により一定の期間を変更する場合も同様とする。なお、これらの内容は、点検計画、設計及び工事の計画並びに保安規定に反映することが必要である。</p>		
<p>⑧特別な施設管理実施計画を定めた場合の対応 Ⅵ. 6に記載している特別な施設管理実施計画を定めた場合においては、主に④に記載している事項に大きな変更が生じるため、通常の計画から変更がある内容についてそれぞれの書類において記載して報告するものとする。</p>	-	埋設施設においては、定期事業者検査は実施しないため、保安規定に規定しない。
<p>5. 原子力施設の評価</p>		
<p>実用炉施設において、第1項に規定している実用炉施設で技術基準規則第18条（第56条において準用する場合を含む。）の規定に係る評価が必要な亀裂等を確認した場合には、第2項の規定に従い評価を行うとともに、評価の結果を記録し、保存するとともに、原子力規制委員会に報告しなければならない。</p> <p>本評価に係る活動については、Ⅵ. 4. カ. からク. までに位置付けられるものであり、その後の補修等も含め、施設管理を含めて適切に計画して対応する必要がある。</p>	-	実用炉施設に係る事項であるため、保安規定には規定しない。
<p>Ⅵ. 施設管理</p>		
<p>1. 施設管理における各種活動（第1項）</p>		
<p>原子力施設が許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するように、設置し、維持するため、原子力事業者等は施設の保全のために構築物、系統、機器等の状態を把握する各種の保安活動を実施する必要があり、当該保安活動を各原子力施設の事業規則において「施設管理」を意味している。施設管理には、「設計」、「工事」のほか、施設の状態を日常的に確認する「巡視」、設備等の劣化進展等の状態を把握するとともに正常な状態に保つための計画的な手入れ、潤滑油取替、部品交換等を含めた「点検」、設備等が所定の機能を有しているかを確認する「試験」、要求事項に適合しているかどうかを判定する「検査」などが含まれる。</p> <p>施設管理に係る保安活動は相互に関連するものであり、それぞれに連携を図って実施していく必要がある。特に、その基礎となるものとして、要求事項と設計情報の関係性を整理した資料や設備等の実態が確認できる資料（以下「設備図書」という。）の整備が重要である。</p>	<p>（施設管理計画） 第22条 埋設施設について事業許可（変更許可）を受けた設備に係る事項及び当該規則第6条を含む要求事項への適合を維持し、埋設施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。 【略】 12 構成管理 開発設計部長及び管理担当課長は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。 (1) 設計要件（第6条7.2.1に示す個別業務等要求事項のうち、「設備がどのようなものでなければならないか」という要件を含む第23条で実施する設計に対する要求事項をいう。） (2) 施設構成情報（設計の結果として作成する「設備がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。） (3) 物理的構成（実際の設備をいう。）</p>	<p>ガイドの記載を参考に、事業変更許可を受けた設備に係る事項及び当該規則第6条を含む要求事項への適合を維持することを目的として施設管理計画を定めることを規定する。</p> <p>また、図書の整備については、構成管理として設計要件、施設構成情報、物理的構成の均衡を維持する活動を実施していくことを規定する。</p>
<p>2. 施設管理方針（第1項第1号及び第2号）</p>		



保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（埋設施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
<p>原子力施設における安全確保については、事業許可等の際に基本的な設計の方針などの設計要求が事業許可等に規定されており、さらに表2に示す原子力規制委員会規則及び同規則の解釈に適合するように原子力施設を維持するため、これらの規制要求事項を体系的に整理し、具体的な計画を立てて活動していくことが重要である。また、規制要求事項としては、事業所外運搬や事業所外廃棄のほか、廃止措置段階においては廃止措置計画の作成などの各種の原子力規制委員会規則等に基づき措置があり、他法令も含めて整理する必要がある。</p> <p>また、原子力施設に対する要求事項としては、上述の安全確保のための規制要求事項に加えて、廃止措置実施方針の記載事項となっている廃止措置における解体撤去作業の容易化、放射性廃棄物発生量の最小化などの設計上の考慮や、原子力施設の利用に当たっての考慮など、原子力事業者等が設定する事項もあり、これら一連の事項について、それぞれの位置付け等を明確にしつつ、全体的に整合を取って取り組むようこれらの間の関連性を整理する必要がある。</p> <p>点検等においては経年劣化事象※1による劣化の有無及び傾向を監視できるように、また、劣化の程度に応じて消滅待機のために適切に補修又は取替工事が行えるように、設計上の配慮をすることが重要である。さらに、点検等においては異常振動等に係る設備等において偶発的な故障が発生した際の検知性についても配慮し、全体的な管理体系を構築することが重要であり、これらの視点と対応方針については、各種施設管理に係る保安活動の相互の関連性及び連携並びにこれらの基礎となる設備図書の整備に係る活動方針とともに、施設管理方針として整理する必要がある。</p> <p>また、原子力施設全体を一体として管理していく必要がある一方で、対象となる設備等と対応する作業が非常に多ことから、設備等及び作業の重要度を踏まえて管理の程度を仕分けするなど、資源の適正配分と安全上重要な事項についての配慮が確実になされるための方向性を施設管理方針として整理する必要がある。</p> <p>※1 表3に示す傾向監視が可能な経年劣化事象及び日本原子力学会日本原子力学会標準「原子力発電所の高経年化対策実施基準：2008」（AESJ-SC-P005：2008）附属書Aの規定により特定される経年劣化事象並びに応力腐食割れ（塩化物による貴粒型応力腐食割れを含む。）、高サイクル疲労、異物付着、固着等の事象を含むものであって、最新の科学的知見、運転経験等を踏まえたもの。</p>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第22条</p> <p>【略】</p> <p>1 施設管理方針及び施設管理目標</p> <p>(1) 社長は埋設施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状を踏まえ、施設管理方針を定める。</p> <p>また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。</p>	<p>ガイドの記載を参考に、埋設施設の安全確保を最優先として、施設管理の現状等を踏まえ施設管理方針を定めること、施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態を踏まえ、施設管理方針へ反映して施設管理を実施することを規定する。</p>
<p>3. 施設管理目標（第1項第3号）</p>		
<p>施設管理方針に従って実施する施設管理に係る保安活動について、その達成状況を明確にして施設管理の有効性を監視し、及び評価するため、プラントレベルの指標（原子力施設全体の保安が確保されているかを監視し、評価するための指標）、施設管理の重要度が高い系統※2の系統レベルの指標を設定し、指標ごとの具体的な目標値を定める必要がある。</p> <p>なお、系統レベルの指標を設定しない系統については、プラントレベルの指標によって施設管理の有効性を監視し、及び評価することをもって足りる。</p> <p>施設管理目標は、主に運転段階の原子力施設における維持管理の有効性として、原子力施設の機能維持の状態を示す指標を念頭に置いているが、設計建設段階においては工程管理の中で達成すべき機能確保の状況を監視するなど、施設状況に応じて創意工夫が図られるべきものである。</p> <p>※2 「施設管理の重要度が高い系統」とは、要求される機能を確保する上で施設管理の果たす役割の程度の高い系統が該当するものとする。実用炉施設においては、①重要度分類設計においてクラス1及びクラス2に分類される機能を要する系統、及び②技術基準において重大事故等クラス1から重大事故等クラス3までに分類される機能を要する系統を原則とする。ただし、確率論的リスク評価から得られるリスク情報及び運転経験等を考慮して、具体的な個別の機器等、系統に対して、要求される機能を確保する上で施設管理の果たす役割の程度を検討し、原子力施設ごとに定めることができる。</p>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第22条</p> <p>【略】</p> <p>1 施設管理方針及び施設管理目標</p> <p>【略】</p> <p>(2) 事業部長は、施設管理方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。</p> <p>また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>【略】</p> <p>5 保安活動管理目標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>(1) センター長は、保安の有効性を監視、評価するために4の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベルの保安活動管理目標を設定する。</p> <p>(2) センター長は、前号の保安活動管理目標の目標値を設定する。</p> <p>また、10の保安の有効性評価の結果を踏まえ保安活動管理目標の目標値の見直しを行う。</p> <p>(3) センター長は、保安活動管理目標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。</p> <p>なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。</p> <p>(4) センター長は、監視計画に従い保安活動管理目標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p>	<p>ガイドの記載を参考に、施設管理方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定すること、施設管理の有効性評価結果及び特別な保安計画を踏まえ施設管理目標の見直しを行うことを規定する。</p> <p>ガイドの記載を参考に、施設管理の重要度を踏まえ、保安の有効性を監視するための保安管理目標とその目標値を設定すること、保安の有効性評価の結果を踏まえ保安管理目標の目標値を見直すことを規定する。</p>
<p>4. 施設管理の実施に関する計画（第1項第4号）</p>		
<p>施設管理実施計画は、施設管理目標を達成するため、原子力施設を構成する設備等を要求される機能や施設管理の重要性を踏まえて整理し、以下の事項を含めて策定する必要がある。</p>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第22条</p> <p>【略】</p> <p>2 保安プログラムの策定</p> <p>事業部長は、開発設計部長及び管理担当課長に、1の施設管理目標を達成するため3から10の保安の実施に必要なプロセスを保安プログラムとして策定させる。</p> <p>また、11の施設管理の有効性評価の結果、及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.3参照）を踏まえ保安プログラムの見直しを行わせる。</p> <p>【略】</p> <p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) センター長は、3の保安対象範囲に対し開発設計部長及び管理担当課長が作成する6.1から6.3の計画に基づき次のa.～h.を含む施設</p>	<p>ガイドの記載を参考に、施設管理目標を達成するための保安プログラム及び施設管理実施計画を策定することを規定する。</p>

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（埋設施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
	<p>管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>a. 施設管理実施計画の始期及び期間</p> <p>b. 埋設施設の設計及び工事の計画</p> <p>c. 埋設施設の巡視（埋設施設の保全のために実施するものに限る。）</p> <p>d. 埋設施設の点検等の方法、実施頻度及び時期</p> <p>e. 埋設施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</p> <p>f. 埋設施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法</p> <p>g. 上記f.の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること</p> <p>h. 埋設施設の施設管理に関する記録に関すること</p>	
ア. 計画の始期及び期間（第4号イ）		
<p>○設計・建設段階の原子力施設</p> <p>設置又は変更の工事の工程に応じて、次期の計画の期間に移行するに際してそれまでの施設管理に係る保安活動の評価を行うことが必要な時期を踏まえて設定する必要がある。具体的には、工事着手前の設計に係る期間と、工事着手後の施工、点検、検査等に係る期間を区分するほか、工事期間において一部の設備等を長期に使用する場合には当該期間を区分して部分的に使用開始後と同様の施設管理に係る保安活動を追加するなど考えられる。</p> <p>○使用開始後の原子力施設</p> <p>施設管理実施計画の始期は直近（次回）の定期事業者検査の開始日を、施設管理実施計画の期間はその後（次々回）の定期事業者検査の開始日前日までの期間として設定する必要がある。ただし、廃止措置計画に規定する廃止措置の工程の終了間近であって、定期事業者検査の必要がない場合にあっては、廃止措置の終了までの期間とすることができる。</p>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第22条</p> <p>【略】</p> <p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) センター長は、3の保安対象範囲に対し開発部長及び管理担当部長が作成する6.1から6.3の計画に基づき次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>a. 施設管理実施計画の始期及び期間</p>	<p>ガイドの記載を参考に、施設管理実施計画において始期及び期間を明確化することを規定する。</p>
イ. 設計及び工事の計画及び実施（第4号ロ）		
<p>施設管理実施計画の期間中に実施する原子力施設の設計及び工事について、対象とする設備等、関係する要求事項、実施体制、工程等を明確にする必要がある。なお、設計及び工事は長期間を要することも多く、施設管理実施計画の期間を超えるものについては、設計及び工事の全体工程を明確にしつつ、施設管理実施計画の期間内で実施する事項について特に明確にしていくものとする。</p> <p>設計及び工事の計画については、使用開始後では、要求事項の変更を受けて行うものほか、点検等の結果から機能を回復するために行うもの、他の原子力施設及び原子力施設以外の運転設備等も含めて予防保安として行うものなどが考えられ、経緯、理由等を整理した上で計画していくことが重要である。</p> <p>設計時には、対象となる設備等が周囲の設備等へ悪影響を及ぼすことがないように配慮しつつ、要求事項に適合していることを検査で検証できるよう、工事の方法に加えて、点検等の方法、時期等についても検討する必要がある。その際、採用する施工方法に応じて、施工前に施工箇所への影響を適切に評価するとともに、施工後において当該影響の範囲の健全性について適切に確認することについても検討する必要がある。また、オ.に記載している工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置と合わせて検討し、安全が確保された中で、点検等及び工事が実施できるよう設計上の配慮がなされる必要がある。</p> <p>工事の実施においては、あらかじめ要領書等を定め、設計時の考慮事項等が適切に施工時に反映されるよう体制を整備する必要がある。</p> <p>また、原子力施設の安全確保には設備等の実態を把握することが基礎となることから、設備図書が実態を適切に示すものとなっていることを設計及び工事の計画、実施の各段階で確認していく必要がある。</p>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第22条</p> <p>【略】</p> <p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) センター長は、3の保安対象範囲に対し開発部長及び管理担当部長が作成する6.1から6.3の計画に基づき次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>【略】</p> <p>b. 埋設施設の設計及び工事の計画</p> <p>【略】</p> <p>e. 埋設施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</p> <p>【略】</p> <p>(2) 6.1から6.3の計画を策定する各職位は、計画の策定に当たり、4の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。</p> <p>また、10の保安の有効性評価の結果を踏まえ計画の見直しを行う。</p> <p>a. 運転実績、事故及び故障事例等の運転経緯</p> <p>b. 使用環境及び設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>(3) 6.1から6.3の計画を策定する各職位は、保安の実施段階での埋設施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機材に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、計画を策定する。</p> <p>6.2 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 開発部長及び管理担当部長は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、その計画段階において、法令に基づき必要な手続き※1の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 管理担当部長は、埋設施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p>	<p>ガイドの記載を参考に、施設管理の重要度及び埋設施設の安全性の確保を踏まえ、設計及び工事の計画を策定し、この計画に基づき施設管理実施計画を定めることを規定する。</p> <p>ガイドの記載を参考に、策定した施設管理実施計画に従い、保安を実施し、また実施するにあたり、設計管理、作業管理及び廃棄物物理施設等の確認に係る自主検査を実施することを規定する。</p> <p>ガイドの記載を参考に、構成管理として設計要件、施設構成情報、物質的構成の均衡を維持する活動を実施していくことを規定する。</p>

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（埋設施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
	<p>(3) 管理担当課長は、工事を実施する設備が、所定の機能を発揮している状態であることを自主検査等により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a.自主検査等の具体的方法</p> <p>b.所定の機能を発揮している状態であることを確認・評価するために必要な自主検査等の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c.自主検査等の実施時期</p> <p>※1：法令に基づく手続きとは、法第51条の5（変更の許可及び届出等）に係る手続きをいう。</p> <p>7 保全の実施</p> <p>(1) 開発部長及び管理担当課長は、6で定めた施設管理実施計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 開発部長及び管理担当課長は、保全の実施に当たって、第23条による設備管理及び第24条による作業管理を実施するとともに廃棄物埋設施設等の確認に係る自主検査は第25条に従う。</p> <p>【略】</p> <p>(4) 開発部長及び管理担当課長は、保全の結果について記録する。</p> <p>12 構成管理</p> <p>開発部長及び管理担当課長は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>(1) 設計要件（第6条7.2.1に示す個別業務等要求事項のうち、「設備がどのようなものでなければならぬか」という要件を含む第23条で実施する設計に対する要求事項をいう。）</p> <p>(2) 施設構成情報（設計の結果として作成する「設備がどのようなものか」を示す図書、情報をいう。）</p> <p>(3) 物理的構成（実際の設備をいう。）</p> <p>（設計管理）</p> <p>第23条 開発部長及び管理担当課長は、埋設施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更が該当するかどうかを判断する。</p> <p>2 開発部長及び管理担当課長は、第1項において第6条7.3の適用の対象と判断した場合、第6条7.3に従って実施する。</p> <p>なお、本条に基づき実施する第6条7.3の設計開発には、保全の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理を考慮する。</p> <p>（作業管理）</p> <p>第24条 管理担当課長は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2 管理担当課長は、埋設施設の点検及び工事を行う場合、埋設施設の安全を確保するため、次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p> <p>(2) 供用中の埋設施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 使用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 使用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第7章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>(7) 第8章に基づく放射線管理</p> <p>3 管理担当課長は、保安上重要と判断される埋設施設の工事を行う場合、次の各号に定める事項を記載した作業管理に係る実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 工場の目的</p> <p>(2) 工事を行う設備等</p> <p>(3) 工程</p> <p>(4) 実施体制</p> <p>(5) 工事の内容及び保安上必要な措置</p> <p>4 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p>	

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（埋設施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
	<p>(廃棄物埋設施設等の確認に係る 自主検査の実施)</p> <p>第 25 条 安全管理部長は、廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設施設に関する確認の対象となる廃棄物埋設施設等の設置、変更の工事又は実施に当たり、埋設規則第 6 条へ適合することを確認するための自主検査を統括する。</p> <p>2 検査課長は検査実施責任者として、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の埋設施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a. 施設確認項目に適合したものであること。</p> <p>b. 埋設規則第 6 条の技術基準に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の埋設施設が前号 a.及び b.の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>3 検査課長は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>(1) 検査課員のうち、検査対象となる廃棄物埋設施設等の設置、変更の工事又は実施に関与していない要員</p> <p>(2) 検査対象となる廃棄物埋設施設等の設置、変更の工事又は実施の調達における供給者の中で、当該工事に関与していない要員</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>4 検査課長は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査課長及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>5 検査課長は、第 3 項及び第 4 項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>6 検査課長は、検査の実施時期及び検査が第 22 条 6.2(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p> <p>※ 1 検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 構造、強度及び不透水性を確認するために十分な方法</p> <p>b. 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c. その他廃棄物埋設施設等の設置、変更の工事又は実施がその事業変更許可に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p>	
<p>ウ. 巡視の計画及び実施（第 4 号ハ）</p>		
<p>原子力施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から逸脱した場合、又は逸脱する兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、保安に従事する者が毎日 1 回以上（廃止措置中で施設内に核燃料物質が存在しない場合※ 3（には毎週 1 回以上）の巡視をするものとし、体制、巡視時の確認の視点等を整備し、実施していく必要がある。</p> <p>また、設備図書が実態を適切に示すものとなるように設備図書を見直す機会を持つことにもつながることから、巡視時の設備図書との照合は重要である。</p> <p>※ 3 第一種廃棄物埋設施設及び第二種廃棄物埋設施設に係る巡視の場合を含む。</p>	<p>(施設管理計画)</p> <p>第 22 条</p> <p>【略】</p> <p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) センター長は、3 の保安対象範囲に対し開発部長及び管理担当課長が作成する 6.1 から 6.3 の計画に基づき次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>【略】</p> <p>c. 埋設施設の巡視（埋設施設の保安のために実施するものに限る。）</p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 管理担当課長は、点検を実施する場合は、あらかじめ保安方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>【略】</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 設備の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p>	<p>ガイドの記載を参考に、点検方法、頻度等定めた点検計画を策定し、この計画に基づき施設管理実施計画を定めることを規定する。</p> <p>ガイドの記載を参考に、策定した施設管理実施計画に従い、保安を実施することを規定する。</p>

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（埋設施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
	<p>7 保全の実施</p> <p>(1) 開発部長及び管理担当課長は、6 で定めた施設管理実施計画に従って保全を実施する。</p> <p>【略】</p> <p>(3) 放射線管理課長、運営課長、土木課長及び施設建物管理課長は、埋設施設の状況を定期的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、巡視点検を定期的に行う。</p>	
<p>Ⅰ. 点検等の計画及び実施（第4号二）</p>		
<p>点検等（使用前事業者検査、使用前点検及び定期事業者検査に係るものを含む。）について、方法、実施頻度及び時期を、全体像を整理した実施計画や個別の点検等に係る要領書等によって、あらかじめ定める必要がある。</p> <p>点検等は、工事対象の設備等の使用を開始する前に実施するもの（以下「使用前点検」という。）と、使用開始後の機能の維持のために実施するもの（以下「使用中点検」という。）に区分し、全体の計画を策定する必要がある。使用前点検については、Ⅱ. において記載している使用前事業者検査等に対する要求事項も踏まえて、使用中点検については、Ⅲ. において記載している定期事業者検査等に対する要求事項も踏まえて、それぞれ計画し、実施することが必要である。</p>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第22条</p> <p>【略】</p> <p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) センター長は、3の保全対象範囲に対し開発部長及び管理担当課長が作成する6.1から6.3の計画に基づき次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>【略】</p> <p>d. 埋設施設の点検等の方法、実施頻度及び時期</p> <p>e. 埋設施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</p> <p>6.1 点検計画の策定</p> <p>(1) 管理担当課長は、点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 管理担当課長は、設備ごとに予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>① 時間基準保全</p> <p>② 状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 管理担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p> <p>a. 時間基準保全</p> <p>点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>① 点検の具体的方法</p> <p>② 設備が所定の機能を発揮している状態であることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>③ 実施頻度</p> <p>④ 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、操業中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、状態監視として巡視点検又は定例試験を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>iii) 状態監視データ採取頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 巡視点検の具体的方法</p> <p>ii) 設備の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p>	<p>ガイドの記載を参考に、保全方式を選択し点検方法、頻度等定めた点検計画を策定し、この計画に基づき施設管理実施計画を定めることを規定する。</p> <p>ガイドの記載を参考に、策定した施設管理実施計画に従い、保全を実施し、また実施するにあたり、設備管理、作業管理を実施することを規定する。</p> <p>なお、使用前点検については、6.2 設計及び工事の計画の策定に規定する。</p>

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（埋設施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
	<p>v) 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>③ 定期試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>i) 定期試験の具体的方法</p> <p>ii) 設備が所定の機能を発揮している状態であることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>iii) 実施頻度</p> <p>iv) 実施時期</p> <p>v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。ただし、埋設設備について第 26 条第 5 項より修復の必要があると認められた場合は第 27 条の規定に基づき修復を行う。</p> <p>(4) 検査実施責任者は、点検を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮している状態であることを第 40 条に基づき実施する定期事業者検査により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 定期事業者検査の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮している状態であることを確認・評価するために必要な定期事業者検査の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 定期事業者検査の実施時期</p> <p>7 保全の実施</p> <p>(1) 開発部長及び管理担当課長は、6 で定めた施設管理実施計画に従って保全を実施する。</p> <p>(2) 開発部長及び管理担当課長は、保全の実施に当たって、第 23 条による設計管理及び第 24 条による作業管理を実施するとともに廃棄物埋設施設等の確認に係る自主検査は第 25 条に従う。</p> <p>(3) 放射線管理課長、運営課長、土木課長及び施設建物管理課長は、埋設設備の状況を定期的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、又は外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、巡視点検を定期的に行う。</p> <p>(4) 開発部長及び管理担当課長は、保全の結果について記録する。</p> <p>(作業管理)</p> <p>第 24 条 管理担当課長は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2 管理担当課長は、埋設設備の点検及び工事を行う場合、埋設設備の安全を確保するため、次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p> <p>(2) 供用中の埋設設備に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 使用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 使用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第 7 章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>(7) 第 8 章に基づく放射線管理</p> <p>3 管理担当課長は、保安上重要と判断される埋設設備の工事を行う場合、次の各号に定める事項を記載した作業管理に係る実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 工事の目的</p> <p>(2) 工事を行う設備等</p> <p>(3) 工程</p> <p>(4) 実施体制</p> <p>(5) 工事の内容及び保安上必要な措置</p> <p>4 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、埋設設備安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p>	
○点検等の範囲		
<p>点検等を実施する機器等又は系統ごとに、以下の視点を踏まえて点検方法として適切な単位で計画することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用前事業者検査等又は定期事業者検査に係る点検等</li> <li>・長期施設管理方針を踏まえて実施する点検等</li> </ul>	<p>(施設管理計画)</p> <p>第 22 条</p> <p>【略】</p>	<p>ガイドの記載を参考に、保安規定において、保全の対象範囲を選定することを規定している。</p>

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（埋設施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
<p>・性能劣化のための措置を伴う点検等 これら以外の点検等については、系統単位でまとめる等簡易な扱いとすることができる。</p>	<p>3 保安対象範囲の決定 開発部部長及び管理担当課長は、埋設施設の中から保安を行べき対象範囲を選定する。</p>	
<p>○点検等の方法</p>		
<p>使用前点検の方法としては、設計事項が適切に具体化され、施工管理が適切になされているかどうかを確認できるよう検討することが必要であり、その上で要求事項と適合していることを確認するものである必要がある。また、使用前点検では、使用中点検で経年劣化の傾向を監視する上での初期情報を取得することも重要である。</p> <p>使用中点検の方法としては、点検等を行う設備等の施設管理の重要度を踏まえて、①時間基準保全、②状態基準保全（機器等の状態を監視し、その状態を基準に点検等の時期を定める方式）、及び③事後保全（機器等の機能喪失発見後に修復を行う方式）のいずれかの保全方式とするか※4を明確にした上で、経年劣化事象による劣化の有無及び劣化の傾向を監視できるものであるか、性能劣化のための措置を伴うものであるかを含め、点検等の内容を明確にする必要がある。</p> <p>状態基準保全の方式とする点検等（時間基準保全の方式とする際状態監視も合わせて行う場合の状態監視に係る点検等を含む。以下同じ。）については、状態監視データの採取の方法を明確にする必要がある。</p> <p>各部の損傷、変形及び摩耗等による異常の発生の兆候を作動している状態で確認するための方法としては、一般社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所の保守管理規程」（J E A C 4 2 0 9 - 2 0 0 7）に記載されている設備診断技術※5により異常の兆候を把握する方法があり、これらを適切に実施していくことにより、設備の信頼性を向上させていくことが重要である。</p> <p>【日本電気協会「原子力発電所の保守管理規程（J E A C 4 2 0 9 - 2 0 0 7）」及び関連指針類に関する技術評価書（平成20年12月）】</p> <p>また、検査の方法については、検査の独立性の確保の観点から、検査の判定に係る実施体制も含めて、検査の体系を具体的に整理する必要があり、要求事項と適合している状態が維持されていることを体系的に確認できるよう構成される必要がある。特に検査に係る責任者及び要員は、当該検査対象となる機器等を所管する者又は検査対象の施設管理に係る保安活動を行う部門から判定に関して影響を受けないよう配慮（注）する必要がある。また、思い込みによる確認漏れや人手不足などの資源不足による不十分な確認を是正できるように留意して体制を整備し、実施していく必要がある。</p> <p>なお、点検等の結果については、できる限り事後の検証が可能な方法とし、事後の検証が困難なものについては、あらかじめ科学的・技術的に妥当性が検証され、要領書や手順書において明確化された工程、手順及び方法を用いて、透明性のある方法で実施し、これらの客観的な記録等を残すことが必要である。</p> <p>※4 時間基準保全としつつ、状態監視の点検実績を積み、劣化の傾向を把握していく方式もある。また、事後保全においては、適切な時期に機能喪失が発見できるように巡視及び点検等を計画する必要がある。</p> <p>※5 具体的には、日本電気協会電気技術指針「原子力発電所の設備診断に関する技術指針－回転機械振動診断技術」（J E A G 4 2 2 1 - 2 0 0 7）等の指針に診断方法が取りまとめられているものがある。</p> <p>（注）重大事故の発生及び広大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。</p> <p>○点検等の実施頻度 実施頻度としては、使用中点検について、使用前点検の実施時期を始点として実施頻度を定め、予防保全である時間基準保全及び状態基準保全の方式については、経年劣化事象を考慮の上、所定の機能を発揮できなくなる前に点検等を行うように実施頻度を設定する必要がある。</p> <p>そのため、時間基準保全の方式とする点検等の実施頻度については点検等を行う間隔（月、年、運転・保全サイクル等）、状態基準保全の方式とする点検等の実施頻度については、状態監視データの採取頻度とする。</p> <p>特に定期事業者検査に係る点検等については、Ⅲ. 2.（2）に記載とおり、一定の期間を設定し、また保全の有効性評価で見直しを検討する際に考慮する事項を踏まえて実施頻度を設定する必要がある。</p> <p>○点検等の時期 点検等の時期としては、点検等を行う際の原子力施設の状態として、①停止中、②試運転段階、及び③運転中（試運転中を除く。）のいずれかに区別する必要がある。</p> <p>○点検等の計画及び実施に当たっての留意事項 計画した実施頻度の範囲内で点検等を実施していく必要があるため、過去直近の点検等の時期と当該点検等の実施頻度を踏まえて、次回の点検等の実施時期を明確にして、それまでに確実に点検等を実施するよう管理する必要がある。また、類似の設備等が多数あり、順次点検等していくこととしてい</p>	<p>（施設管理計画） 第22条 【略】 6.1 点検計画の策定 (1) 管理担当課長は、点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた点検計画を策定する。 (2) 管理担当課長は、設備ごとに予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。 a. 予防保全 ① 時間基準保全 ② 状態基準保全 b. 事後保全 (3) 管理担当課長は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。 a. 時間基準保全 点検を実施する時期までに、次の事項を定める。 ① 点検の具体的方法 ② 設備が所定の機能を発揮している状態であることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 ③ 実施頻度 ④ 実施時期 なお、時間基準保全を選定した機器に対して、操業中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、状態監視として巡視点検又は定期点検を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。 b. 状態基準保全 ① 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。 i) 状態監視データの具体的採取方法 ii) 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法及び必要な対応を適切に判断するための管理基準 iii) 状態監視データ採取頻度 iv) 実施時期 v) 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法 ② 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。 i) 巡視点検の具体的方法 ii) 設備の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準 iii) 実施頻度 6.2 設計及び工事の計画の策定 (1) 開発部部長及び管理担当課長は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き※1の要否について確認を行い、その結果を記録する。 (2) 管理担当課長は、埋設施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。 (3) 管理担当課長は、工事を実施する設備が、所定の機能を発揮している状態であることを自主検査等により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 自主検査等の具体的方法 b. 所定の機能を発揮している状態であることを確認・評価するために必要な自主検査等の項目、評価方法及び管理基準 c. 自主検査等の実施時期 ※1：法令に基づく手続きとは、法第51条の5（変更の許可及び届出等）に係る手続きをいう。</p>	<p>ガイドの記載を参考に、予防保全（時間基準保全、状態基準保全）を基本とし、予防保全、事後保全のいずれかの方式を選定することを規定する。</p> <p>ガイドの記載を参考に、点検を行う設備が、所定の機能を発揮している状態であることを定期試験、廃棄物埋設施設等の確認に係る自主検査により確認することを規定する。</p> <p>ガイドの記載を参考に、廃棄物埋設施設等の確認に係る自主検査においては、検査の独立性を確保することを規定する。</p>

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（埋設施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
<p>るものについては、実施時期に偏りがあった場合には、継続的な監視としての点検量が不足する期間が発生するおそれがあることから、全体として計画的に実施する必要がある。</p> <p>巡視及び点検等の結果を踏まえ、機能の回復（予防保全を含む。）を図る場合には、できる限り、事前にその方法、体制等を確認し、機能回復後の点検等を含めて、手順等を明確しておくことが重要である。その際、設備情報の変更を伴わず、取替工事も該当しない軽微な作業であっても、機能の回復のために行う溶接などの作業について、施工部周辺への影響を適切に評価するとともに、施工後において当該影響範囲の健全性を適切に確認することを含めて検討する必要がある。</p>	<p>（廃棄物埋設施設等の確認に係る自主検査の実施）</p> <p>第25条 安全管理部長は、廃棄物埋設施設等に関する確認の対象となる廃棄物埋設施設等の設置、変更の工事又は実施に当たり、埋設規則第6条へ適合することを確認するための自主検査を統括する。</p> <p>2 検査課長は検査実施責任者として、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の埋設施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a. 埋設施設項目に適合したものであること。</p> <p>b. 埋設規則第6条の技術基準に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の埋設施設が前号 a.及び b.の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>3 検査課長は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>(1) 検査課員のうち、検査対象となる廃棄物埋設施設等の設置、変更の工事又は実施に関与していない要員</p> <p>(2) 検査対象となる廃棄物埋設施設等の設置、変更の工事又は実施の調達における供給者の中で、当該工事に関与していない要員</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>4 検査課長は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査課長及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>5 検査課長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>6 検査課長は、検査の実施時期及び検査が第22条6.2(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p> <p>※1 検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 構造、強度及び透水性を確認するために十分な方法</p> <p>b. 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c. その他廃棄物埋設施設等の設置、変更の工事又は実施がその事業変更許可に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p>	
<p>オ. 工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置（4号ホ）</p> <p>工事及び点検等の工程に応じて、原子力施設の運転等の停止時※6を含めて、当該工程における原子力施設の状態、遵守すべき運転上の制限及びその遵守のための具体的な対策を計画し、施設管理に係る保安活動の実施に当たって保安を確保する必要がある。</p> <p>なお、上述の計画は報告時点のものとし、工程の期間変更といった各工程における措置に変更がない場合には、報告の内容を変更する必要はないものとする。</p> <p>※6 オ. の趣旨は、定期事業者検査のため停止していた沸騰水型原子炉において、制御棒駆動水圧系の点検等の作業中に、想定外の制御棒の引き抜きが起きたことを踏まえたものである。</p>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第22条</p> <p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) センター長は、3の保安対象範囲に対し開発部長及び管理担当課長が作成する6.1から6.3の計画に基づき次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>【略】</p> <p>e. 埋設施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</p> <p>（設計管理）</p> <p>第23条 開発部長及び管理担当課長は、埋設施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更が該当するかどうかを判断する。</p> <p>2 開発部長及び管理担当課長は、第1項において第6条7.3の適用の対象と判断した場合、第6条7.3に従って実施する。</p> <p>なお、本条に基づき実施する第6条7.3の設計開発は、保全の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理を考慮する。</p> <p>（作業管理）</p> <p>第24条 管理担当課長は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2 管理担当課長は、埋設施設の点検及び工事を行う場合、埋設施設の安全を確保するため、次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の施設及び周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷及び劣化の防止</p>	<p>ガイドの記載を参考に、施設管理実施計画に保安の確保のための措置を定めることを規定する。</p> <p>ガイドの記載を参考に、設計管理及び作業管理において、保安上重要と判断される設計及び工事、作業については別途実施計画書を作成し、その中で保安上必要な措置を定めることを規定する。</p>



保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（埋設施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
	<p>(2) 供用中の埋設施設に対する悪影響の防止                      (3) 使用開始後の管理上重要な初期データの採取                      (4) 作業工程の管理                      (5) 使用開始までの作業対象設備の管理                      (6) 第7章に基づく放射性廃棄物管理                      (7) 第8章に基づく放射線管理</p> <p>3 管理担当課長は、保安上重要と判断される埋設施設の工事を行う場合、次の各号に定める事項を記載した作業管理に係る実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 工事の目的                      (2) 工事を行う設備等                      (3) 工程                      (4) 実施体制                      (5) 工事の内容及び保安上必要な措置</p> <p>4 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の承認を受ける。</p>	
<p>カ. 施設管理に係る保安活動の結果の確認及び評価の方法（第4号へ）</p>		
<p>設計の結果の確認及び評価においては、要求事項との対応関係を明確にし、要求事項を満たしているかどうかを確認することが必要であり、改善すべき事項が見つかった場合には設計の方法等の問題点を分析することが必要である。</p> <p>工事の結果の確認及び評価においては、点検等で確認することになるが、点検等の結果として工事の不備等が確認された場合においてその原因等を分析することが必要である。</p> <p>点検等の結果の確認及び評価については、点検等においてあらかじめ設定した判定基準に基づき対応することになるが、その際、Ⅲ. 5. に記載の原子力施設の評価を含め、経年劣化の傾向が見られるものであって引き続き使用するものにおいては、その後の使用における経年劣化の進展を評価し、次回の点検等まで機能を維持することの評価が必要である。</p>	<p>（設計管理）</p> <p>第23条</p> <p>【略】</p> <p>2 開発部長及び管理担当課長は、第1項において第6条7.3の適用の対象と判断した場合、第6条7.3に従って実施する。</p> <p>（施設管理計画）</p> <p>第22条</p> <p>【略】</p> <p>8 保全の結果の確認・評価</p> <p>(1) 開発部長及び管理担当課長は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した設備の保全の結果から所定の機能を発揮する状態にあることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 開発部長及び管理担当課長は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合は、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※2：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 開発部長及び管理担当課長は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下のa.及びb.に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</p> <p>a. 保全を実施した設備が所定の機能を発揮することを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合において、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 開発部長及び管理担当課長は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 開発部長及び管理担当課長は、(1)及び(2)の活動を第6条に基づき実施する。</p> <p>10 保全の有効性評価</p> <p>管理担当課長は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 管理担当課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせで行う。</p> <p>a. 保全活動管理目標の監視結果</p> <p>b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p>	<p>ガイドの記載を参考に、保安規定において、保全（設計、工事及び点検等）の実施段階で廃棄物埋設施設等の確認に係る自主検査等により結果の確認・評価を行い、この評価結果を踏まえ、保全活動目標の監視結果、保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績等を組み合わせることにより保全の有効性評価を行うことを規定している。</p> <p>ガイドの記載を参考に、保全を実施した設備が所定の機能を発揮することを確認・評価できない場合等は不適合管理・是正処置を講じることを規定する。</p>

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（埋設施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
	<p>c. トラブル等運転記録                      d. 経年劣化に関する技術的な評価                      e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ                      f. リスク情報、科学的知見                      (2) 管理担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、設備の保全方式を変更する場合は、6.1に基づき保全方式を選定する。また、設備の点検間隔を変更する場合は、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。                      a. 点検及び取替結果の評価                      b. 劣化トレンドによる評価                      c. 類似機器等のベンチマークによる評価                      d. 研究成果等による評価                      (3) 管理担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p>	
<b>キ. 施設管理に係る保安活動の結果の確認及び評価の結果を踏まえた処置（第4号ト）</b>		
<p>施設管理に係る保安活動の結果の確認及び評価で特定された問題点等の原因を除去し、さらに類似の事象が発生しないよう施設管理に係る保安活動の方法、体制等を見直すとともに、改めて必要な措置を実施する必要がある。特に、点検等の結果として、設段段階や点検等の計画段階において想定していた経年劣化の傾向との相違があった場合には、設段の見直し等まで遡って検討するなど、必要に応じて施設管理に係る保安活動全体に是正処置及び未然防止処置を検討し、対応を図る必要がある。</p>	<p>（施設管理計画）                      第22条                      【略】                      9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置                      (1) 開発部長及び管理担当課長は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a.及び b.に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。                      a. 保全を実施した設備が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合                      b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合において、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合                      (2) 開発部長及び管理担当課長は、他の原子力施設の運転記録等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響を照らし、適切な未然防止処置を講じる。                      (3) 開発部長及び管理担当課長は、(1)及び(2)の活動を第6条に基づき実施する。</p>	<p>ガイドの記載を参考に、保全を実施した設備が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合等は不適合管理・是正処置を講じること、また他の原子力施設の運転記録等の知見を基に未然防止処置を講じることが規定する。</p>
<b>ク. 施設管理に関する記録（第4号チ）</b>		
<p>一連の施設管理に係る保安活動においては、要求事項との関連が明確となるように記録するとともに、判断根拠等の客観的事実も含めて、可能な限り事後の検証が可能な形で適切性を示せるようトレーサビリティを確保した記録を作成し、保存する必要がある。</p>	<p>（施設管理計画）                      第22条                      【略】                      5 保全活動管理目標の設定、監視計画の策定及び監視                      【略】                      (4) センター長は、監視計画に従い、保全活動管理目標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。                      6 施設管理実施計画の策定                      (1) センター長は、3の保全対象範囲に対し、開発部長及び管理担当課長が作成する6.1から6.3の計画に基づき次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。                      h. 埋設施設の施設管理に関する記録に関すること                      【略】                      7 保全の実施                      (4) 開発部長及び管理担当課長は、保全の結果について記録する。                      【略】                      8 保全の結果の確認・評価                      (1) 開発部長及び管理担当課長は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した設備の保全の結果から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。                      (2) 開発部長及び管理担当課長は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合は、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※2までに確認・評価し、記録する。                      ※2：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。                      【略】</p>	<p>ガイドの記録を参考に、施設管理に係る活動の記録、廃棄物埋設施設等の確認に係る自主検査の実施に係る記録を管理することを規定する。</p>

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（埋設施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明																	
	<p>10 保全の有効性評価                      管理担当課長は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。                      (3) 管理担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。                      【略】</p> <p>11 施設管理の有効性評価                      (2) 保全を実施した各職位は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p>(廃棄物処理施設等の確認に係る自主検査の実施)                      第25条 安全管理部長は、廃棄物処理施設等に係る第二種廃棄物処理に関する確認の対象となる廃棄物処理施設等の設置、変更の工事又は実施に当たり、埋設規則第6条へ適合することを確認するための自主検査を統括する。                      5 検査課長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。                      (2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(記録)                      第66条 作成責任者及び保存責任者は、別表20に定めるところにより、保安活動に関する記録を適正に作成し、保存する。                      【略】                      別表20 保安活動に関する記録                      1. 埋設規則第13条に基づき記録</p> <table border="1" data-bbox="1249 898 2309 1375"> <thead> <tr> <th></th> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>作成責任者</th> <th>保存責任者*2</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(4)廃棄物処理施設の施設管理に係る記録</td> <td>イ 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名</td> <td>施設管理の実施の都度</td> <td>施設管理を行った課長</td> <td>施設管理を行った課長</td> <td>施設管理を実施した廃棄物処理施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間（廃棄物処理地に係る場合にあつては、法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間）</td> </tr> <tr> <td>ロ 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>評価を行った各職位の者</td> <td>評価を行った各職位の者</td> <td>評価を実施した廃棄物処理施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間</td> </tr> </tbody> </table>		記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者*2	保存期間	(4)廃棄物処理施設の施設管理に係る記録	イ 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を行った課長	施設管理を行った課長	施設管理を実施した廃棄物処理施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間（廃棄物処理地に係る場合にあつては、法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間）	ロ 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	評価を行った各職位の者	評価を行った各職位の者	評価を実施した廃棄物処理施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	
	記録事項	記録すべき場合	作成責任者	保存責任者*2	保存期間														
(4)廃棄物処理施設の施設管理に係る記録	イ 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を行った課長	施設管理を行った課長	施設管理を実施した廃棄物処理施設の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間（廃棄物処理地に係る場合にあつては、法第51条の25第3項において準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間）														
	ロ 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	評価を行った各職位の者	評価を行った各職位の者	評価を実施した廃棄物処理施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間														
<p>5. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価及び反映（第1項第5号及び第6号）</p> <p>施設管理方針及び施設管理目標の評価については、施設管理の全体の実施状況を踏まえて、管理体制等の改善を検討する必要がある。                      施設管理実施計画の評価については、4. ア. の計画の期間ごとに施設管理に係る保安活動の実施状況を評価し、その後の施設管理に係る保安活動がより効果的かつ適切に実施されるよう、計画を改善していく必要がある。                      特に、施設管理目標及び施設管理実施計画については、経年劣化事象を考慮した上で、少なくとも以下の項目について最新の情報を収集して評価し、設備等の信頼性を向上させるよう検討する必要がある。その際には、点検等の計画段階において想定していた経年劣化の傾向との相違の有無等を全体的に確認し、今後の点検等において想定すべき事項として経年劣化の傾向等を評価することが必要である。</p> <p>i. 施設管理目標の監視結果                      ii. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績                      iii. トラブル等の経緯その他の運転記録                      iv. 高経年化技術評価、安全性向上評価及び定期安全レビューの結果（該当する場合）                      v. 他の原子力施設のトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ                      vi. リスク情報及び科学的知見</p>	<p>(施設管理計画)                      第22条                      【略】</p> <p>10 保全の有効性評価                      管理担当課長は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。                      (1) 管理担当課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせで行う。                      a. 保全活動管理目標の監視結果                      b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績                      c. トラブル等運転記録                      d. 経年劣化に関する技術的な評価                      e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</p>	<p>ガイドの記載を参考に、保安規定において、保全の有効性評価としてあらかじめ定められた時期に保全活動管理目標の監視結果等を組み合わせ評価し、必要に応じ保全方式を変更すること、また保全の有効性評価結果及び施設管理目標の達成状況から施設管理の有効性を評価し、継続的な改善を行っていくことを規定している。</p>																	

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（埋設施設）

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定（補正予定）	説明
	<p>f. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 管理担当課長は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、設備の保全方式を変更する場合は、6.1に基づき保全方式を選定する。また、設備の点検間隔を変更する場合は、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検及び取替結果の評価</p> <p>b. 劣化トレンドによる評価</p> <p>c. 類似機器等のベンチマークによる評価</p> <p>d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 管理担当課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p>11 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 事業部長は、定期的に6の施設管理実施計画に基づき保全を実施した職位に10の保全の有効性評価の結果及び1の施設管理目標の達成状況を報告させるとともに、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 保全を実施した各職位は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p>	
6. 特別な施設管理実施計画（第1項第7号）		
<p>○特別な施設管理実施計画が必要な場合</p> <p>発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他原子力施設の施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、特別な施設管理実施計画を定め、実施する必要がある。</p> <p>相当期間とは、おおむね1年以上とする。特別な状態にある場合とは、比較的広範な機器等に対し追加的な点検等を実施する必要がある場合や設備全般に対する長期保管対策を実施する場合等とする。</p> <p>○特別な施設管理実施計画の内容</p> <p>特別な施設管理実施計画の内容としては、VI. 3. 及び4. の事項について、原子力施設の状態に応じて、適切な時期に点検等を行うことを定める必要がある。</p> <p>特別な施設管理実施計画の始期及び期間は、原子力施設の状態に応じたものとして設定する必要がある。</p> <p>新たな施設管理実施計画の期間に移行する場合には、それまでの点検等の適切性の評価を行った上で、新たに計画した点検等の適切性の評価を行う必要がある。</p> <p>また、通常の管理とは異なることが想定されるため、当該計画の実施に係る体制、記録管理等について検討し、定める必要がある。</p>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第22条</p> <p>【略】</p> <p>6.3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 保守担当課長は、地震、事故等により長期停止を伴った設備の保全を実施する場合等は、特別な措置として、あらかじめ埋設施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 保守担当課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する設備が、所定の機能を発揮する状態であることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮する状態であることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p>	<p>ガイドの記載を参考に、保安規定において、地震、事故などにより長期停止を伴う設備の保全を実施する場合は特別な措置として埋設施設の状態に応じた保全方式及び実施時期を定めた計画を策定し、この計画に基づき保全を行っていくことを規定している。</p>
7. 原子力施設の経年劣化に関する技術評価に基づく長期施設管理方針の反映（第2項）		
<p>原子力施設の経年劣化に関する技術評価及び長期保守管理方針の策定と変更については、表5に記載した文書を参考に行う必要があり、定めた長期施設管理方針をVI. 2. に記載している施設管理方針に反映することにより、施設管理における各種活動を一体として実施していく必要がある。</p>	<p>—</p>	<p>埋設施設には経年劣化に係る技術的な評価等に関する規制側文書は設定されていないことから、埋設施設における経年劣化に関する技術評価は実施しない。また、これに伴い長期施設管理方針への反映も規定しない。</p>

再処理事業所 MOX燃料加工施設保安規定  
保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料

2020年8月17日  
日本原燃株式会社

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定	説明
I. 使用前事業者検査又は使用前検査		
II. 使用前事業者検査又は使用前検査		
1. 使用前事業者検査又は使用前検査の実施		
<p>第1号から第3号までに規定する「十分な方法」は次に掲げるとおりとし、設計及び工事の計画の認可又は届出（以下「設工認」という。）、核燃料物質の使用の許可（以下「使用許可」という。）、保安規定等に基づき、原子力施設の特性に応じ、検査の時期、実施場所、対象、方法及び判定基準に加えて、検査体制、記録方法等をあらかじめ第2項に規定する検査実施要領書に定め、これに従って実施する必要がある。</p> <p>また、実用発電用原子炉施設（以下「実用炉施設」という。）では、検査対象となる構造物、系統、設備、機械又は器具（以下「機器等」という。）ごとに対応する技術基準の条項ごとの要求事項及び設工認に記載される機器等の仕様を整理し、これらに留意して検査の方法を設定する必要がある（別記1）。</p> <p>（1）第1項第1号に規定する方法 第1号に規定する「構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法」には、表4-1から表4-3までに示す材料検査、寸法検査、外観検査、非破壊検査、漏えい検査等を必要に応じ適切に組み合わせた客観性を有するものであることが必要である。なお、溶接に係る使用前事業者検査及び使用前検査（以下「使用前事業者検査等」という。）の方法は、表4-2に示す事項（溶接施工法に関する検査及び溶接士の技能に関する検査に係るものに限る。）をあらかじめ確認した後、表2に示す規則の「材料及び構造」に定める溶接部（耐圧部分の溶接部及び主要な耐圧部の溶接部を含む。）に対して、表4-2に示す溶接施工した構造物に対する検査に係る検査の方法等に留意して設定する必要がある。また、燃料体に係る使用前事業者検査の方法は、燃料体の加工の工程を考慮し、表4-3に示す検査の方法に留意して設定する必要がある。</p> <p>（2）第1項第2号に規定する方法 第2号に規定する「機能及び性能を確認するために十分な方法」には、表4-1に示す特性検査、機能・性能検査及び総合性能検査等を必要に応じ適切に組み合わせた客観性を有するものであることが必要である。</p> <p>（3）第1項第3号に規定する方法 第3号に規定する「その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法」（使用施設等にあつては、「その他使用施設等が法第55条の2第2項各号のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法」）には、設工認における工事計画で定められた仕様（使用施設等の場合は、使用許可の記載事項及び技術基準）、基本設計方針等に適合するように施工されているかどうかを確認できる方法であることが必要である。また、第1号及び第2号の方法では確認できないものについて、施工管理等の状況も含めて確認できる方法であることが必要である。</p> <p>設工認のうち「基本設計方針」については、技術基準の要求を満たすための基本的な方針が定められており、機器等の仕様等のハード面だけでなく、品質マネジメントシステムとの関連、事業者活動や運用等のソフト面の方針も記載されている必要がある。「基本設計方針」に対する使用前事業者検査の適合性確認においては、機器等の仕様等に対する要求事項に加え、設計、工事、事業者検査等の保安活動に対する要求事項についても適合していることが確認されている必要がある。この際、技術基準の要求事項が整理され、設計から工事及び使用前事業者検査までの各プロセスにどのように反映されているかを明確にしておく必要がある。</p> <p>設工認のうち「品質マネジメントシステム」及び使用許可のうち「品質管理に必要な体制の整備に関する事項」（以下「品質マネジメントシステム等」という。）については、原子力施設の設置から廃止までの保安のための業務に係る一連の品質管理に必要な体制を管理する仕組みを明確に定め、当該記載に従って施工及び検査のPDCAサイクルに係る保安活動が行われることが記載されている。この「品質マネジメントシステム等」に対する使用前事業者検査等の適合性確認においては、上述のPDCAサイクルが確実に機能しているかについても確認されている必要がある。</p>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第52条 加工施設について、加工施設の事業変更許可を受けた設備に係る事項及び「加工施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項の適合を維持し、加工施設の安全を確保するため、以下の施設管理に係る計画を定める。</p> <p>【略】</p> <p>6.1 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 施設所管課長は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き<sup>※1</sup>の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>【略】</p> <p>(3) 施設所管課長及び事業者検査課長は、工事を実施する構造物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを、第55条に基づき実施する使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試験（以下、「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的な方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p> <p>※1：法令に基づく手続きとは、法第16条（変更の許可及び届出）及び第16条の2（設計及び工事の計画の認可）、及び第16条の3第3項（使用前事業者検査の確認申請）に係る手続きをいう。</p> <p>（使用前事業者検査の実施）</p> <p>第55条 品質保証部長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下本条において「設工認」という。）の対象となる加工施設の設置又は変更の工事に当たり、設工認に従って行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下本条において「検査」という。）を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。</p> <p>2 品質保証部長は、前項の検査実施責任者の中から第52条6.1(3)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書※1を定め、検査を実施する。</p> <p>(3) 検査対象の加工施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a. 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b. 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号 a. 及び b. の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第6条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 事業者検査課長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該業務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>7 建設管理課長は、検査の実施時期及び検査が第52条6.1(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。</p> <p>※1 検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>b. 機能及び性能を確認するために十分な方法</p> <p>c. その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に基づき行われたものであることを確認するために十分な方法</p>	<p>ガイドの記載を参考に、検査の時期、対象、方法、判定基準、検査体制及び記録方法等を規定する。</p>
2. 使用前事業者検査等の結果の記録		

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（加工施設（MOX））

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定	説明												
<p>II. 1. に記載している検査の時期、対象、方法その他必要な事項をあらかじめ定めた検査実施要領書に基づき使用前事業者検査等を実施した結果について、第1項に掲げる事項を記載した使用前事業者検査成績書等を作成し、第2項に従い記録の保存を行うものとする。</p>	<p>(使用前事業者検査の実施) 第55条 6 事業者検査課長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。 【略】 (2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(記録) 第71条 各職位は、表5に定めるところにより、保安に関する記録を適正に作成し、保存する。 【略】 表5 保安に関する記録（その6）</p> <table border="1" data-bbox="1249 541 2306 1108"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>作成及び保存責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加工規則第3条の4の3に基づく記録 1. 使用前事業者検査 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項</td> <td>検査の都度</td> <td>検査実施責任者</td> <td>当該使用前事業者検査に係る加工施設の存続する期間</td> </tr> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合	作成及び保存責任者	保存期間	加工規則第3条の4の3に基づく記録 1. 使用前事業者検査 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	検査実施責任者	当該使用前事業者検査に係る加工施設の存続する期間	【略】	【略】	【略】	【略】	<p>ガイドの記載を参考に、使用前事業者検査に係る記録の管理を行うことを規定する。</p>
記録事項	記録すべき場合	作成及び保存責任者	保存期間											
加工規則第3条の4の3に基づく記録 1. 使用前事業者検査 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	検査実施責任者	当該使用前事業者検査に係る加工施設の存続する期間											
【略】	【略】	【略】	【略】											
<p>3. 溶接に係る使用前事業者検査等を行った旨の表示</p>	<p>—</p>	<p>(溶接に係る使用前事業者検査等を行った旨の表示に係るガイドの記載については社内標準類を策定する際の参考とする。)</p>												
<p>III. 定期事業者検査</p>	<p>—</p>	<p>—</p>												
<p>1. 定期事業者検査の実施時期（第1項）</p>	<p>—</p>	<p>—</p>												
<p>(1) 原子力施設の運転等を停止して行う検査（第1項及び第2項） 原子力施設の運転等（原子炉の運転及び設備の操作をいう。以下同じ。）の停止時に実施する必要がある機器等の分解検査（III. 2. (1) ①に記載の方法に相当）、その後の機能・性能検査等（III. 2. (1) ②に記載の方法に相当）及び設定した一定の期間中技術基準に適合している状態を維持するかどうかの判定（III. 2. (2)に記載の方法に相当）については、実用炉施設の場合にあつては、第1項の表上欄に掲げる発電用原子炉施設に応じた同表下欄に掲げる時期ごとに、研究開発段階発電用原子炉施設の場合にあつては、第1項に示すとおり原子力規制委員会が別に定める場合を除き13月を超えない時期ごとに、その他の原子力施設の場合にあつては、第1項に示すとおり原子力規制委員会が別に定める場合を除き12月を超えない時期ごとに行う必要がある。 第1項の「運転が開始された日」及び「使用が開始された日」とは、新設又は増設工事に係る使用前確認証の交付日とし、同項中「定期事業者検査が終了した日」とは定期事業者検査報告書（III. 4. (1)に記載した報告書をいう。以下同じ。）において記載された定期事業者検査の終了日とする。 また、第1項の「判定期間」は、定期事業者検査において設定され、原子力規制検査において、技術基準に適合している状態を維持することが確認された一定の期間をいい、原子力規制委員会の告示で定められる。 なお、実用炉施設において、同一の工事又は事業所内の発電用原子炉（号機）間で共用されている発電用原子炉施設に係る定期事業者検査は、原則として、法第43条の3の9又は第43条の3の10の設工認の対象に位置付けられている原子力施設に係る定期事業者検査において行うものとする。 核燃料施設等のように、工程ごとに運転状態が異なる原子力施設においては、工程ごとに定期事業者検査の範囲を区切り、</p>	<p>—</p>	<p>加工施設の使用を開始する前までに、ガイドの記載を参考に規定する。</p>												

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（加工施設（MOX））

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定	説明
それぞれの範囲で実施時期を設定することができる。		
<p>(2) 原子力施設の運転等中に行う検査（第3項）</p> <p>原子力施設の運転等時における原子力施設の保安の確保に支障を来さない機器等に係る検査において設定した一定の期間中技術基準に適合する状態を維持するかどうかの判定については、原子力施設の運転を停止して行う検査（Ⅲ. 1. (1)）を行うべき時期より前に実施することができる。</p> <p>具体的には、例えば実用炉施設においては、発電用原子炉の運転停止時に使用する必要がある燃料取扱装置、補助ボイラ一等の機器等及び予備品等の発電用原子炉の運転とは関係しない機器等がこれに該当する。また、当該検査の実施の際に保安確保対策を講じることによって保安の確保が十分に図られる場合も、これに該当するものとするが、定期事業者検査報告書の記載事項である点検、検査等（以下「点検等」という。）を実施する際に行う保安の確保のための措置（Ⅲ. 4. (2) ④工）に当該保安確保策を記載する必要がある。</p>	-	加工施設の使用を開始する前までに、ガイドの記載を参考に規定する。
<p>(3) 時期変更承認（第4項第1号及び第2号並びに第5項）</p> <p>第1号に基づく定期事業者検査の実施時期の変更に係る承認は、その内容が次の各号に適合しているときは承認する。</p> <p>①当該承認申請が第1回目の定期事業者検査に係るものでないこと。</p> <p>②検査時期の変更による当該原子力施設の運転延長期間（以下単に「運転延長期間」という。）が1月を超えるものでないこと。</p> <p>③当該原子力施設において、法第62条の3の規定（発電用原子炉施設においては原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成24年経済産業省令第71号）第3条第1項の規定を含む。）に基づき原子力規制委員会に報告すべき事象（以下「法令報告事象」という。）が発生している場合にあつては、定期事業者検査の実施時期を変更することによってその是正処置の適切な遂行に支障を来すものでないこと。</p> <p>④運転延長期間中、当該原子力施設の機能及び性能が、該当する定期事業者検査の判定基準を満足するものと評価できること。また、保安規定において認可を受けた運転期間の設定において評価されている制限値等を満足することが確認されていること。</p> <p>第5項に規定する申請書の提出は、第1項に定める時期の2月前までに行うこととし、第6項に規定する原子力施設の使用の状況を記載した書類は、③及び④を満足することを説明するものとする必要がある。</p>	-	定期事業者検査の実施時期の変更手続きに関する内容であるため、保安規定には規定しない。
<b>2. 定期事業者検査の実施</b>		
<p>(1) 検査項目・手法（第1項）</p> <p>第1号及び第2号に規定する「十分な方法」は次に掲げるとおりとし、保安規定等に基づき、原子力施設の特性に応じ、検査の時期、実施場所、対象、方法及び判定基準に加えて、検査体制、記録方法をあらかじめ第6項に規定する検査実施要領書に定め、これに従って実施する必要がある。</p> <p>この「検査の時期」には、検査を行う際の保安規定で定める原子力施設の状態と各検査項目を行おうとする時期を記載するとともに、Ⅲ. 4. (2) ④の点検等の時期についても工程表等で明確にする必要がある。</p> <p>① 第1号に規定する方法</p> <p>第1号に規定する「各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法」とは、表4-1に示す分解検査及び開放検査、外観検査、非破壊検査、漏えい（率）検査等を必要に応じ適切に組み合わせた客観性を有するものであることが必要である。また、実用炉施設では、確認対象となる技術基準の条項に対応して、別記1の事項については、特に留意して検査の方法を設定する必要がある。</p> <p>② 第2号に規定する方法</p> <p>第2号に規定する「機能及び作動の状況を確認するための十分な方法」とは、表4-1に示す特性検査、機能・性能検査、総合性能検査等を必要に応じ適切に組み合わせた客観性を有するものであることが必要である。また、実用炉施設では確認対象となる技術基準の条項に対応して、別記1の事項については、特に留意して検査の方法を設定する必要がある。</p> <p>(2) 判定方法（第2項及び第3項）</p> <p>第2項に規定する判定方法、すなわち、「一定の期間」を設定し、その期間において技術基準に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法について、以下を踏まえた基本的な考え方及び一定の期間の設定に関する考え方を明確にし、その考え方に従って定期事業者検査（設定した一定の期間中技術基準に適合している状態を維持するかどうかの判定に係るものに限る。）を実施することが必要である。</p> <p>○点検等の実施頻度の設定により機器等を維持する場合</p> <p>Ⅲ. 4. (2) ④点検等の方法に記載される時間基準保全の方式（時間を基準に点検等の時期を定める方式をいう。以下同じ。）としている点検等については、その実施頻度の設定において、所定の機能を発揮できなくなる前、すなわち技術基準に適合す</p>	-	加工施設の使用を開始する前までに、ガイドの記載を参考に規定する。



保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（加工施設（MOX））

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定	説明												
<p>る状態を維持すると考えられる期間中に点検等を行うように考慮されている。 このため、点検等の実施頻度を「一定の期間」とみなすことができる。</p> <p>○機器等の劣化等の程度を定量的に評価して判定する場合 機器等の劣化及び特性変化を定量的に評価し判定する検査については、当該検査の実施頻度にかかわらず、当該評価で判定に考慮する期間を一定の期間とする必要がある。</p> <p>また、一定の期間の設定においては、第3項に考慮すべき事項が規定されており、同項に掲げられている事項のうち一又は二以上の事項を知見として収集する必要がある。さらに、当該機器等を構成する部品ごとに経年劣化事象を考慮した上で、時間依存性のある劣化事象により技術基準に適合しなくなる前に点検等を行うとの観点で、施設管理の重要度を踏まえて、点検等の実施頻度を決定するための主要部位を抽出し、抽出した主要部位に対して、第3項各号に掲げられている事項を考慮して、以下に示す分類ごとの評価の考え方を踏まえる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・点検等及び取替結果の評価（VI. 5. のii、同項第1号の劣化の有無に相当） 想定される劣化事象に対する設計上の考慮がなされており、過去の点検等又は取替実績で有意な劣化が認められない場合には、当該部位についての実施頻度には影響がないものと評価できる。ただし、点検等の実施頻度の設定において定量的な根拠とはならないことから、その後の機器等の点検等において変更後の点検等の実施頻度においても有意な劣化がないことを確認する必要がある。</li> <li>・劣化トレンドによる評価（VI. 5. のii、同項第1号の劣化の傾向に相当） 設計上特定の劣化事象の発生を想定している場合又は過去の運転実績若しくは点検等若しくは取替実績で有意な劣化傾向が認められている場合においては、取替実績等から得られる劣化トレンドから劣化の進展を評価し、変更後の機器等が次回行う点検等までに機能が維持されることを評価する。</li> <li>・施設の耐久性に関する研究成果その他の研究成果による評価（VI. 5. のvi、同項第2号に相当） 耐久性に関する研究成果、メーカー推奨等により、変更後の機器等の点検等の実施頻度での使用に対して耐久性があるとの知見が得られていることを評価する。</li> <li>・類似する機器等の使用実績による評価（VI. 5. のv、同項第3号に相当） 類似する機器等において、変更後の点検の実施頻度以上の頻度での運転実績があり、かつ、点検等の実施頻度を決定する主要部位の劣化に起因する故障が生じていないことを評価する。なお、評価に当たっては、想定される劣化事象に係る要因を踏まえ、使用材料及び使用環境を考慮して類似性を確認する必要がある。</li> </ul>														
<p>3. 定期事業者検査の結果の記録</p>														
<p>Ⅲ. 2. (1)に記載している検査実施要領書に基づき定期事業者検査を実施した結果について、第1項に掲げる事項を記載した定期事業者検査成績書等を作成し、第2項に従い記録の保存を行うものとする。</p>	<p>(記録) 第71条 各職位は、表5に定めるところにより、保安に関する記録を適正に作成し、保存する。 【略】 表5 保安に関する記録（その6）</p> <table border="1" data-bbox="1249 1266 2309 1833"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>作成及び保存責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> <td>【略】</td> </tr> <tr> <td>加工規則第3条の11に基づく記録 1. 定期事業者検査 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項</td> <td>検査の都度</td> <td>検査実施責任者</td> <td>その加工施設が廃棄された後5年が経過するまでの間</td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合	作成及び保存責任者	保存期間	【略】	【略】	【略】	【略】	加工規則第3条の11に基づく記録 1. 定期事業者検査 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	検査実施責任者	その加工施設が廃棄された後5年が経過するまでの間	<p>ガイドの記載を参考に、定期事業者検査に係る記録の管理を行うことを規定する。 定期事業者検査の実施については、加工施設の使用を開始する前までに、ガイドの記載を参考に規定する。</p>
記録事項	記録すべき場合	作成及び保存責任者	保存期間											
【略】	【略】	【略】	【略】											
加工規則第3条の11に基づく記録 1. 定期事業者検査 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	検査実施責任者	その加工施設が廃棄された後5年が経過するまでの間											
<p>4. 定期事業者検査の報告</p>														

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（加工施設（MOX））

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定	説明
<p>(1) 定期事業者検査の報告書の記載事項（第2項）</p> <p>第3号の原子力施設の種類の種類については、特に、原子力施設の一部について実施することとしている場合は、当該定期事業者検査の期間で検査対象としている原子力施設範囲を記載する必要がある。なお、実用炉施設において、同じ原子力施設内の複数の発電用原子炉（号機）の設備を共用している場合において他の発電用原子炉（号機）の設備において検査対象として管理しているものは当該号機で検査対象の原子力施設として記載を要さない。</p> <p>「検査開始予定日」とは、原則として、検査対象とする原子力施設の運転等を停止する日（発電用原子炉施設においては発電機を解列する日。以下同じ。）とする。ただし、故障等により原子力施設を停止したこと等により、原子力施設の運転等を停止した日より後に定期事業者検査を実施することとした場合においては、この限りではない。</p> <p>第4号の「検査の実績又は予定の概要」には、当該定期事業者検査の期間で実施し、又は実施することとしている定期事業者検査の項目を記載するとともに、検査の実績については当該検査項目ごとの終了日を記載する必要がある。</p>	-	定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。
<p>(2) 定期事業者検査報告書の添付書類記載事項（第3項）</p> <p>① 定期事業者検査の計画（第1号）</p> <p>○定期事業者検査に係る工程</p> <p>計画している工程として、定期事業者検査の開始から終了までの一連の工程、各予定日（実用炉施設においては、開始については発電機の解列日並びに終了については発電用原子炉の起動日及び発電機の並列日を含む。）並びに定期事業者検査の項目ごとの検査の実施時期（前回の定期事業者検査終了以降、当該定期事業者検査開始までに実施した検査（先行実施検査）がある場合は、その旨を明示。）を記載する必要がある。</p> <p>○当該定期事業者検査期間中に実施する工事</p> <p>定期事業者検査の工程に直接影響する工事について、その概要を記載すること。また、定期事業者検査の結果に伴い発生する工事があらかじめ想定される場合は、その旨を記載すること。</p> <p>○当該定期事業者検査期間中に実施する定期事業者検査項目</p> <p>定期事業者検査の全ての検査項目を明示した上で、それぞれの検査項目について、以下の事項を記載する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該定期事業者検査の期間中における実施の予定の有無及びその理由（施設管理の目標、施設管理の実施に関する計画（以下「施設管理実施計画」という。）で定めている実施頻度に基づくものか又はこれ以外の状況によるものか等）</li> <li>・前回の定期事業者検査から、定期事業者検査の項目、保全方式、実施頻度及び検査範囲等の内容を変更した場合にはその旨</li> <li>・長期施設管理方針の反映として実施し、又はこれを考慮することにより内容を変更するものか否か</li> </ul> <p>○前回の定期事業者検査からの変更点</p> <p>前回の定期事業者検査の結果等を踏まえて今回の定期事業者検査に反映した事項等について、定期事業者検査全体を概括して記載する必要がある。ここで、前回の定期事業者検査の結果等には、当該原子力施設についてのこれまでの運転経験、国内外におけるトラブル事例等を含むものとする。</p>	-	定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。
<p>② 施設管理目標（第2号）、施設管理実施計画（第3号）及び定期事業者検査の判定方法（第4号）に係る記載の対象範囲</p> <p>施設管理実施計画及び定期事業者検査の判定方法に記載する事項は、技術基準が適用される設備又は設工認に記載されている設備若しくは施設管理の重要度が高い系統に属する設備について記載する必要がある。</p>	-	定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。
<p>③ 施設管理目標（第2号）</p> <p>VI. 3. において記載している「プラントレベルの指標」及び施設管理の重要度が高い系統の「系統レベル」の指標について、①指標、②指標ごとの具体的な目標値を記載する必要がある。</p>	-	定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。
<p>④ 施設管理実施計画（第3号）</p> <p>ア. 施設管理実施計画の始期及び期間（イ）</p> <p>VI. 4. ア. において記載している計画の始期及び期間として設定しているものを記載する必要がある。</p>	-	定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。
<p>イ. 点検計画（第3号ハのうち点検等に関する事項）</p> <p>VI. 4. イ. において記載している点検等の計画として、点検等の方法、実施頻度及び時期を記載することが必要である。</p> <p>○記載すべき点検の範囲及び単位</p> <p>点検等を実施する機器等又は系統ごとに、点検項目を記載する必要がある。</p>	-	定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（加工施設（MOX））

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定	説明
<p>このうち、以下のいずれかに該当する点検については、点検方法として適切な単位に分けて記載する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期事業者検査に係る点検等</li> <li>・長期施設管理方針を踏まえて実施する点検等</li> <li>・定期事業者検査の都度性能維持のための措置を伴う点検等</li> <li>・定期事業者検査に係る点検等の実施頻度より低い実施頻度で行う点検等であって、性能維持のための措置を伴うもの（特に、第7号の定期事業者検査での判定における一定の期間の変更において考慮した事項を記載した書類を提出した以降においては、当該書類において評価対象とした劣化事象に対する性能維持のための措置を伴う点検等は漏れなく記載する必要がある。）</li> </ul> <p>これら以外の点検等については、系統単位でまとめる等、簡易な記載とすることができる。ただし、この場合であってもまとめた点検等の最短の実施頻度を明示する必要がある。</p> <p>○点検等の方法</p> <p>点検等の方法としては、点検等を行う機器等又は系統の施設管理の重要度を踏まえて、時間基準保全、状態基準保全（機器等の状態を監視し、その状態を基準に点検等の時期を定める方式）、及び事後保全（機器等の機能喪失発見後に修復を行う方式）のいずれかの保全方式とするかを明確にした上で、経年劣化事象による劣化の有無及び劣化の傾向を監視できるものであるか、性能維持のための措置を伴うものであるかを含め、点検等の内容が明確となるように記載する必要がある。</p> <p>状態基準保全の方式とする点検等については、状態監視データの採取方法も記載する必要がある。</p> <p>また、定期事業者検査の項目を付記するとともに、「定期事業者検査の実施」に係る規定の第1項各号に掲げる方法で行っているかどうかを示すため、各号との関係を明確にする必要がある。</p> <p>○点検等の実施頻度</p> <p>時間基準保全の方式とする点検等の実施頻度については、点検等を行う間隔（月、年、運転・保全サイクル等）を記載する必要がある。また、状態基準保全の方式とする点検等の実施頻度については、状態監視データの採取頻度を記載する必要がある。</p> <p>点検等の結果及び設計上機器等の交換が推奨された時期を踏まえ、定期に機能・性能の回復を図るために行う修理、取替等の工事についても、実施頻度（工事を行う間隔：月、年、施設管理実施期間等）を記載する必要がある。</p> <p>○点検等の時期</p> <p>時期としては、点検等を行う際の原子力施設の状態として、実用炉施設については発電用原子炉の運転の停止中、発電用原子炉の起動後の検査期間中、及び発電用原子炉の運転中（通常運転時の総合的な性能に関する検査が終了していない期間を除く。）のいずれかの区別を記載する必要がある。核燃料施設等については、施設全体の運転状況を踏まえて、工程ごとに定期事業者検査の範囲を区切っている場合にはそれぞれの範囲の検査時期が明確になるよう記載する必要がある。</p> <p>○点検計画の策定範囲</p> <p>原子力規制委員会の内規（別記1で記載しているものを除く。）に従い実施する点検等及び長期施設管理方針を踏まえて実施する点検等の計画については、これらの点検等以外の点検等とは区別して点検計画を記載する必要がある。その際、当該点検等の進捗状況を把握するため、点検実績についても付記する必要がある。</p> <p>○計画期間中における点検等の実施状況等</p> <p>各点検等の項目について、当該定期事業者検査に係る施設管理実施計画の期間中での実施の有無、実施数等を参考資料として添付する必要がある。</p> <p>その際、複数の運転・保全サイクルにわたって行う点検項目については、それぞれの運転・保全サイクルでの具体的な点検箇所数その他点検の実施状況を示すデータを記載する必要がある。特に、実用炉施設において、技術基準規則第18条及び第56条に定める基準への適合性を確認するために行う検査については、対象とする箇所が多いため、これ以外の点検等とは区別して記載する必要がある。</p> <p>なお、参考資料は報告時点の計画のものとし、当該資料の記載内容に変更があった場合はその後の報告において実績として記載することにより。</p>	-	
<p>ウ. 工事の計画（第3号口及び二のうち工事に関する事項）</p> <p>当該定期事業者検査に係る施設管理実施計画の期間中に実施する原子力施設の保安のための工事について、方法及び時期を記載する必要がある。</p>	-	定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（加工施設（MOX））

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定	説明
<p>○工事の範囲及び単位 範囲としては、以下のいずれかに該当する工事について、記載する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設工認の対象となる工事</li> <li>・設備の信頼性の維持又は向上を図るために行う工事であって、その後の点検等の方法、実施頻度及び時期が変更となるもの</li> <li>・長期施設管理方針を踏まえて実施する工事</li> <li>・それまでの点検等の有効性の評価結果を踏まえて実施する工事</li> <li>・NRA 指示文書又は指導文書に基づき実施する工事</li> <li>・施設管理の重要度が高い設備の工事</li> <li>・使用前事業者検査又は使用前検査の対象となる工事（設工認の対象となる工事を除く。）</li> </ul> <p>○工事の方法 工事の方法としては、工事を実施する機器等又は系統ごとに、実施理由を明確にした上で、工事の実施内容及びその適切性を示す根拠（学協会規格等）を記載する必要がある。 設工認の対象となる工事については、当該工事の審査において適切性を確認することから、設工認の対象となる工事である旨の記載のみで足りる。 また、予防保全を含め工事を計画する際には、施工部周辺への影響の評価及び施工後における当該影響範囲の健全性確認についても、必要に応じて記載するものとする。</p> <p>○実施理由の明確化 NRA 指示文書又は指導文書に基づき実施する工事及び長期施設管理方針を踏まえて実施する工事については、これら以外の工事とは区別できるようにその旨を記載する必要がある。 さらに、参考資料として、点検等も含めて、長期施設管理方針の項目ごとに、長期施設管理方針に基づく活動の全体像が把握できるよう、対象としている機器等又は系統名、部位と経年劣化事象、活動項目、実施時期、当該施設管理実施計画期間中における実施の有無及び進捗状況等を記載した資料を添付する必要がある。 なお、参考資料は報告時点の計画のものとし、当該資料の記載内容に変更があった場合はその後の報告において実績として記載することにより。</p> <p>○工事の時期 工事の時期としては、当該定期事業者検査に係る施設管理実施計画期間中のみの実施か、又は、複数の施設管理実施計画期間中にわたって継続的に実施するものかの区別を記載する必要がある。さらに、発電用原子炉については運転中・停止中の区別を記載する必要がある。また、工. に定めた事項についても記載する必要がある。</p>	-	
<p>工. 点検等の計画及び保安の確保のための措置（第3号八及び二のうち点検に関する事項） 点検等の工程に応じて、特に原子力施設の運転等の停止時において、当該工程における原子力施設の状態、遵守すべき運転上の制限及びその遵守のための具体的な計画を記載する必要がある。さらに、定期事業者検査以外の安全上重要な点検等を抽出し、保安の確保上注意すべき事項を記載する必要がある。 なお、上述の計画は報告時点のものとし、当該資料の記載内容に変更があった場合はその後の報告において実績として記載することにより。</p> <p>※工の趣旨は、定期事業者検査のため停止していた沸騰水型原子炉において、制御棒駆動水圧系の点検等の作業中に、想定外の制御棒の引き抜きが起きたことを踏まえたものである。</p>	-	定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。
<p>⑤定期事業者検査の判定方法（第4号） Ⅲ. 2.（2）に記載している考え方を記載するとともに、定期事業者検査項目ごとの一定の期間について記載する必要がある。 ただし、実施頻度を一定の期間とみなす点検等については、その実施頻度は点検計画に記載されていることから、原子力施設の運転等を停止して実施する必要のある点検の実施頻度のうち、最短のものを記載すればよい。</p>	-	定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。
<p>⑥施設管理目標又は施設管理実施計画の評価の結果（第6号及び第4項） ○評価に用いた情報ごとの記載 施設管理目標及び施設管理実施計画について、経年劣化事象を考慮した上で、少なくともⅥ. 5. に記載の情報を収集すべき項目ごとに評価に用いた情報が特定できるように評価した結果を記載する必要がある。 特に、i. 施設管理目標の監視結果については、目標値と実績値（評価に用いる監視結果の範囲（評価期間）を付記すること。）の比較表を添付する必要がある。</p>	-	定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（加工施設（MOX））

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定	説明
<p>また、長期施設管理方針に基づき実施した研究結果、評価結果等については、その旨を明示して記載する必要がある。</p> <p>○評価の結果を反映して計画を変更した内容の記載 上記の情報を基に評価した結果、施設管理目標又は施設管理実施計画を変更した場合には、評価に用いた具体的な情報の概要、評価内容、反映した内容及び変更した点検等に関連する定期事業者検査について記載する必要がある。 なお、点検等の実施頻度を変更する場合には、Ⅲ. 2. (2) の一定の期間の設定において考慮すべき事項について、以下の分類に従い、各事項を整理して記載する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・点検等及び取替結果の評価</li> <li>・劣化トレンドによる評価</li> <li>・研究成果等による評価</li> <li>・類似機器等の使用実績による評価</li> </ul> <p>また、定期事業者検査での判定における一定の期間の変更を行う場合には、第7号の書類に詳細を記載している点検等についても、当該機器等に対する点検等の概要については記載し、点検等の全体像を記載する必要がある。</p>		
<p>⑦定期事業者検査での判定における一定の期間の設定及び変更において考慮した事項（第7号及び第5項） 定期事業者検査の判定における一定の期間の設定及び変更をした場合には、Ⅲ. 2. (2) に記載の考慮すべき事項について整理して、Ⅲ. 2. (1) 又は(2) に記載の定期事業者検査の対象の原子力施設に係る点検等の実施頻度の妥当性を示す評価の内容を記載する必要がある。</p> <p>○一定の期間を設定する際の評価内容の記載における留意事項 定期事業者検査が終了した日以降13月（発電用原子炉施設以外の原子力施設については12月）を超えない時期までを一定の期間として設定する場合には、Ⅲ. 2. (2) に記載している点検等及び取替結果の評価、劣化トレンドによる評価及び類似機器等の使用実績による評価に相当する事項として、当該原子力施設において報告時点以前10年間に時間依存性のある劣化事象により発生した法令報告事象に関して、再発防止対策が実施されていることを記載する必要がある。</p> <p>○一定の期間を変更する際の評価内容の記載における留意事項 点検等の実施頻度を決定するための主要部位の抽出状況とともに、抽出した主要部位に対して、評価に用いた情報を、Ⅲ. 2. (2) に示す分類に整理した上で、当該部位に適用できることを示す必要がある。</p> <p>○一定期間を変更する際の条件 評価の結果、設備改造等により一定の期間を変更する場合には、その設備改造等の内容とその妥当性を明確に記載すること。点検等の方法等の変更により一定の期間を変更する場合も同様とする。なお、これらの内容は、点検計画、設計及び工事の計画並びに保安規定に反映することが必要である。</p>	-	定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。
<p>⑧特別な施設管理実施計画を定めた場合の対応 Ⅵ. 6 に記載している特別な施設管理実施計画を定めた場合においては、主に④に記載している事項に大きな変更が生じるため、通常の計画から変更がある内容についてそれぞれの書類において記載して報告するものとする。</p>	-	定期事業者検査の報告書に係る事項であるため、保安規定には規定しない。
<p>5. 原子力施設の評価</p>		
<p>実用炉施設において、第1項に規定している実用炉施設で技術基準規則第18条（第56条において準用する場合を含む。）の規定に係る評価が必要な亀裂等を確認した場合には、第2項の規定に従い評価を行うとともに、評価の結果を記録し、保存するとともに、原子力規制委員会に報告しなければならない。 本評価に係る活動については、Ⅵ. 4. カ. からク. までに位置付けられるものであり、その後の補修等も含め、施設管理に含めて適切に計画して対応する必要がある。</p>	-	実用炉施設に係る事項であるため、保安規定には規定しない。
<p>Ⅵ. 施設管理</p>		
<p>1. 施設管理における各種活動（第1項）</p>		
<p>原子力施設が許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するように、設置し、維持するため、原子力事業者等は施設の保全のために構築物、系統、機器等の状態を把握する各種の保安活動を実施する必要があり、当該保安活動を各原子力施設の事業規則において「施設管理」を意味している。施設管理には、「設計」、「工事」のほか、施設の状況を日常的に確認する「巡視」、設備等の劣化進展等の状態を把握するとともに正常な状態に保つための計画的な手入れ、潤滑油取替、部品交換等を含めた「点検」、設備等が所定の機能を有しているかを確認する「試験」、要求事項に適合しているかどうかを判定する「検査」などが含まれる。 施設管理に係る保安活動は相互に関連するものであり、それぞれに連携を図って実施していく必要がある。特に、その基礎となるものとして、要求事項と設計情報の関係性を整理した資料や設備等の実態が確認できる資料（以下「設備図書」という。）の整備が重要である。</p>	<p>（施設管理計画） 第52条 加工施設について、加工施設の事業変更許可を受けた設備に係る事項及び「加工施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項の適合を維持し、加工施設の安全を確保するため、以下の施設管理に係る計画を定める。 【略】 12 構成管理 施設所管課長は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。 (1) 設計要件（第5条 7.2.1 に示す個別業務等要求事項のうち、「構築物、系統、及び機器がどのようなものでなければならぬか」という要件を含む第53条で実施する設計に対する要求事項をいう。）</p>	<p>ガイドの記載を参考に、事業変更許可を受けた設備に係る事項及び「加工施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合を維持することを目的として施設管理計画を定めることを規定する。  また、図書の整備については、構成管理として設計要件、施設構成情報、物理的構成の均衡を維持する活動を実施していくことを規定する。</p>

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（加工施設（MOX））

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定	説明
	(2) 施設構成情報（構築物、系統及び機器がどのようなものかを示す図書、情報をいう。） (3) 物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）	
2. 施設管理方針（第1項第1号及び第2号）		
<p>原子力施設における安全確保については、事業許可等の際に基本的な設計の方針などの設計要求が事業許可等に規定されており、さらに表2に示す原子力規制委員会規則及び同規則の解釈に適合するように原子力施設を維持するため、これらの規制要求事項を体系的に整理し、具体的な計画を立てて活動していくことが重要である。また、規制要求事項としては、事業所外運搬や事業所外廃棄のほか、廃止措置段階においては廃止措置計画の作成などの各種の原子力規制委員会規則等に基づく措置があり、他法令も含めて整理する必要がある。</p> <p>また、原子力施設に対する要求事項としては、上述の安全確保のための規制要求事項に加えて、廃止措置実施方針の記載事項となっている廃止措置における解体撤去作業の容易化、放射性廃棄物発生量の最小化などの設計上の考慮や、原子力施設の利用に当たっての考慮など、原子力事業者等が設定する事項もあり、これら一連の事項について、それぞれの位置付け等を明確にしつつ、全体的に整合を取って取り組むようこれらの間の関連性を整理する必要がある。</p> <p>点検等においては経年劣化事象※1による劣化の有無及び傾向を監視できるように、また、劣化の程度に応じて性能維持のために適切に補修又は取替工事が行えるように、設計上の配慮をすることが重要である。さらに、点検等においては異常影響緩和に係る設備等において偶発的な故障が発生した際の検知性についても配慮し、全体的な管理体系を構築することが重要であり、これらの視点と対処方針については、各種施設管理に係る保安活動の相互の関連性及び連携並びにこれらの基礎となる設備図書の整備に係る活動方針とともに、施設管理方針として整理する必要がある。</p> <p>また、原子力施設全体を一体として管理していく必要がある一方で、対象となる設備等と対応する作業が非常に多いことから、設備等及び作業の重要度を踏まえて管理の程度を仕分けするなど、資源の適正配分と安全上重要な事項についての配慮が確実になされるための方向性を施設管理方針として整理する必要がある。</p> <p>※1 表3に示す傾向監視が可能な経年劣化事象及び日本原子力学会日本原子力学会標準「原子力発電所の高経年化対策実施基準：2008」（AESJ-SC-P005：2008）附属書Aの規定により特定される経年劣化事象並びに応力腐食割れ（塩化物による貫粒型応力腐食割れを含む。）、高サイクル疲労、異物付着、固着等の事象を含むものであって、最新の科学的知見、運転経験等を踏まえたもの。</p>	<p>（施設管理計画） 第52条 【略】 1 施設管理方針及び施設管理目標 (1) 社長は、加工施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえ、施設管理方針を定める。 また、11の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.2参照）を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。 【稲村1】</p>	<p>ガイドの記載を参考に、加工施設の安全確保を最優先として、施設管理の現状等を踏まえ施設管理方針を定めることを規定する。</p>
3. 施設管理目標（第1項第3号）		
<p>施設管理方針に従って実施する施設管理に係る保安活動について、その達成状況を明確にして施設管理の有効性を監視し、及び評価するため、プラントレベルの指標（原子力施設全体の保安が確保されているかを監視し、評価するための指標）、施設管理の重要度が高い系統※2の系統レベルの指標を設定し、指標ごとの具体的な目標値を定める必要がある。</p> <p>なお、系統レベルの指標を設定しない系統については、プラントレベルの指標によって施設管理の有効性を監視し、及び評価することをもって足りる。施設管理目標は、主に運転段階の原子力施設における維持管理の有効性として、原子力施設の機能維持の状態を示す指標を念頭に置いているが、設計建設段階においては工程管理の中で達成すべき機能確保の状況を監視するなど、施設状況に応じて創意工夫が図られるべきものである。</p> <p>※2 「施設管理の重要度が高い系統」とは、要求される機能を確保する上で施設管理の果たす役割の程度の高い系統が該当するものとする。実用炉施設においては、①重要度分類指針においてクラス1及びクラス2に分類される機能を要する系統、及び②技術基準において重大事故等クラス1から重大事故等クラス3までに分類される機能を要する系統を原則とする。ただし、確率論的リスク評価から得られるリスク情報及び運転経験等を考慮して、具体的な個別の機器等、系統に対して、要求される機能を確保する上で施設管理の果たす役割の程度を検討し、原子力施設ごとに定めることができる。</p>	<p>（施設管理計画） 第52条 【略】 1 施設管理方針及び施設管理目標 【略】 (2) 事業部長は、施設管理方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。 また、11の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.2参照）を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。 【略】 5 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視 (1) 施設所管課長は、保全の有効性を監視、評価するために、施設管理目標の中で保全活動管理指標を設定する。 (2) 施設所管課長は、前号の保全活動管理指標の目標値を設定する。 また、10の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。 (3) 施設所管課長は、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には、計画の始期及び期間に関することを含める。 (4) 施設所管課長は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p>	<p>ガイドの記載を参考に、施設管理方針に基づき、施設管理の改善を図るための施設管理目標を設定すること、施設管理の有効性評価及び特別な保全計画を踏まえ施設管理目標の見直しを行うことを規定する。</p> <p>ガイドの記載を参考に、施設管理の重要度を踏まえ、保全の有効性を監視するための保全活動管理指標とその目標値を設定すること、保全の有効性評価の結果を踏まえ保全管理指標の目標値を見直すことを規定する。</p>
4. 施設管理の実施に関する計画（第1項第4号）		
<p>施設管理実施計画は、施設管理目標を達成するため、原子力施設を構成する設備等を要求される機能や施設管理の重要性を踏まえて整理し、以下の事項を含めて策定する必要がある。</p>	<p>（施設管理計画） 第52条 【略】 2 保全プログラムの策定 事業部長は、燃料製造計画部長に1の施設管理目標を達成するため3から10の保全の実施に必要なプロセスを保全プログラムとして策定させる。 また、11の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態（6.2参照）を踏まえ、保全プログラムの見直しを行わせる。 【略】 6 施設管理実施計画の策定</p>	<p>ガイドの記載を参考に、施設管理目標を達成するための保全プログラム及び施設管理実施計画を策定することを規定する。</p>



保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（加工施設（MOX））

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定	説明
	<p>(1) 燃料製造建設所長は、3 の保全対象範囲に対し、施設所管課長及び事業者検査課長が作成する 6.1 及び 6.2 の計画に基づき、次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>a. 施設管理実施計画の始期及び期間</p> <p>b. 加工施設の設計及び工事の計画</p> <p>c. 加工施設の点検等の方法、実施頻度及び時期</p> <p>d. 加工施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</p> <p>e. 加工施設の設計、工事及び点検等の結果の確認及び評価の方法</p> <p>・ 上記 e. の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること</p> <p>g. 加工施設の施設管理に関する記録に関すること</p>	
ア. 計画の始期及び期間（第 4 号イ）		
<p>設計建設段階の原子力施設</p> <p>設置又は変更の工事の工程に応じて、次期の計画の期間に移行するに際してそれまでの施設管理に係る保安活動の評価を行うことが必要な時期を踏まえて設定する必要がある。具体的には、工事着手前の設計に係る期間と、工事着手後の施工、点検、検査等に係る期間を区分するほか、工事期間において一部の設備等を長期に使用する場合には当該期間を区分して部分的に使用開始後と同様の施設管理に係る保安活動を追加するなどが考えられる。</p> <p>○使用開始後の原子力施設</p> <p>施設管理実施計画の始期は直近（次回）の定期事業者検査の開始日を、施設管理実施計画の期間はその後（次々回）の定期事業者検査の開始日前日までの期間として設定する必要がある。ただし、廃止措置計画に規定する廃止措置の工程の終了間近であって、定期事業者検査の必要がない場合にあっては、廃止措置の終了までの期間とすることができる。</p>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第 52 条</p> <p>【略】</p> <p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 燃料製造建設所長は、3 の保全対象範囲に対し、施設所管課長及び事業者検査課長が作成する 6.1 及び 6.2 の計画に基づき、次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>a. 施設管理実施計画の始期及び期間</p>	<p>ガイドの記載を参考に、施設管理実施計画において始期及び期間を明確化することを規定する。</p>
イ. 設計及び工事の計画及び実施（第 4 号ロ）		
<p>施設管理実施計画の期間中に実施する原子力施設の設計及び工事について、対象とする設備等、関係する要求事項、実施体制、工程等を明確にする必要がある。なお、設計及び工事は長期間を要することも多く、施設管理実施計画の期間を超えるものについては、設計及び工事の全体工程を明確にしつつ、施設管理実施計画の期間内で実施する事項について特に明確にしていくものとする。</p> <p>設計及び工事の計画については、使用開始後では、要求事項の変更を受けて行うもののほか、点検等の結果から機能を回復するために行うもの、他の原子力施設及び原子力施設以外の運転経験等も含めて予防保全として行うものなどが考えられ、経緯、理由等を整理した上で計画していくことが重要である。</p> <p>設計時には、対象となる設備等が周囲の設備等へ悪影響を及ぼすことがないよう配慮しつつ、要求事項に適合していることを検査で検証できるよう、工事の方法に加えて、点検等の方法、時期等についても検討する必要がある。その際、採用する施工方法に応じて、施工前に施工部周辺への影響を適切に評価するとともに、施工後において当該影響の範囲の健全性について適切に確認することについても検討する必要がある。また、オ. に記載している工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置と合わせて検討し、安全が確保された中で、点検等及び工事が実施できるよう設計上の配慮がなされる必要がある。</p> <p>工事の実施においては、あらかじめ要領書等を定め、設計時の考慮事項等が適切に施工時に反映されるよう体制を整備する必要がある。</p> <p>また、原子力施設の安全確保には設備等の実態を把握することが基礎となることから、設備図書が実態を適切に示すものとなっていることを設計及び工事の計画、実施の各段階で確認していく必要がある。</p>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第 52 条</p> <p>【略】</p> <p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 燃料製造建設所長は、3 の保全対象範囲に対し、施設所管課長及び事業者検査課長が作成する 6.1 及び 6.2 の計画に基づき、次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>【略】</p> <p>b. 加工施設の設計及び工事の計画</p> <p>【略】</p> <p>d. 加工施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</p> <p>【略】</p> <p>(2) 施設所管課長及び事業者検査課長は、6.1 及び 6.2 の計画の策定に当たり、4 の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項及び 10 の保全の有効性評価の結果を考慮する。</p> <p>a. 運転実績、事故及び故障事例等の運転経験</p> <p>b. 使用環境及び設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>6.1 設計及び工事の計画の策定</p> <p>(1) 施設所管課長は、設計及び工事を実施する場合は、あらかじめその方法及び実施時期を定めた設計及び工事の計画を策定する。また、その計画段階において、法令に基づく手続き※<sup>1</sup>の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 施設所管課長は、加工施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法並びにそれらの実施頻度及び実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</p> <p>(3) 施設所管課長及び事業者検査課長は、工事を実施する構造物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを、第 55 条に基づき実施する使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試験（以下、「自主検査等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 使用前事業者検査及び自主検査等の具体的な方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び自主検査等の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 使用前事業者検査及び自主検査等の実施時期</p> <p>※ 1：法令に基づく手続きとは、法第 16 条（変更の許可及び届出）及び第 16 条の 2（設計及び工事の計画の認可）、及び第 16</p>	<p>ガイドの記載を参考に、施設管理の重要度及び加工施設の安全性の確保を踏まえ、設計及び工事の計画を策定し、この計画に基づき施設管理実施計画を定めることを規定する。</p> <p>ガイドの記載を参考に、策定した施設管理実施計画に従い、保全を実施し、また実施するにあたり、設計管理、作業管理及び使用前事業者検査を実施することを規定する。</p> <p>ガイドの記載を参考に、構成管理として設計要件、施設構成情報、物理的構成の均衡を維持する活動を実施していくことを規定する。</p>

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（加工施設（MOX））

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定	説明
	<p>条の3第3項（使用前事業者検査の確認申請）に係る手続きをいう。</p> <p>7 保全の実施                      (1) 施設所管課長及び事業者検査課長は、6で定めた施設管理実施計画に従って保全を実施する。                      (2) 施設所管課長及び事業者検査課長は、保全の実施に当たって、第53条による設計管理、第54条による作業管理を実施するとともに、使用前事業者検査は、第55条に従う。                      (3) 施設所管課長及び事業者検査課長は、保全の結果について記録する。</p> <p>12 構成管理                      施設所管課長は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。                      (1) 設計要件（第5条 7.2.1 に示す個別業務等要求事項のうち、「構築物、系統、及び機器がどのようなものでなければならぬか」という要件を含む第53条で実施する設計に対する要求事項をいう。）                      (2) 施設構成情報（構築物、系統及び機器がどのようなものを示す図書、情報をいう。）                      (3) 物理的構成（実際の構築物、系統及び機器をいう。）</p> <p>（設計管理）                      第53条 施設所管課長は、加工施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。                      2 施設所管課長は、第1項において第5条 7.3の適用の対象と判断した場合、第5条 7.3に従って設計を実施する。                      なお、本条に基づき実施する第5条 7.3の設計開発には、施設管理の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理及び第55条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p> <p>（作業管理）                      第54条 施設所管課長は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。                      2 施設所管課長は、加工施設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、次の事項を考慮した作業管理を行う。                      (1) 供用中の再処理事業所再処理施設及び廃棄物管理施設に対する悪影響の防止                      (2) 使用開始後の施設管理上重要な初期データの採取                      (3) 作業工程の管理                      (4) 使用開始までの作業対象設備の管理                      【稲村2】                      （使用前事業者検査の実施）                      第55条 品質保証部長は、設計及び工事の計画の認可又は設計及び工事の計画の届出（以下本条において「設工認」という。）の対象となる加工施設の設置又は変更の工事に当たり、設工認に従って行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（以下本条において「検査」という。）を統括するとともに、検査実施責任者を選任する。                      2 事業者検査課長は、前項の検査実施責任者の中から第52条 6.1(3)の計画で定める検査ごとに、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、当該検査の検査実施責任者として指名する。                      3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。                      (1) 検査の実施体制を構築する。                      (2) 検査要領書<sup>*1</sup>を定め、検査を実施する。                      (3) 検査対象の加工施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。                      a. 設工認に従って行われたものであること。                      b. 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。                      (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前号 a.及び b.の基準に適合することを最終判断する。                      4 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。                      (1) 第6条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置又は変更の工事を実施した組織とは別の組織の者                      (2) 検査対象となる設置又は変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した組織とは別の組織の者                      (3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者                      5 検査実施責任者は、検査内容及び検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者及び前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。                      6 事業者検査課長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p>	



保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（加工施設（MOX））

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定	説明
	(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該業務の供給者に対して管理を行う。 (2) 検査に係る記録の管理を行う。 (3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。 7 建設管理課長は、検査の実施時期及び検査が第 52 条 6.1(3)で定める計画に基づき確実に行われることを管理する。 ※ 1 検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。 a. 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法 b. 機能及び性能を確認するために十分な方法 c. その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法	
ウ. 巡視の計画及び実施（第 4 号八）		
原子力施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から逸脱した場合、又は逸脱する兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、保全に従事する者が毎日 1 回以上（廃止措置中で施設内に核燃料物質が存在しない場合※ 3 には毎週 1 回以上）の巡視をするものとし、体制、巡視時の確認の視点等を整備し、実施していく必要がある。 また、設備図書が実態を適切に示すものとなるように設備図書を見直す機会を持つことにもつながることから、巡視時の設備図書との照合は重要である。 ※ 3 第一種廃棄物埋設施設及び第二種廃棄物埋設施設に係る巡視の場合を含む。	-	加工施設の使用を開始する前までに、ガイドの記載を参考に規定する。
エ. 点検等の計画及び実施（第 4 号二）		
点検等（使用前事業者検査、使用前点検及び定期事業者検査に係るものを含む。）について、方法、実施頻度及び時期を、全体像を整理した実施計画や個別の点検等に係る要領書等によって、あらかじめ定めることが必要である。 点検等は、工事対象の設備等の使用を開始する前に実施するもの（以下「使用前点検」という。）と、使用開始後の機能の維持のために実施するもの（以下「使用中点検」という。）に区分し、全体の計画を策定する必要がある。使用前点検については、Ⅱ. において記載している使用前事業者検査等に対する要求事項も踏まえて、使用中点検については、Ⅲ. において記載している定期事業者検査等に対する要求事項も踏まえて、それぞれ計画し、実施することが必要である。	-	加工施設の使用を開始する前までに、ガイドの記載を参考に規定する。  なお、使用前点検及び使用前事業者検査については、6.1 設計及び工事の計画の策定及び第 55 条 使用前事業者検査の実施に規定する。
○点検等の範囲		
点検等を実施する機器等又は系統ごとに、以下の視点を踏まえて点検方法として適切な単位で計画することが必要である。 ・使用前事業者検査等又は定期事業者検査に係る点検等 ・長期施設管理方針を踏まえて実施する点検等 ・性能維持のための措置を伴う点検等 これら以外の点検等については、系統単位でまとめる等簡易な扱いとすることができる。	（施設管理計画） 第 52 条 【略】 3 保全対象範囲の策定 施設所管課長は、加工施設の中から、保全を行うべき対象範囲の設備を選定する。	ガイドの記載を参考に、保安規定において、保全の対象範囲を選定することを規定する。
○点検等の方法		
使用前点検の方法としては、設計事項が適切に具体化され、施工管理が適切になされているかどうかを確認できるよう検討することが必要であり、その上で要求事項に適合していることを確認するものである必要がある。また、使用前点検では、使用中点検で経年劣化の傾向を監視する上での初期情報を取得することも重要である。 使用中点検の方法としては、点検等を行う設備等の施設管理の重要度を踏まえて、①時間基準保全、②状態基準保全（機器等の状態を監視し、その状態を基準に点検等の時期を定める方式）、及び③事後保全（機器等の機能喪失発見後に修復を行う方式）のいずれかの保全方式とするか※ 4 を明確にした上で、経年劣化事象による劣化の有無及び劣化の傾向を監視できるものであるか、性能維持のための措置を伴うものであるかを含め、点検等の内容を明確にする必要がある。 状態基準保全の方式とする点検等（時間基準保全の方式とする際に状態監視も合わせて行う場合の状態監視に係る点検等を含む。以下同じ。）については、状態監視データの採取の方法を明確にする必要がある。 各部の損傷、変形及び摩耗等による異常の発生を兆候を伴っている状態を確認するための方法としては、一般社団法人日本電気協会電気技術規程「原子力発電所の保守管理規程」（J E A C 4 2 0 9 - 2 0 0 7）に記載されている設備診断技術※ 5 により異常の兆候を把握するなどの方法があり、これらを適切に実施していくことにより、設備の信頼性を向上させていくことが重要である。 【日本電気協会「原子力発電所の保守管理規程（J E A C 4 2 0 9 - 2 0 0 7）」及び関連指針類に関する技術評価書（平成 2 0 年 1 2 月）】 また、検査の方法については、検査の独立性の確保の観点から、検査の判定に係る実施体制も含めて、検査の体系を具体的に整理する必要があり、要求事項に適合している状態が維持されていることを体系的に確認できるよう構成される必要がある。特に検査に係る責任者及び要員は、当該検査対象となる機器等を所管する者又は検査対象の施設管理に係る保安活動を行う部門から判定に関して影響を受けないよう配慮（注）する必要がある。また、思い込みによる確認漏れや人手不足などの資源不足による不十分な確認を是正できるよう留意して体制を整備し、実施していく必要がある。 なお、点検等の結果については、できる限り事後の検証が可能な方法とし、事後の検証が困難なものについては、あらかじめ科学的・技術的に妥当性が検証され、要領書や手順書において明確化された工程、手順及び方法を用いて、透明性のある方法で実施し、これらの客観的な記録等を残すことが必要である。	-	加工施設の使用を開始する前までに、ガイドの記載を参考に規定する。  なお、使用前点検及び使用前事業者検査については、6.1 設計及び工事の計画の策定及び第 55 条 使用前事業者検査の実施に規定する。

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（加工施設（MOX））

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定	説明
<p>※4 時間基準保全としつつ、状態監視の点検実績を積み、劣化の傾向を把握していく方式もある。また、事後保全においては、適切な時期に機能喪失が発見できるように巡視及び点検等を計画する必要がある。</p> <p>※5 具体的には、日本電気協会電気技術指針「原子力発電所の設備診断に関する技術指針－回転機械振動診断技術」（J E A G 4 2 2 1－2 0 0 7）等の指針に診断方法が取りまとめられているものがある。</p> <p>（注）重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。</p>		
<p>○点検等の実施頻度</p>		
<p>実施頻度としては、使用中点検について、使用前点検の実施時期を始点として実施頻度を定め、予防保全である時間基準保全及び状態基準保全の方式については、経年劣化事象を考慮の上、所定の機能を発揮できなくなる前に点検等を行うように実施頻度を設定する必要がある。</p> <p>そのため、時間基準保全の方式とする点検等の実施頻度については点検等を行う間隔（月、年、運転・保全サイクル等）、状態基準保全の方式とする点検等の実施頻度については、状態監視データの採取頻度とする。</p> <p>特に定期事業者検査に係る点検等については、Ⅲ. 2.（2）に記載とおり、一定の期間を設定し、また保全の有効性評価で見直しを検討する際に考慮する事項を踏まえて実施頻度を設定する必要がある。</p>	-	加工施設の使用を開始する前までに、ガイドの記載を参考に規定する。
<p>○点検等の時期</p>		
<p>点検等の時期としては、点検等を行う際の原子力施設の状態として、①停止中、②試運転段階、及び③運転中（試運転中を除く。）のいずれかに区別する必要がある。</p>		
<p>○点検等の計画及び実施に当たっての留意事項</p>		
<p>計画した実施頻度の範囲内で点検等を実施していく必要があるため、過去直近の点検等の時期と当該点検等の実施頻度を踏まえて、次回の点検等の実施期限を明確にして、それまでに確実に点検等を実施するよう管理する必要がある。また、類似の設備等が多数あり、順次点検等していくこととしているものについては、実施時期に偏りがあった場合には、継続的な監視としての点検量が不足する期間が発生するおそれがあることから、全体として計画的に実施する必要がある。</p> <p>巡視及び点検等の結果を踏まえ、機能の回復（予防保全を含む。）を図る場合には、できる限り、事前にその方法、体制等を検討し、機能回復後の点検等を含めて、手順等を明確しておくことが重要である。その際、設計情報の変更を伴わず、取替工事にも該当しない軽微な作業であっても、機能の回復のために行う溶接などの作業について、施工部周辺への影響を適切に評価するとともに、施工後において当該影響範囲の健全性を適切に確認することを含めて検討する必要がある。</p>	-	加工施設の使用を開始する前までに、ガイドの記載を参考に規定する。
<p>オ. 工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置（4号ホ）</p>		
<p>工事及び点検等の工程に応じて、原子力施設の運転等の停止時※6を含めて、当該工程における原子力施設の状態、遵守すべき運転上の制限及びその遵守のための具体的な対策を計画し、施設管理に係る保安活動の実施に当たって保安を確保する必要がある。</p> <p>なお、上述の計画は報告時点のものとし、工程の期間変更といった各工程における措置に変更がない場合には、報告の内容を変更する必要はないものとする。</p> <p>※6 オ. の趣旨は、定期事業者検査のため停止していた沸騰水型原子炉において、制御棒駆動水圧系の点検等の作業中に、想定外の制御棒の引き抜きが起きたことを踏まえたものである。</p>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第52条</p> <p>【略】</p> <p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 燃料製造建設所長は、3 の保全対象範囲に対し、施設所管課長及び事業者検査課長が作成する 6.1 及び 6.2 の計画に基づき、次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>【略】</p> <p>d. 加工施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置</p> <p>（設計管理）</p> <p>第 53 条 施設所管課長は、加工施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2 施設所管課長は、第 1 項において第 5 条 7.3 の適用の対象と判断した場合、第 5 条 7.3 に従って設計を実施する。</p> <p>なお、本条に基づき実施する第 5 条 7.3 の設計開発には、施設管理の結果から得られた反映すべき事項、既設設備への影響、次条に定める作業管理及び第 55 条に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p> <p>（作業管理）</p> <p>第 54 条 施設所管課長は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2 施設所管課長は、加工施設の工事を行う場合、加工施設の安全を確保するため、次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 供用中の再処理施設及び廃棄物管理施設に対する悪影響の防止</p> <p>(2) 使用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(3) 作業工程の管理</p> <p>(4) 使用開始までの作業対象設備の管理</p>	ガイドの記載を参考に、施設管理実施計画に保安の確保のための措置を定めることを規定する。

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（加工施設（MOX））

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定	説明
<p>カ. 施設管理に係る保安活動の結果の確認及び評価の方法（第4号へ）</p> <p>設計の結果の確認及び評価においては、要求事項との対応関係を明確にし、要求事項を満たしているかどうかを検証することが必要であり、改善すべき事項が見つかった場合には設計の方法等の問題点を分析することが必要である。</p> <p>工事の結果の確認及び評価においては、点検等で確認することになるが、点検等の結果として工事の不備等が確認された場合においてその原因等を分析することが必要である。</p> <p>点検等の結果の確認及び評価については、点検等においてあらかじめ設定した判定基準に基づき対応することになるが、その際、Ⅲ. 5. に記載の原子力施設の評価を含め、経年劣化の傾向が見られるものであって引き続き使用するものにおいては、その後の使用における経年劣化の進展を評価し、次回の点検等まで機能を維持することの評価が必要である。</p>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第52条</p> <p>【略】</p> <p>8 保全の結果の確認・評価</p> <p>(1) 施設所管課長及び事業者検査課長は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の保全の結果から所定の機能を発揮している状態であることを、所定の時期<sup>※2</sup>までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 検査実施責任者は、加工施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることを合否判定をもって検証するため、使用前事業者検査等を実施する。</p> <p>【略】</p> <p>※2：所定の機能とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>10 保全の有効性評価</p> <p>施設所管課長は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 施設所管課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性評価を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b. 保全データの推移</p> <p>c. トラブル等運転経験</p> <p>d. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>e. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 施設所管課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p>	<p>ガイドの記載を参考に、保安規定において、保全の実施段階で使用前事業者検査等により結果の確認・評価を行い、この評価結果を踏まえ、保全活動指標の監視結果、保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績等を組み合わせることにより保全の有効性評価を行うことを規定する。</p>
<p>キ. 施設管理に係る保安活動の結果の確認及び評価の結果を踏まえた処置（第4号ト）</p> <p>施設管理に係る保安活動の結果の確認及び評価で特定された問題点等の原因を除去し、さらに類似の事象が発生しないよう施設管理に係る保安活動の方法、体制等を見直すとともに、改めて必要な措置を実施する必要がある。特に、点検等の結果として、設計段階や点検等の計画段階において想定していた経年劣化の傾向との相違があった場合には、設計の見直し等まで遡って検討するなど、必要に応じて施設管理に係る保安活動全体に是正処置及び未然防止処置を検討し、対応を図る必要がある。</p>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第52条</p> <p>【略】</p> <p>9 不適合管理、是正処置及び未然防止処置</p> <p>(1) 施設所管課長は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の a. 及び b. に至った場合は、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。</p> <p>a. 保全を実施した構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうことを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることが確認・評価できない場合</p> <p>(2) 施設所管課長は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>(3) 施設所管課長は、(1)及び(2)の活動を第5条に基づき実施する。</p> <p>〔稲村3〕</p>	<p>ガイドの記載を参考に、構築物、系統及び機器が所定の機能を発揮しうことを確認・評価できない場合等は不適合管理・是正処置を講じること、また他の原子力施設の運転経験等の知見を基に未然防止処置を講じることが規定する。</p>
<p>ク. 施設管理に関する記録（第4号子）</p> <p>一連の施設管理に係る保安活動においては、要求事項との関連が明確となるように記録するとともに、判断根拠等の客観的事実も含めて、可能な限り事後の検証が可能な形で適切性を示せるようトレーサビリティを確保した記録を作成し、保存する必要がある。</p>	<p>（施設管理計画）</p> <p>第52条</p> <p>【略】</p> <p>5 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視</p> <p>【略】</p> <p>(4) 施設所管課長は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>6 施設管理実施計画の策定</p> <p>(1) 燃料製造建設所長は、3の保全対象範囲に対し、施設所管課長及び事業者検査課長が作成する6.1及び6.2の計画に基づき、次の事項を含む施設管理実施計画を策定し、事業部長の承認を得る。</p> <p>【略】</p> <p>g. 加工施設の施設管理に関する記録に関すること</p>	<p>ガイドの記載を参考に、施設管理に係る活動の記録、使用前事業者検査等に係る記録を管理することを規定する。</p>

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（加工施設（MOX））

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定	説明
	<p>7 保全の実施 【略】 (3) 施設所管課長及び事業者検査課長は、保全の結果について記録する。</p> <p>8 保全の結果の確認・評価 (1) 施設所管課長及び事業者検査課長は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統及び機器の保全の結果から所定の機能を発揮している状態であることを、所定の時期※<sup>2</sup>までに確認・評価し、記録する。 【略】 (3) 施設所管課長及び事業者検査課長は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合は、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、所定の時期※<sup>2</sup>まで確認・評価し、記録する。 ※2：所定の時期とは、所定の機能が要求される時又はあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p> <p>10 保全の有効性評価 【稲村4】【略】 (2) 施設所管課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p>11 施設管理の有効性評価 【略】 (2)施設所管課長は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p> <p>（使用前事業者検査の実施） 第55条 【略】 6 事業者検査課長は、第3項及び第4項に係る事項について、次の各号を実施する。 【略】 (2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>（記録） 第71条 各職位は、表5に定めるところにより、保安に関する記録を適正に作成し、保存する。</p>	
5. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価及び反映（第1項第5号及び第6号）		
<p>施設管理方針及び施設管理目標の評価については、施設管理の全体の実施状況を踏まえて、管理体制等の改善を検討する必要がある。</p> <p>施設管理実施計画の評価については、4.ア.の計画の期間ごとに施設管理に係る保安活動の実施状況を評価し、その後の施設管理に係る保安活動がより効果的かつ適切に実施されるよう、計画を改善していく必要がある。</p> <p>特に、施設管理目標及び施設管理実施計画については、経年劣化事象を考慮した上で、少なくとも以下の項目について最新の情報を収集して評価し、設備等の信頼性を向上させるよう検討する必要がある。その際には、点検等の計画段階において想定していた経年劣化の傾向との相違の有無等を全体的に確認し、今後の点検等において想定すべき事項として経年劣化の傾向等を評価することが必要である。</p> <p>i. 施設管理目標の監視結果 ii. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績 iii. トラブル等の経験その他の運転経験 iv. 高経年化技術評価、安全性向上評価及び定期安全レビューの結果（該当する場合） v. 他の原子力施設のトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ vi. リスク情報及び科学的知見</p>	<p>（施設管理計画） 第52条 【略】</p> <p>10 保全の有効性評価 施設所管課長は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。 (1) 施設所管課長は、あらかじめ定めた時期及び内容に基づき、保全の有効性評価を評価する。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。 a. 保全活動管理指標の監視結果 b. 保全データの推移 c. トラブル等運転経験 d. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ e. リスク情報、科学的知見 (2) 施設所管課長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。</p> <p>11 施設管理の有効性評価 (1) 事業部長は、定期的に施設所管課長に10の保全の有効性評価の結果及び1の施設管理目標の達成状況を報告させ、施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。 (2) 施設所管課長は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠及び改善内容について記録する。</p>	<p>ガイドの記載を参考に、施設管理の全体の実施状況を踏まえて、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげることについて規定する。</p>
6. 特別な施設管理実施計画（第1項第7号）		
○特別な施設管理実施計画が必要な場合	（施設管理計画）	ガイドの記載を参考に、長期停止等の特別な状態にあること

保安のための措置等に係る運用ガイドの反映箇所説明資料（加工施設（MOX））

保安のための措置に係る運用ガイド	保安規定	説明
<p>発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合その他原子力施設の施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、特別な施設管理実施計画を定め、実施する必要がある。</p> <p>相当期間とは、おおむね1年以上とする。特別な状態にある場合とは、比較的広範な機器等に対し追加的な点検等を実施する必要がある場合や設備全般に対する長期保管対策を実施する場合等とする。</p> <p>○特別な施設管理実施計画の内容</p> <p>特別な施設管理実施計画の内容としては、VI. 3. 及び4. の事項について、原子力施設の状態に応じて、適切な時期に点検等を行うことを定める必要がある。</p> <p>特別な施設管理実施計画の始期及び期間は、原子力施設の状態に応じたものとして設定する必要がある。</p> <p>新たな施設管理実施計画の期間に移行する場合には、それまでの点検等の適切性の評価を行った上で、新たに計画した点検等の適切性の評価を行う必要がある。</p> <p>また、通常の管理とは異なることが想定されるため、当該計画の実施に係る体制、記録管理等について検討し、定める必要がある。</p>	<p>第52条</p> <p>【略】</p> <p>6.2 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 施設所管課長は、地震、事故等により長期停止を伴った設備の保全を実施する場合等は、特別な措置として、あらかじめ加工施設の状態に応じた保全方法及び実施時期を定めた計画を策定する。</p> <p>(2) 施設所管課長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統及び機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法及び管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p>	<p>が判明している施設に対し特別な施設管理実施計画を策定することについて規定する。</p>
7. 原子力施設の経年劣化に関する技術評価に基づく長期施設管理方針の反映（第2項）		
<p>原子力施設の経年劣化に関する技術評価及び長期保守管理方針の策定と変更については、表5に記載した文書を参考に行う必要があり、定めた長期施設管理方針をVI. 2. に記載している施設管理方針に反映することにより、施設管理における各種活動を一体として実施していく必要がある。</p>	<p>—</p>	<p>加工施設の使用を開始する前までに、ガイドの記載を参考に、保安規定に規定する。</p>